外国人集住都市会議

おおた2018

～外国人材の受入れと多文化共生社会の実現～

報告書

2019年 1月29日(火)

会 場

ティアラグリーンパレス2階 ティアラグランデ
群馬県太田市細谷町1番地

主 催
外国人集住都市会議

後 援
多文化共生推進協議会
一般財団法人自治体国際化協会

目　次

プログラム	2
外国人集住都市会議の概要	4
外国人集住都市会議　会員都市首長プロフィール	6
基調講演 「外国人受入れ新政策－日本の未来への展望」	14
セッション１ 新たな外国人材の受入れについて	24
セッション２ 外国人住民が多様性を活かし活躍できる環境の整備について ～日本語教育を中心として～	44
事例発表 「外国人児童生徒の教育支援」	65
おおた宣言	69
閉会	71
外国人集住都市会議会員都市及び関係団体によるパネル展	73
当日資料	74

プログラム

時間	プログラム
13:00-13:10	**開会**
13:10-13:55	**基調講演「外国人受入れ新政策－日本の未来への展望」** 公益財団法人　日本国際交流センター　執行理事 毛受　敏浩
13:55-14:00	**休憩**
14:00-15:20	**セッション１「新たな外国人材の受入れについて」** 【外国人集住都市会議会員都市】 群馬県太田市長　清水　聖義 群馬県大泉町長　村山　俊明 静岡県浜松市長　鈴木　康友 三重県四日市市長　森　智広 【省庁関係者】 法務省入国管理局長　佐々木　聖子 法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長　菅野　典子 総務省自治行政局国際室長　風早　正毅 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長　古館　哲生 文部科学省大臣官房国際課長　奈良　哲 文化庁国語課長　髙橋　憲一郎 【コーディネーター】 明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造
15:20-15:35	**休憩**

時間	プログラム
15:35-16:55	**セッション２「外国人住民が多様性を活かし活躍できる環境の整備について ～日本語教育を中心として～」** 【外国人集住都市会議会員都市】 群馬県太田市長　清水　聖義 群馬県大泉町長　村山　俊明 静岡県浜松市長　鈴木　康友 愛知県豊橋市長　佐原　光一 【省庁関係者】 法務省入国管理局長　佐々木　聖子 法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長　菅野　典子 文部科学省大臣官房国際課長　奈良　哲 文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課長　三好　圭 文化庁国語課長　髙橋　憲一郎 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長　古館　哲生 【コーディネーター】 明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造
16:55-17:05	**休憩**
17:05-17:20	**事例発表「外国人児童生徒の教育支援」** NPO 法人　G コミュニティ　代表理事 本堂　晴生
17:20-17:30	**おおた宣言・閉会**

外国人集住都市会議の概要

１．会議趣旨

外国人集住都市会議は、外国人住民に係る施策や活動を進めている都市及び同地域の国際交流協会をもって構成する。各都市の状況の情報交換等を行うなかで、地域で顕在化している様々な問題の解決に積極的に取り組むだけでなく、まちづくりの担い手やまちを活性化させる貴重な人材と捉え、多文化共生を推進していくことを目的としている。

また、外国人住民に係る諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを行っている。

２．開催経緯

２００１年５月７日、浜松市で第１回会議を開催し、その後担当者会議を重ね、同年１０月１９日、「外国人集住都市公開首長会議」を浜松市で開催し、外国人住民との地域共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択。１１月３０日には、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、社会保険庁の５省２庁に「浜松宣言及び提言」の申し入れを行った。これは、基礎自治体では初めての外国人住民の支援に対する政府への提言であった。

以来、多文化共生社会を実現するための課題解決に向けたさまざまな研究や、提言・規制改革要望を続けてきた。その成果の一つとして、２０１２年７月に外国人住民に係る住民基本台帳制度が施行され、市町村において外国人住民の居住実態を今まで以上に把握できるようになった。また会員都市間で「災害時相互応援協定」を締結し、会員都市の地域で地震などによる災害が発生し、被災した会員都市単独では言語支援などが困難な場合に、相互に応援を行えるよう防災体制の整備を図っている。

しかし、日本語能力が十分でない外国人住民が多く存在することや、外国人住民の多くが派遣などの不安定な雇用形態に留まるなど、まだまだ取り組むべき課題が多くある。

会議設立から１８年目を迎えた会員都市では、外国人住民の多国籍化・定住化が進み、アジア諸国からの外国人住民の増加など設立当時とは違った社会情勢の変化がある。

政府は、2019 年 4 月からの新たな在留資格の創設を踏まえ、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、政府全体として共生社会の実現を目指した取組みを進めていく。

「外国人集住都市会議おおた２０１８」では、外国人集住都市会議がこれまで取り組んできた外国人住民に係る課題の解決に加えて、多様性を都市の活力とするための施策等について議論する。

３．外国人集住都市会議会員都市の外国人人口データ

平成 30 年 4 月 1 日現在

都市名	総人口（人）	外国人人口（人）	外国人割合（%）	国籍別1位	同2位	同3位
群馬県太田市	224,545	10,740	4.8%	ブラジル	フィリピン	ベトナム
群馬県大泉町	41,834	7,586	18.1%	ブラジル	ペルー	ネパール
長野県上田市	158,171	3,655	2.3%	中国	ブラジル	ベトナム
長野県飯田市	102,012	2,149	2.1%	中国	フィリピン	ブラジル
岐阜県美濃加茂市	56,665	4,730	8.3%	ブラジル	フィリピン	中国
静岡県浜松市	804,989	23,145	2.9%	ブラジル	フィリピン	中国
愛知県豊橋市	376,478	16,092	4.3%	ブラジル	フィリピン	韓国・朝鮮
愛知県豊田市	424,783	16,327	3.8%	ブラジル	中国	フィリピン
愛知県小牧市	152,944	8,656	5.7%	ブラジル	フィリピン	ベトナム
三重県津市	279,857	8,159	2.9%	ブラジル	中国	フィリピン
三重県四日市市	311,763	9,041	2.9%	ブラジル	韓国	中国
三重県鈴鹿市	200,435	8,187	4.1%	ブラジル	ペルー	中国
三重県亀山市	49,599	1,881	3.8%	ブラジル	中国	ベトナム
三重県伊賀市	92,460	4,832	5.2%	ブラジル	中国	ベトナム
岡山県総社市	68,537	1,178	1.7%	ベトナム	ブラジル	中国

外国人集住都市会議
会員都市首長プロフィール

≪会員都市≫

群馬県太田市

清 水　聖 義　（しみず　まさよし）【1941 年 12 月 7 日生】

前職：群馬県議会議員　就任年：2005 年 4 月（旧太田市長　1995 年～2005 年）

当選回数：4 期目（旧太田市長　3 期）



多文化共生社会の実現に向けて、外国人住民の持つ文化や価値観などの多様性を活かし、地域住民がともに安心して暮らせるまちづくりを目指します。

群馬県大泉町

村 山　俊 明（むらやま　としあき）【1962 年 7 月 25 日生】

前職：大泉町議会議員　就任年：2013 年 5 月　当選回数：2 期目



人口の約 18%を外国人が占める大泉町では、正しい情報を正しく伝え、正しく理解し行動できることを多文化共生施策の基本とし、国籍にかかわらず、誰もが地域社会の一員として支え合う多文化共生のまちづくりを推進しています。

長野県上田市

土 屋　陽 一（つちや　よういち）【1956 年 10 月 28 日生】

前職：上田市議会議員　就任年：2018 年 4 月　当選回数：1 期目



自国の文化や環境により育まれた多様な視点を持つ外国籍の皆さんと共に暮らしていくことは、地域の文化と感性を再認識する機会でもあり、また、これら貴重な価値観を自治体運営に活かしていくことが、グローバル社会における時代の要請と捉え、多文化共生社会を着実に目指していきます。

長野県飯田市

牧 野　光 朗（まきの　みつお）【1961 年 8 月 16 日生】

前職：日本政策投資銀行　就任年：2004 年 10 月　当選回数：4 期目



リニア中央新幹線の開通を見据えた飯田市の将来像「小さな世界都市」実現のためには、多文化共生社会の推進が重要となってまいります。市民・関係団体・事業所等の協働による取組を通じて、多様性を活かした地域づくりを目指します。

岐阜県美濃加茂市

伊 藤　誠 一（いとう　せいいち）【1956 年 4 月 8 日生】

前職：美濃加茂市副市長　就任年：2018 年 1 月　当選回数：1 期目



様々な文化背景を持つ市民がお互いの違いを認め合い、理解を深め、共に暮らす地域での協働は大変重要です。外国人市民の自立を推進し、地域の皆さんと一緒に共生のまちづくりを目指します。

静岡県浜松市

鈴 木　康 友（すずき　やすとも）【1957 年 8 月 23 日生】

前職：衆議院議員　就任年：2007 年 5 月　当選回数：3 期目



浜松市多文化共生都市ビジョンを踏まえ、外国にルーツを持つ子供たちへの教育支援をはじめ、外国人市民の持つ多様性を生かした文化の創造や発信、地域の活性化へとつながる、誰もが活躍できる魅力ある都市を目指します。

愛知県豊橋市

佐 原　光 一（さはら　こういち）【1953 年 11 月 10 日生】

前職：国土交通省中部地方整備局副局長　就任年：2008 年 11 月

当選回数：3 期目



豊橋市では、日本人市民も外国人市民も共に暮らす豊橋市民として多文化共生のまちづくりを推進しています。今年度は、中学校に日本語初期支援校「みらい」を設置し、将来を担う子どもたちの教育に力を注いでいます。

愛知県豊田市

太 田　稔 彦（おおた　としひこ）【1954 年 4 月 30 日生】

前職：豊田市総合企画部長　就任年：2012 年 2 月　当選回数：2 期目



世界をリードするものづくり産業の中枢都市として発展してきた豊田市では、本市に来訪・定住する外国人の方の傾向などを反映させ、地域の発展や課題の解消につなげる施策を展開します。

愛知県小牧市

山 下　史 守 朗（やました　しずお）【1975 年 7 月 6 日生】

前職：愛知県議会議員　就任年：2011 年 2 月　当選回数：2 期目



総人口の約６％が外国人市民である小牧市では、『みんな「こまき市民」、助けあって笑顔で暮らせるまち』をスローガンに、地域・企業・行政が一体となった事業を行い、さらなる多文化共生社会の推進に向けて取り組んでいきます。

三重県津市

前 葉　泰 幸（まえば　やすゆき）【1962 年 4 月 7 日生】

前職:デクシア銀行東京支店副支店長　就任年:2011 年 4 月

当選回数:2 期目



外国人住民からの相談や多様なニーズへの対応に向けた生活支援やコミュニケーション支援により、自立と地域社会への参画を促進するとともに、市民、団体、企業等に対して、より一層の異文化理解の向上に取り組み、多文化共生の地域づくりを推進します。

三重県四日市市

森　智 広（もり　ともひろ）【1978 年 5 月 27 日生】

前職:四日市市議会議員　就任年:2016 年 12 月　当選回数:1 期目



「３１万人元気都市四日市」の実現に向けて、日本人市民と外国人市民が互いに顔の見える関係を築き、外国人市民が日本人市民と対等な地域の構成員として地域づくりに参画できるよう、多文化共生の取組みを進めていきます。

三重県鈴鹿市

末 松　則 子（すえまつ　のりこ）【1970 年 11 月 14 日生】

前職:三重県議会議員　就任年:2011 年 5 月　当選回数:2 期目



地域で生活するすべての市民が，国籍や文化的背景に関わらず，互いに違いを認め合い，尊重し合いながら暮らせるよう，関係機関をはじめ地域活動団体など，まちづくりに関わる方々と連携を図り，引き続き多文化共生施策を推進します。

三重県亀山市

櫻 井　義 之（さくらい　よしゆき）【1963 年 2 月 25 日生】

前職:三重県議会議員　就任年:2009 年 2 月　当選回数:3 期目



外国人住民の必要な生活情報の提供や相談支援はもとより、地域活動団体や各種機関と連携し、市民一人ひとりが多様性を認め、尊重し合う共生社会の実現に向けて力強く取り組みを進めてまいります。

三重県伊賀市

岡 本　栄（おかもと　さかえ）【1951 年 9 月 18 日生】

前職:関西テレビ放送株式会社アナウンサー

就任年:2012 年　当選回数:2 期目



多言語だけでなく「やさしい日本語」での対応を広めるなど、外国人住民の生活をサポートする機能を充実させるとともに、外国人住民が地域コミュニティの一員として社会参画できる魅力ある多文化共生社会をめざします。

岡山県総社市

片 岡　聡 一（かたおか　そういち）【1959 年 8 月 2 日生】

前職：国会議員（橋本 龍太郎元首相）公営第一秘書　就任年：2007 年 10 月

当選回数：3 期目



総社市の多国籍コミュニティ（SIC）をはじめ、各種機関・団体等と連携を図りながら、就労・福祉・防災・教育等、様々な分野で真心を込めた事業を実施し、総社市流の多文化共生のまちづくりを進めていきます。

講師・コーディネーター・事例発表者プロフィール

基調講演講師

公益財団法人　日本国際交流センター
**　執行理事　毛受　敏浩　（めんじゅ　としひろ）**



慶応大学法学部卒業後、兵庫県庁に勤務。職員海外大学院派遣制度により米国エバグリーン州立大学公共政策大学院で修士号取得。1988 年より（公財）日本国際交流センターで勤務し、草の根の国際交流、国際協力など幅広い分野の活動に携わる。現在、日本国際交流センター執行理事。桜美林大学博士課程単位取得退学。内閣官房地域魅力創造有識者会議メンバー、第一回国際交流・協力実践者会議実行委員長等を歴任。新宿区多文化共生まちづくり会議会長、日本 NPO センター理事等を務める。著書に『自治体がひらく日本の移民政策』『限界国家／人口減少で日本が迫られる最終選択』など。「亡国の移民政策」対談で 2018 年文藝春秋第八十回読者賞受賞。

セッションコーディネーター

明治大学国際日本学部教授
**　山脇　啓造（やまわき　けいぞう）**

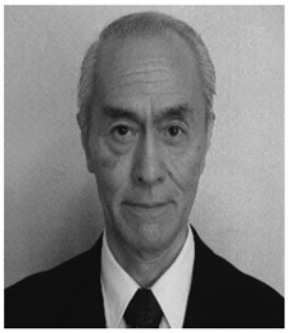


明治大学国際日本学部教授。専門は移民政策・多文化共生論。総務省多文化共生の推進に関する研究会座長、東京都多文化共生推進委員会委員長。外務省、法務省、文部科学省等の外国人施策関連委員を歴任。群馬県、愛知県等の多文化共生施策関連委員長や外国人集住都市会議アドバイザーも歴任。2012 年度にオックスフォード大学で欧州の移民政策を研究。

事例発表者

NPO 法人　G コミュニティ　代表理事

本堂　晴生（ほんどう　はるお）



慶應義塾大学大学院修士課程修了（電気工学）後、㈱日立製作所勤務。米国駐在を経験。定年退職後、中国ベンチャー企業の東京事務所勤務。リタイア後、2009 年から NPO にて文部科学省「『虹の架け橋教室』事業」、文化庁「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」のコーディネーター活動に携わった。現在、不就学を含む外国人児童生徒等の教育支援に加えて、親の支援及び地域の活性化活動を進めている。自ら立ち上げた 2 つの NPO を含め 3 団体で活動中。群馬県在住。

開会

＜座長挨拶＞
太田市長　清水　聖義



ただいまご紹介いただきました座長を務めております太田市長の清水でございます。

本日は、ご来賓の皆様方を初め、本当に大勢の皆さん方に、また、遠方から太田までいらしていただきまして、会議に参加をしていただきました。本当にありがとうございました。

外国人集住都市会議は、2001年に浜松でスタートしました。
本当に長い間やらせていただいていますが、その間、教育の問題、あるいは外国人登録、また、日本語はこれからかなり重要なテーマになりますけれども、こういった問題の解決に向けて都市同士で情報を共有しようということでやってきまして、国や関係機関に向けてメッセージを発してきたということでございます。この集住都市会議も毎年会議を開催し、省庁関係者と会員都市の首長による対話の場として発展をしてきたわけであります。

現在、日本に在留する外国人は264万人を数え、定住化の進展やアジア諸国からの外国人住民の増加など、本会議設立当時とは大きく異なりまして、私たちの対応も本当に種々さまざまになってきているわけであります。政府においては、４月から始まる新たな在留制度を踏まえ、外国人労働者の受け入れや共生社会の実現に向けた取組を進めていただいております。昨年末に発表された126項目になる総合的対応策でございますが、このことにつ

きましても、いつどのような形で進めていくのか、まだ具体的な形にはなっていないわけでありまして、早急に具体的に地域におろして、実効あるものにしてほしいと思っております。

また、ちょっと問題なのは、外国人集住都市会議のメンバーが最近少し減っているんです。なぜ減っているのかというのは、当然のことながら、成果が余り得られなかったということに尽きると思うのですが、やはりこれからが外国人の対応に大事なところでありまして、我々としても、多くの都市に働きかけてさらに参加を求めていきたいのと同時に、集住都市会議に参加している都市に対して、国もえこひいきをするというようなことをやればさらに増えるのではないかなというふうに思っているわけであります。

今日は、外国人材の受け入れと多文化共生社会の実現をテーマに、各地域の現状と課題を認識し、外国人住民の多様性を都市の活性化につなげられればということで、基調講演をしていただきます毛受様、また、関係省庁の皆さんにもご参加をいただき、議論を展開していきたいと思っております。

最後までよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶にさせていただきます。本当に皆さんご苦労さまでした。ありがとうございました。

基調講演

「外国人受入れ新政策ー日本の未来への展望」

公益財団法人　日本国際交流センター
執行理事　毛受　敏浩　（めんじゅ　としひろ）



こんにちは。ただいまご紹介いただきました日本国際交流センター執行理事をしております毛受敏浩と申します。

今回、太田市での集住都市会議でありますが、事務局の方にお話を聞きますと、今日、300人のところを380人の方が入っていらっしゃるとのことです。しかも、それでも来たいという方がまだまだたくさんいらっしゃったということで、やむを得ず人数制限をしたというような盛り上がりであります。先ほどもお話がありましたが、集住都市会議は2001年から始まりまして、20年近くたつわけでありますが、今年がある意味最大の盛り上がりの年、あるいは転換点というふうに考えております。これはもちろん政府が外国人受け入れについて新しい方針を出したということでありまして、集住都市会議もこれから次のステージに入っていく記念すべき年であり、転換点の年であると考えております。そういうときに、今日、基調講演としてお招きいただいたということは本当にありがたいと思っております。

今日は、50分弱という限られた時間ですので、その中で５つの点をお話しさせていただきたいと思います。１つは終わりのない人口減少、それから、2019年は移民元年と呼ぶのにふさわしい年だというお話です。それから30年間の政策空白問題、次に政府の新政策について私自身の考え方、そして、外国人集住都市会議に期待することということでございます。早速話に入らせていただきます。

21世紀、今我々がいる世紀は、日本にとっては人口減少の世紀であるということをお話ししたいと思います。ここで出しておりますグラフは、国立社会保障・人口問題研究所、国の機関でありますが、ここが５年置きに、日本の将来人口はどうなるかということを出しております。直近のものが2017年でありますが、それをもとに10年ごとにまとめたものであります。我々がいる2010年代はマイナス273万人ということでありますが、これが2020年代になると急速に減少いたしまして、マイナス620万人。2030年代になるとさらに減ってマイナス820万人。その後は900万人ということで、要は10年間に1,000万人近い人口減少の時代がやってくるということであります。これは遠い未来のことではないかとお思いになるかもしれませんが、例えば皆様方で小学校のお子さんがいらっしゃる方もいると思うんですが、小学校のお子さんというのは、考えてみると、人生90年、100年の時代でございますので、そうすると22世紀まで生きられる方なんですね。今、小学校のお子さんは2100年まで生きると。そのときに日本はどうなっているかというと、日本の人口は5,000万人ちょいということになるわけであります。こういう厳しい人口減少、これが我々日本が現在直面している課題でありまして、そういう意味で外国人の受け入れというのは不可避であるかと思います。ただ、不可避ではありますが、外国人を受け入れすれば日本の人口減少がとまるかというと、とまらないと思います。というのは、では、年間50万人、60万人を受け入れできるかというと相当無理があると思います。それこそ、30年代、40年代になりますと年間80万人も減っていくわけですから、その人たちを受け入れるのは無理で、外国人を受け入れしても、日本の人口減少は避けられないということです。皆様方が全員生きていらっしゃる世代、時代においては、日本の人口は外国人を受け入れても減少し続けるということがある意味決定されているわけです。では、外国人の受け入れをしても無駄ではないかと。そうではなくて、外国人の受け入れをし、それから国が進めておりますＡＩ、ロボットということも総動員して、日本は人口減少しながらも、我々の社会を何とか維持していく、そういうことが必要な時代である状況にあるというふうに認識しております。

国のほうでは、人口減少に対して地方創生ということをやってまいりました。地方創生も、2014年に地方創生法、まち・ひと・しごと創生法ができまして、当時の自民党の石破幹事長が初代の大臣になって、鳴り物入りで地方創生が始まったわけであります。現在も年間１兆円近い予算が使われております。その成果、目標としたのは、要は出生率を上げるということであります。もう１つは、地方から東京圏への人口移動を抑制する。これはなぜかというと、東京は最も出生率が低いわけでして、地方から東京に人がどんどん集まってしまうと子どもの数は増えない、そういう理由であります。では、結果どうだったかというと、出生率でいうと、2013年と2017年を比べると変化しておりません。それから、人口移動について見ますと、地方から東京圏で2013年は9万6,000人であったわけで、これ

を2020年までにイーブンにする、ゼロにする、均衡させるということを国の目標で掲げましたが、実際は、2017年どうだったかというと11万9,000人と逆に増えているわけであります。そういう意味で、やはり地方創生の限界が明確になっているということだと思います。実は今年度、私自身も地方創生の委員に任命されました。外国人の受け入れの必要性を主張する私自身が委員になったことは、日本人だけで国の人口を維持、あるいは地方の活性化を維持するということに無理があると、政府も考えていることの証ではとも考えております。

政府の新政策が実施される今年は、私自身は移民元年と考えております。恐らく後世、歴史家の方は、この年が日本において、外国人、移民を受け入れる大きな転換点になったというふうに評価されるのではないかと思っております。ただ、これも皆様ご承知のように、政府は移民政策とは異なるという説明をしております。では、なぜ移民政策と異なるのかということでありますが、これには２つ理由があると私は思っております。１つは、国民感情への配慮。これまで外国人が増えると治安が悪くなるという風評というか、そういう考えが結構広がっていたわけです。一部の人たちが広めたのかどうかわかりませんが、外国人イコール犯罪者予備軍というようなイメージが割と受け入れられて、外国人が増えると地域にとってよくないということが割と一般の方々にも浸透していたのが現実であります。そういうことに対して、国としても、国民の間でそういう理解、認識があるのであればなかなか言いづらい、これが１つの理由だと思います。もう１つは、より政治的な話でありまして、自民党の中で、やはり移民とか外国人に対してセンシティブな意見の方々がいらっしゃるということも事実であります。そういう方々に対する配慮も当然ないと政治的な決断はできません。すっきりしない形の中で外国人の政策が変わったことに違和感のある方もいると思います。私もそう思いますが、これまでの従来の考え方を変えていく、特に政治的な段階で変えていくというのはいろんな妥協が必要ですので、そういう意味で、今回の政策の変換は、移民政策ではないという断り書きはついておりますが、大きな山を越えたというふうに認識しております。ただ、山を一旦越えてしまえば、ここから先は進んでいくしかないわけでありまして、外国人の受け入れについてはこれからどんどん進んでいくと。ですから、移民と言うかどうかはわかりませんが、実質的な形で進んでいくという意味で、歴史的な転換になろうかと考えております。

では、なぜ今まで外国人の受け入れ、あるいは移民政策というのはタブー視されてきたかということを少し考えてみたいと思います。１つは、先ほど申し上げましたように、移民が増えると、外国人が増えると犯罪が増えるというような誤ったイメージがあったわけです。実際、外国人の犯罪は2005年がピークでありまして、そこから後は実はずっと減少してきております。それから、若い方に、外国人の受け入れ、あるいは移民政策をどう思いますかというと、大学生の方と話をすると、いや、それは余りよくないという方も実はいらっしゃるんですね。若い方だからもっと受け入れをしたほうがいいと言うのかというと、そうでもない。それはなぜかというと、自分の職が奪われるというふうに言う方もいらっしゃるわけです。ただ、考えてみると、現在でも、ホワイトカラーの分野、大卒の方について言うと、外国人の受け入れについては人数制限がない形で実際は受け入れが始ま

っております。そういう意味で、移民政策がない、外国人の受け入れをしないというのは、要はブルーカラーの分野での受け入れが進んでこなかったということでありまして、今回それの大きな転換があったということであります。

それから、外国人の受け入れがやっぱり嫌だという方の中には、日中関係、中国との関係が非常にデリケートであると。ですから、外国人の受け入れが本格的に始まれば中国人がたくさんやってくるのではないかということを懸念される方もいらっしゃいまして、私はそういうことはあり得ないと思うんですが、もしそこに配慮するのであれば、東南アジア、親日的なそういう国があるわけですから、そういうところから優先的に受け入れをすればいいということであります。

また、日本的同質性。日本は、アイヌの方もいらっしゃいますので、単一民族ではもちろんないわけですが、単一民族に近い、同質性の高い国であると、これはそのとおりであります。そういうことを変えたくない、それはある意味納得できることでありますが、では、そのままいくとどうなるのかということであります。ご承知のように、どんどん人口減少が進んでおりまして、秋田県は、今年、なまはげがユネスコに登録されましたが、秋田県のなまはげも、実は高齢化、人口減少で４割がもう既に消失したと言われております。秋田県に留学生が非常に多い大学がありまして、その留学生が実は今、なまはげをやっております。なまはげをやった結果、一部の地域で復活したというところがあるんですね。だから、考えてみると、日本の地域の伝統文化を日本人だけで維持するというのは、これからほぼ無理になってくると思います。海外で日本の文化について関心のある方はたくさんいらっしゃるわけですから、そういう方々にも一緒に担っていただくというふうに考えていかないと、なかなか文化も維持できないということではないかと思います。

また、人口が減っても大丈夫だという方もいらっしゃるわけです。ヨーロッパの小さい国、ベルギーとかスイスは人口が小さいですけれども、１人当たりのＧＤＰでいいますと日本よりずっと豊かであります。そういう国を目指せばいいんだという考えもあります。では、日本がそうできるのかということでありますが、そうした国々は、最初は大きい国で小さくなったわけではなくて、日本の県ぐらいの単位の国で、独自の文化があって、言語があって、そこが独立国としてなっているわけでして、日本がそういう国になれるかというと、私はとてもそういう国にはなり得ないと思いますし、そうなった時点で日本のさまざまな文化は失われていく。日本の文化というのは、山を越え谷を越えるとそこに地域のいろんな風習があり、伝統があるわけです。それがこのまま行くとゴーストタウン列島化していくわけです。そのままでは日本の伝統文化は維持できないということも思います。経済的には1,000兆円を超える国の借金があるわけですので、そういう意味で、人口がどんどん減っていくのに任せると、この1,000兆円というのは返すことができなくなるわけです。そうなると国家破綻ということになりまして、都合よく、人口が減って豊かな国を目指すというわけにいかないわけであります。

それともう１つ、外国人の受け入れ、移民、難民についてヨーロッパの失敗があるという方もおります。ドイツのメルケルさんは大変な状況になっているんじゃないか、イギリスはブレグジットで大変困っているということであります。ただ、考えてみますと、ヨー

ロッパの場合は、経済的に破綻した国から入国を求める移民、あるいは難民の人たちが突然国境に押し寄せて、入れてくれということで、それに対する対処に困っているわけでして、今、日本が考えようとしている外国人の人たち、日本にとって必要とする人たちをあらかじめこういうスタンダードということで決めて受け入れる、そういうものとは全然質の違うものであります。それが日本で今まで混同されているということもあります。事実に基づく認識の上で、外国人の受け入れはしっかりした形で受け入れをしていくことが必要だということを考えております。

次のグラフを見ていただきたいんですけれども、上が外国人の増加であります。一番右端を見ていただきますと、2017年でありますが、日本に住む外国人は17万9,000人で、ほぼ18万人増えております。一方、日本人の人口はマイナス40万3,000人であります。これを見ていただきますと、人口の自動調節弁が働いたかのように、外国人の方が日本の人口減少を補っているという形に既になっております。ただ、考えてみれば、この間大きな政策の変更はないわけであります。変更がないにもかかわらず、なぜこれだけ外国人がどんどん増えてきているのかということであります。それはなぜかというと、要は人手不足、人材不足ということでありまして、企業にとっては死活問題ですので、何としても人が欲しいということになると、結局、非常にいびつな形で外国人の方が入ってくる。要は正式な政策がなければ、いわゆるサイドとかバックと言われる形で入ってくるということであります。

人口増加の都県の人口変動の表。実はこれは私自身が片山さつき大臣も参加されていた地方創生の委員会で提出しお話しさせていただいたものであります。これが平成28年から平成30年の間に人口が増加した東京都と６つの県であります。それ以外の府県は全て人口が減っております。東京を横に見ていただきますと、東京は人口22万2,000人の増加でありますが、このうち日本人は14万9,000人、外国人が７万2,000人ということで、人口増加に占める外国人は33％となっておりますが、愛知県ではその割合は80％、埼玉県では70％ということで、一番下の福岡県を見ていただきますと、福岡県は、トータルでは8,000人の人口増加でありますけれども、日本人は人口減少でありまして、外国人の増加でトータルで県の人口は増えている、これが既に現実であります。ですから、放っておいても実は外国人がどんどん増えてきているわけであります。では、それが健全な増え方なのかどうかということが非常に大きな問題かと思います。

ここで、「移民政策がないと移民問題が起こる」と書かせていただきましたが、結局、制度の変更がないにもかかわらず、2017年で見ると１年間に18万人も増加しているということでありまして、なぜ増加したか。これは技術・人文知識・国際業務と言われるホワイトカラーの方々の在留資格者が増えたということはあるんですが、それ以外に、デカセギ留学生と言われる人たち、技能実習生が急増しているということであります。デカセギ留学生について言いますと、留学生のビザで入りながら週28時間を超えて働いている方がいるということでありまして、これは昨年、福岡で留学生についてアンケート調査がありまして、そこであなた方は何時間働いていますか、幾ら稼いでいますかというアンケートがあったんですが、それを見ると、日本でお金を稼いで、日本で生活し、家に仕送りをして

いるという留学生が一部いたんです。要は週28時間働いて家に仕送りできるはずがないわけでして、実態としてそういうことが一部で起こっているということであります。そういうことを手引きするようなブローカーもあり、あるいは一部の日本語学校については、問題になるケースがあるということであります。

先ほどご紹介の新宿区の多文化共生まちづくり会議というのがありまして、私はそこの会長をさせていただいておりますが、実は新宿区は日本で一番日本語学校が多い地区でありまして、その正確な数は区役所の方もはっきりわからないんですが、大体60ぐらいあるんじゃないかというふうに言われています。それが雨後のタケノコのように新しくできた。もちろんちゃんとしたところもあるんですが、よく実態のわからないものも増えてきたと。結局それは人手不足ということが起こると、いろんな形でいろんな経済団体が動いて外国人を連れてくるということでありまして、そういう意味で、正面からの受け入れということをしない限りはいびつな形で外国人が増えてくるということであります。技能実習生についても、国際貢献という名目でありますが、では、今27万人近い外国人の方を全部国際貢献の目的で企業の方が受け入れをしているのかというと、恐らく数パーセントが実態であろうと思うわけであります。そういう意味で、後で申し上げますが、今回の政策の変更で、特定技能という在留資格を創設することで、就労目的で外国人の方をブルーカラーの分野で受け入れる、これは正しい方向だと私は思っております。

次にお話をさせていただきたいのが、平成30年間の在留外国人数の変化ということであります。今年から新たに外国人の政策が変わるということでありまして、特定技能ができる、これは大変いいことと思いますし、それから、従来いる260万人の外国人の方々に対しても生活者としての対応をするという政府の方針で、この後、そういう具体的な話が出てくるかと思いますが、では、この間平成で限って見ても、この30年間に実は160万人の外国人の方が増えたということであるわけです。

この内訳を見ていただきますと、平成元年の当時は、在日の韓国、朝鮮の方、中国の方、一部フィリピンの方とかいらっしゃいましたが、ある意味、非常に単純な形でありました。要は在日の方プラス、少数の外国人住民というのが30年前、平成の最初であります。それが直近、2017年で見ますと、中国人が３割、韓国が２割弱、ベトナム、フィリピン、ネパール、その他というところも非常に数が増え、雑多な国から外国人の方が来られると。そういう意味で、質的にも、量的にも、この30年間の間に全く様変わりしたわけであります。この30年間の間に、各自治体、あるいはＮＰＯは多文化共生ということで取り組んでこられたわけですが、実質的に国の関与というのは非常に乏しかった。そういう意味で、この30年間の政策の空白問題というものがあるというふうに私は考えております。

外国人の受け入れというのは、私自身は、日本社会のひずみ、課題の本質を解決せずに、外国人受け入れによって一時的に痛みを緩和する、そういう形で外国人をピンポイントで入れるというような応急処置的な対応で外国人を入れるということがどうも行われてきたというふうに感じるわけであります。例えば、ブルーカラーの分野の労働力が不足するということに対して、日系南米人の方を1990年の入管法の改正で受け入れたわけでありますが、このときはバブルの時代でありまして、人手不足ということであります。来られた方々

も出稼ぎという認識で来られたんですが、ただ、ビザは定住者というビザだったということで、家族も同伴でき、お子さんもということになって、そのお子さんが日本で生まれと、これが今まで続いているわけですが、では、お子さんが生まれて子どもが成長していくということを定住者の在留資格をつくったときに想定して国が考えていたのかどうかということであります。30年たった今、我々が直面しているような課題を30年前に想像力を持って国が動いたのかどうかということであります。それから技能実習生につきましても、国際貢献という名目でありますが、実態的にはやはり労働力の不足を補うと、しかも、安い労働力という形になっているわけでありまして、そういう形で受け入れをしてきた。ですから、その時代ごとに必要な労働のニーズを応急処置的に政策として受け入れをした。ただ、その応急処置が終わったらそれで進むかというと、そこで来られた方は生身の人間でありまして、家族を連れて生活をされて、その方々が定住し、それだけではなくて、その方々が日本で結婚し子どもを産んでいるということであります。

この30年間の政策空白ということについて、繰り返しになりますが、自治体、市民へ一種丸投げをされてきたという状況があります。その中で１つ、ダブルリミテッドと言われる日系南米人の方の間には、日本語もポルトガル語も非常に中途半端なお子さんがいらっしゃる。ただ、そのお子さんがもうお子さんではなくて、大人になられて結婚し、お子さんがいる、30年間というのはそういう期間であります。１世代であります。この間、国の大きな政策は何もなかったということでありまして、この30年間の空白をどう見るかというのは非常に大きなテーマだと私は思っております。それから、日本に10年以上生活しながら日本語のできない外国人の方もたくさんいらっしゃるというのが現実であります。一方、ドイツでは、30年間の政策不在ということで、実はドイツも同じような話がありました。ドイツは、1950年代の戦後復興の過程で、近隣のヨーロッパ諸国、それからトルコからゲストワーカーという形で外国人労働者の受け入れをしまして、最後には、家族の同行も認めるわけですが、これが1973年まで続きます。その後、ドイツでは2004年までちょうど30年の間、外国人についての移民政策が国の制度とするとほぼないという30年間の空白があったわけです。そういうことによりまして、トルコ系の人たちが社会の下層へ定着していく、ドイツ人との確執が生まれる、社会の治安悪化にもつながってきたという現実の問題がありまして、2004年以降、ドイツは完全に方向転換しまして、統合政策を徹底するということで、ドイツ語学習を義務づけであります。これは受けなければだめということでありまして、それだけではなくて、ドイツの社会について勉強するということも義務づけをしております。当初30時間でしたが100時間というところまでやっております。そのことによって、外国人の人たちが社会にしっかり定着するのと同時に、彼らがドイツの中で本当の意味で持っている潜在力を発揮できるような国にしていくという大きな転換があったわけであります。そういうことを考えますと、今回の日本の政策転換は、ドイツのようになるかどうかはわかりませんが、いずれにしても、恐らくそういう方向に向かっていく本当に最初の一歩だと思います。もちろん政策が後戻りすることはないと思いますし、前にどれだけのペースで進んでいるかということが問題になってくるというふうに思います。

今回の「改正出入国法」と新方針のポイントということで、私は３つ考えておりまして、在留期間の上限を５年とする就労を目的とした新たな在留資格が創設されたということであります。２番目には、その中で新たな在留資格で来られた方で、試験の合格者には家族帯同と定住を認めること、それから、繰り返しておりますが、外国人に対して生活者としての総合的な対応策をとる、その３つが重要なポイントだと思っております。１つずつお話をさせていただきます。上限を５年とする就労を目的とした新たな在留資格を創設するということで、５年で34万5,000人ということが出ております。これは実はそれによって外国人の方が急増するという数ではございません。2017年の１年間で18万人増えているわけですから、５年で34万人、要は年間にすると７万人ぐらいですから、それほど大したことはないわけです。しかも、技能実習制度から移転していくということを考えれば、メディアの報道では、これから外国人がどんどん増えてくるようなイメージがありますが、この数を見る限りはそれほど大きな数ではないわけであります。

ただ、いろんな課題がありまして、これはこれからの議論でされていくんだと思いますが、登録支援団体という名前で、働く方と雇うほうの企業の間に入る団体がそういう名称になると。技能実習制度は監理団体という名称でありまして、これは許可制でした。今度は登録制ということですので、登録制で大丈夫なのかというのは素朴な疑問であります。それから、登録支援団体、あるいは今後の新しい制度で雇用する企業につきまして、技能実習制度での大変な労基法違反が起こらないのかどうか、これが非常に重要なポイントだと思います。外国人の青年からすると、日本に来る前は非常にいいイメージを持って日本を考え、いい話を聞いて日本に来たら実はブラック企業だったということがあって、それで耐え切れずに逃げ出したということはたくさんあったわけであります。

では、どうしたらそういうことのないようにできるかということでありまして、１つは、登録支援団体もそうですし、受け入れる企業につきましても、客観的な数字でポイント化をしていく。例えば会社の保険というのは、ほかの従業員さんはどういう保険に入っているのか、社会保険にちゃんと入っているのかどうかということであります。あるいは住環境はどうかということをしっかりポイント制で示していくようなものをつくる。逆にそれをする時点で、ブラック企業は点が低くなるわけですからはねられていくわけですね。そうすると安心して入ってこられるということにもなるのではないかとも思うわけです。それから、これは国会でも議論になっておりますが、地方から都市への流出はどうやって防ぐかということであります。

私が考える１つは、地方創生の委員もさせていただいていることで考えると、日本人に限っているわけではないと思いますけれども、地方創生の制度では、例えば東京圏から地方に移って働くと最大100万円というお金をもらえるんです。例えば外国人の方が継続して働いて、１号から２号に移り、そこである程度定住されるという方であれば、それを目標に２号に早く行ってくださいと。そういう目標で、そのときにはそれなりのお金を出しますということも考えるべきかもしれません。あるいは、カナダとかオーストラリアでは州レベルの移民政策というのがあります。国での移民政策とは別に、州がこの州として必要な移民の人たちはこういうものだということを出して、そこで来られた方はその州に住む

ことが条件となります。今回の制度でいきなりそれを入れるのは無理だと思いますが、今後はそういうことも必要だというふうに思います。

それから、現在、技能実習制度が併存する形になっておりますが、技能実習制度はトータルの人数制限がありません。特定技能では各分野で人数は何人だということをすごくぎりぎりと数字を言っているわけですが、一方、技能実習では人数制限がありますので、両方並行してやるというのは非常におかしな話だと思います。ですから、廃止あるいは大幅縮小ということが望ましいとも考えるわけです。

それから、特定技能の意義は私自身は２号にあると思っております。１号だけであれば技能実習と本質的には変わらないわけでありまして、外国人の優秀な方々は、試験を通れば家族を呼び寄せ、日本で定住していく道が開ける、そういう道筋をはっきり示していけば、それを目指して優秀な方々が入ってくるということであります。やっぱりそういう道筋をはっきり示すことで、それを目指して日本に定住しようと。１号で来るけれども、１年後には試験を受けて２号に行きたいという人たちを増やしていくということをすべきだと思います。それから、登録支援団体も、２号の移行にどれだけ力を持ってできるか。２号に移行すること、そこが登録支援団体としての力であるということで、そこで評価されることが必要かと思います。そうでないと恐らく価格競争みたいになる可能性があると思います。

あと５分ということですので、ちょっと走りまして、最後に、外国人の活躍ということをお話ししたいんですけれども、これは日本国際交流センターで外国人の方々がどういう活躍をしているかということでありますが、世界に向けて情報発信されている方、異文化のライフスタイルを紹介されていらっしゃる方、ＮＰＯのリーダーになっている方、地方で起業している方等々いろんな活躍をされております。ところが、こういう外国人の方々というのは、地域の活性化においてはほぼ無視されてきたと。ですから、ある意味、非常に大変なポテンシャルのある方々だと思っております。新宿の多文化共生まちづくり会議でも外国人の方々がおっしゃるのは、我々は地域に貢献したいんです、日本の人たちから我々の存在を認めてほしいんです、ぜひ貢献する場をくださいとおっしゃるわけですね。それに対して、これまで日本は、どちらかというと外国人の人が増えると犯罪が増えるという形で見てきましたので、そうではないんだという形で考えを変えていく必要がある。

私は多文化パワーということで申し上げていまして、これは外国人の潜在力をしっかり生かすような社会をつくっていく、それによって日本人も啓発されて、両者のウイン・ウインの関係から、日本を再生するような新しいエネルギーが出てくるという考えであります。

今後必要な政策・議論ということです。これは海外のあるメディアから言われたんですけれども、30年後日本はどうなっていますかということを言われたんです。30年後の日本はどうなっているか、なかなかおもしろいシミュレーションですけれども、例えば年間25万人ずつ外国人の方が今後増えてくるとすると、30年後には750万人です。今、260万人いるわけですから、30年後には1,000万人になっているわけですね。そうなるかどうかはわかりませんが、それで30年後でとまるわけではなくて、50年後、100年後になるわけです。こ

のときに、では日本は最後どうなるのかという話でありますが、そうすると非常に心配される方もいるんですが、究極的には日本のアイデンティティーは何かという話であります。私自身は、日本というのは海外からいろんな文化を積極的に受け入れて、そのことによってイノベーションを起こしてきた国というふうに考えております。国を閉ざして、ずっと守りに入っていた国ではないんです。古代から海外にどんどん異文化を求めていき、そこから異文化を受け入れ、日本というのはそのことによって成長してきた国であります。この前、ＪＡＬの飛行機に乗りましたら日本の伝統文化の紹介ビデオがありました。そのときに日本の伝統文化で最初に紹介していたのは鑑真だったんですね。大陸から鑑真が入ってきて日本に仏教が定着しました。鑑真はそれだけではなくて、お味噌とお醤油を持ってきた、日本の和食のもとは実は鑑真がつくったんですという紹介をしていたわけです。その次に紹介していたのは禅宗でありまして、禅宗によって日本の仏教にイノベーションが起こったと。異文化を受け入れて成長してきたのが日本であります。そう考えると、外国人の受け入れということも逆に日本の文化に沿ったもの、そういうことも含めてですが、１つは、外国人の受け入れでまだ抜けている議論は、外国人が入ってきたときに日本の将来はどうなっていくのか、少し中長期で考えていく、そういう議論もこれから必要だと思います。

時間がほとんどないので、恐縮ですが、最後に、今後必要な議論としまして、日本人の意識をどう変えていくかということでありまして、住民の方の意識を変えていくというのも非常に大きなテーマであります。一時的な住民ではなくて、日本をともに担う仲間として認識してもらうということでありまして、ドイツではウエルカムカルチャーということを政府が言っていまして、ウエルカムセンターというものが各地にあります。これは日本でもワンストップセンターということでつくっておりますが、ウエルカムという名前にやはりメッセージ性があるわけです。韓国では、世界人の日ということで、法律で移民の人たちと共生する日ということを決めているわけです。それから、住民だけではなくて、ぜひ集住都市会議で考えていただきたいのは、住環境を守るだけでは不十分でして、外国人の人たちの労働環境です。これまで技能実習制度では期限つきの安い労働者ということで定着しておりましたので、その認識を変えていくということが非常に重要だと思います。ですから、自治体の方も、労働環境がどうなっているか、そこをしっかり見ていくということが１つ。

最後に、外国人集住都市会議に期待することとしまして、30年間の政策空白、中身はどういう問題があったかということを検証して政府にも提言していただきたいと思いますし、今後、集住都市会議の発展、拡大の大きなチャンスだと思います。そういう意味で、皆様方の経験を全国の自治体の皆様とぜひ共有していただきたい。最後には、「外国人と創る日本の未来」という少し大きなビジョンを集住都市会議で構想を練っていただきたい。その際には、さっき言った多文化パワーということも考えられますし、後段で出られます山脇先生は、多文化共生2.0ということもおっしゃっています。そういうことを１つ念頭に置いて、ぜひ構想を考えていただきたいというふうに思っております。

ご清聴ありがとうございました。

セッション１

「新たな外国人材の受入れについて」



登壇者

【外国人集住都市会議会員都市】

群馬県太田市長　清水　聖義
群馬県大泉町長　村山　俊明
静岡県浜松市長　鈴木　康友
三重県四日市市長　森　智広

【府省庁関係者】

法務省入国管理局長　佐々木　聖子
法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長　菅野　典子
総務省自治行政局国際室長　風早　正毅
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長　古館　哲生
文部科学省大臣官房国際課長　奈良　哲
文化庁国語課長　髙橋　憲一郎

【コーディネーター】

明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

＜登壇者による意見交換＞

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

これから始める２つのセッションの進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、セッション１は、ただいまご紹介がありましたように、「新たな外国人材の受け入れ」をテーマとしています。外国人集住都市会議が始まったのが2001年でした。2001年11月に浜松市で初めての首長会議が開催されております。その後、浜松市から豊田市、そして四日市市と座長都市が代わり、2006年に東京で開催された会議では、外国人の子どもをテーマにして、ＮＨＫの夜７時のニュースで大きく取り上げられたことがありました。その後、2009年にはこの太田市で会議が開かれまして、当時ちょうど政権交代があり、民主党政権になって、政治主導ということが言われるようになった年でした。その後、３人の副大臣が登壇することもあり、新しいステージを迎えていました。2014年には再び政権交代があり、自公政権が復活し、14年の会議を東京で開いたときには法務省の葉梨副大臣がご登壇されました。そして、法務省から入国管理局長にご登壇いただく今回、恐らく今までの集住都市会議の中で一番社会の関心を集める会議を本日迎えているのではないかと思います。本日の討論が、自治体と国による建設的な対話の場となることを願っております。

第１セッションのテーマは、昨年12月に入管法が改正されまして、そして、法務省が指令塔となり、2019年４月に新たな在留資格「特定技能」による受け入れを始める新体制がテーマとなっております。特に昨年12月25日に国が策定した外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策にかかわる質疑が行われるのではないかと思います。先ほど基調講演の毛受さんから「移民政策元年」というお話がありましたが、「多文化共生元年」という見方も成り立つかと思います。総合的対応策が策定されて初めて国と自治体が公の場で討議をする貴重なセッションとなるのではないかと思います。

このセッションの進め方ですが、初めに、集住都市側から３人の首長に５分ずつ、それぞれの自治体の現状や課題のご説明、そしてまた、国への投げかけを行っていただきます。それを受けて、省庁サイドから、そうした自治体の声に対するご回答をいただきたいと思います。残った時間を使いまして、恐らく予定では30分ぐらいの自由討論の時間ということで、さらに掘り下げた議論を行うことができればと思います。

では初めに、浜松市の鈴木市長からお願いいたします。

○静岡県浜松市長　鈴木　康友

浜松市長の鈴木康友でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私はちょうど2001年のころは国会におりまして、今日ご臨席いただいています中川先生たちと一緒に、国会におきましてこの課題にも取り組んでまいりまして、2007年から浜松市長を務めて12年くらいになるわけでして、そういう意味では20年近くこの外国人の問題と向き合ってまいりました。これまでの経験を踏まえて、私どもの思いを少しお話しさせていただきたいと思います。

これは浜松の外国人市民の推移でございますけれども、今年が移民元年と、今、山脇先生からは多文化共生元年というお話がありましたけれども、入管法も大改正があったんです。それに先がけて、1990年というのはやっぱり１つの大きな分岐点でございまして、この年の入管法の改正施行で、日系という資格であれば、就労制限がなく労働目的で日本に働きに来ることができるようになったんです。大挙して、日系ブラジル人の方、あるいは日系ペルー人の方がいらっしゃいました。浜松市は、1988年は何と市内にブラジル人の方は28人しかいなかったんですけれども、1990年を境に、最盛期、2008年はブラジル人の方だけで２万人の方が浜松にいらっしゃいました。リーマンショックでそれから随分と数が減りましたけれども、また最近増えておりまして、現在は9,300人ぐらいになってきております。間もなく１万人に達しようというところでございます。最近は、フィリピン、ベトナムなどアジアの皆さんが増えているというのが特徴でございます。

もう１つ、在留資格別の外国人市民の推移です。全体的には減少傾向にある中、永住者が一番多くて、１万人以上で推移をしております。その次が定住者でございまして、長期滞在可能な在留資格を持った人たちが多くを占めている、この人たちはほとんど移民と言っても過言ではないわけです。実は日本にはもう既にたくさんの移民の方がいらっしゃるということでございます。技能実習や留学生なども増えております。

今言ったように、ブラジル人の方は9,300人で、実数としては日本で一番多いわけでございます。そのほかにはペルーの方もいらっしゃいまして、大体南米系の方が半分、そして半分はアジア系でございまして、最近ベトナムの方が増えていて、中国の方を抜きまして３番目に多い国となったということでございます。永住者、定住者、日本人の配偶者等、長期で居住できる在留資格の方が約８割ということで、長期にわたり浜松にいらっしゃる方がほとんどであるということであります。

今回、入管法の改正があったわけですけれども、結論からいきますと、私は基本的に賛成でございます。先ほど毛受さんのお話にもありましたけれども、もう既に日本はいろんな形で外国人労働者の方を受け入れているわけでございまして、今は働くことを目的とした留学生の皆さんとか、技能実習制度で、放っておいてもそうした皆さんが日本に来て労働しているわけでございまして、今後もこれだけ人手不足が続けば、放っておいても技能実習制度等でさらに外国の方が来て、非常にひずんだ仕組みの中で、劣悪な労働環境の中でさまざま問題を起こすということになりかねないわけで、今回、正面から外国人の方が労働目的で入ってくることを認める、これは歴史的大転換でございまして、私は基本的に賛成でございます。もちろんまだまだ制度が完全とは言えませんけれども、これは大変すばらしいことであると思います。

これから外国人を受け入れていくために、我々のこれまでの経験からいって大事なことは何かと。とにかく国会で議論すると、労働力というのが先にくるんですね。ロボットを受け入れるわけではないので、みんな生身の人間、血の通った人たちを受け入れていくことを前提とする、そういう考え方をまずベースに置かないとだめだということでございます。日本に来て地域に根づけば、我々と同じ生活者であるということでございます。労働者である前に生活者であるということでございます。したがいまして、社会統合の政策を

きちっと充実していかなければいけない。今後はますますその必要性がある。入国管理政策と社会統合政策をしっかりとバランスよくやっていく必要があるということでございます。

ということで、２点、今回、入管法の改正とともに、今度、法務省の中に出入国在留管理庁というのができる。これは大きな前進だと私は思うんですけれども、私はやっぱり内閣府に外国人庁というものをきちっと設置して、総合調整をしながら社会統合政策を一手にやっていくところをつくっていくべきだ、将来的にはそうしていくべきだと思うんです。消費者庁というのができて、日本の消費者行政というのは一気に進んだんです。やっぱり国の役人の皆さんというのは極めて優秀でございますので、ちゃんとそういう組織ができて、そういうミッションが与えられますとものすごい大きな仕事をしていただける、役割を果たしていただけるので、いずれは、内閣府にこうした社会統合政策をしっかりとやる組織をつくるべきだと私は思います。もう１つは、国と自治体の役割と責任をしっかりと明確化すべきだというふうに思います。簡単に言いますと、受け入れて具体的にいろんな手だてを講じていくのは私たち基礎自治体であるべきだと思うんです。国はちゃんとした制度の整備と、あと大事なのは財政的な支援、ここをしっかりやっていただきたい。あとは地方自治体がしっかりとやっていくということでございます。ただ、その時に、今日いらっしゃる自治体の皆さんはこれまでしっかりやってきておりますけれども、やっぱり一定の規模の自治体、あるいは財政力の強い自治体はいいですけれども、規模の小さな自治体で十分な施策をやるというのは大変難しいことでありますので、そういう意味では、県の役割というのはこれから大変重要になってくるのではないかなと。いずれにしましても、国と自治体の役割と責任を明確化していただきたいということを申し上げまして、５分をオーバーしましたけれども、私からの意見とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

鈴木市長、ありがとうございました。

それでは続きまして、大泉町の村山町長、お願いいたします。

○群馬県大泉町長　村山　俊明

大泉町長の村山です。まず、大泉町の概要を申し上げます。大泉町は群馬県下で一番面積が狭い町であります。その狭い町に約18%の外国人が住んでおります。大泉町の特徴は、外国人も多いんですけれども、企業の町ということで、財政的には県下で一番恵まれているということであります。特に多いのが南米のブラジル人であります。1990年の入管法改正以降、多くの外国人の方が住みまして、昔は出稼ぎ、今は定住、永住というふうに変わってきております。そして、外国人の住民の中で約７割以上の方が10年以上日本に住んでいるということで大きく変化をしてきております。

また、大泉町の今の取組といたしましては、44カ国の外国人の方がいて、私みずから外国の方のキーパーソンを見つけたりしております。特に画面の向かって左上のところであ

りますけれども、これはサッカーワールドカップの大会のときに、町内のブラジル人が経営するスポーツバーにおいて、外国人と一緒に観戦し、近隣に音などで迷惑をかけないようにということでお願いをしているところであります。最近は、共生に向けた中で、外国人の方も、例えば町のクリーン大作戦だとか防災訓練等に参加してくれるようになりまして、少しずつではありますが、多文化共生が進んできているというふうに思っております。

特に課題について申し上げます。公立の小中学校の中には、１つの学校におきまして約27%外国人の児童がいる学校があります。そして、その学校の子どもたちの国籍は今13カ国であります。日本語を教える日本語学級に日本語指導助手を町単独の予算で長年配置をしてきております。その金額は非常に大きい金額であります。日本語に関してはしっかり教えないと、今、大泉町にも外国人の方で生活保護受給者がいらっしゃいます。そういう方たちは、日本語ができないことなどを要因として安定した仕事につけない状況であります。子どもたちへの日本語教育をしっかりと確立しないと、将来的に職業の選択肢が狭くなってしまいます。要は日本語能力が十分でないことにより貧困になってしまう確率が高いというふうに危惧をしております。

また、国のほうに特にお願いしたいのは財政支援であります。大泉町は不交付団体ということで普通交付税はもらっていません。また、特別交付税ではどこの部分が外国人の政策に関するものかが不明確であり、全ての特別交付税をあわせても、大泉町が１年間単独の予算で支払っている外国人に対する政策の金額には追いつきません。

今、本町では通訳対応がポルトガル語、スペイン語のみとなっておりますけれども、特に医療機関等にかかる場合に言葉がわからなくて一番困るということで、大泉町では上位５カ国に対応した問診票を各医療機関等に配っております。そして、町で特に懸念しているのはＪアラートであります。いかに瞬時に各国籍の方々に情報伝達できるようにしなくてはならないという課題があります。町の取組としては、約７割ぐらいは、外国人住民の災害時のＪアラートに対応できるようにしているところであります。

また、今年の４月から多くの外国人の方が新たな在住資格で入ってきます。その中で、郷に入れば郷に従え、大泉町に来れば、日本の法律は当然ながら、大泉町のルールやマナーを守ってもらいたい。そして、国に対して一番言いたいのは、外国人を日本経済を維持するための労働力としてだけではなく、地域住民としてのしっかりしたフォローを強く要望したいと思います。本日、登壇されました佐々木聖子様、法務省入国管理局長に就任されたようですので、佐々木聖子様に大泉の将来を全てかけます。

終わります。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

どうもありがとうございました。大変ユーモアのある終わり方でした。

続いて、四日市市から森市長、よろしくお願いいたします。

○三重県四日市市長　森　智広

皆さん、こんにちは。四日市市長の森でございます。本日はよろしくお願いします。昨

年、ゆるキャラグランプリで騒がせました「こにゅうどうくん」は四日市のキャラクターということで、また覚えておいていただければと思っております。

四日市市でありますけれども、名古屋から30キロ西側にある産業都市です。コンビナートを中心に発展を遂げまして、今では半導体メモリーの工場立地も進んでおり、産業が非常に活発な状況です。また、2027年、リニア中央新幹線の東京－名古屋間開通によってさらなる飛躍を期待しているところであります。

さて、本市の外国人市民の状況ですが、昨年末現在で9,602人、人口の約３％というところであります。最も多いのがブラジル人で2,258名、次いで中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ネパールという順番になっておりまして、アジア諸国を中心に年々増加してきているところであります。

本市の特徴は、外国人市民の約17%に当たる1,600人ほどが、市南部の四郷地区にある笹川地区に集中していることです。笹川地区では人口の約17%が外国人市民でありまして、国籍はブラジルやペルーなど南米系が約９割となっております。本市では、この笹川地区を多文化共生を推進する多文化共生モデル地区として位置づけ、重点的に取組を進めているところであります。

どのような取組かといいますと、他の市町さんでも実施されていると思いますが、戸別訪問によって、地域の防災訓練や地区イベントへの参加を促したり、また、市内５カ所でボランティアによる日本語教室も開催しております。さらに、外国人市民を多く雇用している企業や団体を訪問して、外国人従業員の日本語習得の促進について理解と協力を求める取組もしているところであります。しかし、外国人市民は市内企業だけで働いているわけではなく、市外の企業にも多く働いていますので、三重県や近隣の市町と共同で訪問を行っているところであります。

入管法の改正により、多くの外国人の方がまた入ってくることが予想されている中で、昨年12月25日、126の施策から成る外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が閣議決定をされたところであります。日本語教育の充実というところでは、外国人市民を日本社会の一員として受け入れ、外国人市民が社会から排除されることのないようにするためには、日本語を習得できるようにすることが極めて重要であるという認識が示されているところです。具体的な施策としましては、日本語教育の標準的なカリキュラム案等の活用促進、地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組の支援、先進的な取組を行うＮＰＯ等への支援、日本語教室空白地域の地方公共団体へのアドバイザー派遣などといった施策が示されています。しかし、こうした施策は、地域の日本語教室が中心となって日本語学習支援に取り組むということが前提となっており、国の役割は、地方公共団体やＮＰＯなどの後方支援にとどまるというふうに考えております。本市では、地域のボランティアによる日本語教室が運営されていますが、このボランティア教室が、多くの課題を抱えているところなんです。まず、ボランティアといいましても、率直に申し上げまして、いろいろな動機があり、経験や技量などにも幅がありますから、ボランティアの能力というのも大きな差があるということです。また一方で、定住者、永住者などの在留資格を持つ、主に南米からの日系人については、派遣社員として工場で三交代勤務などに従事する方も多

いことから、地域の日本語教室に通えない方が多いという現状があります。ただ一方で、土日にやっている教室でも、技能実習生を中心に、今いっぱいで空きがないという状況です。このことから、特に就労している外国人市民に対する日本語学習の支援については、地域で時間数や学習内容、質や量、その両面において限界があるというのが正直なところであります。

最後に、２つの提言をしたいと思っております。まず１つ目ですけれども、先ほど申し上げましたように、地域において実施しているボランティアによる日本語教室では、増加する外国人学習者の対応に限界がある、質という面でも、量という面でも限界があります。このことから、在留資格にかかわらず、外国人市民の就労先である企業や登録支援機関が、外国人従業員に対する日本語教育及び日本での生活指導等を責任を持って実施するよう、国が法的に企業に義務づけていただきたいと思っております。地域と企業の両面でサポートしていく必要があるのではないかということで、国には企業に対して法的義務をつけてもらいたいと思っております。また、２つ目に、そういった前提の中で、中小事業者が自社で外国人に対する日本語研修等を独自で実施していくのは、ノウハウ、また財源という面でも非常に厳しいところがあると私は思っております。そういった意味で、日本語教育の専門家を中小事業者に派遣したり、補助金を企業に対して交付するなど、公的な支援が必要になってくると思っております。ぜひとも、県や国が中心となって、外国人従業員に日本語教育等を行う企業に対して、補助金の交付など、実効性ある支援を行っていただくことをお願いいたします。

最後に、外国人市民の就労先である企業等に対する日本語教育等に係る支援については、超党派の国会議員の先生方が日本語教育推進議員連盟をつくられているところでもありまして、次期通常国会で提出を予定している、日本語教育の推進に関する法律案においても触れられていると認識しておりますので、地方公共団体の立場からも、ぜひとも強くお願いを申し上げたいと思っております。

以上になります。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

どうもありがとうございました。ただいま３つの都市からのご発表をいただきました。浜松市は人口80万人で大都市の取組。そして一方、大泉町は、人口4万1,000人ということで小さな自治体、しかしながら、外国人の割合でいうと18%。まさに集住都市である大泉町の取組。そして３番目には、ちょうどその中間ともいえる、人口30万人、中規模都市における取組、特に四日市の場合には笹川団地という外国人が集住している地域がその中にあり、取組を進めているというお話をいただきました。

今３人のお話の中で、国として新しいしっかりした社会統合を進める組織の設立、また、自治体への財政支援、そして、多言語化に関して、個別の自治体がばらばらに行うよりは、国がしっかりした多言語での情報発信をして、それを自治体が活用することが望ましいというお話がありました。その多言語化の中では、「やさしい日本語」も活用すべきということが村山町長の資料にありました。最後に、森市長からは日本語教育に関するお話があ

り、特に企業による日本語教育の役割ということで幾つかご提言がありました。企業に外国人社員の日本語教育を義務づけたり、あるいは自治体を支援するために日本語教育の専門家を派遣してほしいといったお話の中で、最後には、「日本語教育推進法案」という、現在、超党派の議員連盟が準備をしている法案への言及もありました。

それでは、ここから５つの省庁の皆さんに、やはりお１人５分ずつご回答をいただきたいと思います。それぞれ取組の資料もご用意していただいていると思いますけれども、そうした取組、資料への言及は最小限にとどめて、できるだけ今の３人の首長のお話に応える形でご発言をいただけると幸いです。

それではまず初めに、法務省の佐々木局長、よろしいでしょうか。

○法務省入国管理局長　佐々木聖子

法務省入国管理局でございます。集住都市会議の会員都市の皆様方におかれましては、長年にわたります外国人住民の受け入れ、それから共生社会づくりの推進の取組、さらには出入国管理行政に対するご協力、ご支援、そしてご提言をいただいておりまして、この貴重な場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。

これまでもお話がありましたように、昨年来、外国人の受け入れという我が国社会の大きな、そして難しい課題につきまして大きな動きがございました。現下の人手不足に対応いたしますために、一定の技能を有する外国人材等を受け入れるという新たな政策決定をいたしました。制度設計をし、入管法の改正をいたしました。関連の文書につきまして年末に閣議決定等をいたしまして、いよいよ４月の施行に向けて今準備をしているところでございます。

今、浜松市長様、四日市市長様からお話がありました外国人材に対する支援という点につきまして一言申し上げますと、今回の新しい外国人材の受け入れの制度設計の中で、入管の受け入れの仕組みの中で、初めて外国人材に対する支援というものを義務づけました。これは今までの技能実習制度の中で、監理団体が技能実習生に対する保護の義務を担ってはいましたけれども、一般の外国人の労働を目的として来られる方に支援をするという仕組みは入管にとりましても新しいものでございます。外国人材の方に寄り添いつつ、しかも、何か問題があればその相談に乗るというのを制度として組み込んだという新しい点におきまして、外国人がこれから増えていく日本社会の中での外国人受け入れインフラとして、この支援の仕組みというのが育っていけばいいと思っております。

あわせまして、今まで多々ご言及のありました受入れ・共生のための総合的対応策というのを年末に政府として決定したところでございます。これはもともと６月に新しい外国人材受け入れのお話を骨太方針の中で決定をいたしますときに、やはり受け入れのお話だけではだめで、これから外国人をたくさん受け入れていくことになる日本社会の中での新しい特定技能の外国人だけに限らない、外国人全ての方の受け入れ環境の整備推進というものをしっかりと政府の役割の中に入れていくべきという考え方から、骨太の方針の中に方向性を示し、それから年末までの時間の中で自治体の皆様にも多数ご提言をいただきつつ、この126の施策をまとめたものでございます。

お目通しいただきました皆様にはお気づきかもしれませんけれども、この126の施策の一丁目一番地、つまり施策番号がずっとついておりますけれども、施策番号１には、自治体の皆様を初めとするお声を聞くことというのを一番に掲げております。まずこれから始めるべき、これはあらゆる施策がそうではありますけれども、私たちの気持ちは施策番号１にあらわれているとご理解をいただければと思います。

総合的対応策は、これまで集住都市会議の皆様方、それから個々の自治体の皆様方からいただきましたご意見、課題提起、そしてご提言、類似にいただきましたものが網羅されているものでございます。ただ、今の段階ではまだメニューでございますので、これをいかに実施していくか、これからがまさに総合的対応策が実効性を持つかどうかということでございまして、受け入れ推進施策、共生施策推進のための総合調整機能を法務省が担うことになりました。４月から入管が出入国在留管理庁と形を変えますが、入管にとっては新しいミッションではありますけれども、ぜひ皆様方の力をいただき、また、これまでの長年にわたるご知見をご教示いただきながら、新しい役割を果たしていきたいと思っているところでございます。

とりあえず私からは以上です。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございました。

続きまして、総務省から風早国際室長、お願いいたします。

○総務省自治行政局国際室長　風早　正毅

総務省国際室長の風早でございます。集住都市会議の皆様方におかれましては、日々地域における多文化共生への取組にご尽力いただいていますことに改めて感謝を申し上げる次第でございます。

総務省では、これまで多文化共生推進プランですとか、全国の先進的な取組の優良事例集の作成などを通じまして地域における多文化共生の推進を行ってきたところでございます。本日は、先ほど佐々木局長からお話がございました総合的対応策の中で、来年度以降、新たな取り組みを総務省で考えている部分につきましてのご説明を資料として入れてございますので、簡単にご紹介をさせていただきたいと思います。

86ページからでございますが、昨年から研究会を立ち上げまして、優良な取組の共有手法について議論をしてございます。86ページの左側が多文化共生アドバイザー制度というものでございまして、先進的な知見、ノウハウをこれから外国人施策に改めて取り組んでいかれるというような団体の皆様に、アドバイザーとしてご登録をいただいた団体から情報共有を円滑に進めていこうとするものでございまして、総務省に登録をいただくという形でのご協力をいただければというふうなものが１点。それから右側が、都道府県単位等で、市区町村もご参加いただく多文化共生の担当者が一堂に会するような場を総務省としても設置し、開催していきたいと考えてございますので、こういった場面も活用いただければと考えてございます。

そして、その下、87ページに目を移していただければと思いますが、総務省では、災害時に行政から提供される災害情報、生活支援情報等を整理して、避難所等にいらっしゃる外国人被災者の方々のニーズとのマッチングを行うコーディネーターというものを今年度から養成研修を実施することとしてございます。２月に１回目を実施予定でございますが、予定を大きく上回る約60名の全国の皆様がご参加見込みでございます。来年度以降も実施を予定しておりますので、これについてもご活用いただければと考えてございます。

そして、１枚おめくりいただきまして、88ページ、89ページでございますが、ＪＥＴプログラムのご紹介でございます。ご案内のとおり、これは地域における国際交流の推進、それから外国語教育の充実のために、総務省、外務省、文科省と協力して実施しております事業でございます。既に多くの外国人青年の皆様がこのプログラムでお越しいただいております。学校の現場、さらに市役所等の現場でご活躍いただいていますが、特に本日、多文化共生という面では、このうち市役所等でご活躍いただいておりますＣＩＲという国際交流員の方々、これは実は多文化共生でもご活躍いただけるということで、最近はアジアからの方々も増加傾向にございます。日本語が２級以上ということで堪能な方のみを採用させていただいておりますので、引き続きこういったところにも自治体の皆さんの目を向けてご活用いただければと思っております。

なお、本日資料をおつけしてございませんが、ほかに、在留外国人の一層の増加が見込まれる中、地方公共団体の皆様が多文化共生施策を推進していくに当たり、地方財政措置を来年度以降、拡充することとしてございます。具体的には、法務省所管の交付金を活用して外国人向けの一元的相談窓口を運営する場合の地方負担分、さらには、一元的窓口を設けない団体におかれても、行政情報とか生活情報の多言語化といったものの推進に係る部分、そして、先ほどご紹介しました多文化共生アドバイザー制度、多文化共生地域会議といったものについて活用に関する施策を充実させることとしてございますので、これらについてもご活用いただければと考えております。

以上、総務省からでございます。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

どうもありがとうございました。

続きまして、厚生労働省から古館外国人雇用対策課長、よろしくお願いいたします。

○厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長　古館　哲生

ご紹介いただきました厚生労働省外国人雇用対策課の古館でございます。本日参加をさせていただきまして大変ありがとうございます。私からも、総合的対応策の中で盛り込まれております私どもの取組についてご紹介をさせていただければと考えております。

まず、雇用の関係でございます。単に労働力として受け入れるのではなく生活者として受け入れる、こういうご指摘をいただいております。外国の方が安定した生活を送る上で、適正な労働条件のもと安定して働けるということは大変重要な基盤と思っております。これは国としての取組になりますけれども、いろいろな労働条件に関する相談について、外

国の方の相談ニーズを受けとめることができるように出先機関に通訳を配置する、あるいは電話通訳を利用するといったことで相談に対応できる体制を充実していきたいというふうに考えております。さらにハローワークにおきましても多言語対応の取組を進めておりまして、希望に応じた就職を応援するということに取り組んでおります。

また、社会統合というご指摘をいただきました。社会保険の関係につきましても、内外無差別で適用されるというルールになっております。新たに入っていただく外国人の方にも、加入いただくべき保険にしっかり加入をいただくということが重要かと考えておりますので、今般、取組の中で加入促進の取組の強化というものも盛り込ませていただいております。

なお、多言語化の取組といたしましては、行政以外にも、医療機関を利用されている外国人の方も増えてきている中で、医療機関における多言語化の対応、医療通訳の配置ですとか、いろんな文書の多言語化といった取組についても行政として支援をし、安心して利用いただけるような環境を整えていきたいと考えております。

また、企業の役割についてご指摘をいただいております。私どもは、企業においてできる限り雇用管理の改善が図られるよう、「外国人指針」というものをまとめて、企業に対する周知に取り組んでおります。ご指摘いただいた日本語教育ということは、必ずしもカバーし切れていない部分もあるのですが、企業の方でも、もう少し外国人の方の生活面に目を配り、配慮、あるいは支援をいただける形となるよう理解を求め、対応されるよう今後取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

どうもありがとうございました。

続きまして、文部科学省から奈良国際課長、よろしくお願いいたします。

○文部科学省大臣官房国際課長　奈良　哲

文部科学省の国際課長の奈良と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は、文部科学省、それから文化庁の施策について取りまとめを行っておりますので、概要について少しご説明をさせていただければと思います。

文科省といたしましても、今回の入管法の成立を受けまして、外国人の受け入れ、共生のための施策に積極的に貢献をしていきたいというふうに思っております。特に大人から子どもまでの日本語教育、それから外国人のお子さんに対する教育、そして、大学あるいは専門学校などに通います留学生の就職支援、こうしたことが特に重要であると考えております。

現状でございますけれども、日本語学習者の数は過去最高ということになっておりますけれども、一方で、まだ６割の自治体には日本語教室すらないということもございまして、地域における体制づくりということが課題だというふうに認識をしております。一方、子どもの関係でございますけれども、この10年で約２倍近く外国人のお子さんが増えている、

こういう状況も増えておりますし、また、母語も多様化している、あるいは地域も偏在化しているという状況もあるわけでございまして、きめ細かく支援をしていくということが必要だと認識をしております。また、留学生の関係でございますけれども、国内で就職を希望する者は全体で６割いるわけでございますけれども、残念ながら、日本で就職できている者はまだ３割ということで乖離がある状況でございます。こうした状況を踏まえまして、外国人が教育、就労の場、生活の場で円滑にコミュニケーションできる環境を整備するということが必要だと思っているところでございます。

資料は101ページを後ほどごらんいただきたいと思いますけれども、来年度予算を通常国会でこれからご審議をいただくわけでございますけれども、本日ご出席の国会議員の先生方の力強い後押し、あるいは地方公共団体の皆様の支援などもございまして、前年からは３倍近い増額となる額を確保することができたところでございます。担当課長が来ておりますので、具体的には後ほど紹介があると思いますけれども、101ページの左側は日本語教育のほうでございますけれども、地域の総合的な体制づくりを支援するほか、日本語教室開設のためのアドバイザー派遣、インターネット等を活用した多言語による日本語学習教材の開発等といったところを充実することにしております。また、子どもの教育の充実に関しましては、公立学校の教員定数を着実に改善していくほか、支援員等の配置、ＩＣＴを活用した支援、それから高校生のキャリア教育といったことも充実を図ることとしているところでございます。さらに、留学生の関係でございますけれども、国内就職促進に向けまして、大学、専門学校が企業、地域との連携によりまして就職促進を支援していくプログラムを認定していく、こういった取組を進めることとしているところでございます。まずはこうした施策を着実に実行していくことが必要だというふうに考えておりますけれども、決してこれで終わりということではなくて、引き続き、さらなる深掘り、あるいは施策をさらに進めるということが必要だと考えております。このため、省内では、副大臣を座長とする省内での検討チームを設けて、さらに充実するための方策について今検討を進めているところでございますので、本日のご意見なども踏まえながら、また充実に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございました。

最後に、文化庁から髙橋国語課長、よろしくお願いいたします。

○文化庁国語課長　髙橋　憲一郎

文化庁国語課長の髙橋と申します。よろしくお願いいたします。私どもは、「生活者としての外国人」に対する日本語教育、いわゆる地域における日本語教育というものを担当する部署でございます。今、文部科学省の奈良国際課長から説明がありましたが、私からはもう少し細かいところについてご説明申し上げたいと思います。

ピンクの冊子の資料が配られていると思いますが、先ほどもありました101ページを御覧

ください。101ページの、「Ⅰ、『生活者としての外国人』に対する日本語教育の充実」という大きな囲みでございます。ここが文化庁の日本語教育関係の事業です。特に今回の外国人集住都市会議との関係で申しますと、一番関連の深いものが、「(1)外国人に対する日本語教育機会の提供」というタイトルのすぐ下にあります「○地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進【新規事業】」です。こちらが地方公共団体向けの事業ということで、今回新たに政府予算案として盛り込んでいる事業になります。これまで文化庁におきましては、市区町村、地域の国際交流協会などが実施をしております日本語教室を個々に支援をするというような取組を実施してまいりました。こちらを「点に対する支援」とでも申し上げるとすると、今回の新規事業では「面に対する支援」として、より広域的な実施、できれば全国展開をしていきたいということで設けました。この事業は、簡単に申しますと、都道府県及び政令指定都市が行います地域日本語教育に関する体制整備を国が支援をするというタイプの事業です。都道府県、政令指定都市の中に、いわゆる「地域日本語教育コーディネーター」を置いていただきまして、複数の日本語教室を束ねてコーディネートしていくような体制を整備をしていただきたいと考えております。

それからもう１つは、四日市市様からのご発表の中にもありましたけれども、人材育成に関する事業です。これは先ほどの101ページの資料の、「(2)日本語教育人材の確保等」ということで事業を実施しております。「○日本語教育人材の質の向上」ということでございますが、これは簡単に申しますと、日本語教育人材、具体的には日本語教師として専門性を持っている方、専門性は持たないけれどもボランティアで日本語学習支援に関わっている方などの養成のためのカリキュラム開発事業です。日本語教師でも、１度養成してしまえば終わりということではなくて、様々な場面で、例えば、就労されている外国人の方に教える日本語教師も必要でしょうし、児童生徒に教える、それから「生活者としての外国人」に対する日本語教育を担う日本語教師など、それぞれの分野で活動する日本語教師のための研修についても、この事業でカリキュラムを作成しております。

文化庁としては、こういった取組について、財政面での援助を行うだけではなく、地域日本語教育については、特に、ノウハウの共有ということが非常に大事だと思っております。ですから、各事業に参加いただいた方、事業の中でのノウハウの共有のための会議体、あるいは、都道府県・市区町村等の日本語教育担当の方に集まっていただく場を設け、全国に普及させていくことに取り組んでいきたいと思っております。それぞれの地方公共団体の中で良い取組がなされておりますが、それがその地方公共団体の中だけで終わってしまっては非常にもったいないと思っています。私どもの事業で培ったノウハウを普及展開していく、財政支援とノウハウの共有と、あわせて進めていきたいと思っています。

私からは、以上です。ありがとうございます。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

どうもありがとうございました。

ここで終わってしまっては、多分フロアの皆さんももやもやした感じが残り、ストレス

がたまってしまい、マスコミの方も取り上げるテーマが見つからないのではないかと思いますので、あと残った時間は20分弱ですけれども、今の省庁サイドのご説明、ご回答を受けて、ぜひ自治体の皆さんから次のご発言をいただきたいと思います。

○群馬県大泉町長　村山　俊明

大泉町長の村山です。厚労省の担当の方にお聞きしたいと思います。先ほど講師の方のお話でもありましたけれども、外国人労働力は賃金が安いというところがありますね。今回、特定技能の外国人も日本に４月から入ってくると。先ほど大泉町の実態を申し上げたんですけれども、日本に10年以上住んでいる外国人が７割、既に持ち家の方も増えています。例えばそういう定住化している人が、新たな労働力が入ったことによってその仕事を奪われる場合には、生活困窮につながり生活保護受給者が増えると考えたことはあるのかというのが１点。

もう１点は、健康保険の関係なんですけれども、これは今、実際に私のほうにもいろんなご意見が来ているんですけれども、会社をやめたにもかかわらず、健康保険証を返さないで、そのままいろんな医療機関で使用するケースがございます。そうすると、医療機関が請求しても、保険者から支払がされず取りっぱぐれるというのが非常に多いということであります。その辺の対応というのは、担当のほうとしてはどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ほかにご質問はありますか。もし関連質問があればまとめてお受けしたいと思います。なければ一旦、厚労省さんへということなので、ご回答いただける範囲でお願いいたします。

○厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長　古館　哲生

外国人の方の労働条件につきましては、もちろん、最低基準、最低賃金遵守をいただくというのが、まず最低限の条件でございます。これは労働基準監督署のほうでも法違反があれば厳しく対処するということです。ただ、最低基準に加えまして、よりベターな労働条件であることが望ましいかと思いますし、それは外国人本人だけではなく、ご指摘があったように、周りの日本人の方の労働条件が引き下がらないといいますか、地域の労働条件を維持する上でもしっかり労働条件を確保されるのが望ましいということであろうかと思っております。指針の中では、最低基準を守ってくださいということに加えて、よりベターな労働条件の設定に努めてくださいと、指針ですので努力義務ではございますが、そうした指針を持っておりますので、そうしたものの普及に努めていきたいというふうに考えております。また、今、この指針につきましても審議会で見直しのご議論をいただいているところでございまして、そうした結果も踏まえて周知に取り組んでいきたいと。

もう１点、社会保険の関係につきましては、恐らく被用者保険、やめられた後に国保、国年に移らない場合が懸念される、指摘されているということかと思います。新しい在留

資格におきましても、そうした形で保険の加入が適切に行われないことを防ぐように法務省さんにもご協力いただいて、情報の連携を図りながら適切な保険に加入いただく、こういう取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございます。

今、佐々木局長からも手が挙がったと思います。

○法務省入国管理局長　佐々木　聖子

今、町長様から、１つ目のほうのお問いで、今回新しく入ってくる特定技能の方たちが低賃金になりがちなので、ほかの外国人の方、あるいは日本人の方も含めてですが、労働環境が下がるのではないかというご懸念ですけれども、今回の仕組みの中では、もうこれも１丁目１番地なのですけれども、日本人との同等賃金というのを法律にも書いてありますし、その下の省令などでも書いてあります。

どのように担保するかということですけれども、まず初めに雇うときに、ほかの方々の、例えば賃金台帳なども見せていただいて、同等以上だということを証明していただくのですが、初めの段階だけそれをチェックするのではなくて、恒常的にといいますか、３カ月に一遍、いろいろな届け出をお願いしますけれども、その都度、その方の賃金と、そのほかの従業員の方の賃金が、同等レベルの技能の方が同じだということを恒常的に、継続的に見ていって、その外国人の方だけが安く雇われているということがないような仕組みとしていることをご紹介します。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございました。

時間が限られていますので、どんどんご質問、ご発言いただければと思います。

○群馬県太田市長　清水　聖義

質問ではないんですけれども、今いろんな話を聞いたり、去年、今年の補助メニューを見ていると結構充実していると私は思います。我々自治体が気づかないだけかもわからないです。例えば、今、教育の話が出ましたけれども、教育メニューなんかもすごく豊かにできていますよね。また、今年度は約２倍から３倍の予算がついているということで、利用するほうの我々もやはり反省することは多いかもしれません。例えば、集住都市会議に加入しているところが今15都市、これが補助メニューをどこまで使っているかというのを、使っていなくて文句を言っているかもわからない。私は、どこが使っているのか余りよく知らないんです。

例えば、日本語の先生方がどういう補助メニューを使っているか、うちは全くボランティアでやっているとか、あるいは、彼らに対して私たちが何をやるかというと、実質的には企業が連動しているわけですけれども、企業に対しても、どういう日本語の教育をやっ

ているか、それに対してメニューがあるかとか、これもみんなここへくっついているんです。

ただ、これは利用勝手が悪いというか、利用をしていないのか、知らないのか、我々が無知なのか、非常に自分自身ちょっと反省をさせられましたね。だから、もう答えは要らないんですけれども、ぜひ集住都市会議の皆さん方には、これを存分に使わせるような伝達といいますか、交流といいますか、こういうお互いさまの話を徹底してもらいたいというふうに、まず１点は思いました。

それから、最終的には生活者として外国人を我々は扱わなきゃいけない。一緒に生活するわけですから、彼らはそれなりの義務をちゃんと果たしてもらう。企業から離れれば、今の国保に加入するなら国保に加入するようなルールをやってもらえる、これは、そういったしっかりしたものをつくると。あるいは、今、子どもたちの教育については彼らの権利ですから、何回何をやったって高校にも行けない、大学にも行けないということが彼らに生じるのは、これは彼らの権利を我々が奪っていることにもなりかねないですよね。

ですから、権利、義務というものがはっきりしていることが生活者として我々が認めることになるわけですから、これのメニューをきちんと、２つの両輪を我々地方自治体がやれるような環境がものすごく大事になってくるわけです。だから、そのために今126項目あるのかわかりませんけれども、これは、すごく細かくてわからないです。例えば、ワンストップセンターなんて言ったって、ワンストップセンターでちょっと見ると、真ん中に自治体と、いろんなメニュー、サービスメニューをする間に何かサポートするセンターをつくるみたいな考え方があるみたいですけれども、センターなんていうのは医療、教育、何かいろんなものを、生活にかかわるものを全部わかっているセンターなんてできるはずがないんです。これは役所に決まっているんです。だから、役所と生活者との関係で、真ん中に変な介在物をつくらないという形、全て地方自治体と外国人生活者が直結するような形で運営していくほうがいいわけです。

ちょっとそんなことを申し上げたいと思います。これはメニューがごちゃごちゃで、何をどこから引っ張り出してやっていくのかわからないという、この126項目、これはもう予算を組んじゃったんだからどうのこうのかもわからないですけれども、これも何とかならないものかと、２点だけ申し上げます。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

今のご発言はコメントということでよろしいでしょうか。

どうぞ、鈴木市長。

○静岡県浜松市長　鈴木　康友

今の清水市長にちょっと関連をしてコメント、それともう１点と、２点、私からコメントさせていただきたいんですけれども、これは確かに総合対策になっているんですけれども、本当にものすごく細かいんです。予算づけも実に細かくて、多分これからそれぞれの自治体が頭を痛めながらいろいろ中身を申請するというのは、実に無駄が多い。ここを見

ていると、我々のところもそうですけれども、多分、先進的に取り組んでいる自治体はほとんどやっているんです。ワンストップセンターというのは、我々も多文化共生センターというのをもう10年やっていますけれども、既に生活相談だけではなくて、法律相談もやっていますし、最近、技能実習制度の自殺の問題が大きく社会問題になりましたよね。それは外国人の自死に対するメンタルの問題というのがあるので、今そうした専門機関とも連携して、そういうカウンセリングもやっているんです。

多分、国の皆さんが考えているよりもはるかに進んだ取組をしていますし、日本語学習でも外国人学習支援センターというのを我々は設置して、さまざまなレベルの日本語教育をやっていますし、あるいは、そこでボランティア養成のポルトガル語教室もやっていますし、学校には就学サポーターとか支援員とか、あるいはポルトガル語がわかる支援員をたくさん送って、取り出し指導もやっています。

ですから、相当もう現場は進んでいますので、こういうメニューを作るんじゃなくて、例えば、在留外国人受け入れ交付金という形で、丸めて交付していただいたほうが我々ははるかに助かるんです。今日は笹川先生と中川先生が来ていらっしゃるので、ぜひこれはそういう問題意識のもとに、ちょっとまた国会でも考えていただきたいと思いますし、特に取組が進んでいるところでは、細かな補助よりも、丸めて交付金の形で支援していただいたほうが、現場のことは我々が一番よく分かっていますので、ぜひそれをお願いしたいというのが１点。

もう１つ、先ほど毛受さんもお話しされましたけれども、やっぱり２号へ移行させるということをちゃんと明確化させるということが私は大事だと思うんです。５年間、１号で来て、「はい、じゃ、もう要らないから帰りなさいよ」というのは、なかなかこれは現実的ではないと。私どものところはものづくりの町なので、技能実習生も皆さん受け入れているんです。そうすると、せっかくいろいろ技術を身につけさせても、今の技能実習制度でいきますと、強制的に帰さなきゃいけないんです。そうすると、これは本当に我々としては痛い。メーカーの皆さんから私のところにいっぱいそういうご意見が来て、それに対応するため、私どもは今、国家戦略特区というのを国に申請していまして、国家戦略特区の中身の１つに、我々が外国人のセンターを作って、市が認めれば、この外国人は技能もしっかりしているし、ちゃんとしているからもうちょっと在留期間を延ばしてくれということを、例えば特区を利用してやって、メーカーさんの要望に応えようかというのを考えていたんですけれども、今度、この１号と２号というのができれば、しっかり技術を身につけて、日本の生活にも慣れ、人物もちゃんとしているということであれば、どんどん２号に移行していくと。これが、むしろ外国人の皆さんのニーズからしても、私は現実的だと思いますし、我々受け入れ側にとってもそれが最善だと思いますので、これはやっぱり１号から２号に移行させていくと。

もちろん、いろいろ政治的な悩みというのはあると思います。それは移民政策じゃないかと言う人たちが必ずいますから。だけれども、もうそういう時代じゃないと思うんです。ですからそこは、今日、毛受さんもおっしゃっていましたけれども、私は、２号へ移行させる、それを明確にさせるということを、どこかの時点でやっていただきたいなというふ

うに思いました。

以上、２点でございます。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございました。

では、佐々木局長。

○法務省入国管理局長　佐々木　聖子

ご指摘、ご助言、ありがとうございました。

まず１つ、今回の総合的対応策について、私たちの思いといいますか、考え方を申し上げますと、確かに先進的にといいますか、もう長年、外国人の方をたくさん受け入れている地域の皆様方が、まさに集住都市会議のメンバーの皆様方だと思いますけれども、今、鈴木市長様がおっしゃられましたように、そうした自治体の皆様方にとられては、今回のものが今ごろ何をというお気持ちでいらっしゃるのは、当然ながらわかっています。

ただ、全国的に底上げといいますか、後発部隊、歴史が皆様方よりも短い自治体の皆様にも、皆様方が先陣を切っていただいたような取組をしていただくための底上げというとぞんざいな言い方ですけれども、全体的なレベルを上げていくために先進的な皆様のご知見をいただきながら、それを全国に広めていくという取組は、それはそれで必要なんだろうと思っています。

ただ、その段階で、今ご指摘いただきましたように、各施策のあり方ですとか、お金の動きですとかをきちんと広報していく、お伝えしていくということはやらなければいけないと思っておりまして、今回、ある意味、思い至るメニューを全部まさに総合的に掲げたわけでございますけれども、それぞれについてどんな手順で何をしていただくか、恐らく先進的な皆様方はもう周知のことかと思いますが、これからこういう取組をしていかれる自治体の皆様につきましては、わかりやすく系統立ててといいますか、整理をした上でお伝えをしていくことが大事だろうというように思っています。

その意味で、ちょっとずれるかもしれませんが、これも遅ればせではありますけれども、私どもは、この総合調整機能を果たすべく、そして、自治体の皆様と一緒に歩んでいくべく、入管の現場に自治体の皆様方との窓口の専任部署といいますか、専任職員を置きます。これも遅ればせながらかもしれませんけれども、今後はほかの業務とあわせてその業務をやるのではなくて、自治体の皆様との受け入れ環境整備の取組をご一緒するための専門職員を置きますので、またそうしたところできちんとご説明を広げていくということをやっていきたいと思っています。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございます。

どうぞ。

○三重県四日市市長　森　智広

四日市市の森です。

先ほど鈴木市長からありましたように、今回の予算ですけれども、どちらかというと、プラットフォームを構築していくという総論の部分が多いんですけれども、我々多文化共生を進めてきた立場としては、やはり各論にぶち当たっているわけでして、その１つ１つの各論は、それぞれの自治体で違う課題であるので、できれば包括的な予算などをいただけると、それぞれ自治体で固有の課題に向き合っていけるのではないかと私は思っております。

そして、冒頭のプレゼンテーションでもお話しさせていただきましたが、外国人の方は、市町への帰属意識とともに、働きに来ている、働く労働者という側面もありまして、やはり企業に対する帰属意識というのも非常に高いです。四日市で居住している人が全て四日市で働いているわけではなくて、他の市でも働いているわけです。企業に日本語教育をお願いに行くときも、本市の企業に行くときは、それは大きな顔をして行けますが、市外の企業に行くときは、相手の企業も、他の市の職員が来て、何やねんみたいな、そういう対応があって、県とか近隣の市町と連携していかなければなりません。その部分でも、意識の違いがあればなかなか進んでいかないという部分があって、やはり企業に対する意識づけというのを国の方からぜひお願いしたいと思います。義務づけというのはちょっときつい言葉だったかもしれませんけれども、そういう気概でやっていただかないと、やはり働いている方も、昼間は家で休んで、夜働いているとか、そういう方もたくさんいて、自治体でいかなる日本語教育の機会をつくっても、それに参加できない方もいるわけなんです。

生活する場の自治体と、そして働く場所の企業と、ここがやっぱり両輪でいかないといけないので、今のスタンスとしては、基礎自治体に全てを任せる、そういう方向性があるので、民間はなかなか難しいかもしれないですけれども、企業に対して意識づけをぜひとも行っていただきたい。そして、企業と自治体の連携をもっともっと密にしていきたいので、国の方から大きな指針として示していただけることが一番かなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございました。

では、手短にお願いいたします。

○法務省入国管理局長　佐々木　聖子

先ほどもちょっと申しましたけれども、今回新たな仕組みとして支援を企業に義務づけるということを入れました。直接的に日本語指導をしなさいという義務づけではないのですけれども、もしも外国人の方が日本語を勉強したいというときには、その環境を整えるという支援メニューになっています。そのあたりを今後どのように動かし始めて、どのようなニーズがあるのか、ある程度、今回の受け入れというのは、先ほど大泉町長様がおっしゃられましたように、低賃金のために外国人を雇うものではなくて、必要だから外国人

に活躍をしていただくために受け入れるので、相当のコストはかかるのだということを、ぜひ企業の皆様と思いを共通にしていく必要があると思っていまして、その中に、今ご指摘のようなものも将来的に入れていかれればいいなと個人的には思います。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

どうもありがとうございました。残念ですが、終了の時間が来てしまいました。

最後に、コーディネーターとして手短に３点コメントしたいと思います。

今回、省庁サイドからは、まず自治体の声を聞くことから始めたいというお話があり、そして、自治体サイドからは、自治体としても国がこれだけメニューを用意している中でそれをしっかり把握することが必要だというお話もありました。こうした形で国と自治体の対話が行われて、自治体の声が国の政策に反映されていくというのは、国際的に見てもかなり少ないことであり、大変意義深いことだと思いました。

それから、総合的対応策の話の中で、ワンストップセンターの話が出ましたけれども、今回の施策で目立っているのは情報の多言語化だと思います。集住都市会議は、これまで長年、多言語化の提言を出してきました。今回、国がそうした取組に着手するということは、集住都市会議が長年、粘り強く主張してきたからではないかと思います。

多言語化に関して、既にたくさんの自治体が取り組んでいます。そうした自治体の中では、多言語化の基本指針あるいは、ガイドラインを設けているところが幾つもあります。今回、国も、恐らく省庁ごとにそれぞれのテーマに応じて多言語化を進めていくと思いますが、それがばらばらな取組にならないように、国として一貫した方向性を示しつつ、多言語化を進め、そして自治体と連携していただければと思いました。

それでは、これをもちまして第１セッションを終了したいと思います。登壇者の皆様に大きな拍手をお願いいたします。

セッション２

「外国人住民が多様性を生かし活躍できる環境の整備について
～日本語教育を中心として～」



登壇者

【外国人集住都市会議会員都市】

群馬県太田市長　清水　聖義
群馬県大泉町長　村山　俊明
静岡県浜松市長　鈴木　康友
愛知県豊橋市長　佐原　光一

【府省庁関係者】

法務省入国管理局長　佐々木　聖子
法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長　菅野　典子
文部科学省大臣官房国際課長　奈良　哲
文部科学省総合教育政策局
　男女共同参画共生社会学習・安全課長　三好　圭
文化庁国語課長　髙橋　憲一郎
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長　古館　哲生

【コーディネーター】

明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

＜登壇者による意見交換＞

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

それでは、第２セッションを始めたいと思います。

当初の予定では15時35分スタートの予定でしたが、終わりの時間は16時55分のままでよろしいですね。ですから、10分ほど時間が短縮される形になります。

セッション２のテーマは、「外国人住民が多様性を活かし活躍できる環境の整備について～日本語教育を中心として～」となっております。日本語教育が中心テーマになるわけですが、外国人集住都市会議では2015年４月に規約を改正いたしまして、外国人住民が持つ多様性を生かしたまちづくり、外国人住民が活躍できるまちづくりを進めるということを打ち出しております。そうした観点から、この日本語教育、成人の日本語教育もあれば子どもの日本語教育、あるいは学校教育も入ってくると思いますが、そうしたテーマを取り上げたいと思います。

まず初めに、太田市の清水市長からご発表をお願いいたします。

○群馬県太田市長　清水　聖義

太田市の清水です。

うちのまちは22万4,000人ほどのまちで、工業出荷額が結構大きいんですけれども、２兆8,000億円、全国で11位、小さいまちですけれども、非常に大きな力を持った工業都市であります。当然のことながら外国人の住民も多くて、１万1,200人弱、人口の4.9％ということであります。今、過去最多人数を更新しているというような状況でございます。

ここ数年は企業の研修生や農業実習生としてベトナムの方の増加が目立っておりまして、５年前と比べますと2.5倍以上になります。国別では、上からブラジル、フィリピン、ベトナム、あとは70カ国余りというようなことです。

在留資格別で見ますと、身分に基づく在留資格、つまり特別永住者、永住者、定住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者が30年３月末現在で外国人住民数の60％、非常に定住化が進んでいるということであります。技能実習は30年３月末現在1,735人であり、これも年々増加していると。５年前と比較しますと2.5倍になっているということであります。

この中で外国人の児童のことですが、30年４月で585人おりまして、このことも年々増加傾向、また進学率は93％という状況です。

現状としては生徒や保護者とのコミュニケーションでもなかなか難しいという状況があります。児童生徒の増加、多国籍化による指導教員の不足や発達支援の有無の判断など、現場の先生における役割は大きなものになっています。将来、日本の宝、戦力になる生徒１人１人でありますので、きめ細やかな指導が必要であるということであります。うちは、こういったバイリンガルを考えて、当初、大分昔ですけれども、ブラジルにうちの職員を派遣しまして、７人のバイリンガルの先生をブラジルから直接採用してきました。それも非常に特徴でありまして、彼らは今頑張っているということであります。

それから、学校への適応のためにプレクラスというのに40日間通わせます。そういったことで基本的な日本語、学校習慣を身につけた上で、学校に円滑に通学することができる

ということであります。

また、お母さん方やお父さん方に対するオリエンテーションも一緒に兼ねているということで、このプレスクールがかなり有効に働いている。そのようなことで今対応をしているところです。

外国人労働者の推移でありますけれども、図に示されたように、太田市は群馬県内でも外国人労働者を雇用している事業所が多い地域であります。29年10月末の外国人労働者は7,257人、これも増加傾向であります。派遣・請負労働者のような雇用が安定していない労働者は全体の45%に上っている。まだ正規職員は非常に少ないという状態であります。そのような中で、以前、外国人住民を対象としたアンケートでありますが、日本語を少し、または話せるという割合は８割を超えますが、読めない人は３割強おります。日本語習得の機会が不足しているということだと思っております。ボランティア活動をしている皆さん方と勉強をしておりまして、日本語習得の機会を組織的に行っているということでありますが、やはりもう一歩前に進まなきゃいけないというふうに思っております。

課題でありますが、こうした日本語教育の充実に向けて３点をお願いしたい。１つとして、日本語指導を必要とする外国人児童生徒の割合がまだ多いということにありまして、これからも計画的に日本語指導担当教員の基礎定数化を図って、文科省にはしていただいておりますけれども、増加傾向にありますので、今後ともよろしくお願いしたいと。

２つ目は、日本語教育を一括して所管する部署の設置であります。このことが必要であると。セッション１でも出てきましたが、議員立法で、今、国のほうで進めている日本語教育の推進法でございますが、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。基本的に、私は、イマージョン教育による日本語の学校をつくるしかないかなと。小学校１年生、あるいは小学校４年生でイマージョンをやることによって、必ず中学に行く段階で彼らは日本語を習得できると。これは、うちのところでやっていますＧＫＡ、ぐんま国際アカデミーというのがありますけれども、日本人が小学校４年生から３年間、イマージョンをやることによって完璧に英語ができるようになる。ほとんどが中学を出るころには英検の２級、１級が取れる。これはイマージョン教育の成果でありまして、外国人に対してもイマージョン教育の推進をやるべきではないかなと。お許しがいただければ実験でやってみたいと思っています。必ず成果が得られると実験済みです。

以上です。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

どうもありがとうございました。

続きまして、愛知県の佐原市長からお願いいたします。

○愛知県豊橋市長　佐原　光一

皆さん、こんにちは。愛知県豊橋市長の佐原です。ちょっと途中寄ってきたので、到着が第１セッションの途中になってしまい、ご迷惑をおかけしました。

本日は、外国人住民が多様性を生かして活躍できる環境の整備ということでお話をさせ

ていただきます。太田市さんはすごく細かく状況をお話しされていましたが、私どもは簡単に豊橋市の状況を紹介させていただきます。

豊橋市の人口は、昨年12月時点で37万7,000人余であります。そのうちの外国人が１万7,200人余ということで、人口のおよそ4.5％ということです。ピークはリーマンショックの前で２万人を超えておりましたけれども、一時期それから１万人ほど減って１万5,000人を切りました。また今、復調傾向と言うと変ですが、少しずつ増えておりまして、１万7,000人を超えるところまで増えました。

以前は、日系ブラジル人の方たち、そして日系ペルー人の方たちが中心でしたが、最近の傾向は、一時期中国人が急激に増えました。今はフィリピン、ベトナム、インドネシアなどが増えているという特徴があります。愛知県の中には１万人を超える外国人が住むまちが４市ございます。一番多いのは名古屋市で８万人余、２番目が豊田市で、私たちのまち豊橋市とどちらが上位になるかはその年によって違い、１万7,000人余で競っています。豊橋市の下に岡崎市が１万人ほど、中核市以上のまちがみんな１万人以上の外国人を抱えているということであります。

豊橋の地域の特徴は、もちろん愛知県のまちですから工業生産高が高く、さらに農業においても日本で有数の生産地です。隣の浜松市は７番目ぐらいで、豊橋市が全国の市町村別で９番目です。１番は豊橋市の隣の田原市でございます。そんな農業地帯のど真ん中でもあるという特徴を持っておりますので、これから入ってくる外国人は、工業だけでなく農業の分野でも働くことになろうというふうに思っています。

まず、まとめて、本日、国にどのようなお話をさせていただくかというと、先ほど太田市さんが細かく書いていただきましたが、日本語の学習制度の構築をしっかりしていただきたいこと。それから、私たちのお願いとしては、日本語だけでなく英語による日本人と同等の、さっきイマージョン教育の話が出ましたが、それに近い教育環境の整備が必要であることです。これについては、豊橋あたりでも中堅クラスの企業であれば国際展開をしております。そうしますと、海外の主要なポストにつかせる人はぜひ本社で学ばせたいということで、海外から30代、40代の優秀な人材を呼び寄せなければならないのですが、日本語でしか入れる学校が地方にはない状況です。そうしますと、その人たちは基本的に家族連れで来ることになりますし、あと、大学の教授たちも同様なのですけれども、日本語でしか学べないとなると、豊橋市の企業や学校には行けないため、どこか違う都市へ行ってしまったり、転職したりしてしまうケースが生じます。そのような心配をしています。基本的な日本語であっても、英語が堪能な日本で暮らす外国人の子どもたちにとって、英語で学べる教育環境をしっかり整え、それを新たな魅力として日本と国際的環境を結ぶ、そんな役割もあると思います。

ただ、これには、太田市さんはすごくお金を使ってイマージョン教育をやっていますけれども、学校教育法という非常に厳しいハードルがあり、非常に難しいことがたくさんあると分かっています。私たちのまちも実は来年４月から始めたいと準備を進めていますが、課題が多いため、太田市さんには改めてお伺いさせていただきます。

では、言語学習制度ということで豊橋市の取組をご紹介させていただきます。主に大人

向けの事業ということになりますが、日本語指導ボランティアによる日本語教育、これは先ほどから話がありますように、普通にまちなかに暮らしている外国人の人たちが生活し、働くのに困らないようにするために国際交流協会の協力のもとに、ボランティアだけでなくＮＰＯ法人などいろいろ参加していただいてやっております。そのような日本語教室では、初等クラスから漢字をしっかりと使えるレベルまで一生懸命行っています。

次のスライドを見ていきますと、海外での言語学習制度と日本の大きな違いが分かると思います。外国では、ドイツ、フランス、ここには韓国という事例を挙げておりますが、国がきっちり定めた自国の言語学習という制度がございます。ドイツでは600時間も行っています。そして、言語学習以外のいろんなルールや文化などを学ぶ時間も60時間とるということで非常に充実しています。ドイツは、豊橋市の姉妹都市があるのでお話を伺いましたら、「高等教育を受けた外国人が来て、高等教育レベルまで我々が教育にお金を投資しなくても、もうでき上がっている人たちがドイツ語をしゃべれるようになったら、その社会でどれだけ活躍してもらえるか。こんなに安い投資はないのではないか」という考え方をしていると伺いました。

そういったこともあって、外国人住民を日本語能力不足だけで云々するのではなくて、外国語もしっかりと取り組めたらいいのではないかと思っています。そのような中で、今、地方自治体、民間団体等の取組任せになっている日本語学習制度をしっかり構築していただいて、我々もすばらしい環境を提供できるようにして日本で活躍していただけたらと思っておるところであります。

そして２つ目の親に連れてこられてしまった外国人の子どもたちですが、ある意味、場合によったら犠牲者かもしれないという場面もございます。そうした意味で、子どもたちの学べる環境、子供たちの未来を育む環境を我々はしっかりつくっていかなければなりません。まず、小学校の児童に対しては、サマースクールも含めて取り出し教育等々を、先ほど太田市さんがお話しされたようなことや、先ほど鈴木康友浜松市長がおっしゃられているようなことを、もうみんな実施しているのです。このことについて、経済同友会に呼ばれてお話をしましたら、「何だ、みんなやっちゃってるんですね」と言われました。それぐらいみんな実施しているわけです。

そして、その先に、中学で来た子たちはちょっと難しいので、中学のほうはしっかり抜き出し教育をやろうということで、８週間、集中的な教育を今やるという仕組みを今年度から始めています。効果絶大であります。非常に大きな効果がありますので、我々は中学校の教育をしっかりやっています。その子たちが高校を受けるときに、愛知県の環境は日本語でしか今は受けられないのです。そのときに自分のしっかりした進路を選べるまで、次は出口のほうを支援することでしっかりやっていきたいということであります。

そして最後に、日本語だけでなく英語でも学べるようにというのは、日本人にとっても同様のことであります。日本人のＴＯＥＦＬの点数の悪さを見てください。もう最下位にほぼ近い。これを何とか一新するためにも、学びたい子たちに学べる環境の提供をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

どうもありがとうございました。

ただいま２つの自治体の市長さんからお話がありました、豊橋市は人口38万、太田市は人口22万ということで、外国人集住都市会議の中では中規模の自治体からのご発表でありました。また、どちらも学校教育に力を入れている都市として集住都市会議の中では知られているかと思います。外国人の割合も太田市は4.9%、豊橋市は4.5%ですから、そういう意味では共通点が多いとも言えます。

ただいま清水市長からは、日本語教育の体制整備に関して、現在、文化庁に国語課というところがあって、そこが所管していますけれども、そうでなくて文科省の中にきちんと位置づけたらどうかというお話であったかと思います。さらに、体制整備の一環として、先ほど第１セッションでも話題になりました日本語教育推進法のような法整備が必要だというお話もありました。佐原市長からは、これまで集住都市会議でほとんど取り上げたことがなかったと思いますが、英語による教育という新しい教育環境整備のご提案がありました。そしてまた、日本語教育の体制整備について清水市長と同じような観点からご発言があったかと思います。

それでは、今回は法務省、文科省、文化庁、厚労省、４つの省庁からご発表をいただきたいと思います。まず法務省から、再び佐々木局長、お願いしてよろしいでしょうか。

○法務省入国管理局長　佐々木　聖子

総合的対応策の中でもこの日本語のテーマ、メニューというのは非常に重要な位置づけとなっているところでございます。今、先進的な２つの市のお取組をお伺いいたしまして、ちょっと個人的な感想ではありますけれども、この２つの市の取組でもそれぞれといいますか、独自に取り組まれている違いといいますか、課題も違うでしょうし、取組の方法も違うというのを教えていただきました。

そうしますと、総合的対応策の中で全国でこうした取組をすることの難しさのようなものを改めて感じたのではありますけれども、文科省さんと、あるいは文化庁さんと協力をしながら、まず情報の共有、課題の共有などの橋渡しができるように法務省としては取り組んでいこうと思っています。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございました。

では続きまして、次は、文科省の男女共同参画共生社会学習・安全課長という省庁の役職で一番長い名称でしょうか、三好課長、お願いいたします。

○文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長　三好　圭

ご紹介いただきました文部科学省の三好でございます。

いろんな仕事をやっておりますが、外国人児童生徒の日本語支援は、その中でも非常に大事な仕事だと思ってやらせていただいております。今日も毛受先生の基調講演から、あ

るいはそれぞれの市長の皆様、町長の皆様からのご発表も聞かせていただきまして、本当に勉強させていただいているところでございます。

先ほど、セッション１で文部科学省全体の取組、奈良課長のほうからご説明がございましたので、ちょうどまさに今回はセッション２の中で課題としてご提言されたものについて簡単にコメントさせていただきます。

まず１つは、日本語指導に当たる先生の質の向上ということでございます。これは、よく言われますのは数学の免許とか国語の免許と同じように日本語指導についても免許にかからしめるべきではないかという議論があったりするんですけれども、逆にそうしてしまいますと、その免許を持っている人しか日本語指導ができないという形になってしまったりすることもありますので、ちょっとそこはなかなか課題が多いのかなと思っております。ただ、他方、やはりその質の確保、質の向上ということはとても大事なことだと思っておりまして、総合的対応策の中で示させていただいていますのは、現在、モデルプログラムというものを、これは日本語指導に当たる先生の養成、質の向上のためのモデルプログラムというものをつくらせていただいています。昨年度やって、今年度やって、来年度３年でつくるという計画にしておりますので、そういったものを広く広げていきたいというふうに思っております。

ただ、それこそ現場でお話を聞いてみますと、研修に参加する時間もなかなか確保できないとか、プログラムができただけだと、そのプログラムを誰が教えるんだとか、そういう課題もあります。そのあたりは恐らく大学などの関係者ともまた連携を図りながら、そういう研修体制の構築というのを図っていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っています。

それから、あと夜間中学のお話もありましたけれども、これも総合的対応策の中で整備をしていくということを書かせていただいております。全ての都道府県に少なくとも１つは夜間中学をつくっていこうということで、夜間中学は戦後の混乱期の中で、生活が困窮していて、要するに、学校に行けなかったという人を何とかしようということでつくられたものですけれども、今では在籍している方の８割は外国人というふうになって、大きく中身が変容しておりますし、逆に言いますと、大人になってから日本に来て、義務教育相当の勉強を日本語でやるということについては非常にいい機関になっているということもございますので、予算事業も、また来年度予算案の中にも盛り込ませていただいておりますけれども、そうしたものも通じて、また、自治体とも連携しながら整備を進めていきたいと思っております。

それから、もう１つ、文部科学省の組織体制が何とかならんかということでございますけれども、こちらについても、セッション１でもお話がありましたけれども、副大臣をヘッドとする外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チームというものをつくって、関係部局がひざを突き合わせていろいろわいわい議論をしていて、それはそれで自分としては有意義なことだなというふうに思っておりますけれども、この検討チームの中でも組織の強化みたいなことそのものも議論の対象にしておりますので、そういうことも通じまして、あるいは、このことを誰に聞いたらいいかがよくわからないとかいう悩みをよく自治

体さんはお持ちだと思いますので、そういうことの解消に向けても取り組んでいきたいと思っております。

最後、英語の話でございますけれども、これはお話を聞いておりますと、具体的に検討なり、あるいはご相談もされているということですので、まさにそれを続けていっていただければというふうに思っておりますけれども、制度的には、いわゆる教育課程特例校制度という制度が既に法律上ございまして、こういったものを使って、例えば、ふるさとのことを勉強するというような課程をたくさん盛り込むとか、そういう仕組みをつくることは可能になっておりまして、そういう中で、先ほどお話が出たイマージョン教育を取り入れているような学校も既に存在をしているところでございますので、そういったものも活用していただきながら取組を進めていただければというふうに思いますし、また必要な支援もしていきたいと思っております。

以上ですけれども、また後でお時間があればお話を差し上げるかもしれませんけれども、今回、私どものほうでも外国人高校生向けの包括支援という新しい予算事業もつくっておりますし、ぜひこれは集住都市会議の皆様に使っていただきたい、また、既存の日本語指導員の人件費補助のメニューにつきましても、かなり使い勝手をよくさせていただいておりますので、ぜひこういったものもご活用いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

どうもありがとうございました。

続きまして、文化庁から髙橋課長、よろしいでしょうか。

○文化庁国語課長　髙橋　憲一郎

文化庁国語課長の髙橋でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、太田市様のご発表の中でありました、大人における日本語学習の体制整備の強化の部分と、それから、豊橋市様からございました日本語学習制度の構築のうち、大人の日本語教育にかかる部分について、説明します。

大人における日本語学習の体制整備の強化につきましては、セッション１の際にもご紹介しましたが、平成31年度の政府予算案の中で新規事業として地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業ということで新しい事業を立てています。地域における日本語教室へのサポートというのは、これまでも個別の市区町村だとか、国際交流協会などが行っている日本語教室に対して支援を行うという仕組みやスキームは持っておりますけれども、今回はさらに、それを大きく発展させる形で都道府県・政令指定都市で体制として日本語教育を展開していただく、その体制づくりそのものを支援するような形をとりたいと思っております。

これによって体制整備の強化を図りながら、日本語教育を推進してまいります。もう１つは、制度としての日本語教育のしくみの構築についてお話いただきました。これまでお話しした事業についてはあくまでも予算事業ですので、法制度ではありません。ただし、

予算事業を通じて、全国に地域日本語教育をしっかりと根付かせていきたいと思っております。

それからもう１つ、議員立法についてですが、私どもは政府機関ですので議員立法については申し上げる立場にありません。仮に、議員立法で日本語教育関係の基本法が出来上がると、日本語教育政策というものがしっかりと法律に位置付けを持つことになります。そういった意味では、日本語教育政策に後押しいただけるものだと、私どもとしては理解しているところです。

以上でございます。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございました。

それでは最後に、厚労省の古館課長、よろしいでしょうか。

○厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長　古館　哲生

厚生労働省外国人雇用対策課の古館でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私どものほうも大人向けといいますか、働く方向けの取組を行っております。冒頭、ご紹介いただきましたが、外国人の方、不安定な形で働いている方も少なからずいらっしゃいます。その背景として、日本語がまだ上達されていないとか、日本の労働関係法令、雇用慣行等に不案内だとか、こういったところもあるかと考えております。こうしたことを踏まえまして、定住外国人の方を対象に日本語コミュニケーションですとか、日本の労働法令、労働社会保険制度などに関する知識を習得するための研修事業というものに取り組んでおります。対象者は、離職中の方に加えて在職中の方も対象にしておりまして、働いている方にも受講いただけるように、平日の夜間ですとか、休日のコース設定などにも取り組んでおります。

特に外国人の方が多い地域を中心に実施しております事業でございますが、来年度も引き続き行うとともに、予算の範囲で少し地域ですとか対象者数の拡充も図りながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

どうもありがとうございました。

第１セッションに比べると、第２セッションのほうが省庁の皆さんが市長からの投げかけを打ち返していただいたような印象があります。残った時間が、およそ30分ありますので、ここからまた、市長の皆さんにさらに掘り下げていただければと思います。

○群馬県大泉町長　村山　俊明

大泉町長の村山です。

先ほど、教育の関係で日本語の充実というようなお話をいただきました。大泉町は、先

ほどもちょっと触れたんですけれども、公立小学校に日本語学級があります。大泉町はブラジル人のコミュニティができているため生活しやすく、丸きり日本語がわからない児童生徒が転入してくることも多いです。そうすると、事例として、２学期が明けて新しい学期が始まったときに一番多いときで17名の外国人の児童が転校してきたことがあります。日本語教師は年度途中では加配されず、対応に苦労した経緯もあります。

その中で、先ほど日本語指導助手に対する人件費補助を使いやすいものにしたというお話がありましたが、こちらの総合的対応策関連予算の中で外国人児童生徒等への教育の充実、５億円が予算計上されております。この内容を聞きたいのと、この予算で何ができるのかということを伺います。

要は、大泉町だけで日本語指導助手に3,000万円を超える経費がかかっているわけであって、この予算で十分なのか、これでどのようにフォローしていくのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございました。資料の85ページに、「外国人児童生徒等への教育の充実」として５億円と表記されています。これが一体どのような形で自治体への支援となるのかというところのご質問かと思います。

では、三好課長、お願いします。

○文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長　三好　圭

文部科学省でございます。

５億円ということなんですけれども、セッション１でも見ていただきました資料の101ページをごらんいただければと思います。101ページ、横長の「外国人受入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実」、先ほどセッション１で左側の「生活者としての外国人に対する日本語教育の充実」に関するお話があったかと思いますが、今話題になった５億円は右側の箱でございます。大きくⅡ番「外国人児童生徒等への教育の充実」ということで、2019年度予算額（案）549百万円です。これが５億円、この予算でございます。30年度の予算は２億6,500万円でしたので、これが大体倍になっているということでございます。

その事業が何に使えるのかということなんですが、(1)の「共生社会の実現に向けた外国人児童生徒の教育の充実」、その一番上の「日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実」、２億8,900万円ということです。これは実はメニュー事業になっていまして、いろんなことに使える予算になっているんですが、一番売れ行きがいいのが、そこに書いております日本語指導補助者、それから、母語支援員さんの人件費、これを３分の１補助する仕組みになっておりまして、それ以外にも親子日本語教室とか、いろんなメニューが10個ぐらいあるんですけれども、これが１つ活用できる。

先ほど、使い勝手をよくしますというふうに申し上げたのは、これは実は日本語指導補助者というのは、多くの自治体さんで雇用していらっしゃるわけです。なのに、その補助

金を使っていないところがなぜあるか。今回ヒアリングしたところ、メニューの中に必須事業というのがありまして、その必須事業は必ず各自治体でやってくださいということ、それがネックになって、日本語指導補助者に補助したいんだけれども、その必須事業ができないからやれないみたいなところがあるという話を聞きました。

それで、実は先週、31年度の予算の補助要綱を各自治体に発出させていただいたんですけれども、集住都市会議の皆様の自治体のように既に体制が整っているところについては、その必須事業は必ずやらなきゃいけないということじゃなくてもいいですよというような中身で補助要綱を発出させていただいていますので、こういうところが使いやすくなるんじゃないかと思います。

それから、あとはＩＣＴの関係でありますとか、その２つ下のところが先ほど申し上げました新規事業ということで、「外国人高校生等に対するキャリア教育等の充実」、単に日本語指導というだけじゃなくて、居場所づくりとか、相談支援体制を一括でやる場合に補助する。これも恐らく、もう集住都市会議の皆様の中ではこれに近いことをかなりやっていらっしゃるところもあると思いますので、ぜひご活用いただければという趣旨でございます。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

これは満点回答でしょうか。

ほかの方はいかがでしょうか。

○愛知県豊橋市長　佐原　光一

豊橋市ですが、私たちで今、少々困っていることが起こり始めています。それは何かというと、日系ブラジル人の社会の中で、ブラジル人学校が豊橋市には２つあるのですが、高校までそこで通って卒業する方たちのその後の形が変わってきたということです。これまでは日系ブラジル人でブラジル人学校に通っている子供たちは基本アメリカの大学へ行くか、ブラジルの大学へ行くかという進路コースをとっていたのですが、最近そのまま日本にとどまるという子どもが増えています。この子たちの日本語教育をどの時点でどんなふうにやっていったらいいかというのが、実は今頭を悩ませていて、とりあえず来年度予算の中で組み損なっている状況になっているわけです。これは多分、社会環境の変化の中で、ブラジルは非常に不安定なところがまだ残っていて、日本が低速とはいいながら順調に経済成長、そして安全で安定した社会で、日本の社会に10年も暮らしてしまうと、自分を守る気持ちなどの心理的な働きがあって日本に残っていると考えられます。

ただ、これは親が選んだケースであったり、子どもがやっぱりブラジル人の仲間のほうが安心して暮らせるからと選んだ子と、いろいろなケースがあると思うのですが、この子たちに、我々はもう日本の社会で暮らすつもりだったら日本人の学校に入るよう強制的にやれるものなのか、それとも高校の中で取り出し教育を新たにやって、日本語をちゃんと必要なレベルに上げるべきなのか、この辺について何か議論された節があれば教えていただけたらと思います。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございました。ただいまブラジル人学校にかかわる課題ということで、日本語教育の必要性のご指摘もあったんですが、これはどなたかお答えいただける方はいらっしゃいますか。

三好課長、お願いいたします。

○文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長　三好　圭

一言で申し上げますと、余り答えがないという状況であります。確かに私どももブラジル人学校を視察などさせていただいておりますけれども、視察をして、この中で、卒業して日本に残りたい人は手挙げてくださいと言うと、大概ほとんどの人が手を挙げない。しかし、先生に話を聞いてみると、実際、その後、いろんな家庭環境の事情なんかもあって、そのまま日本に残っているというような方もいらっしゃるというふうに聞いております。ですので、このあたりは、学校の中では当然インターナショナルスクールとしての授業をやっておりますので、放課後に違うところでどうやって日本語を教えていくか、それは生活レベルの日本語という部分もあるかと思いますけれども、まさにそこは課題だと思っておりますので、総合的対応策の中で書かれているようなものも組み合わせながらということだと思いますが、ずばりというところは、まだそこまではできていないのかなと思います。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございました。

どうぞ、清水市長。

○群馬県太田市長　清水　聖義

本当に日本語を子どもたちに習得させるのは、もう日本語イマージョンしかないと思うんです。実験して、私なんかも英語を学校で勉強したんですけれども、だめですよね。だめなのは、勉強する機会は一生懸命与えるんだけれども、最終的には本人がその気にならない。ならば、日本語イマージョンで、日本語で教えながら、例えばブラジルの教師、ポルトガル語を話す教師をつけるというやり方で教えていくと、必ずこれで日本語は話せるようになります。しかも母語もちゃんと覚える。２カ国のバイリンガルは完璧に誕生します。うちは英語のイマージョンをやっていますけれども、英語で教えて、家に帰ると日本人、全然英語は達者。さっきＴＯＥＦＬが出ていましたけれども、あんな成績じゃなくて、本当に英検の２級、１級は子どものうちに取れるようになっちゃうんです。

だから、本気でそういう実験を、リーディングスクールをつくって実証して、数年後には実証できますから、彼らが高校へ行き、大学へ行き、弁護士になり、あるいはそういった道を歩ませるようなチャンスをつくってあげるということが日本にとって非常にプラスではないですか。もう本気でやるなら、こういう小手先を幾らやったって、やる気がない我々の英語と同じで、やる気がない人は何をやったって全然習得できないで終わっちゃい

ますよね。だから、それを実験じゃないけれども、本当に日本語イマージョンで勉強を教えるなら、ちょっとお金をいただければ太田市が実験台になって、小学校１年生で日本語イマージョンをやってみたいと思います。ぜひそういう予算を。本気でやるならですよ。ただやった格好をするのか、どっちかという問題です。格好だけするんだったら、今でも全然問題ないです。文科省はやっていますよという顔をするだけならいいと思うんですよ。英語教育をやっていますよと言ったって、英語を話せる人がほとんどいない、同じことが起こっているわけです。ぜひそういう考え方になってもらいたいというのを本当に強く思います。今の日本人の英語と同じです。日本語を永久に話せないです。字が書けない、論文が書けない、文章が書けない、エッセイが書けない、多分ずっとそうなってしまうと私は思います。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

どうもありがとうございました。ただいまのご発言は、日本語とポルトガル語のバイリンガルになる、そういう教育を実験的にやったらどうかというお話でした。先ほど、冒頭の佐原市長のお話も、英語教育をやることで英語と日本語のバイリンガルを目指すという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○愛知県豊橋市長　佐原　光一

日本人に対してはそうですが、あわせてポルトガル語をしゃべるブラジル人だったり、スペイン語をしゃべるペルー人だったり、タガログ語をしゃべるフィリピン人だったり、いろんな人たちがいます。その人たちはトリリンガルになれるのではないかというところを目指しています。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

豊橋市では、もうこの４月から。

○愛知県豊橋市長　佐原　光一

太田市さんのように財政が潤沢ではないので、これで１年かけて、来年の４月からはそういう学校を起こすということで、今準備を一生懸命やっているところです。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

どうもありがとうございました。

今のお話に関して、何かもしコメントがあればいただきます。お願いいたします。

○文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長　三好　圭

ご意見ありがとうございます。より具体的にいろいろとまた議論もさせていただければというふうに思っておりますし、当然見かけだけクリアしていればいいというふうには全く思っておりませんので、本当に世の中を変えるためにはどうすればいいかということで

考えていきたいと思っております。

たまたま先週、私は豊橋市にお邪魔させていただきまして、初期支援校の「みらい」さんも拝見させていただいたんですけれども、やっぱり最初に外国からやってきて、最大で８週間、学校から取り出し授業で集中的に日本語を教えるという取組をやられるということで、中学校のお子さんなんですけれども、どんなお子さんでも２週間ぐらいあれば、平仮名はとりあえず入ると。早い子だったら１週間で入る。平仮名が入ると、やっぱり何とか日本で生活することができるんだと。欲を言えば、本当は８週間よりももっと長い期間やれればというふうなお話もありましたけれども、そんなこともありました。

ですので、そうやって日本語を身につけるアプローチというのはいろんな取組が出ていると思っておりますので、清水市長がおっしゃっておられるものも、より具体的にまたお話を聞かせていただいて、進められるものは進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございました。

鈴木市長、いかがですか。

○静岡県浜松市長　鈴木　康友

別の問題でいいですか。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

もちろんです。

○静岡県浜松市長　鈴木　康友

外国人学校に関することなんですけれども、浜松にもムンド・デ・アレグリアというブラジル人、ペルー人の子供たちが学んでいる学校がありまして、これは、できた経緯は、スズキに勤めていた女性の方がそういうペルー人やブラジル人から頼まれて、彼女が会社を辞めて１人で立ち上げたんです。ですから、最初は大変で、私財も投げうって、とても苦労をしていたので、最初はヤマハさんとかスズキさんとか企業も援助をしたりしていました。そのうちに、見るに見かねて、ちょっとハードルを県が下げ、準学校法人の認可を取らせまして、中南米系外国人学校として日本で初めて認可校になったわけです。

今は私どもも多少なりの支援はしていますので多少安定してきて、今300人ぐらいの子供たちが学んでいるんですけれども、企業からもうちょっと寄附をもらおうと思って、特定公益増進法人の許可を取ろうと何度も文科省にお願いしたのですが、だめなんです。インターナショナルスクールが特増を取っているのに外国人学校が何で取れないんだろうと。これだけ公益性があるのに。特定の国籍を持った学校、これは政治的にちょっと悩ましいのでここでは申し上げませんけれども、そういうこともあって、なかなか外国人学校に特増の認可を出してもらえない。これを何とかしていただきたいと、もうずっと言っている

んです。先日、山下法務大臣が来ましたので、ちょっとこのお話をしました。そうしたら、ちょっといろいろ考えてみようということで、例えば、公益性があるという一定のルールをクリアしたら、あと自治体が認めたら特増の認可を出すとか。自治体が認めなければ、そこでいろんな悩ましいところを工夫するというようなことをすれば、これは特増を取れるんじゃないかということで、ちょっと大臣ともお話をしたんですけれども、ぜひこれは実現をしていただきたいというのが１点。

それからもう１つは、ちょっと根本的な問題なんですけれども、これだけ外国人の人たちが定住化をしているんですけれども、外国人の子供たちには、いわゆる義務教育の就学義務がないんです。公立学校へ行く権利はあるんですけれども、日本人だったら、義務教育を受けさせなかったら親が大変なことになるわけですけれども、外国人の場合は就学義務がないので、どうしても生活が大変だったり、いろんな事情があると、子供を学校に行かせるというのは後回しになる。不就学という状態が生まれるので、私たちは、2011年から不就学ゼロ作戦というのをやりまして、これは外国人の居住実態と、学校にあります学齢簿を照合して、不就学の可能性のある子供たちのところを全部調査しまして、当時はまだ外国人は住民基本台帳制度がなかったので、転出している人たちが結構いたんです。でも、やっぱりそうやって１つ１つ洗い出していくと不就学が見つかりまして、不就学も非常に生活が厳しくて学校に行かせていないという場合もあれば、一旦行ったけれども、言葉がなかなか、日本語が難しいので、いじめに遭って不登校になったなど、いろんな理由があるんですけれども、１つ１つ対応して学校へ行かせるようにしまして、不就学ゼロにして、今もずっと取組みを継続しているんです。これだけもう永住、定住化してきた外国人の子供たちに就学義務というのを日本人の子供たちと同じように課すべきだと私は思っております。なかなか難しい問題かもしれませんけれども、その２点をぜひお願いしたいと思っております。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございました。１点目は、先ほど特増とおっしゃっていましたけれども、特定公益増進法人として外国人学校の位置づけができないかというご発言だったと思います。２点目は、浜松といえば不就学ゼロ作戦が有名ですけれども、この不就学の問題というのは、１月初めに毎日新聞の１面で大きな記事が出たことがあったかと思います。就学義務が課せられていない外国人の不就学の問題についてご発言がありました。

こちらについて、どなたかよろしいですか。

○文部科学省大臣官房国際課長　奈良　哲

では、まず１点目の外国人学校に対する特定公益増進法人の関係でございます。浜松市さんは大変ブラジル人学校と連携をしてやっておられるということで伺っておりまして、国として直接の財政的な支援というのはなかなかないわけでございますけれども、浜松市さんの場合は地元のブラジル人学校と連携し、その中に日本語教室をつくってやっておられるということで、実はそこに対して国も若干支援をさせていただいているんですけれど

も、こういった形でのいろんなグッドプラクティスをぜひ我々としても勉強させていただいて、また地方にも広めていきたいなというふうに思っているところでございます。

外国人学校はいろんなものがございまして、各種学校として認可を受けているもの、それから、例えば国際バカロレアとか、いろんな世界的なところから認められているもの、あるいは自国の政府でちゃんと認められているもの、いろんな形態がある。それ以外に、ＮＰＯとか、何ら法的な認可、あるいは資格のない、こういったいろんなケースがありまして、なかなかそこに対してどういった支援ができるのかということは難しい問題だろうというふうに思っていまして、今回、副大臣を座長とするチームの中でも支援、何ができるのかということは検討していきたいと思っています。

特増の問題についても、恐らくどこで線引きするかというところが大変難しい問題だろうというふうに思っていますけれども、一定の活動をしっかりした団体に対しては、やはり税制上の優遇措置が与えられるところについては、私も当然そうあるべきだろうと思っていますので、少しそのあたり、実態もよく勉強させていただきながら、何ができるか検討してみたいと思います。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

奈良課長ありがとうございました。

では、三好課長もよろしいですか。

○文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長　三好　圭

就学義務の件でございますけれども、一言で申し上げますと非常にセンシティブなお話ですので、慎重な検討、慎重な議論が必要な話だと思っております。ご案内のように、日本国民については憲法で、親に子供に対する就学義務がかかっていると。しかし、それは日本人にだけかかっているので外国人は就学義務がないのはそのとおり。そして、国際人権規約を日本は批准しておりますので、それに基づきまして、外国人のお子さんでも公立学校で就学を希望されるという場合には、その学校は受け入れをするし、無償で教育を提供するというふうにしているのが実態でございます。

これを外国の方にも就学義務を課すということは、どういう学校に行くことに義務を課すのかということもあるわけですけれども、例えば、日本の学校に行かせなきゃいけないという話になっちゃいますと、インターナショナルスクールに通ったり民族学校に通ったりしている方を、そこから引き剥がして日本の学校に連れてくるという話になりますので、これは非常にいろんな議論があろうかと思います。そうではなくて、どこでもいいからという議論があるのかもしれませんけれども、どこでもいいのどこはどこなのかというところで、またそこをめぐるいろいろな難しい議論があると思っております。

就学義務の話が話題になっている背景としては、やはりその不就学の問題が背景にあるというのは認識をしておりまして、浜松市さんの取組は本当にすばらしい取組だというふうに思っておりますけれども、国としても、まずは各自治体が就学状況を把握して、その不就学の状態にあるお子さんをなくすという取組を支援していきたいというふうに思って

おりますし、昨今、そういった声も非常に高まっておりますので、我々としても次にどういう打ち手があるかということについては考えていきたいと思っております。

以上です。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

どうもありがとうございました。

残り時間があと10分ほどあります。こちらは日本語教育のセッションではあるんですが、残り10分ですので、総合的対応策も含めて、ご質問、ご意見等あればご発言いただきたいと思います。

では、村山町長。

○群馬県大泉町長　村山　俊明

若干、鈴木市長さんとかぶりますけれども、外国人の児童生徒の不就学の関係で、先ほども申し上げましたが、大泉町は非常に多くの外国人の児童生徒が公立の学校へ通っています。その中で例えば公立学校をドロップアウトし、ブラジル人学校に編入したいと思っても、ブラジル人学校は私立で非常に授業料が高く、通えないこともあります。このように、日本の学校にも行けない、お金がかかるからブラジル人学校にも行けないということが想定されます。そのような、不就学の子どもが時間を持て余し非行に走ったり、犯罪に巻き込まれなければいいなと思っています。

また、我々自治体はブラジル人学校に対して学校法人という１つの法人格、しっかり明記したものがないと、その学校が、学習環境が整っていないのをわかっていても支援するということは非常に難しくなってきますので、先ほど鈴木市長がおっしゃったとおり、なるべくその問題を早急に解決していただければというふうに思います。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございました。村山町長からも不就学の課題についてご発言がありました。

よろしいですか。

○文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長　三好　圭

ありがとうございます。ちょっと根本的なお答えではないのかもしれませんけれども、まず我々がやっていかなきゃいけないと思っておりますのは、先ほど、ブラジル人学校と日本の学校、どちらにも通えないという話ですけれども、やはりドロップアウトというものをなくしていきたいと思っております。先ほど申し上げた高校生に対する包括的支援事業というのも、今回初めて文部科学省で調査したんですが、外国籍のお子さんは年間で大体１割ぐらいの方が高校をやめておられるという調査結果が出ておりますので、単純に３倍すると、入学した人のうち７割しか卒業に結びついてないということも推計されるわけであります。そういった意味で、学校をドロップアウトさせないような取組というのはどういうことをしていけばいいのかということを、メニューにまとめていくつもりです。

今、町長がおっしゃったのは義務教育段階のお子さんのことも含むんだと思いますけれども、義務教育段階の場合は、高校に比べれば、やっぱり先生たちは何とかして卒業させなきゃいけないということで、非常に現場で取り組んでいただいておりますけれども、その中でもやっぱりドロップアウトしてしまう方は当然出る。私どもがお話を聞かせていただきますと、居場所づくりみたいなものがすごく大事だということを言っておりまして、いい居場所があれば、そこでみんなで勉強して仲間づくりもでき、放課後をどう過ごすかみたいなことができると。しかし、それができないと、例えばまちなかのインターネットカフェみたいなところに入り浸りになってしまって、そこで悪い先輩に捕まって、そのまま非行のほうに行ってしまうというところも聞いておりますので、そういった居場所づくりみたいなことも含めた支援体制というものをつくっていくことが大事なんじゃないかと思っております。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございます。

どうぞ。

○群馬県大泉町長　村山　俊明

実は大泉町も、そのような子どもたちの居場所づくりを大学と提携をしながらやっています。ところが、その居場所づくりというのは、福祉の関係でやっていますので、生活保護だとか準要保護家庭の児童生徒しか通えないという位置づけであります。そうすると、先ほど言いましたドロップアウトした子どもたちの中には、生活保護や準要保護家庭に該当しない子どもたちも出てくるわけですので、そのすき間の何か受け皿的な教育をする場所をつくっていただきたいと思います。先ほど申し上げたとおり、子どもたちが十分な教育を受けていないと、安定した雇用につながりにくく、これもまた貧困の連鎖につながっていくと思いますし、子どもにとっては、将来的に不幸なことになるというふうに思っていますので、ぜひともその辺も踏まえた検討を強く要望いたします。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。清水市長。

○群馬県太田市長　清水　聖義

今、ここで事業を改めていろいろ見ているんですけれども、新規事業は、結構都道府県、中核市というのが多いですね。政令、中核市。これは何かあるんですか。補助メニューで、都道府県、政令、中核市というのは。事例が幾つか。ちょっと今見ていたんですけれども、新規事業は特に多いようなんですけれども、何かそういうのはあるんですか。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

総合的対応策の新規事業の中で、都道府県、政令市、中核市対象のものが多いのはたまたまなのか、意図があるのかというご質問でしょうか。

○群馬県太田市長　清水　聖義

何か意図的なんですか、普通のまちはだめということですか。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

これはどなたか、ここは局長でしょうか。

○法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長　菅野　典子

では、私のほうから。総合的対応策全てについて申し上げることはできないんですけれども、私はワンストップのほうを担当している関係から、ワンストップのほうも新規事業でございまして、今回、法務省のほうから予算措置をさせていただきまして、全国100カ所にということで自治体を支援させていただくというようなメニューでございますが、そこの対象につきましても、都道府県と、それから政令指定都市というところを挙げさせていただいております。

今回のコンセプトにつきましては、やはり外国人の方が、日本はどこにいても、どこか相談に行ける場所がある。みずからが使っている言語でどこかで相談できるということをまずは確保していくという、国のほうがお金をつけていくという関係から、そういったところ。やはり予算の関係がありますので、ある程度規模を持って、そして、多くの外国人に裨益していただけるような、ある程度、制度を運用していただける規模のあるところということで、今回、都道府県、政令指定都市というところと、それから、たくさん外国人が居住している市町村という形にさせていただいております。

○群馬県太田市長　清水　聖義

例えば、群馬県の場合ですと、中核市は前橋、高崎なんです。太田、伊勢崎、大泉は中核市ではない。といいながら、一番集住しているのは伊勢崎、太田、大泉、この周辺が一番集住しているんです。西のほうへ行っても外国人の姿は余り見ないです。だから、そっちへ集中させても余り意味がないんだと。これはほかのものもみんな結構多いですよね、メニューが。

○法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長　菅野　典子

外国人が多数居住している市町村というところでも少し配慮させていただいたつもりではあるんですけれども、数に限定はあるので、全てというわけにはいかないんです。

○群馬県太田市長　清水　聖義

そういうふうにしたほうが。集住都市会議の近所は入れたほうがいいんじゃないですか。

でないと、例えば、前橋に置いても太田から相談には行かないですよ。

○法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長　菅野　典子

そこのところが、今回、都道府県さんが出席されていないところで申し上げるのも、ちょっと筋違いではありますが、やはり都道府県の皆様には県下全てを見ていただいて、どこに設置していくのがいいのか、最も効率的な配置はどこなのかということもお考えいただきながら使っていただきたいと思っております。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

今のお話だと、都道府県が対象になる場合でも、必ずしも県庁所在地でなくてもよいというご説明ですか。

○法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長　菅野　典子

おっしゃるとおりです。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

菅野室長、どうもありがとうございました。

○群馬県太田市長　清水　聖義

うちなんかは、余り仲がよくないから来ないんです。だけれども、それはちょっと不公平かなという気持ちがあります。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ちなみに、このワンストップセンターの実際の募集といいますか、これはご予定が立っているでしょうか。

○法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長　菅野　典子

本当にお待たせして申しわけございませんが、予算を国会のほうでご承認いただくということが前提になっておりますので、要綱を本当に早くお示しするように今手続しておりますので、もうしばしお待ちいただけますでしょうか。もうあと少しでお出しできるかと思います。最後の手続を踏んでいますので、申しわけございません。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

どうもありがとうございます。現時点での目いっぱいのご回答であったかと思います。

そろそろ終了の時間が近づいてまいりました。国の新しい方針が出たところでの記念すべき集住都市会議ですので、ぜひ。

○群馬県大泉町長　村山　俊明

最後に、しつこいようですけれども、太田市と大泉町はちゃんと入れてくださいね。特に大泉町は不交付団体として一生懸命頑張っていますから、ぜひとも大泉町を外さないでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○コーディネーター　明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

ありがとうございます。

それでは、最後にコーディネーターとして３点申し上げたいと思います。

このセッションは、日本語教育をテーマに進めましたが、日本語教育推進法案が話題になりました。昨年12月の改正入管法案は、与党と野党で意見が分かれてしまいましたが、この日本語教育の法案は超党派で取り組んでいらっしゃると伺っています。この法案が可決されることは集住都市会議にとっても非常に有意義ではないかと思います。

それから、４月から特定技能の外国人がたくさんの企業で働くことになり、そうした外国人への日本語教育をこれから取り組んでいくということになると思います。恐らくそのときに企業内のコミュニケーションを考えると、日本人社員の側がやさしい日本語を使ってコミュニケーションをとっていくことが、外国人社員の日本語教育を推進することと同じぐらい重要になるのではないかと思います。

最後に、このセッションでは４人の市長さん、町長さんにご登壇いただいていますけれども、恐らく全国でこれだけ外国人施策に精通された首長というのは、ほかにはいらっしゃらないと思います。やはり集住都市会議を2001年から続けてきて、長年の間に蓄積されたノウハウといいますか、知見があり、この４人の市長さんたちは、特に経験豊富な方々と言えます。こうした先行した自治体の知見が、これから外国人を受け入れていこうとする自治体にとってきっと有益だと思いますし、集住都市会議の知見が全国の新たに取り組んでいく自治体に広がっていくことが重要ではないかと思います。

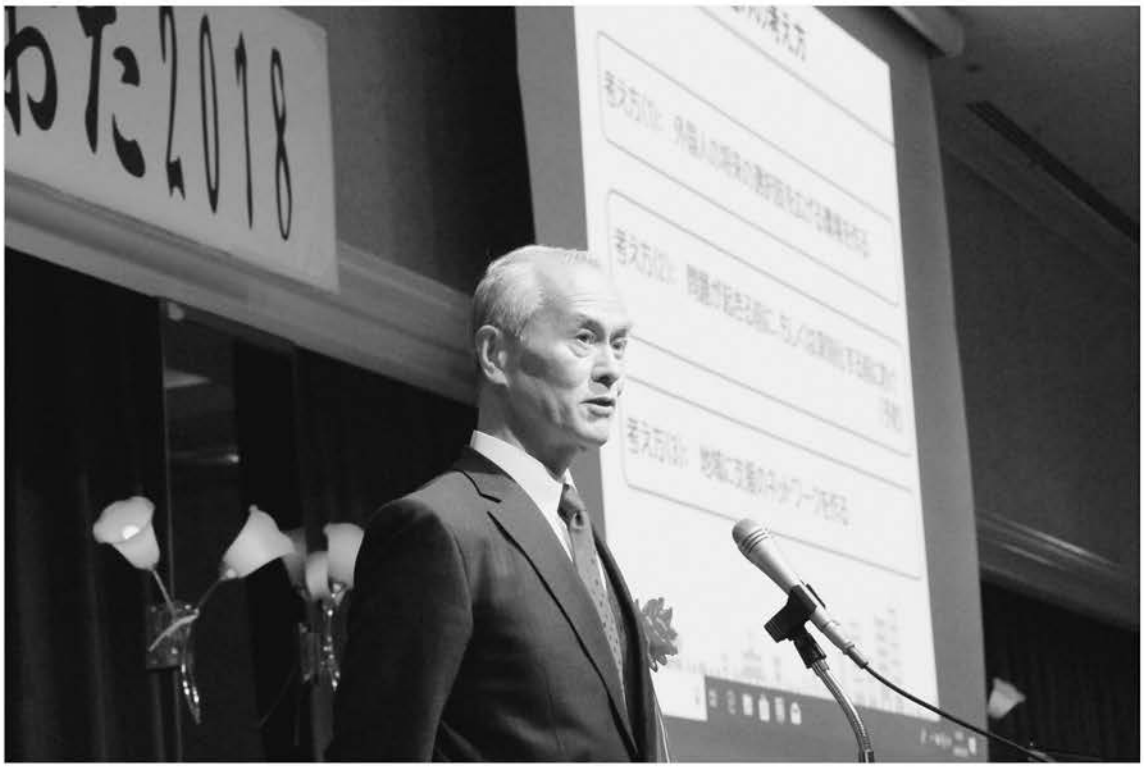
第１セッションでは、総務省から、多文化共生の先進自治体の取組を全国に広げていくための取り組みを新年度始めることのお話もありましたけれども、集住都市会議としても、この数年、減少ぎみではありますが、これから新たに取り組む自治体とも連携して、大きな自治体の輪となることを願っております。

それでは、これをもちまして第２セッションを終了したいと思います。登壇した皆様に大きな拍手をお願いいたします。どうもありがとうございました。

事例発表

「外国人児童生徒の教育支援」

NPO 法人　Ｇコミュニティ　代表理事
本堂　晴生（ほんどう　はるお）



ＮＰＯ法人　Ｇコミュニティの本堂と申します。

私たちのＮＰＯは、外国人の子供の教育支援、それに関連して親の支援をしております。今日は、事例発表として「外国人児童生徒の教育支援」と題して報告、発表をさせていただきます。

最初に、取組の考え方です。個々の生徒たち、親の支援をさまざまなケースでしていくわけなんですけれども、その中で、少し考え方、それから方向性というものを持ってＮＰＯ活動を進めてきました。３つありまして、１つは外国人の将来の選択肢を広げる環境をつくるということです。今日もいろいろお話がありましたけれども、外国人の人たちに地域で、それから日本で活躍してもらう、そういうところに育っていってもらうための環境を少しでもつくりたい。２つ目は、予防、ちょっとかたい言葉になりますけれども、いろいろ問題が起きる前に、もしくは深刻化する前に防ぐ。３つ目は、私たちＮＰＯのメンバーだけでは範囲が限られてきますので、地域の中で支援のネットワークをつくる。この３つを考え方として進めております。

まず人生の選択肢を広げる環境づくりなんですけれども、ここに書きましたように、私も日本語を教える活動をやっているわけなんですけれども、気がついたのは、子供たちは日本語を学ぶことが目的ではない。これは大事じゃないという意味ではなくて、日本語を学ぶことは一番大事なことなんですけれども、子供たちにとっては、それを道具として日本社会の中で選択肢を広げていくということに使うということだなということに気がついたということです。それをもとにＮＰＯの活動の範囲を広げてきました。ここに「日本語を生かせる環境づくり」と書きましたけれども、縦に３つ、１つは、自分で考え・決められる力、これは具体的には情報になります。すぐそこに「進学説明会・職業説明会」と書いてありますけれども、子供たちは、親も含めて、例えば高校受験といっても、日本の受験というのが何なのかがよくわからないし、どの高校を受けたらいいかもわからない。そういうことについて１時間半、２時間かけて親子に対して説明をしていきます。

あと、機会を自分でつくる力、これは、例えば文部科学省が設定していただいている中学校卒業程度認定試験、中学校を中退してしまったり、そもそも中学に行っていない、だけれども、日本でこれから生きていくのに高校には行きたい、そういう子たちにも役に立つものですけれども、これをＮＰＯでは５人、６人のローテーションを組んで、毎日２時間、土曜日も含めて支援をし、合格して高校に行った子もいます。３つ目が、今の地域の力の養成です。いろんな形でのコーディネーターを養成して、県内に広げていくということです。

実際の事例について申し上げます。これは、今言ったことの全体の図になるわけなんですけれども、真ん中に「小学校、中学校、高校」と書いてありまして、その上が、大体学習支援、それから日本語教育支援ということで、学校の中で支援、それから学校の外で支援をしています。色がついているところは全部群馬県からの委託事業いうことで受けさせていただいているものです。真ん中に中学校卒業程度認定試験、今申し上げたような学校に行っていない子たちの次の人生を開いていくためのきっかけづくり。この全体の中で、それぞれがばらばらに活動しているのではなくて、それぞれ全体でつながっているというところがみそになります。

例えば、後で申し上げますけれども、スクールホットライン群馬、これは母国語で教育の電話相談をできるんですけれども、そこで、例えば不登校になっているという相談が来たら、すぐ下にあります心理サポート事業につないでいったり、それから、学校、教育委員会と連携して、その子に対しての支援をしていくという形で、それぞれの活動がつながっているというところです。

学校の中での学習支援ですけれども、今年７年目になります。中学校２校、それから、外国人の子たちがたくさん行く高校で支援をしています。特に高校については、入学試験を通ったんだから支援は要らないんじゃないかと考える方もいるかもしれないんですけれども、外国人の生徒にとっては、日常に話す日本語とは別に学習言語、教科書に書いてある専門的な言葉、これは日本語の基礎力が十分ではないことから、そこで高校に入った後もかなり苦労することになりますので、それを高校の中で支援しています。

それから、母国語による教育相談、心理カウンセリングですけれども、ここで上から２

行目に「教育委員会、学校、発達支援センターとの連携」と書いてありますけれども、子供たちが学校で楽しく学校生活を送れる、勉強できるというところが目標ですので、教育委員会、学校との連携、これを非常に大事にして進めています。左の下のほうが先ほど申し上げたスクールホットライン群馬ということで、電話で夜の９時まで母国語で相談ができます。

それから、右側のほうは心理カウンセリングで、日本人の心理カウンセラーの方にカウンセリングしていただくということも非常に重要なわけですけれども、私たちが始めたのは、母国語でできる、東京から２人の資格を持った日系ボリビア人の方と日系ブラジル人の方に来ていただいて、母国語による心理カウンセリングを行っています。やはり何年も心の中にため込んできたものを、同じ国の言葉を話せるということで、子供も親もぽつぽつ話し始める。ここでは中長期にわたると書きました。１回で終わることはなくて、半年、１年、２年と続けていきます。学校とも連携をして進めております。

それから、地域のコーディネーター養成ですけれども、１行目に書きました「近くで最初に相談できる」というところがポイントになります。外国人の方は、困り事があっても、どこに相談に行っていいかわからない。そうしているうちに、だんだん問題が深刻化していってしまって、地域にとっても、行政にとっても負担が増えていくということがありますので、それを解消するための相談相手をつくっていくということです。左下のほうの外国人コミュニティコーディネーター、これは日本語がぺらぺらの外国人の方に集まってもらって、一番下に書いてありますような、外国人の方が普通苦手としています日本の社会制度、これの基礎知識をこの方たちに学んでもらう。周りの外国人をサポートしていく。

右側のほうの心理コーディネーターは、日本人、外国人とも学んでいただいているわけですけれども、学校においても地域においても、「おやっ、この子は何か少し振る舞いがおかしいな」ということに早く気がつく、それを専門家につないでいくという役割を担っているものです。

実際にやってみての課題を３つだけまとめました。１つは、支援者の確保、これらの活動は平日にやることが多いんですけれども、なかなか仕事を持っている方がボランティアで参加するのが難しい状況がありますので、ここに苦労しながら進めていると。

２つ目は、外国人の方が日本語を学ぶ勉強の場所の不足です。私たちも活動をしていますし、それから、いろんな活動が幾つかあるんですけれども、やはりそれだけではカバーできない。今日のお話の中にもありましたけれども、夜勤をしている方もいますし、子どもたちについては、放課後なかなか動きがとれないという方もいますので、もっともっと必要だなと。

３つ目は、制度のはざまということがあります。日本では年齢によって学年が決まるという学齢主義なわけですけれども、例えば、中学３年の10月、11月ぐらいに初めて日本に来た、親に呼び寄せられたという子たちは、中学校に入れるんですけれども、卒業するまであと２カ月、３カ月ですよね。ということは、普通の教室にはなかなか入れない。そうすると、相談室とか日本語教室で過ごすわけなんですけれども、実は私たち現場で活動していますと、学校の先生方にも、悪い意味じゃないんですけれども、抵抗感があるわけで

す。急に来て、２カ月、３カ月で卒業証書を渡すんですかという思いがあるわけです。ただ、これはお互いに国同士で教育制度を認め合っていることではあるわけなんですけれども、そういう中で、中学３年じゃなくて２年生に入れてあげれば、すぐ３年生になっても１年間十分に勉強ができるということがあります。これをもっともっと広めていきたい。

以上の活動をしていて、次の模索、これは考え方なんですけれども、１つは、ここに書いたように、第１段階が日本人から外国人に働きかける支援というものだとすると、これが今までずっと主にされてきて、これからも続くわけですけれども、第２段階が外国人が外国人を支援する。これは、今回、コミュニティコーディネーター等がそうです。次に目指していきたいのが、赤く書いた、外国人から日本人に働きかける、支援する。外国人が日本人の高齢者を支援するというのもそうですし、そのような関係をつくっていくことで対等な関係、それで地域に外国人が新たな活力源になるのではないかと考えています。

もう１つは、外国人キーパーソンの育成です。キーパーソンというのは、１行目に書きましたけれども、日本語能力が高くて、日本の社会制度の基礎知識を持っている、日本語を教えることもある程度できるという方たちで、実際にいます。先ほどの県の委託事業の中のコーディネーター養成講座で学んだ方が小さな日本語教室を太田市と伊勢崎市につくってくれています。そういうところで外国人が外国人に日本語を教える。左下に書きました。何がいいかというと、何を苦労するかというのをよく知っているわけなので、そのつぼだけを教えることで非常に効率がいいわけです。また、そこでは、例えば、市役所に税金で呼ばれました。税金の相談もできます。源泉徴収、辞書でひいても、源泉と徴収はわかるけれども、その仕組みがわからない、それを教えてあげる。そのときに、ブラジルの方がブラジルの人に教えるのであれば、日本の制度の違うところだけ教えればいいので非常にわかりやすいわけです。そのようなキーパーソンたちが地域に増えていく。そういう人たちをさらに育成していきたいなと。

右の下に書きました。外国人の大人が日本社会とのかかわりに自信を持つということが、ひいては子どもに間違いなくいい影響を与えていきます。

以上です。どうもありがとうございました。

おおた宣言



○太田市長　清水　聖義

おおた宣言

外国人集住都市会議は、1990年の改正出入国管理及び難民認定法の施行に伴う南米日系人の急増を端緒とし、2001年の設立当初より地域で顕在化する外国人住民にかかわる諸課題の解決や外国人住民との共生のためのさまざまな取組を推進するとともに、法律や制度に起因する課題については国等に提言を行ってきた。

少子高齢化、労働力不足が進む我が国において、在留する外国人は264万人を数え、定住化の進展やアジア諸国からの外国人住民の増加など、在留外国人を取り巻く環境は本会議設立当時とは大きくさま変わりしている。国においては、2019年４月から導入する新たな在留制度を踏まえ、外国人材の受け入れ、共生のための総合的対応策を取りまとめたところであり、また、日本語教育推進議員連盟では日本語教育推進法の制定に向けた法案を国会に提出する動きがある。

これまで特定地域の課題とされていた外国人労働者の受け入れや共生社会の実現は、今後、日本全体が課題として議論、共有し、取り組んでいく必要がある。本会議は、外国人の増加に伴って地域社会において生じるさまざまな課題が十分に考慮されないまま受け入れが進行することを危惧する。今後、外国人材の受け入れがより一層広がっていく中で、

外国人が安心して働ける環境整備や地域の生活者として捉えた共生施策を国が責任を持って自治体、関係機関、受け入れ企業等と連携し、取り組んでいかなければならない。

また、人口減少、労働力不足を背景とした有期限的な外国人材の受け入れでは次世代を担う人材を育成、確保することが困難であるため、中長期的な視点に立った外国人材の受け入れ方針の明示やそのための法制度等の環境整備を強く求めたい。

加えて、国の示された外国人材の受け入れ、共生のための取組を確実に実行するため、省庁を横断して外国人施策を調整し、推進する外国人庁の設置を改めて求めたい。

私たちは外国人住民との共生に取り組んできた基礎自治体としての四半世紀にわたる経験を生かし、外国人を含む全ての住民が安心して暮らし、お互いを認め合い、多様性を生かし、誰もが活躍できる多文化共生社会の実現に向けた取組を力強く進めていく。

2019 年 1 月 29 日
外国人集住都市会議

閉会



○太田市長　清水　聖義

ご来賓の皆様方、大変お忙しい中、参加をいただきまして本当にありがとうございました。また、今日は大勢の皆さん方にお集まりをいただきました。先ほど、おおた宣言で申し上げたように、今後の外国人の定住化、そしてまた、私たち一緒に生活する者は、お互いに認め合っていく社会をつくらなければいけない。特に今日のセッションにありました諸課題、中でも教育の問題、日本語の問題等々、私たちは本当に真剣に地方自治体で考え、取り組んでいく必要がある。また、国や県や関係団体との協力が本当に必要であるということを今日は強く感じたわけであります。

毛受先生は空白の30年と言っていましたが、外国人集住都市会議の面々は、この空白を埋めるべく、みずからの力で一生懸命努力をしてきました。また、今、事例発表がありました本堂さんの外国人が日本語教室で日本語を教える、これはものすごいすばらしいことでありまして、例えば、ちょっと話が長くなりますけれども、太田市でも、どこのまちでも、ＡＬＴというのを、外国人を入れて外国語を教えようとする、これがもう主流になっておりますが、むしろ日本人が外国語、英語を教えるというような形態にしていかなければなかなか本格的な英語の導入にもならない。外国語を人に任せてはいけないということを私は今非常に強く感じました。私たちは感じることがたくさんあるわけですけれども、ぜひこれからも日本が外国人の受け入れを積極的にやると同時に、私たちがそのつもりに

なって対応していくということを、みんなで今日の会議を通じて共有し合い、そしてまた、明日に進みたいと思っております。

もう最後になりますが、皆さん方、本当に今日はありがとうございました。非常に強い風が吹き、冷たいですけれども、健康に気をつけて、またもとの生活に戻っていただければ大変ありがたいと思います。今日は、本当に特別な場所をつくっていただきましてありがとうございました。本当にありがとうございました。

外国人集住都市会議会員都市及び関係団体によるパネル展

出展団体

No.	団体名
1	外国人集住都市会議
2	大泉町
3	大泉国際交流協会
4	浜松市
5	浜松国際交流協会
6	豊橋市
7	NPO法人トルシーダ（豊田市）
8	小牧市
9	四日市市
10	四日市国際交流センター
11	津市
12	群馬県
13	一般財団法人　自治体国際化協会
14	ヒューマンアカデミー株式会社
15	株式会社ブリックス
16	凸版印刷株式会社
17	社会福祉法人　日本国際社会事業団（ISSJ）
18	一般財団法人　日本国際協力センター







当日資料　目次

外国人集住都市会議資料 　１各種統計　２調査　３会員都市における取組事例	75
関係省庁資料	109
基調講演 「外国人受入れ新政策－日本の未来への展望」資料	178
セッション１ 　新たな外国人材の受入れについて　資料	183
セッション２ 　外国人住民が多様性を活かし活躍できる環境の整備について 　～日本語教育を中心として～　資料	189
事例発表 　「外国人児童生徒の教育支援」　資料	193

外国人集住都市会議資料

１．各種統計

会員都市全体における外国人人口は 2015 年に増加に転じ、2018 年に総人口の約 3.8%を占める。

表１　会員都市全体（全 15 都市）における総人口と外国人人口の推移（各年 4 月 1 日）

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2013年・2018年の比較	全国 2018年
総人口（人）	3,364,658	3,358,312	3,352,422	3,351,634	3,347,930	3,345,072	99.4%	127,707,259
外国人人口（人）	108,352	106,500	107,419	111,319	117,942	126,358	116.6%	2,497,656
外国人比率	3.22%	3.17%	3.20%	3.32%	3.52%	3.78%	0.56ポイント増加	1.96%
国籍数	24～78ヶ国	23～76ヶ国	26～78ヶ国	26～81ヶ国	27～83ヶ国	25～82ヶ国		

注）詳細の都市別データは別表（P.20）を参照。

注）集計方法の違いにより、表 5 と数字が一致しない場合があります。

資料出所：外国人集住都市会議（2018）、
総務省「住民基本台帳年齢階級別人口」（平成 30 年度 1 月 1 日現在（確定値））

会員都市全体における外国人の国籍別の人口上位 5 か国は、ブラジル、フィリピン、中国、ベトナム、ペルーの順となっている。

表２　会員都市全体（全 15 都市）における国籍別住民数上位 5 か国（2018 年 4 月 1 日）

	1位	2位	3位	4位	5位
国名	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	ペルー
住民数（人）	45,816	17,769	16,071	10,691	8,159

注）全 15 都市の数値の合計である。ペルー人住民数は 1 市を除く人数。当該 1 市のペルー人住民数は少なく、仮に合計しても 4 位には及ばない。

資料出所：外国人集住都市会議（2018）

会員都市全体における各言語ごとの通訳対応可能都市数、通訳職員数は、以下のようになっており、南米系中心の対応になっている。

表３　会員都市全体（全 15 都市）における通訳の配置状況（2018 年 4 月 1 日）

言語	通訳対応可能都市数	通訳職員数（人）
ポルトガル語	15	116
英語	12	22
スペイン語	11	23
中国語	7	11
タガログ語	2	6
合計（延べ人数）	ー	178
合計（実人数）	ー	154

資料出所：外国人集住都市会議（2018）

会員都市全体における外国人の高齢化率については、日本人に比べ伸びが緩やかであるが、外国人高齢者は増加している。

表４　会員都市全体（全 15 都市）における高齢化率の推移（各年４月１日）

		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2013年・2018年の比較	全国　2018年
合計	65歳以上人口（人）	764,691	794,474	820,844	840,772	856,169	867,999	113.50%	34,793,745
	高齢化率	22.73%	23.65%	24.48%	25.08%	25.57%	25.95%	3.22ポイント増加	27.24%
日本人	65歳以上人口（人）	760,943	790,575	816,679	840,772	851,427	862,897	113.39%	34,629,983
	高齢化率	23.37%	24.31%	25.16%	25.81%	26.36%	26.81%	3.44ポイント増加	27.65%
外国人	65歳以上人口（人）	3,748	3,899	4,165	4,426	4,742	5,102	136.12%	163,762
	高齢化率	3.46%	3.66%	3.88%	3.97%	4.02%	4.04%	0.58ポイント増加	6.55%

注）詳細の都市別データは別表（P.20）を参照。

資料出所：外国人集住都市会議（2018）、

総務省「住民基本台帳年齢階級別人口」（平成 30 年度１月１日現在（確定値））

会員都市全体では、永住者と定住者が 2018 年時点で外国人住民の約７割を占める。

表５　会員都市全体（全 15 都市）における在留資格別の外国人数の推移（各年４月１日）

	2016年		2017年		2018年		全国　2018年	
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
特別永住者	7,123	6.39%	6,854	5.81%	6,604	5.23%	326,190	12.37%
永住者（永住者の配偶者等含む）	52,265	46.91%	53,656	45.48%	54,814	43.38%	795,701	30.17%
定住者（日本人の配偶者等含む）	28,428	25.52%	30,167	25.57%	32,774	25.94%	328,346	12.45%
家族滞在	2,198	1.97%	2,522	2.14%	3,729	2.95%	174,130	6.60%
高度専門職、技術・人文知識・国際業務	2,671	2.40%	3,170	2.69%	3,325	2.63%	221,970	8.42%
技能	811	0.73%	847	0.72%	795	0.63%	39,221	1.49%
介護		0.00%		0.00%	2	0.00%	177	0.01%
その他の就労目的の在留資格	1,198	1.08%	1,306	1.11%	1,390	1.10%	72,492	2.75%
留学	2,225	2.00%	2,492	2.11%	2,919	2.31%	324,245	12.29%
技能実習	11,842	10.63%	13,500	11.44%	15,360	12.16%	285,776	10.84%
特定活動	1,840	1.65%	2,590	2.20%	3,825	3.03%	64,545	2.45%
上記以外の在留資格	806	0.72%	880	0.75%	819	0.65%	4,458	0.17%
合計	111,407	100.0%	117,984	100.0%	126,356	100.0%	2,637,251	100.0%

注）詳細の都市別データは別表（P.20）を参照。

注）集計方法の違いにより、表１と数字が一致しない場合があります。

資料出所：外国人集住都市会議（2018）、

法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」（2018 年６月末）

別表　2018 年 4 月 1 日 外国人集住都市会議会員都市の人口、高齢化率、在留資格、国籍

	人口	高齢化率			在留資格上位3項目		
		合計	日本人	外国人			
	総人口（人）	65歳以上人口（人）	65歳以上人口（人）	65歳以上人口（人）	資格名（1位）	資格名（2位）	資格名（3位）
	外国人住民数（人）	高齢化率	高齢化率	高齢化率	人口（人）	人口（人）	人口（人）
群馬県 太田市	224,545	56,320	56,067	253	永住者	定住者	技能実習
	10,740	25.08%	26.22%	2.36%	3,686	1,866	1,737
群馬県 大泉町	41,834	9,019	8,774	245	永住者	定住者	特定活動
	7,586	21.56%	25.62%	3.23%	2,981	2,124	690
長野県 上田市	158,171	46,890	46,744	146	永住者	定住者	留学
	3,655	29.65%	30.25%	3.99%	1,297	625	503
長野県 飯田市	102,012	32,126	32,032	94	永住者	技能実習	定住者
	2,149	31.49%	32.08%	4.37%	1,136	305	274
岐阜県 美濃加茂市	56,665	12,780	12,662	118	永住者	定住者	技能実習
	4,730	22.55%	24.38%	2.49%	2,469	1,271	365
静岡県 浜松市	804,989	216,755	215,823	932	永住者	定住者	技能実習
	23,161	26.93%	27.60%	4.02%	11,616	4,220	1,821
愛知県 豊橋市	376,478	93,736	92,911	825	永住者	定住者	技能実習
	16,092	24.88%	25.76%	5.13%	6,419	4,275	1,690
愛知県 豊田市	424,783	94,206	93,533	673	永住者	定住者	技能実習
	16,327	22.18%	22.90%	4.12%	6,256	2,984	2,070
愛知県 小牧市	152,944	36,551	36,292	259	永住者	定住者	技能実習
	8,656	23.90%	25.15%	2.99%	3,858	1,644	1,364
三重県 津市	279,857	80,385	80,127	258	永住者	技能実習	定住者
	8,159	28.72%	29.49%	3.16%	2,714	1,621	1,395
三重県 四日市市	311,763	79,265	78,586	679	永住者	特別永住者	定住者
	9,041	25.42%	25.96%	7.51%	3,179	1,440	1,120
三重県 鈴鹿市	200,435	48,474	28,145	329	永住者	定住者	技能実習
	8,187	24.18%	25.04%	4.02%	3,604	1,836	629
三重県 亀山市	49,599	12,992	12,938	54	永住者	技能実習	定住者
	1,881	26.19%	27.11%	2.87%	659	420	388
三重県 伊賀市	92,460	29,490	29,305	185	永住者	定住者	技能実習
	4,832	31.89%	33.44%	3.83%	1,884	1,041	958
岡山県 総社市	68,537	19,010	18,958	52	技能実習	永住者	定住者
	1,178	27.74%	28.14%	4.41%	608	314	66

	国籍					
	外国人住民の国籍数	国籍上位5カ国				
		国籍名（1位）	国籍名（2位）	国籍名（3位）	国籍名（4位）	国籍名（5位）
		人口（人）	人口（人）	人口（人）	人口（人）	人口（人）
群馬県 太田市	67	ブラジル	フィリピン	ベトナム	中国	ペルー
		2,942	1,666	1,376	1,253	611
群馬県 大泉町	46	ブラジル	ペルー	ネパール	フィリピン	ベトナム
		4,096	982	781	270	267
長野県 上田市	57	中国	ブラジル	ベトナム	韓国・朝鮮	インドネシア
		922	697	348	302	237
長野県 飯田市	30	中国	フィリピン	ブラジル	ベトナム	韓国・朝鮮
		982	472	356	98	65
岐阜県 美濃加茂市	35	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	韓国・朝鮮
		2,049	1,904	273	206	79
静岡県 浜松市	82	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	ペルー
		9,007	3,699	2,499	2,155	1,713
愛知県 豊橋市	72	ブラジル	フィリピン	韓国・朝鮮	中国	ベトナム
		7,175	3,323	1,362	1,349	736
愛知県 豊田市	70	ブラジル	中国	フィリピン	ベトナム	韓国・朝鮮
		5,930	2,738	1,765	1,329	1,200
愛知県 小牧市	52	ブラジル	フィリピン	ベトナム	中国	ペルー
		2,966	1,328	961	945	792
三重県 津市	77	ブラジル	中国	フィリピン	ベトナム	韓国
		2,109	1,422	1,303	910	459
三重県 四日市市	66	ブラジル	韓国	中国	フィリピン	ベトナム
		2,195	1,508	1,504	820	725
三重県 鈴鹿市	56	ブラジル	ペルー	中国	韓国・朝鮮	フィリピン
		3,166	1,232	908	563	556
三重県 亀山市	31	ブラジル	中国	ベトナム	フィリピン	インドネシア
		779	278	216	131	93
三重県 伊賀市	43	ブラジル	中国	ベトナム	ペルー	フィリピン
		2,099	610	459	426	318
岡山県 総社市	25	ベトナム	ブラジル	中国	フィリピン	韓国・朝鮮
		499	250	167	75	52

資料出所：外国人集住都市会議（2018）

２．各種調査

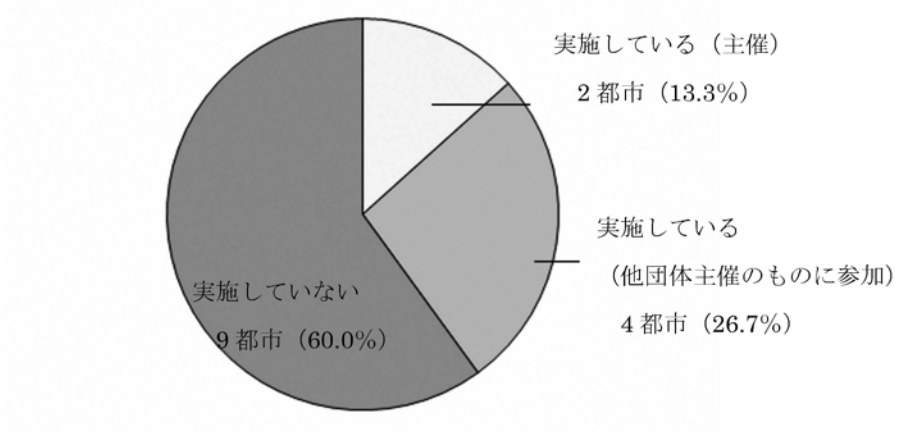
「翻訳・通訳等に関する調査」について

【調査概要】

外国人集住都市会議の全 15 会員都市を対象に、翻訳・通訳に関する状況や課題等について、2018 年 12 月に調査を実施した。

【調査結果】

（１）通訳職員のスキルアップのための研修等の実施状況



全体の６割の都市が通訳職員向けの研修を実施していない。

（２）通訳職員のスキルアップにおける課題（複数回答可の設問）

選択肢	都市数	割合
通訳職員の交代に伴う、スキル・ノウハウの継承	7	46.7%
行政用語に係る通訳・翻訳語彙の共通化	6	40.0%
業務に関わる専門知識を身につける	4	26.7%
相談内容を的確に把握するためのコミュニケーション能力等を高める	4	26.7%
その他	4	26.7%

※　その他回答

・代替えの方を探そうにも待遇が悪く（週２日、４時間/日の勤務）見つからない。
・医療通訳等の専門用語の習得。
・相談内容が年々複雑化しているため、より専門的な知識が求められる。
　通訳を行う内容の基準を決めることが難しい。
・研修への参加。

通訳職員のスキルアップにおける課題は多岐にわたるが、スキル・ノウハウの継承や、用語の共通化を課題と回答する都市が多い。

（３）通訳職員に関する問題点や国への要望としてあてはまるもの（複数回答可の設問）

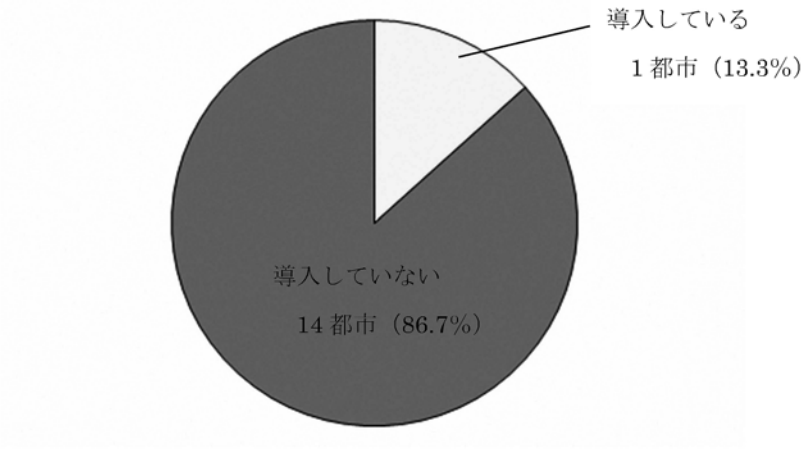
選択肢	都市数	割合
通訳を雇用するための財政的支援がほしい	15	100.0%
質の高い人材を探すことが困難	5	33.3%
採用する際の判断が難しい（通訳能力の測定、必要となる通訳能力 等）	5	33.3%
その他	1	6.7%

※ その他回答

・医療通訳等の専門用語を学べる研修の充実を図っていただきたい。

全ての会員都市において、通訳雇用のための財政的支援を要望している。

（４）各都市（自治体）での自動翻訳システム・３者通訳システムの導入状況



※ 導入システムについて

・「VOICETRA」（31 言語対応）：国立研究開発法人情報通信研究機構

・「自治体向け音声翻訳システム」（30 言語対応）：凸版印刷（株）

自動翻訳システム・３者通訳システムは、まだ普及していない。

「日本語教室に関する調査」について

【調査概要】

外国人集住都市会議の全 15 会員都市を対象に、日本語教室に関する状況や課題等、以下の項目について調査した。

【調査結果】

（1）平成 29 年度 日本語教室開催状況（市町からの補助や委託を受けている教室）

	コース名	年間開催回数	曜日 時間	定員 （人）	受講者数 延べ人数 （人）	実施団体	開催 経費 （千円）	備考
太　田　市								
1	あゆみの会 日曜日コース	12×3期	日曜日 14:00-16:00	50	562	ボランティア団体	－	・市より会場の借用（無償） ・ボランティアへの報償なし
2	あゆみの会 火曜日コース	12×3期	火曜日 18:30-20:30	50	146			
3	あゆみの会 水曜日コース	12×3期	水曜日 13:30-15:30	50	107			
4	虹の会 日本語教室	52	月曜日 19:00-20:30	－	15	ボランティア団体		
大　泉　町								
1	日本語講座通年コース	303	月・水・金曜日 19:00-21:00 日曜日 10:00-12:00	－	1,864	大泉国際交流協会	302	・192千円 町からの補助金 ・町公民館を借用（有償） ・ボランティアへの謝礼あり（交通費程度）
2	日本語能力試験 N1受験準備コース	13×3期	土曜日 9:15-10:45	10	182		80	・43千円 町からの補助金 ・町公民館を借用（有償） ・ボランティアへの謝礼あり（交通費程度）
3	日本語能力試験 N2受験準備コース	13×3期	土曜日 11:00-12:30	10				
4	多言語サロン	64	火・土曜日 9:00-12:00	－	792	大泉町	1,215	町図書館を使用
上　田　市								
1	ふれあい日本語教室	46	日曜日 10:00～12:00	－	1,150	ボランティア団体	－	・市業務を受託する協会から支援金交付 ・協会で参考書籍購入
2	上小日本語講座	33	日曜日 （月3回） 13:30～15:00	－	99		－	・市業務を受託する協会から支援金交付 ・協会で参考書籍購入
3	にほんごくらぶ さくら	36	水曜日 18:30～20:00	－	180		－	・市業務を受託する協会から支援金交付 ・協会で参考書籍購入
4	みのりの会	48	土曜日 （祝日除） 13:15～15:00	－	912		－	・市業務を受託する協会から支援金交付 ・協会で参考書籍購入
5	ゆうあいまるこ 日本語教室	46	土曜日 10:00～12:00	－	561		310	・市から委託料を支出 ・市業務を受託する協会で参考書籍購入
6	みんなの日本語広場 たろうやま	36	第2・3・4 土曜日 13:00～15:00	－	180		－	・市業務を受託する協会で参考書籍購入
7	インドネシア・ジャヤ	26	土曜日 10:30～11:30	－	230		－	・市業務を受託する協会から支援金交付 ・協会で参考書籍購入

	コース名	年間開催回数	曜日 時間	定員 （人）	受講者数 延べ人数 （人）	実施団体	開催 経費 （千円）	備考
飯田市								
1	日本語教室 わいわいサロン	40	木曜日 10:00-12:00	10	344	飯田市	－	飯田市公民館職員が事務局を担当 日本語指導は地域日本語ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰとボランティアが対応（無償）
2	日本語教室 わいわいサロンⅡ 鼎教室	8	月曜日 （6-7月） 19:00-21:00	20	145		130	文化庁委託事業:平成29年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラム（B） 全額補助
3	日本語教室 わいわサロンⅡ 松尾教室	8	水曜日 （9月-11月） 19:00-21:00	20	150		130	
4	日本語教室 わいわいカフェ	16	日曜日 14:00-16:00	5	80		170	
5	日本語教室 丸山〇〇プロジェクト	1	7月1日(日) 10:00-13:00	30	30		190	
6	日本語教室 「好友会」	47	日曜日 13:30-15:30	10	300		170	飯田市竜丘公民館の地区事業費で実施
7	日本語講座	10	水曜日 19:00-21:00	10	130		20	飯田市生涯学習スポーツ課の事業費で実施
美濃加茂市								
1	MIEA日本語クラス	100	水曜日 19:00-21:00 土曜日 10:00-12:00	20	414	特定非営利活動法人 美濃加茂国際交流協会	900	・市の委託事業
2	初級者クラス	10	土曜日 10:00-12:00	20	39		150	・市の委託事業 ・市外からの参加費は1000円
3	JLPT対策クラス	160	火曜日 19:00-20:30 土曜日 13:00-17:00 3クラス	20	465		450	・市の委託事業 ・市内在住者への受講者補助
浜松市								
1	入門	10×3期	月～金曜日 9:30-12:30	20	416	公益財団法人 浜松国際交流協会	838	・市の委託事業 ・日本語教師による一斉授業
2	初級1	25×3期	月曜日 13:30-15:30 水・金曜日 9:30-12:00	20	1,316		3,110	
3	初級2	25×3期	火曜日 13:30-15:30 水・金曜日 9:30-12:00	20	1,031			
4	実践	16×3期	月・木曜日 9:30-12:30	20	183		250	
5	読み書き	40×2期	水金 13:00-14:00	20	2,679		350	・市の委託事業 ・日本語教師(二人)＋ボランティア(10人)による寄り添い支援
豊橋市								
1	にほんごきょうしつ	13×3期 平日はその限りではない	土・日曜日 15:30-17:00 月～金曜日 10:00-12:00	－	622	公益財団法人 豊橋市国際交流協会 TIAボランティア日本語部会	168	・全額市からの委託事業 ・国際交流協会より会場を借用（無償） ・ボランティアへの報償なし ・開催経費は、1、2を合わせた金額
2	豊橋ふれあい日本語教室	13×3期	木曜日 10:00-11:30	－	33		－	・会場は市減免 ・ボランティアへの報償なし
3	日本語教室 （岩田教室）	こども40程度 おとな80程度	土曜日(こども) 10:00-12:00 月・金曜日 20:00-21:30	－	－	NPO法人 フロンティアとよはし	240	・全額県からの補助 ボランティアには交通費程度の報酬あり
4	日本語教室 （柳原教室）	おとな80程度	火・木曜日 19:30-21:00	30	－		36	
5	日本語教室 （石巻教室）	おとな80程度	火・水曜日 19:30-21:30	15	－		－	
豊田市								
1	にほんごひろば	96	金・日曜日 13:30-15:00 土曜日 10:00-11:30	20	289	公益財団法人 豊田市国際交流協会	－	・市の委託事業（約60万円） ・協会職員の人件費、コピー代に充てられている

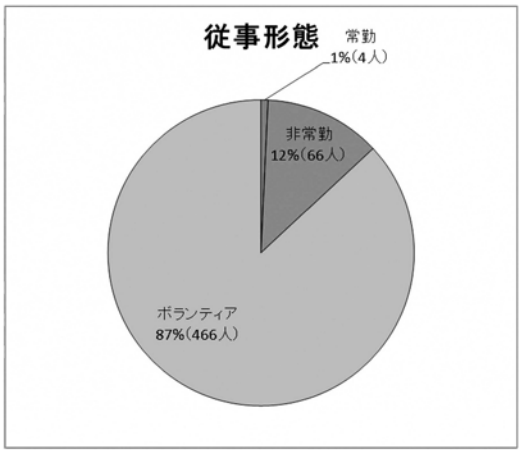
	コース名	年間開催回数	曜日 時間	定員 (人)	受講者数 延べ人数 (人)	実施団体	開催 経費 (千円)	備考
小　牧　市								
1	Aクラス	12回×3期	日曜日 13:00-15:00		686			
2	Bクラス	12回×3期	日曜日 15:00-17:00		429			
3	Cクラス	12回×3期	日曜日 15:00-17:00		516			
4	Dクラス	12回×3期	日曜日 13:00-15:00		598			
5	Eクラス	12回×3期	日曜日 10:30-12:30		603			1533.5千円　市からの補助金 経費のほとんどは、講師料 講師料は3,000円/時間
6	Fクラス	12回×3期	日曜日 8:30-10:30	－	304	小牧市国際交流協会	2,161.5	教材費は受講生が実費負担 Aクラスが初級
7	Gクラス（N3対策）	12回×3期	日曜日 10:30-12:30		790			
8	Hクラス（N2対策）	12回×3期	日曜日 8:30-10:30		421			
9	Iクラス（N1対策）	12回×3期	木曜日 17:00-18:30		149			
10	生活に役立つ日本語会話	12回×3期	日曜日 17:00-18:30		275			
津　市								
1	津市国際交流協会 津支部（津地区） 日本語教室	49	日曜日 18:00-19:45		－			
2	津市国際交流協会 津支部（安濃地区） 日本語教室	24	第1・3土曜日 18:00-19:30		－		33	・津市からの補助金により、津市国際交流協会が運営。津市国際交流協会への補助金は各支部に分配され、支部毎に日本語教室を開催
3	津市国際交流協会 ひさい支部 日本語教室	47	金曜日 19:00-20:45	－	－	津市国際交流協会	100	・ボランティアへの報償はないが、駐車場代がかかる会場においては必要経費を支給
4	津市国際交流協会 津北部支部 日本語教室	31	第1・2・3 日曜日 13:00-16:00		－		250	
5	初期日本語教室 「きずな」「移動きずな」	200程度	月～金曜日 9:00-11:30	8	－	津市	4,615	1,586千円　国・県からの補助金 ・「移動きずな」は対象児童生徒の在籍校に開設 ・受講者数は転入状況により流動的
四　日　市　市								
1	笹川子ども教室	364	月・金曜日 15:00-18:00 18:00-20:00 火曜日 16:00-18:00 水曜日 14:30-16:30 木曜日 18:00-20:00 土曜日 9:30-11:30	40	3,272	ボランティア団体	2,940	市の委託事業
鈴　鹿　市								
1	鈴鹿日本語会AIUEO	40	土曜日 18:00-19:30	－	182		128	
2	桜島日本語教室	47	水曜日 19:30-21:00	－	477	ボランティア団体	175	各教室9.5千円　市から補助金
3	牧田いろは教室	45	土曜日 10:30-12:00	－	538		159	
亀　山　市								
1	初級・中級・上級	40	土曜日 19:00-20:30	－	1,051	市とボランティア団体との協働	1,096	
	コース名	年間開催回数	曜日 時間	定員 (人)	受講者数 延べ人数 (人)	実施団体	開催 経費 (千円)	備考

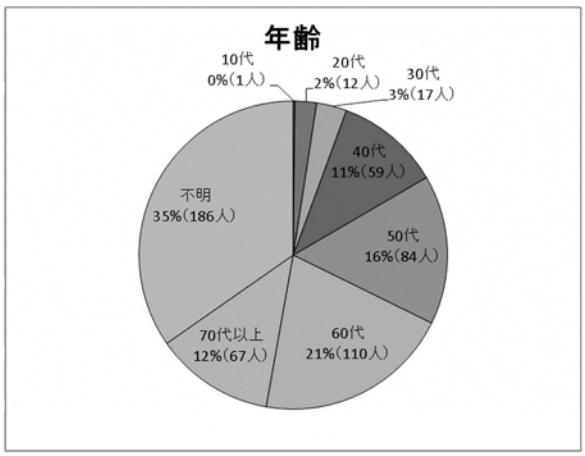
	コース名	年間開催回数	曜日 時間	定員 （人）	受講者数 延べ人数 （人）	実施団体	開催 経費 （千円）	備考
伊　賀　市								
1	書き方クラス、初級会話クラス、中級会話クラス	37	水曜日 19:30-20:30	－	528	ボランティア団体	－	・市より会場を借用（無償） ・ボランティアへの報償なし ・期間2017.2.22～7.22、8.26～12.20
2	初級・中級・上級クラス、日本語検定対策クラス（N1・N2・N3・N4）	36	土曜日 19:00-20:30	－	947			
総　社　市								
1	クラス1 クラス2	30	日曜日 9:30－11:30	－	531	総社市	1,800	文化庁委託事業　1,800千円補助金

（2） 日本語教師、ボランティア数（平成 30 年 11 月 1 日時点）

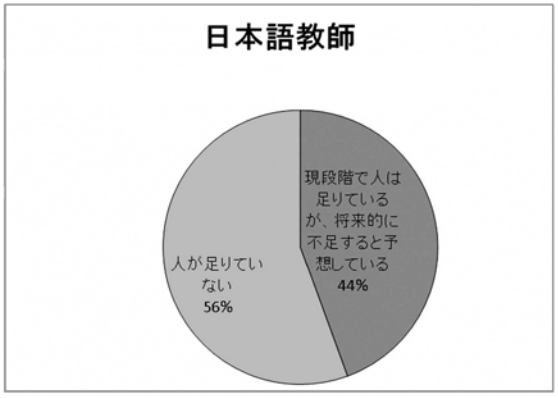
（単位：人）

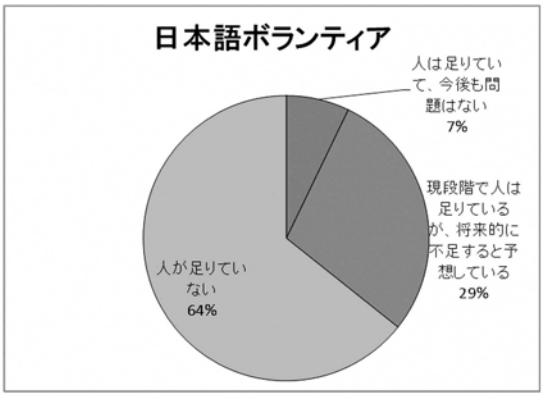
区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	計
常勤	0	0	1	0	2	1	0	0	4
非常勤	0	1	4	13	15	19	6	8	66
ボランティア	1	11	12	46	67	90	61	178	466
計	1	12	17	59	84	110	67	186	536





（3） 日本語教師、ボランティアの状況





（４） 日本語教師、ボランティアの養成や研修における課題（各都市の回答を列挙）

・日本語ボランティア養成講座の履修後、日本語教室で実際に活動するまでに繋がらない。
・日々の講座運営で手一杯な状況のため、ボランティアのスキルアップのための取組にまで手が回らない。
・教室ごとに受講対象や指導内容に独自性があり、全教室に有効な研修の開催が難しい。
・日本語ボランティア養成のための研修会実施のノウハウや講師の充実、コーディネーターの養成が急務となっている。
・ボランティアのスキルアップが必要。
・日本語教師の数の確保、質の担保が難しい。日本語教師を研修するノウハウのアップデートや仕組みが必要だが、十分とはいえない。
・フルタイム（１日８時間、週５日）で教室を運営しておらず、日本語教師で生計を立てることができない（あるいは社会的地位も未だ確立されていない）ため、有能な教師が安定的に働く「職場」になっておらず、日本語教師の育成・定着に向けたインセンティブがない。
・長年にわたり２人の講師が従事しており、代替の教師は皆無である。今後は、代替の教師を養成することが、喫緊の課題である。
・日本語指導ボランティア養成講座（全１２回）を年２回実施しているが、受講者は毎回ほぼ同じ方となっており、新しい受講者が増えない状況が続いている。
・地域の日本語ボランティアの養成は国際交流協会の地域に根ざした地道な努力により実施されているが，限られた予算のなかでの事業であり，より専門性のある講座運営には至っていない。

（５） 日本語教室運営における課題（各都市の回答を列挙）

・安定的なボランティア講師の確保が課題。熟練のボランティア講師は高齢の方が多数であり、次世代を担うボランティア講師の拡充を図りたい。養成講座等で新たな人材の掘り起こし中。
・新たなボランティアのなり手が少なく、既存ボランティアの高齢化が進んでいる。また、各教室とも経費や労力などの面でボランティアの善意に頼った運営となってしまっている。
・ボランティア養成講座を受講しても、ボランティアとして続かないことが多い。
・日本語教師、日本語地域コーディネーターの数の不足や高齢化により、安定的な教室運営に不安がある。また教室運営の事務的なサポートをするコーディネーターも必要である。
・定員がある中で、受講対象者をどう選別するか。活動系の在留資格（例えば技能実習、家族滞在）の方への日本語教育をどの財源を使って行うか。企業の協力が欲しいが、なかなか取り付けられない。

・日本語学習希望者に対して、日本語ボランティアの数が足りていない。
・入管法の改正により今後さらなる受け入れ外国人の増加が見込まれることから、日本語ボランティア不足はさらに顕著なものになると予測される。
・現在活動中の日本語ボランティアの半数が 60 代以上、50 代も含めると実に 7 割以上を占めており、今後永続的な日本語学習支援を行っていくなかで、若年層の日本語ボランティア確保が急務である。
・経費を月謝から賄うようにしているが、足らないことが多い。
・各教室の責任者はいるがすべての教室を統括するマネージャーが育成できていない。
・学習者と日本語教師やボランティアとの上下関係もなく、全員が学べる（楽しめる）場づくり、教室運営を目指しているが、人との関わり・つながりを良好に保つことが最も難しい。
・近年の技能実習生の増加により、当協会の日本語教室では 1 期につき 30 人を超えるクラスもあり、教室のスペースに限界がある。

（６） 国等への要望等（各都市の回答を列挙）

・地域で実施している日本語教室等への財政的支援、オンライン学習等ＩＣＴ技術を活用した日本語学習の推進、受入れ企業内での日本語教育の促進を検討してほしい。
・国において、日本語教育人材の確保・育成や日本語教室に対する財政支援をすること等により、ボランティアに頼らない日本語教育体制を構築してほしい。
・地方自治体やボランティア任せにすることなく、外国人がきちんと日本語学習できる体制を整備してほしい。
・日本語教師の育成・配置に加え、それを補完するボランティアへの支援、受け入れ企業や監理団体との連携など総合的な視点での体制づくりをしてほしい。
・専門職として身分保障がされた日本語教師を増やしてほしい。外国人従業員を雇用する企業にも家族を含めた日本語教育に対し、より取り組むよう働きかけてほしい。
・特に学習に必要な日本語能力が不足する生徒は、高等学校進学後、離学してしまうケースが見られたり、進学先として、定時制高等学校が受け皿となっていたりすることから、国は高等学校における外国人生徒の実態を調査するとともに、義務教育期後の日本語教育についても環境整備を図っていただきたい。
・外国人の増加に伴い、地域において実施しているボランティアによる日本語教室では、時間数や学習内容など、質・量ともに受け入れに限界があることから、国は、受け入れ企業や登録支援機関が、外国人従業員に対する日本語教育および日本での生活指導等を責任を持って実施するよう、法的に義務付けるとともに、受け入れ企業や登録支援機関に対し、専門家の派遣や補助金の交付など、実効性のある支援を行うよう求める。
・常勤の日本語教師を派遣してほしい。

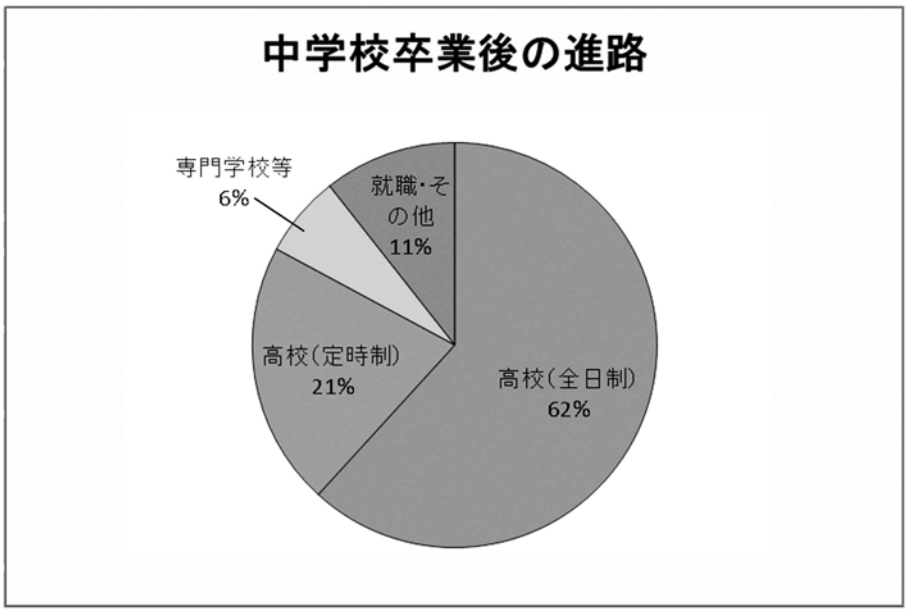
「外国籍生徒の中学卒業後の進路調査」について

【調査概要】

外国人集住都市会議の全 15 会員都市を対象に、平成 30 年 3 月に卒業した外国籍生徒の中学卒業後の進路について調査した。

【調査結果】

	高校（全日制）	高校（定時制）	専門学校等	就職等	合計
中学校卒業後の進路（人）	501	171	53	86	811
中学校卒業者数から見た割合	62%	21%	6%	11%	100%



３．会員都市における取組事例

群馬・静岡ブロック（3都市）

（群馬県　太田市、大泉町　　静岡県　浜松市）

群馬県太田市　「外国人住民の多様性を活かしたイベントの開催」

市内には約 70 ヶ国の外国人住民が暮らしています。外国人住民が持つ文化や価値観などの多様性を活かしたイベントを国際交流協会と開催しています。平成 30 年 10 月に開催したイベント「国際交流広場」では、ブラジル、ペルー、ネパールといった国の食文化を来場した多くの市民に体験してもらいました。また、毎年恒例となっている平成 30 年 12 月の「ふれあいパーティー」では、タイ舞踊、ネパール舞踊をはじめ、ブラジルの子どもたちによる歌やダンス、ペルーのダンスを 21 か国 301 名が食事とともに楽しみ、国籍や年齢を問わない多くの人の交流が生まれました。



国際交流広場の様子



ふれあいパーティーの様子

「やさしい日本語講習会」

近年多国籍化が進むなかで、対応言語以外の外国人住民への情報をどう発信していくかが課題であります。窓口業務のある課並びに防災関係課職員を対象に、やさしい日本語の使い方や心構えを理解し、外国人住民へ伝わりやすい情報発信についての知識とノウハウを学ぶ目的で開催しています。多言語での情報発信と同時にやさしい日本語での情報提供も推進していきます。



講義の様子



ワークショップの様子

群馬県大泉町　「子どもたちのヘルスケアを考える多文化共生事業」

本町にある３つの外国人学校等は、学校教育法の対象外であり、定期健康診断が行われず、養護教諭や学校医などの専門的なサポート体制も十分でないため、将来を担う子どもたちの健康管理に課題があります。

そこで、大泉町では外国人で結成されたボランティア団体「チーム We are with You」と高崎健康福祉大学、館林邑楽歯科医師会や群馬県と連携しつつ、児童生徒への健康診断や意識啓発の取組を行っております。

○検診内容

【身体測定・運動器チェック・視力検査・聴力検査・尿検査・歯科検診・心臓検診】

児童生徒の発育状況並びに健康状態を把握し、必要に応じて受診勧告をすることで、医療機関へつないでいます。検診に関する通知や実施方法は、町内公立学校の養護教諭と協力しながら日本の公立学校に準じたものにし、外国人学校等に通う子どもたちが日本の児童生徒と同様な検診を受けられるよう取り組んでいます。

○意識啓発

高崎健康福祉大学や群馬県と連携し、子どもたちや保護者を対象に病気の予防や生活習慣の改善に向けた講座を実施しております。実施にあたっては、外国人学校の教職員に教え方のレクチャーを行い、学校が自立的・継続的に指導ができるよう工夫をしております。

○今後にむけて

健康診断が、継続的に実施されていくためには、保護者や外国人学校の教職員にも意識啓発を行うことが重要です。今後も各団体が連携・協力しながら将来を担う子どもたちの健康増進に向けた取組を推進していきます。



歯科検診（協力：館林邑楽歯科医師会）



健康診断（協力：高崎健康福祉大学）



栄養講座（協力：高崎健康福祉大学）



歯科指導（協力：群馬県）

静岡県浜松市　「外国にルーツを持つ青少年のための仕事発見セミナー」
「外国人留学生のための日本企業就職セミナー」

（平成 30 年度開催事業）

外国にルーツを持つ青少年及びグローバル人材としての外国人留学生を対象に、社会参加を促進し、職業意識の醸成、就業に関する情報の提供、地元日本企業への就職支援を目的として、セミナーを開催しました。今年度は、浜松市のものづくり企業等 200 社以上が出展する「第 12 回ビジネスマッチングフェア in Hamamatsu 2018」の企業ブース見学を行い、受講者は訪問した企業の担当者から業務内容等について直接説明を受けることができました。

◆主催：浜松市　主管：公益財団法人浜松国際交流協会　協力：浜松信用金庫

（１）「外国にルーツを持つ青少年のための仕事発見セミナー」

■概要　・講演「外国にルーツを持つ先輩からの体験談」（浜松国際交流協会）
・企業展示会ブース見学ツアー（訪問企業６社）
・振り返りワークショップ

■参加者　定時制高等学校在籍生徒及び教員、NPO 等支援団体関係者など





（２）「外国人留学生のための日本企業就職セミナー」

■概要　・講演「日本企業で活躍するために」（静岡大学国際連携推進機構）
・企業展示会ブース見学ツアー（訪問企業９社）

■参加者　大学や大学院に在籍する留学生、日本語学院学生、学校関係者など





静岡県浜松市　「やさしい日本語をツールとしたコミュニケーション支援事業」

（平成 30 年度開催事業）

地域共通言語として外国人市民への効果的な情報発信を行うため、国籍や母国語を問わず、広く伝達が可能な「やさしい日本語」の活用促進のため、庁内職員等を対象に必要となる基本的な知識やスキルを習得する講演会、研修会を開催しました。

また、浜松版「やさしい日本語」ガイドラインを作成にも取り組んでいます。

（１）講演の開催

開催日　8 月 6 日 14:00～15:30
講　師　一橋大学国際教育センター　庵 功雄　教授
参加者　窓口業務や行政情報の発信に携わる庁内職員等 55 人
内　容　やさしい日本語とは（概要説明）、やさしい日本語への期待や必要性、具体的実例の紹介　等





（２）研修の開催

開催日　9 月 20 日、10 月 12 日、11 月 9 日、12 月 14 日、1 月 11 日
講　師　一橋大学国際教育センター　庵 功雄　教授　、柳田 直美　准教授
参加者　本市（17 部局区 27 課）及び浜松国際交流協会職員 36 人
内　容　「広報はままつ」や「防災ホッとメール」からの書き換え、行政窓口で使用頻度の高い会話の言い換え、他都市における優良事例の紹介　等





長野・岐阜・愛知ブロック（6都市）
（長野県　上田市、飯田市　　岐阜県　美濃加茂市　　愛知県　豊橋市、豊田市、小牧市）

長野県上田市　「世界とつながる防災講座」

外国籍市民のための防災の取り組みとして、「世界とつながる防災講座」を開催しました。公民館と共催したことにより、外国籍市民だけでなく地域の日本人の方にも大勢参加していただきました。

まずは大迫力の和太鼓演奏でスタート。予想外の演出に外国籍市民の皆さんも大興奮でした。その後、外国籍市民の方から母国での被災体験（エルサルバドルの地震とベトナムの洪水）についてのお話。続いて外国籍市民と日本人市民がグループとなり、それぞれの避難場所の確認、市の多言語防災メールの登録、㈱ＮＴＴドコモ様による多言語エリアメールの受信体験などを行いました。最後は和太鼓の体験やボルシチの試食を楽しみました。

今回の防災講座は、参加者 70 名と、大変多くの方に異文化体験も楽しんでもらいながら防災について学ぶことができた講座となりました。

また、日本人・外国人も共に防災に取り組むことができました。実際の災害時には日本人と外国人双方の協力が不可欠であることを認識していただくことができたのではないかと考えています。



日本人と外国籍市民によるグループワーク



ボルシチの試食

長野県飯田市　「知っていますか、消費生活センター」

平成 30 年 11 月末現在、当市には 2,289 人の外国人住民が居住しており、その約半数に当たる 1,149 人は永住者であり、永住化は全国の傾向と変わりありません。

長く生活する中では、国籍に関わらず消費生活に関わるトラブルにも巻き込まれます。

今年度、当市では、①フィリピンコミュニティの Iida Filipino Community（以下「ＩＦＣ」）と、②中国籍の方が多く居住する市営住宅で、中国ルーツの方を対象に消費生活に係る出前講座を実施しました。

ＩＦＣでは、定期的に講師を招いて学習会を実施していますが、そのテーマの１つに「消費生活」を取り上げました。参加者は 16 名で、一部通訳を介しながら事例を通じて消費生活センターの役割の説明を行いました。講師が相談員、参加者が相談者役となり、電話相談を模擬体験する形で行い、事例ごとに質問を受けながら進行しました。通信販売、エステサロン、消費者金融の事例では体験談や具体的な質問もありました。

中国籍の方の多い市営住宅での出前講座は、月２回開催されている日本語教室での学習として実施し、講師を含め 11 名の参加となりました。講座の内容はＩＦＣの時と同様でしたが、センター職員の説明を逐次通訳して進行しました。事例を挙げての説明はわかりやすかったようで、こちらでも体験談や具体的な質問が出され、講座終了後には、携帯電話通話料の相談に乗ってほしい人からの依頼があり、早速相談につながりました。

今回の出前講座を通じて、外国人住民の消費生活の状況を把握できたことは消費生活センターの大きな収穫となりました。また、外国人住民には消費生活センターの知名度がほぼ０であることがわかり、外国人相談窓口を所管する多文化共生係と消費生活係が同じ課にあり連携しやすいことを強みとして、外国人住民が相談しやすい体制づくりに取り組んでいきます。



ＩＦＣ学習会での様子



市営住宅の日本語教室での様子

岐阜県美濃加茂市　「外国人市民の生活講座」

この事業は外国人市民を対象に、美濃加茂市で自立をして暮らすために必要な知識やルール、手続きの方法等を周知し、みんなが一緒に地域の一員としてまちづくりが行えるよう生活講座を実施しています。

具体的な内容として「自治会を知ろう」、「あい愛バスの乗り方」（美濃加茂市のコミュニティバス）、「税金の話」（市県民税の仕組み）、「ごみ出しについて」、「図書館の利用について」、「防災安全について」、「救急救命について」、「こどもの歯と生活習慣」等、生活に密着した内容に特化しています。情報が確実に受講生へ届くよう、講座は少人数で行っています。

参加した講座で学んだ知識を自身の日常生活に取り入れる等、成果も現われてきています。例えば、「自治会を知ろう」を受講した方が自治会に加入しました。又、「あい愛バスの乗り方」を受講した人がバスを利用し始めています。

上記のように講座に参加し、日常生活に生かすことで、自身の知識を家族や友人等へ伝達が可能になり、より多くの外国人市民が自立をして暮らすことができ、地域の一員として活躍することにも繋がります。







岐阜県美濃加茂市「日本語基礎レッスン」

外国人市民を対象に、日本語が全く話せない方へ初歩的な日本語を学んでいただくレッスンです。講師は当市の国際交流員が務めていますが、日本語を教える資格や経験がないため、日本語での挨拶、自己紹介、日常生活に役立つ単語等、基礎の部分のみを教えています。

受講生は当市に多く在住するブラジル人、フィリピン人だけではなく、その他の外国人も参加しています。

当レッスンは基礎的な部分のみを行うので、基礎以上のレベルを希望する方には、国際交流協会等が実施している日本語講座を案内しています。

外国人市民に日本語に触れて学べる様々な機会を提供することで、当市で自立して生活するための日本語を習得する意欲がわき、日本語学習の向上に繋がることを目的としています。





愛知県豊橋市　「中学校初期支援校　みらい」

平成３０年度より中学生を対象とした日本語初期支援指導に係るセンター校として「みらい」を開校しました。

本市には２２校の中学校があります。４月時点で日本語指導が必要な外国人生徒は４４１人です。その２２校のうち１２校に国際学級を開設しており、各学校においても初期支援を実施しています。また、国際学級の無い学校についても日本語指導担当教員やバイリンガル相談員が巡回し現在でも対応しています。

しかし、中学校に編入する生徒への日本語指導には専門的知識が求められるため、センター校として「みらい」を立ち上げることにより、日本語が分からない生徒たちを一か所に集めて一定の日本語能力を身に付けさせたうえで、各学校への指導に切り替えるやり方が効率的であると考えています。

「みらい」の仕組みですが、生徒は「みらい」に在籍するのではなく、該当校区の中学校に在籍します。週４日間は「みらい」、週１日は在籍校へ通学することで在籍校での人間関係を作りつつ、「みらい」終了後の在籍校へのソフトランディングを図っています。

２名の教員とポルトガル語、タガログ語の各１名の相談員が、外国人生徒に対し８週間、時間にして１６０時間程度、「聞く」「話す」を中心とした日本語学習を実施しています。





愛知県豊田市　「外国人モニター制度」

豊田市では、ラグビーワールドカップ 2019™の開催を機会に、外国人の意見やニーズを積極的に市の施策に取り入れ、国際化に対応したまちづくりを推進するため、平成３０年度から新たに「外国人モニター制度」を開始しました。この制度は、日本語、英語、中国語、ポルトガル語のいずれかが分かる１８歳以上の外国人住民に事前にモニターとして登録いただき、アンケートやヒアリング、外国人向けイベントへの参加等の協力をいただくものです。現在は、ブラジルや中国、オーストラリアをはじめとした１７か国３９名の方に登録いただいています。これまでの活動内容は、公共施設の利用しやすさのヒアリングやラグビーワールドカップ 2019™を見据えたラグビーのルール講座への参加、市内施設の避難訓練への参加等、多岐にわたって積極的に市の施策に関わっていただいています。

＜活動の様子（豊田スタジアムのサイン調査）＞





愛知県小牧市　「災害時外国人支援ボランティア養成講座」

小牧市において大規模な災害が発生した際に、被災地等において外国人とコミュニケーションできる人材を育成するため、「小牧市災害時外国人支援ボランティア養成講座」を開催しました。

ブラジル人１０人をはじめとする９か国の２９人の方が受講しました。

講義は、小牧市危機管理課による説明のほか、「多文化防災ネットワーク愛知・名古屋」の立ち上げに参加された椿佳代氏を招き、災害や避難所に関する基礎知識、平時の災害対策、災害時における適切な情報の取得方法、市との連絡の取り方などについてお話しいただきました。その後、世界の非常食や保存食を持ち寄り、試食を行いました。

講座修了者にはボランティア登録をしていただき、平常時には市から発信する防災や生活に必要な情報を周りの外国人に周知していただき、災害発生時には市や災害対策本部と連絡をとりあっていただくこと等をお願いしました。





「スポーツ交流会（小牧市国際交流協会）」

外国人がスポーツを通じて日本人と交流することにより、お互いを理解し合い仲良くなるため、小牧シティマラソン大会に参加します。それに先駆け、ランニング教室を開催し、５か国・１５人の外国人と３２人の日本人が参加しました。ランニングに卓越した経験を持つ協会のボランティアさんの指導により、ストレッチの後、マラソン大会の会場まで試走し、会場の受付場所等の説明を受けるなど大会への準備を図ったもので、参加者は、さわやかな青空の下、楽しく心地よい汗を流しました。





三重・岡山ブロック（6都市）

（三重県　津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市　　岡山県　総社市）

三重県津市　「Expo Bolivia を通じた多文化共生社会の推進（NPO 法人日本ボリビア人協会）」

ボリビア人の集住地域である津市において、ボリビア人住民と日本人住民の相互理解、またボリビアにルーツを持つ子供たち自身のアイデンティティーの形成を目的とし、NPO 法人日本ボリビア人協会（代表理事　山田ロサリオ氏）による「Expo Bolivia」が 2008 年より毎年開催されています。津市のみならず現在は都市圏でも開催されているこの事業を通じ、日本人住民へボリビアの歴史や文化を紹介するとともに、ボリビア人コミュニティの発展や、高齢化の進展に伴う生活の自立と日本社会での継続的な活躍に向けたディスカッション等のセミナーも行いました。

（参考）ボリビア人住民数　・津市内　３７１人（H30.10 月末現在）





三重県津市「在住外国人住民支援の先駆け（三重ブラジル人会）」

外国人住民を対象とした生活相談窓口や通訳の配置、多言語による情報発信が行政等ではまだ一般的でなかった時代の津市で、その先駆けとして日系ブラジル人を中心とした外国人住民が直面する諸問題に取り組み始め、在住ブラジル人住民へのブラジルの通信教育制度の紹介や、官公署の手続きを中心とした支援などを行ってきました。また早くから三重県国際交流財団と連携し、河芸町（市町村合併により津市）で始まった多言語化にも関わるなど、津市並びに三重県の多文化共生促進に尽力しました。

ビザの更新、就労に関わる諸問題等の相談に法律面からサポートを行う傍ら、各種イベントの開催を通じ地域の日本人と外国人住民の相互交流の場を提供し、日本やブラジルの文化紹介を通じて常に交流の懸け橋となっています。津市で毎年恒例となっている国際交流イベントでは、その立ち上げ当時から実行委員長として、多国籍の実行委員を牽引し準備や運営にも携わるなど、津市と協働して国際感覚の涵養や多文化共生の推進に努めています。

時代が進み、外国人住民支援が津市でも整い始めた現在は、行政がまだサポートできていない部分や民間企業が業として対応することが難しい分野などの隙間の部分を埋める役割を果たしており、外国人住民との幅広いネットワークを活かし、地域住民を巻き込みながらニーズや情勢に柔軟に対応した活動を継続しています。









三重県四日市市　「みんなの防災セミナー」

外国人集住地区である笹川地区において、自治会など関係団体と連携して、みんなの防災セミナーを実施しています。若い世代が多い外国人市民が、災害の発生時に自ら適切に行動し、日本人市民とともに共助の活動が行えるよう、実践的な訓練を行っています。

９月に実施した防災セミナーでは、外国人市民と日本人市民の約１３０名が参加し、水消火器の使い方や、毛布を使ってけが人を運ぶ方法などを学び、また、地震体験車で震度６の揺れを体験しました。最後には、グループに分かれて、防災対策について話し合いました。

様々な地域行事への参画を通じて、住民同士の顔が見える関係づくりを図っていきます。





三重県鈴鹿市　「タブレット端末を用いた多言語通訳システムの試験導入」

鈴鹿市では，平成２年の出入国管理及び難民認定法の改正を契機として，ブラジルやペルーといった南米の日系人が多く居住することとなりました。そのため，平成１４年からポルトガル語，そして平成１６年からはスペイン語の通訳職員を配置し，外国人市民のコミュニケーション支援に取り組んでいます。

しかし，昨今においては，アジア諸国からの外国人市民が増加傾向にあり，窓口でのサービス提供において，従来の２ヶ国語だけでなく，多言語での対応を求められる機会が増しています。

このようなことから，タブレット端末を用いた「多言語通訳システム」の導入を視野に入れ，平成３０年度においてシステムの試験的な導入を実施し，その実用性や運用による市民サービスへの効果等を検証しています。



三重県亀山市　「災害時における避難場所の周知」

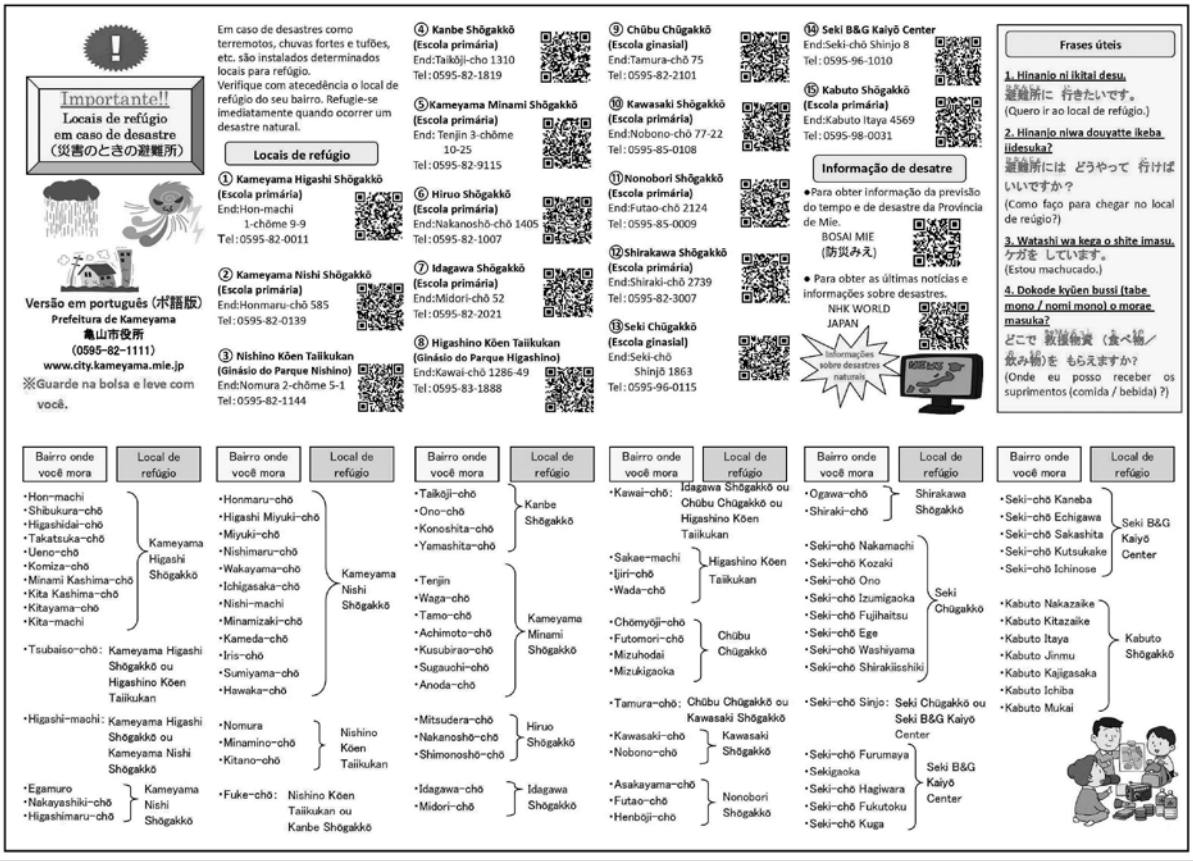
ここ数年、全国各地で地震や台風などによる大規模災害が多く発生していることから、日本語が分からない外国人住民に避難所を知ってもらい、避難してもらうために、ポルトガル語・英語・やさしい日本語で避難所の場所を記載し、携帯できるカードを作成しました。

このカードには住んでいる地域ごとの避難所の場所が記載してあり、ＱＲコードで読み取ってもらうと地図が表示されます。

また、三重県やＮＨＫワールドジャパン（18 言語）の災害情報もＱＲコードで読み取ってもらうと見ることができます。

その他にも、「避難所に行きたいです」や「避難所にはどうやって行けばいいですか」など災害時に使える言葉をローマ字表記して、困った時に声掛けをしてもらえる内容も記載しました。





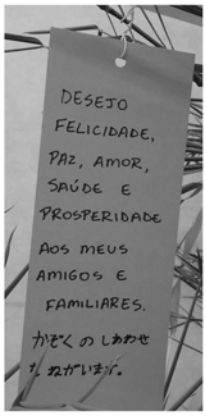
三重県亀山市　　「日本語教室で日本文化学ぶ」

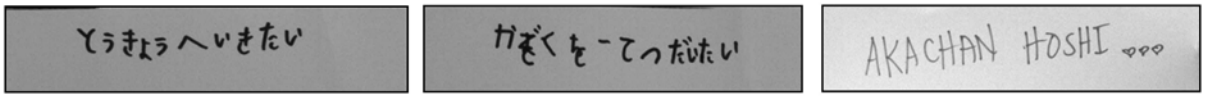
亀山市の日本語教室は、市と市民活動団体「はじめのいっぽ」が協働で開催しています。

6 月 30 日の日本語教室では、外国人住民が日本文化に触れる機会として、「笹飾り」を行い、七夕についての由来を学ぶとともに、学習者がそれぞれの願いを学習中の日本語等で短冊に書き込み、参加者全員で笹に飾り付けをした後、市内の施設に飾りました。

微笑ましい願い事の書かれた笹飾りを見た人は、国籍に関係なく願う事は同じであることや、母国を離れて日本で生活をしている外国人住民の想いに触れ、外国人住民への理解を深める機会にもなりました。







「ごみの分別学習会」

外国人住民にとって、生活に密着する「ごみの分別方法や出し方」を理解することは重要であることから、亀山市では、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語のごみカレンダーとごみの分別表を作成しています。

しかし、市町によって分別方法や回収方法が異なるため、外国人住民にとっては理解がしづらく、場合によっては地域とのトラブルになりかねません。

そのため、実際に食材トレーやペットボトル、色付きビン・カンなどのごみの現物を使って、外国人住民と日本人住民の混合グループを４グループ作り、各グループで話し合いながら分別しました。グループ内で質問も飛び交い交流が図れ、正しい分別方法を知る機会となりました。

その後、亀山市の総合環境センター職員と共にごみ処理場見学を行い、搬入される大量のごみを生で見ることにより、分別・削減の必要性を感じてもらいました。





三重県伊賀市　「伊賀市多文化共生センターにおける多文化共生の取組」

外国人住民と日本人住民が理解を深め、共に安心して生活できる社会を推進するための拠点施設となるよう設置した伊賀市多文化共生センターでは、日々さまざまな活用がされています。センターには、ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語の通訳を曜日ごとに配置しています。特に多いのは、外国人住民の生活相談です。少しでも早く伊賀市に慣れ親しんでいただくよう、ＦＢやＨＰで多言語による情報提供を行ったり、希望者には生活オリエンテーションも行っています。また、日本文化に触れる事業や他文化理解講座などを行い国籍問わず交流をしています。

・みえ国際ウィーク



・いがいな発見ランド（県税の講座）



•商店街七夕コンクール









・礼儀と茶道こども教室





岡山県総社市　「そうじゃインターナショナルフェスタ」

「総社市コミュニティ地域づくり協議会」と「総社インターナショナルコミュニティ」の共同で開催する多文化共生イベント。

ブラジル人を中心とした外国籍市民等と日本人の交流を図りながら地域住民として共生していくため、ステージイベントやブースイベントを共同して開催。音楽やダンス、料理といった言語が違っていても子どもからお年寄りまでが、共に楽しみながら交流できるイベントです。

多文化共生社会を構築していく中で、外国人の方々が持っている文化的な多様性を尊重しながら、共に手をとりあって暮らしていけるまちづくりを推進しています。

平成２１年度から年に１回開催し、近年では急増するベトナム人との交流も深めています。

今では、参加者が 2,000 人以上と、多文化共生を推進する上で重要なイベントとなっています。

【SOJA INTERNATIONAL FESTA　2018】

（日　時）　平成 30 年 11 月 24 日（土）11：00～15：00

（場　所）　カミガツジプラザ（総社市中央三丁目１番 102 号）

（参加者）　総社市民及び近隣自治体の住民

（内　容）　外国と日本の文化を紹介する各種催し

◆ステージ：サンバダンスや朝鮮舞踊、ベリーダンス、目にも華やかなイベントが満載。
日本からは温羅太鼓が会場を盛り上げてくれます。書道パフォーマンスもあり。

◆屋台：ブラジルのパステウ、ベトナムの春巻きなどのほか、中国・インドネシア・ペルー・フィリピン・トルコ・マレーシア・日本など世界のおいしい料理を手頃な値段で提供。

◆お楽しみコーナー：もちなげ、ゲームコーナー、抽選会　など









岡山県総社市　「日本語教育事業」

外国人市民が日本人住民との交流を通して、日本語の習得とコミュニケーション能力の向上を図りながら地域社会の一員として積極的に参加できるよう地域全体が支える多文化共生のまちづくりを目指しています。

平成 22 年度から平成 30 年度まで、文化庁「「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を受託し、次のような事業を行っています。毎週日曜日、市役所では「地域でつながる日本語教室」を開講し、地域に暮らす外国人市民が、日本人市民との交流を通して、日本での生活を円滑に行うために必要な日本語コミュニケーション能力の向上を図りながら、地域住民同士がつながる場を提供しています。

「地域に根ざした日本語学習サポーター育成研修」では、地域の日本語教育に携わる専門家により外国人支援に関する基礎的知識を習得するとともに、日本語学習サポーターとして、実際に日本語教室に参加して学ぶ交流・実践型研修を実施しています。

「地域コミュニティ連携防災訓練事業」では、地域に暮らす外国人市民に対し、防災訓練へ参加する機会を提供し、外国人市民の立場に立った防災知識の習得と災害時のより実用的な日本語習得を目指すとともに、日本人市民と日常からの「顔が見える関係づくり」を行っています。

「地域ではぐくむ子育て応援事業」では、子育て世代の外国人保護者と子どもを対象に、同世代の親子が集まる交流の場に参加する機会を提供し、外国人保護者の子育てに対する不安を緩和・解消し、地域全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育てを応援することを目的としています。

「地域密着型日本語学習教材作成」では、日本語教室で使用した学習教材や教室活動の様子を 3 冊の冊子にまとめました。「地域で働く外国人就労者の日本語教育支援に関する調査研究事業」では、外国人を雇用している企業における日本語教育支援の実態とニーズや課題を明らかにするため、企業と企業で働く外国人就労者にアンケート調査を行いました。









関係省庁資料

法務省 110

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）
- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

総務省 143

- 新たな「多文化共生にかかる優良な取組の共有手法」について
- 災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修について
- JET プログラムについて
- JET プログラムの一層の活用について

文部科学省 147

- 外国人材の受入れ･共生のための総合的対応策に関する文部科学省の取組概要について

文化庁 170

- 外国人に対する日本語教育の推進
- 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育空白地域解消推進事業
- 日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業
- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

厚生労働省 176

- 定住外国人に対する就労支援
- 外国人就労・定着支援研修事業の概要

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)
⇒ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

総額211億円（注）

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
- ○「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

(2) 啓発活動等の実施
- ○ 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- ○ 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う**一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」**（全国約100か所、11言語対応）**の整備）**【20億円】
- ○ 安全・安心な生活・就労のための新たな**「生活・就労ガイドブック(仮)」**（11言語対応）の作成・普及
- ○ **多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築**【8億円】と**多言語音声翻訳システムの利用促進**

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
- ○ 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等**地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援**
- ○ 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
- ○ 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により**全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備**
- ○ **地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援**

【17億円】

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
- ○ 気象庁ＨＰ、Ｊアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
- ○ 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
- ○ 交通安全に関する広報啓発の実施、**運転免許学科試験等の多言語対応**
- ○ **「110番」や事件・事故等現場における多言語対応**
- ○ **消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関**（8言語対応）**、生活困窮相談窓口等の多言語対応**

④ 住宅確保のための環境整備・支援
- ○ 賃貸人・仲介事業者向け**実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及**(8言語対応)
- ○ **外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進**

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
- ○ **金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備**、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
- ○ **携帯電話の契約時の多言語対応**の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実
- ○ **生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開**（地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等）【6億円】
- ○ 多様な学習形態のニーズへの対応（**多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツ**の活用・多言語化、全ての都道府県における**夜間中学**の設置促進等）
- ○ **日本語教育の標準等の作成**（**日本版CEFR**（言語のためのヨーロッパ共通参照枠））
- ○ **日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備**

② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
- ○ 日本語教育機関の質の向上を図るための**告示基準の厳格化**（出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
- ○ **日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け**
- ○ **日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実**
- ○ 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実
- ○ **日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善**と**支援員等の配置への支援**【3億円】
- ○ **地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備**（ICT活用、多様な主体との連携）
- ○ 教員等の資質能力の向上（**研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣**等による全国的な研修実施の促進）
- ○ 地域企業やNPO等と連携した**高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保**【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援
- ○ **大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等**
- ○ **中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化**
- ○ **文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等**【6億円】
- ○ **留学生の就職率の公表の要請**、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する**奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実**【14億円】
- ○ **業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進**
- ○ 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などの**ベストプラクティスの構築・横展開**

(6) 適正な労働環境等の確保

① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
- ○ **労働基準監督署・ハローワーク**の体制強化 、**外国人技能実習機構**の体制強化、**「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応**（8言語対応）
- ○ **「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充**

② 地域での安定した就労の支援
- ○ ハローワークにおける**多言語対応の推進**（11言語対応）と地域における**再就職支援**
- ○ **地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施**

(7) 社会保険への加入促進等
- ○ **法務省から厚生労働省等への情報提供等**による社会保険への加入促進
- ○ **医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）**
- ○ **納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備**

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除
- ○ **二国間の政府間文書の作成**（9か国）**とこれに基づく情報共有の実施**
- ○ 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の**関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化**
- ○ 悪質な仲介事業者等の把握に向けた**在留諸申請における記載内容の充実**

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等
- ○ 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストを**CBT（Computer Based Testing）**により厳正に実施（9か国）
- ○ 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
- ○ 在外公館等による情報発信の充実

【34億円】

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
- ○ 受入企業等による在留資格手続の**オンライン申請の開始**【12億円】
- ○ 在留カード番号等を活用した**申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間**（2週間～1か月）**の励行**

(2) 在留管理基盤の強化
- ○ **法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進**による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- ○ 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、**公的統計の充実・活用**
- ○ **出入国在留管理庁の創設**に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

(3) 不法滞在者等への対策強化
- ○ 警察庁、法務省、外務省等の**関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底**【5億円】
- ○ **技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応**

（注）予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、（独）日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数（留学生の就職等支援関連）、人材開発支援助成金571億円の内数（地域での安定就労支援関連）、不法滞在者対策等157億円等がある

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

平成 30 年 12 月 25 日

Ⅰ　基本的な考え方

近年、我が国を訪れる外国人は増加の一途をたどっている。平成 24 年に 836 万人であった訪日外国人旅行者数は、今年初めて 3,000 万人を超え、我が国に在留する外国人も平成 30 年 6 月末時点で 264 万人、我が国で就労する外国人も平成 29 年 10 月末時点で 128 万人と、それぞれ過去最多を記録している。

政府においては、これまで、平成 18 年に取りまとめた「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」に基づいて外国人が暮らしやすい地域社会づくり等に努めてきたが、今般、新たな在留資格である「特定技能１号」及び「特定技能２号」（以下「新たな在留資格」という。）の創設（平成 31 年４月施行）を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を取りまとめるに至った。

総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。

政府としては、条約難民や第三国定住難民を含め、在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を全力で整備していく。

その環境整備に当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要であることも銘記されなければならない。

今後、在留外国人の増加が見込まれる中で、政府として、法務省の総合調整機能の下、外国人との共生社会の実現に必要な施策をスピード感を持って着実に進めていく。

もとより、外国人との共生をめぐる状況は、絶えず変化し続けていくものであり、総合的対応策に盛り込まれた施策を実施していれば足りるというものではない。国民及び外国人の声を聴くなどしつつ、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させながら、政府全体で共生社会の実現を目指していく。

Ⅱ　施策

１　外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1)　国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

【現状認識・課題】

外国人との共生社会を実現するためには、共生施策としていかなる施策が必要と

されるかを的確に把握することが必要であり、そのためには、国民及び外国人の双方の意見に耳を傾け、それらの意見を共生施策の企画・立案に適切に反映させる仕組みを構築するとともに、外国人が抱える問題等についての客観的なデータを収集し、これに基づき検討を行っていくことが必要である。

【具体的施策】

○　法務省に設置した「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人の双方から共生施策の企画・立案に資する意見を継続的に聴取するほか、各地方入国管理局が開催している「出入国管理行政懇談会」等において、地方公共団体、企業、外国人支援団体等から広く意見を聴取する。〔法務省〕《施策番号１》

○　外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案に資するよう、「外国人住民調査」を参考としつつ、外国人に対する基礎調査を実施する。〔法務省〕《施策番号２》

(2) 啓発活動等の実施

【現状認識・課題】

外国人との共生社会を実現するためには、外国人との共生の必要性や意義についての国民の幅広い理解が必要である。同時に、言語、宗教、慣習等の違いに起因する様々な問題の発生が懸念されることから、それらの防止や被害が生じた場合の対応についても重要な課題である。

そのため、各種啓発活動を推進し、外国人との共生についての地方公共団体や企業、地域コミュニティ等の意識の向上を図るとともに、法務省の人権擁護機関における人権相談等の取組の周知を図る必要がある。

【具体的施策】

○　外務省においては、国際移住機関等との共催による「外国人受入れと社会統合に関する国際ワークショップ」を開催し、海外の有識者による海外の先進事例の紹介を行うとともに、地方公共団体等の国内関係者によるパネルディスカッションを通して、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。〔外務省〕《施策番号３》

○　政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」（毎年６月）において、関係省庁が緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行う。〔法務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁〕《施策番号４》

○　法務省の人権擁護機関による「心のバリアフリー」を進める取組について、地方公共団体等と連携した啓発活動等を更に推進し、外国人を含む全ての人が互いの人権を大切にし、支え合う共生社会の実現を図る。〔法務省〕《施策番号５》

○　法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、８か国語を目途に多言語対応を進めていくとともに、外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体に広告を多言語で展開するなどして、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。〔法務省〕《施策番号６》

2　生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

①　行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活するに当たっては、在留手続、納税手続、労働関係法令、社会保険制度をはじめとする各種の手続・法令・制度、ごみ出しルールをはじめとする社会生活上のルール等について、分かりやすい形で迅速に情報を入手できることが必要であるとともに、外国人からの生活相談等についても、よりきめ細かな対応を可能とする体制を構築することが必要である。

特に、外国人労働者は、日本の労働関係法令に関する知識が乏しいこともあって、労働条件に係る問題が生じやすいことから、ハローワークや労働基準監督署等における多言語での対応の充実を図る必要がある。また、医療、福祉、子育て等の分野においても、関係機関における多言語での対応の充実を図る必要がある。

なお、これらの取組を推進するに当たっては、外国人は、日本での生活情報の収集にソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）を利用することが多いという指摘にも留意する必要がある。

【具体的施策】

○　外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村約 100 か所において、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口である「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）」を設置することを支援する。その中で、地域の実情に応じて、同センターにおける通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応（11 か国語以上）等の相談体制の整備・拡充の取組を交付金により財政的に支援する。あわせて、同センターの地域との交流や日本語学習の場としての活用など、外国人に対する支援における同センターの機能の向上に努める。また、地方公共団体及び関係行政機関が一元的な窓口における業務を円滑に実施することができるよう、地方公共団体職員等に対し、相談業務に関する研修等を実施し、その知識の更なる涵養を図る。さらに、入国管理局職員等を地方公共団体の要望を踏まえて派遣するなどし、出入国及び在留の手続に係る相談にも一元的に応じる。【平成 30 年度補正（２号）予算 10 億円、平成 31 年度予算 10 億円】〔法務省〕《施策番号７》

○　外国人が、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、外国人居住の実情を踏まえつつ、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体の相談窓口が協力し、それぞれが運営する相談窓口が連携を図る。〔法務省、厚生労働省、文部科学省、総務省〕《施策番号８》

○　安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報（在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等）について、「生活・就労ガイドブック（仮）」を政府横断的に作成する。
　外国人が必要な情報に容易にアクセスできるよう周知を図っていくこととし、ポータルサイトで発信するほか、在外公館、在日外国公館、空港、地方公共団体、企業、学校等で配布するなど、国内外で幅広く提供する。対応言語については、11 か国語を目途に多言語化を進める。〔法務省（外務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁）〕《施策番号９》

○　多言語対応の基礎となり得る自動翻訳については、多言語自動音声翻訳技術を更に簡便に利用できる基盤となる「自動音声翻訳プラットフォーム」を民間事業者が立ち上げ、官民を問わず、自動音声翻訳技術を役務として享受可能な環境を整備することを支援するとともに、利用促進のための周知活動を実施する。
　さらに、多言語自動音声翻訳技術については、特に訪日外国人旅行者の多い言語の翻訳精度向上に取り組んできたところ、これまでの取組に加えて、在留外国人に対応する観点から強化対象言語を追加し、併せて翻訳精度の向上を図る。【平成 30 年度補正（２号）予算８億円】〔総務省〕《施策番号 10》

○　多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）」をはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口においては、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進める。〔全省庁〕《施策番号 11》

○　外国語で提供する行政情報・生活情報の更なる内容の充実、分かりやすさの向上を図るとともに、我が国を訪れる外国人の国籍・出身地域や使用言語の多様化を踏まえ、より多くの言語による情報提供・発信を進める。〔全省庁〕《施策番号 12》

○　特に、医療、保健、防災対策等の外国人の生命・健康に関する分野や、子供の教育、保育その他の子育て支援サービス、労働関係法令、社会保険（医療保険、年金、介護保険、労働保険）、在留手続等の分野における情報提供・相談対応、民間賃貸住宅等の契約等については、地域ごとの国籍別の在留外国人の多寡等の状況を踏まえ、できる限り、母国語による情報提供・相談対応等が可能となるよう、段階的な多言語対応の環境づくりを進める。〔内閣府（子ども・子育て）、法務省、総務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等関係省庁〕《施策番号 13》

○　外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）を利用することも想定した対応を推進する。〔全省庁〕《施策番号 14》

②　地域における多文化共生の取組の促進・支援

【現状認識・課題】

我が国において人口減少や高齢化が進行する中、地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として、外国人住民の役割は重要性を増しており、国籍等にかかわらず外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進することが求められている。

このような観点から、地方公共団体における多文化共生の取組の更なる促進を図るとともに、外国人が安心して我が国での生活や就労を開始できるようにするため、地域において外国人の支援に携わる機関・個人に対する適切な支援等を行う必要がある。

【具体的施策】

○　新たな在留資格が創設されたことを踏まえ、大都市圏その他の特定の地域に外国人が過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要がある。このため、地域住民と外国人材の交流を促進する事業、新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。〔内閣府（地方創生）、法務省、内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）〕《施策番号 15》

○　地域において外国人の支援に携わる人材・団体（外国人支援者）の育成を図るべく、外国人に対する生活ガイダンスの実施・各種行政手続に関する情報提供、住宅の確保、生活に必要な日本語の習得の支援、外国人からの相談・苦情への対応等を適切に行うことができるようにするための研修等を行うとともに、適切な支援が行えるよう継続的に情報提供を行う。特に、我が国への滞在を開始して間もない外国人に対する生活ガイダンスを、法令上当該外国人の支援を行うこととされている者がより一層適切に実施できるよう、関係省庁、地方公共団体、外国人支援団体等の意見等も聴きつつその内容を策定する。また、外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築する。〔法務省等関係省庁〕《施策番号 16》

○　外国人材の受入れを要望する地方公共団体のニーズに対応すべく、「外国人材による地方創生支援制度」として、一定の専門性・技能を有する在外の親日外国人材を受け入れたいと望む地方公共団体等に対し、円滑なマッチングを支援する。

また、地方公共団体等において、外国人材が安定的に雇用され、柔軟かつ効率的に活動することができるように包括的な資格外活動許可を付与することとし、多文化共生や教育・災害対応等の分野における外国人材の活躍を促進する。〔内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）、法務省、外務省〕《施策番号 17》

○　「地域における多文化共生推進プラン」や「多文化共生事例集」の普及を行うとともに、地方公共団体へのアドバイザー制度の創設や地方公共団体が情報共有等を行うための会議の開催のほか、各都道府県において共生社会の実現に向けた会議を設置することを促進すること等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。〔総務省、法務省〕《施策番号 18》

○　在留外国人の増加と国内での転出入の増加等を踏まえ、市区町村が外国人住民について正確な情報を把握し、各種行政サービスを適切に提供できるよう、住民基本台帳制度の適正な運用を図る。〔総務省〕《施策番号 19》

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

【現状認識・課題】

医療機関を受診する外国人の増加を踏まえ、外国人にとっての医療機関の利便性の向上など、外国人が安心して医療サービス等を受けることができる環境の整備を図ることが必要である。他方、外国人に医療費の支払能力がないため医療機関が負担している場合もあることから、外国人が就労する事業所における民間保険及び訪日外国人旅行者を対象とする旅行保険への加入も促進する必要があるほか、予防接種や入国前の健康状態の確認等の感染症対策も進める必要がある。

あわせて、外国人が生活に困窮した際の相談等の福祉サービスに係る環境の整備を進めることも必要である。

【具体的施策】

○　電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの整備、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有し解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進める。〔厚生労働省〕《施策番号 20》

○　地域の基幹的医療機関における医療通訳や医療コーディネーターの配置、院内案内図の多言語化を支援するなど、外国人受入れ体制の整備を進める。また、各都道府県において外国人患者を受け入れる医療機関を明確化できるようその基準について検討を行う。〔厚生労働省〕《施策番号 21》

○　医療機関における多言語対応のため、外国人患者の適切な費用負担の観点も踏まえつつ、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推

進する。通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを知らない医療機関も多いことから、これらの費用を請求することも可能であることを周知する。〔厚生労働省〕《施策番号 22》

○　「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」を作成し、医療通訳の養成を促進するとともに、「医療通訳認証の実用化に関する研究」により、医療通訳の質の向上を図る。〔厚生労働省〕《施策番号 23》

○　都道府県が公表する薬局に関する情報について、厚生労働省において全国統一的な検索サイトを構築し、外国語対応やスマートフォンでの検索への対応を含め、情報提供の充実を図る。〔厚生労働省〕《施策番号 24》

○　高額の医療費に係る未収金の発生等を踏まえ、キャッシュレス決済等による医療費の円滑な支払確保等を推進する。特に、新たな在留資格による外国人材の受入れに当たっては、法務省が作成するガイドライン等を周知することにより、特定技能 1 号外国人を雇用する事業所に対し、医療通訳雇入費用等をカバーする民間保険への加入を推奨する。【施策番号 20、21、22 と合わせて平成 31 年度予算 17 億円】〔厚生労働省（経済産業省）、法務省〕《施策番号 25》

○　外国人についても予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図るとともに、国内の 39 歳から 56 歳までの男性を対象に 3 年間無料で定期接種を行うなどの風しんに関する追加的な対策について、同様に対象とするほか、我が国に中長期間滞在することとなる外国人に対し、我が国への入国前に自国において結核スクリーニングを受けるとともに、麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語（8 か国語）で周知するなど、感染症対策の取組を進める。〔厚生労働省、法務省、外務省〕《施策番号 26》

○　訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。〔観光庁、金融庁、法務省、外務省〕《施策番号 27》

○　外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援に引き続き取り組む。〔内閣府（子ども・子育て）、厚生労働省〕《施策番号 28》

②　災害発生時の情報発信・支援等の充実

【現状認識・課題】

在留外国人の増加に伴い、災害発生時における外国人に対する災害そのものや被災者の生活支援、気象に関する情報提供等が重要性を増している。

また、大規模災害が発生した際には、在留外国人の安否確認等に困難が伴うことから、在京大使館、関係省庁、地方公共団体等の間における円滑な情報連絡体制の構築も必要となる。

【具体的施策】

○　外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、防災・気象情報に関する「多言語辞書」を充実し（11 か国語）、平成 31 年度において、気象庁ホームページの多言語化（11 か国語）、緊急地震速報や「Ｊアラート」の国民保護情報等の緊急情報を発信するプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の多言語化（11 か国語）を実施するとともに、民間事業者のウェブサイトやアプリ等を通じた防災・気象情報の多言語化を推進する。

加えて、気象庁ホームページについては、直観的に事態の危険性を認識できるよう、地図・色・数字で所在地の危険度を示す「危険度分布」について、アプリ等への積極展開を図るとともに、「Ｊアラート」等の音声伝達について、日本語が分からない外国人にも事態の識別が可能となるよう、アラーム音の在り方等の検討を行う。

また、地方公共団体が出す避難指示・避難勧告等を「Safety tips」等のプッシュ型情報発信アプリで発信できるよう、「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂し、多言語化・定型化を図る。

こうした対応等について、地方入国管理官署、地方公共団体の各種窓口、新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ機関、登録支援機関を通じて、周知・普及促進を図る。〔内閣府（防災担当）、法務省、総務省、国土交通省〕《施策番号 29》

○　災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」について、平成 32 年を目途に都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、養成研修を平成 30 年度から実施する。〔総務省〕《施策番号 30》

○　災害発生時の在日大使館等との連携強化を図るため、在日大使館等を対象とする防災施策説明会を実施する。また、災害時における関係省庁の情報提供ウェブサイト等を自国民に対して周知するよう要請する。〔外務省〕《施策番号 31》

○　外国人からの 119 番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進めるとともに、救急現場における外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図る。〔総務省〕《施策番号 32》

③　交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

【現状認識・課題】

在留外国人の増加を踏まえ、外国人が関係する交通事故を防止する等の観点から、外国人が日本の交通ルール・マナーを的確に理解できるようにするための取組を推進していくこと等が必要である。

また、在留外国人の増加に伴い、外国人が犯罪に巻き込まれたり、外国人コミュニティ等が犯罪組織等に悪用されたりすることも懸念されることから、外国人に対する防犯対策を通じて外国人の防犯意識の醸成等を図る必要がある。

さらに、在留外国人や訪日外国人旅行者の増加に対応し、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等にも適切に対処する必要がある。

【具体的施策】

○　交通安全教育や交通安全についての広報啓発活動等を通じて、外国人の間にも日本の交通ルールに関する知識を普及させることにより、交通事故の防止を図る。また、外国人の居住実態や要望等の各都道府県の実情に応じ、運転免許学科試験や 75 歳以上の運転者を対象とした認知機能検査において多言語化の取組を進める。〔警察庁〕《施策番号 33》

○　外国人からの 110 番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材の導入を図る。また、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、引き続き、適切な通訳の確保を図る。【平成 31 年度予算 5 億円】〔警察庁、法務省〕《施策番号 34》

○　民間通訳人を同行した巡回連絡の実施、外国人に対する 110 番通報講習や防犯教室の開催、自主防犯団体との合同パトロールの実施など防犯対策の充実を図り、外国人が犯罪被害者となることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止等を図る。〔警察庁〕《施策番号 35》

○　消費者トラブルについて、外国人が安全・安心な利用・契約等をすることができるよう、「地方消費者行政強化交付金」による支援を通じて、消費者ホットライン 188 を通じた全国の消費生活センター等における消費生活相談について、地域の実情に応じて多言語対応の充実を図るほか、国民生活センターが設置した電話相談窓口「訪日観光客消費者ホットライン」において多言語対応を推進し、8 か国語を目途に対応の拡大を目指す。〔消費者庁〕《施策番号 36》

○　法律トラブルについては、日本司法支援センター（法テラス）における通訳業者を介した三者間通話により法制度や相談窓口等の情報提供を行う「多言語情報

提供サービス」（８か国語）について、より一層外国人利用者への適切な対応に努めるとともに、利用件数の増加に対応した通話回線数の確保など更なる利便性の向上を図るほか、民事法律扶助を含めた法テラスの多言語での法的支援について、適切な実施と積極的な周知・広報を行う。〔法務省〕《施策番号 37》

○　法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、８か国語を目途に多言語対応を進めていくとともに、外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体に広告を多言語で展開するなどして、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。＜再掲＞〔法務省〕《施策番号 38》

○　失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、生活困窮者に対する相談窓口への通訳の配置や、外国人をサポートする団体等との連携を図るなど、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行う。〔厚生労働省〕《施策番号 39》

④　住宅確保のための環境整備・支援

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくためには、住宅の確保が極めて重要であり、公営住宅や民間賃貸住宅等について、外国人であることのみを理由として入居を断ることのないよう、受入れ企業が、自ら住宅確保を行うほか保証人として入居をサポートするなど、責任をもって住宅の確保を確実に実施するとともに、外国人が円滑に入居できるようにするための取組を進めていく必要がある。さらに、公営住宅等において、日本人と同様の入居を推進し、共生社会を実現していく必要がある。

【具体的施策】

○　新たな在留資格に基づく外国人材や技能実習生の受入れ企業は、自ら適切な住宅確保を行うほか、保証人として入居をサポートするなど、責任をもって住宅の確保が確実に実施されるよう、環境整備を行う。

これと併せて、不動産関係団体において、新たな在留資格や技能実習生に係る制度及びそれに基づいて入国する外国人材の入居受入れの実務に係る賃貸人向けのガイドブックを新たに作成するとともに、登録支援機関、不動産所有者等に対して広く周知、普及を図る。〔国土交通省〕《施策番号 40》

○　住宅確保要配慮者への支援を行っている全国の居住支援協議会に対して、外国人が支障なく住宅を探し住むことのできるよう要請を行い、在留外国人への支援活動を促すとともに、不動産関係団体において、外国人の住宅確保のための多言語による情報提供や物件紹介等の取組など、共生社会の実現に向けた施策を積極的に推進する。

このため、外国人から住まい探しの相談を受け、その入居を受け入れる賃貸人

や仲介事業者向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」を不動産関係団体と連携してホームページで公表するほか、関係事業者への研修会等において、共生社会の重要性について併せて周知徹底する。また、同ガイドラインにおいては、外国語版の賃貸住宅標準契約書等に関して多言語対応（８か国語）の充実を図ってきており、不動産関係団体との連携の下、更なる普及を図る。あわせて、外国人も日本人と同様に家賃債務保証サービスを利用し、不当な差別なく契約ができるよう、家賃債務保証関連団体に要請する。

さらに、不動産関係団体において、賃貸人の懸念等に対応するため、外国人の入居受入れに関する無料相談窓口の充実を図る。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供、居住支援等を促進する。

特に、外国人の就労や生活を支援する機関や相談窓口に対し、外国人を対象としたサービスを提供する居住支援協議会、居住支援法人、登録家賃債務保証業者、登録住宅等に関する情報を積極的に提供することにより、外国人への居住支援の更なる充実を図る。〔国土交通省〕《施策番号 41》

○　公営住宅に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様に入居を認めるよう、地方公共団体に要請を行っているところ、このような地方公共団体における取組を更に推進する。

都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組（外国語版の居住者向けリーフレットの配布、管理サービス事務所等における通訳の配置、居住者間の交流イベントの開催等）を推進する。〔国土交通省〕《施策番号 42》

⑤　金融・通信サービスの利便性の向上

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。

また、外国人が我が国で生活していくには、携帯電話をはじめとする通信サービスを利用することが必要となることから、携帯電話等の外国人が日常的に利用する通信サービスを円滑に契約し、利用できるようにするための取組を進めていく必要がある。

【具体的施策】

○　全ての金融機関において、新たな在留資格を有する者及び技能実習生が円滑に口座を開設できるよう、要請する。また、多言語対応の充実や、口座開設に当た

っての在留カードによる本人確認等の手続の明確化など、銀行取引における外国人の利便性向上に向けた取組を行う。〔金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省〕《施策番号 43》

○　こうした取組について、金融機関において、パンフレットの配布等を通じてその内容を積極的に周知するとともに、ガイドラインや規定の整備に取り組む。〔金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省〕《施策番号 44》

○　受入れ企業は新たな在留資格を有する者及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。〔法務省〕《施策番号 45》

○　外国人材の受入れ環境整備の観点から、賃金の支払方法として、労働者本人の同意が得られた場合に、資金移動業者が開設する口座への支払を可能とすることについて、資金の確実な保全がなされるか、換金性があるかなどの労働者保護の観点に十分留意しつつ、できるだけ早期の制度改革を目指し、関係者との協議・検討を引き続き行い、結論が得られ次第制度化する。〔内閣府（地方創生）、厚生労働省〕《施策番号 46》

○　在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の観点から、携帯電話事業者等に対し、日本語の話せない外国人が一律に契約を阻害されることのないよう、多言語対応に向けた取組を一層推進するよう業界団体を通じて要請するとともに、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底に取り組む。〔総務省〕《施策番号 47》

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

【現状認識・課題】

外国人が我が国において生活していく中で、日本語能力が不十分な場合、円滑な意思疎通が図れず、様々な場面において支障が生じ得る。外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から排除されること等のないようにするためには、より円滑な意思疎通の実現に向け、いわゆる第二言語としての日本語を習得できるようにすることが極めて重要であり、そのような観点から、外国人に対する日本語教育の取組を大幅に拡充し、外国人と円滑にコミュニケーションできる環境を整備する必要がある。

【具体的施策】

○　就労者も含めた地域で生活する外国人に対し生活に必要な日本語教育を行うため、その教育内容・方法の標準を定めた「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」や、これに準拠した「教材例集」等の周知や活用促進を更に実施し、地域の日本語教育の水準向上を図る。

また、「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」等を活用した、一定の水準を満たした日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指し、地域住民との交流の場としての公民館等の公的施設の活用にも留意しつつ、地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組の支援や先進的な取組を行うＮＰＯ等への支援を実施するほか、日本語教室空白地域の解消のため、空白地域の地方公共団体に対する教室開設のためのアドバイザー派遣等の支援を行う。【平成31年度予算6億円】〔文部科学省〕《施策番号48》

○　日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人のため、自学自習が可能で多言語（8か国語）に対応した、ＩＣＴを活用した日本語学習教材の開発・提供等を実施する。【平成31年度予算1億円】〔文部科学省〕《施策番号49》

○　放送大学において、外国人向けの基礎的な日本語講座のオンライン配信やアーカイブ放送を全国的に行い、日本語学習の機会を提供する。〔文部科学省〕《施策番号50》

○　我が国を訪れる外国人が日本語を学習できるよう、日本放送協会（ＮＨＫ）が、提供する日本語教育コンテンツについて、対象言語の拡大や過去のコンテンツの有効利用の促進、ウェブサイトの充実等を進める。また、関係機関（在外公館、地方公共団体、教育機関等）において、必要に応じ当該コンテンツの利用拡大に向けた周知を実施する。〔総務省等関係省庁〕《施策番号51》

○　夜間中学は、義務教育未修了者や入学希望既卒者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する公立学校であり、平成30年11月現在、全国8都府県25市区に31校が設置され、平成31年4月には埼玉県と千葉県に1校ずつ計2校が新設される予定である。生徒の約8割は外国籍の者が占めており、自国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。
　このため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、日本語教育を含む夜間中学の教育活動の充実等の教育機会の確保等に関する施策を推進する。〔文部科学省〕《施策番号52》

○　日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「言語のためのヨーロッパ共通参照枠（ＣＥＦＲ）」を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準について検討・作成する。〔文部科学省〕《施策番号53》

○　国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務とな

っていることから、日本語教育を担う人材の養成・研修プログラムの改善・充実を図るとともに、日本語教師のスキルを証明する新たな資格を整備すること等により、日本語教育全体の質の向上を図る。〔文部科学省〕《施策番号 54》

○　関係省庁・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進していくための会議の開催や、日本語教育に関するポータルサイト（ＮＥＷＳ）の運用等、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図る。〔文部科学省〕《施策番号 55》

②　日本語教育機関の質の向上・適正な管理

【現状認識・課題】

我が国の社会や文化への関心の高まり等を受け、我が国への留学生、特に日本語教育機関への留学生が急増しているが、日本語教育機関については、日本語教育機関の告示基準（以下「告示基準」という。）に適合し、留学生を受け入れることができる日本語教育機関として法務大臣が留学告示をもって定めた後の告示基準への適合性に係る継続的な確認・評価を行う仕組みがないこと、我が国の日本語教育機関への留学に関して不当に高額な手数料等を徴収する悪質な仲介事業者が存在すること等の課題が存することから、これらの課題に適切に対処し、適切な学習環境を確保していく必要がある。

【具体的施策】

○　留学生を受け入れることができる日本語教育機関を法務大臣が指定する告示である留学告示からの抹消の基準について、従前から告示基準に存在する抹消の基準である全生徒の出席率、全生徒に占める不法残留者等の割合等の基準を厳格化するとともに、新たな抹消の基準として、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による厳格な数値基準を導入する。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 56》

○　現状では、日本語教育機関は、留学告示に定められた後は、地方入国管理局から求められた場合等に限って告示基準への適合性等について点検・報告することとされるにとどまっているところ、法務省は速やかに告示基準を改正し、告示された時点での日本語教育機関の計画を踏まえ、告示基準適合性に係る定期的な点検及び地方入国管理局に対する報告を日本語教育機関に義務付ける。法務省は、引き続き告示しておくことが適当でないと判断した場合は、必要な指導を行い、なおも改善がみられない場合等において、告示から抹消することとする。法務省は、必要に応じ、文部科学省と協議した上で日本語教育機関に対する指導を行う。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 57》

○　教育の質の確保及び留学生の在籍管理の徹底のため、平成 31 年３月を目途に告示基準を改正し、日本語教育機関に対し、留学生の日本語能力に係る試験の結果等の地方入国管理局に対する報告及び公表を義務付ける。あわせて、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の際の提出資料の見直しを図ること

により地方入国管理局における審査を厳格化するほか、地方入国管理局における日本語教育機関の適正性判断に係る選定基準を見直す。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 58》

○　告示基準における日本語教育機関の抹消の基準等の適用に当たっては、出席率をＩＣＴによる記録に基づき審査するなどし、その適正性について的確な判断を行う。〔法務省〕《施策番号 59》

○　検挙された留学生について、その通っている日本語教育機関が判明した場合に、警察庁が法務省及び外務省に対して当該日本語教育機関の情報を提供し、法務省において当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用するとともに、外務省において査証審査に活用する取組を更に推進する。外務省は、査証審査等により判明した、要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報を法務省等に提供し、法務省は、当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用する。〔警察庁、法務省、外務省〕《施策番号 60》

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

【現状認識・課題】

外国人児童生徒に対する教育は、外国人児童生徒の日本における生活の基礎となるものであり、その一人ひとりの日本語能力を的確に把握しつつ、きめ細かな指導を行うことにより、外国人児童生徒が、必要な学力等を身に付けて、自信や誇りを持って学校生活において自己実現を図ることができるようにしなければならない。

しかし、公立学校においては、日本語能力を十分に有していないにもかかわらず、特別の配慮に基づく指導を受けられていない外国人児童生徒が２割以上に上るという実態があり、外国人児童生徒の人数に応じた教員等の数を確保するとともに、教員等の資質・能力の向上を図ることが必要不可欠となっている。

また、外国人の高校生等について、学校生活への不適応や学習意欲の低下、生徒が問題を相談できる体制が不十分であること、生徒自身が将来のビジョンを持てないこと等による中退等の課題も存在している。

【具体的施策】

○　公立学校において、2026 年度には日本語指導が必要な児童生徒 18 人に対して１人の教員が基礎定数として措置されるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の規定に基づいた改善を着実に推進する。また、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。その際、各地方公共団体におけるＮＰＯや企業等を含む幅広い主体との連携も促進する。【平成 31 年度予算３億円】〔文部科学省〕《施策番号 61》

○　地方公共団体において、教師と外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施することができるよう、多言語翻訳システム等のＩＣＴの整備を支援する。〔文部科学省〕《施策番号62》

○　教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の開発・普及を通じて、外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図る。また、各地方公共団体における教員等の研修の促進に資するよう、独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」により研修指導者を養成するほか、これを受けて各地方公共団体が実施する研修への指導者派遣、同機構が提供する校内研修向けの講義動画の周知等を行う。〔文部科学省〕《施策番号 63》

○　高等学校等が企業、ＮＰＯ法人やボランティア等の地域の関係団体等と連携して、外国人の高校生等に対してキャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う取組を支援する。【平成 31 年度予算 1 億円】〔文部科学省〕《施策番号 64》

○　外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等による就学促進のための取組や、学校外での就学状況も含めた外国人児童生徒等の就学実態の把握に係る取組の促進を図る。

　さらに、近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成 30 年度中に改訂する。〔文部科学省〕《施策番号 65》

○　ＮＰＯ、外国人学校等の学校外での就学促進に向けた取組について、現状の把握に努めつつ、活動環境・内容の質が担保されるよう地方公共団体を通じた取組を進める。

　また、公立学校への編入時の円滑な接続を図るため、取り出し授業等による能力に応じたきめ細かな支援ができるよう、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築等の各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。〔文部科学省〕《施策番号 66》

○　補導の対象となった外国人少年について、非行を防止するため継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、外国人少年の健全育成を図る。〔警察庁〕《施策番号 67》

(5) 留学生の就職等の支援

【現状認識・課題】

留学生は、我が国の教育機関における教育を通じて高度な専門性や日本語能力を身に付けるのみならず、その留学期間中、日本人学生や地域住民と様々な形で交流することを通じて我が国を深く理解してくれる貴重な人材である。こうした留学生が、就職できず失意の下に帰国するというようなことはできる限り避けるべきであるところ、既に平成 28 年６月の「日本再興戦略」において留学生の日本国内での就職率を現状の３割から５割に向上させることを目指すこととされたが、実際の就職率は 36%にとどまっており、抜本的な対策が必要な状況にある。

このため、留学生の就職を容易にするための在留資格の見直しを行うとともに、各大学における留学生の取扱い、各企業における就職活動の在り方やその後の育成を含めて、幅広い対策を講ずることが必要である。

また、今後、介護分野の留学生や介護分野で働く外国人が増加することが見込まれることから、それらの外国人に対してより適切な支援を図る必要がある。

【具体的施策】

○　平成 30 年度中に大学を卒業する留学生が就職できる業種の幅を広げるため、平成 31 年３月を目途として在留資格に係る告示改正を行う。また、平成 30 年度中にクールジャパン分野等の専門学校等を卒業する留学生が就職できる業務の幅を広げるため、関係省庁との協議を踏まえ、同年度中に所要の措置を講ずる。〔法務省〕《施策番号 68》

○　平成 30 年中に、留学生を含む外国人起業家の起業等の促進を目的として、起業準備のため最長１年間の在留期間を付与する等の在留資格手続上の措置を講ずるとともに、起業活動を支援する地方公共団体を認定するための所要の措置を講ずる。〔法務省、経済産業省〕《施策番号 69》

○　一定の条件を満たす中小企業等への留学生の就職を支援するため、留学生が在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について、大企業と同様の簡素化を図ることについて検討し、平成 30 年度中に所要の措置を講ずる。〔法務省〕《施策番号 70》

○　大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを「留学生就職促進履修証明プログラム（仮称）」として文部科学省が認定し、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求める一方で、奨学金の優先配分等の支援を検討する。スーパーグローバル大学創成支援事業の採択大学についても、同プログラムに原則として参加することとする。

また、優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受入れモデルを構築する専修学校における取組を支援しているところ、これらの取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情

報共有する。
　これらの取組により、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内企業への就職につなげる仕組みの構築を推進する。【平成 31 年度予算６億円】〔文部科学省〕《施策番号 71》

○　各大学院、大学、専修学校等に対し、進路相談等の外国人留学生への就職支援を促すため、各学校に対して、留学生数及び留学生の就職率を開示・公表するよう要請するとともに、就職支援の取組や就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行う。〔文部科学省〕《施策番号 72》

○　留学生の国内就職の促進のため、留学の在留資格から就労関係の在留資格変更手続の簡素化等を行うことを踏まえ、大学等の進路相談等において留学生の在留資格の変更に対する支援が効果的に行えるよう、法務省、文部科学省と大学等が定期的な研修会（意見交換）を行う。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 73》

○　留学生の採用時に高い日本語能力（例えば、日本語能力試験Ｎ１相当以上）を求める企業もみられるが、業務に必要な日本語能力のレベルは企業ごとに様々であり、採用時に求める日本語能力水準には多様性があること等を踏まえ、その多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進する。そのため、関係省庁、産業界、就職支援事業者、大学等が連携し、採用後の多様な人材育成・待遇等のベストプラクティスを構築し横展開する。また、先進的な留学生向けの取組を行っている企業や大学等からの情報発信を促すため、関係省庁からの周知を徹底していく。〔経済産業省（厚生労働省、文部科学省等関係省庁）〕《施策番号 74》

○　留学生を含む高度な知識・技能を有する外国人材の我が国での就職の促進に向け、関係省庁の連携の下、企業や高度外国人材・留学生に分かりやすい施策の情報発信・ワンストップサービスを提供する「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）に立ち上げる。
　プラットフォームには、関係省庁が保有する出入国管理制度、雇用、我が国での就労を希望する留学生の在籍大学の情報、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業の情報とともに、関係省庁等が実施しているインターンシップ、セミナー、留学生と企業のマッチングイベント等の各種就職促進施策をきめ細かく、常時アップデートされた最新の形で掲載する。
　また、プラットフォームの下で、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業に対し、専門家による採用から定着までのきめ細かな伴走型支援を提供する。伴走型支援を通じ、高度外国人材の活躍を海外の新規顧客の獲得等の新たなビジネスチャンスにつなげる中堅・中小企業の成功事例を創出し、他の成功事例と合わせて広く紹介することで、中堅・中小企業における留学生を含む高度外国人材の採用を促していく。〔経済産業省〕《施策番号 75》

○　外国人雇用サービスセンター及び一部のハローワークに設置している留学生コーナーを留学生に対する就職支援の拠点として位置付け、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、インターンシップやセミナー、説明会の開催等により、留学生と企業とのマッチング支援を行うとともに、外国人雇用サービスセンター等の増設を含めた支援体制の強化等を図り、更なるマッチングの推進を図る。【平成 31 年度予算 8 億円】〔厚生労働省、経済産業省〕《施策番号 76》

○　入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。【平成 31 年度予算 5 億円】〔文部科学省〕《施策番号 77》

○　アジアの優秀な人材の環流促進を目指すイノベーティブ・アジア事業では、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の活用やインターンシップの実施状況の調査を含め、関係機関との連携強化を図りつつ、改善が必要な点について対応することで、留学生の卒業後の就職につなげていく。〔外務省、法務省、経済産業省、文部科学省〕《施策番号 78》

○　留学生が我が国で就職して活躍するための前提として、留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて適正に課程を修了することができるよう、高等教育機関の質の確保と留学生の適正な管理が求められる。このため、関係機関と情報共有を図りつつ、各大学、高等専門学校、専修学校に対し、留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求める。〔文部科学省〕《施策番号 79》

○　介護施設等が行う外国人介護人材等の日本語や専門知識の学習支援等の受入れ環境の整備を支援するほか、留学生を含む介護福祉士養成施設に在学する学生に対し、資格取得後に一定期間介護業務に従事した場合に返済免除となる修学資金の貸付けを行う事業を更に推進する。

　また、我が国の大学等に在籍する留学生で、学業・人物ともに優れ、経済的理由により修学継続が困難な学生等を対象とした給付型の奨学金事業において、今後の介護分野における推薦状況を踏まえつつ、支援を更に推進する。【平成 30 年度補正（２号）予算 5 億円、平成 31 年度予算 9 億円】〔厚生労働省、文部科学省〕《施策番号 80》

○　特定活動の在留資格により認められるインターンシップが、留学生自らのスキルアップのほか、国際的な文化交流に資するとの観点を踏まえ、その対象となる留学生の範囲や活動内容について、更なる周知を図るなど、より一層の利用促進を図る。〔法務省〕《施策番号 81》

(6) 適正な労働環境等の確保

① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

【現状認識・課題】

外国人労働者についても、日本人労働者の場合と同様、適正な労働条件等の確保が極めて重要であるが、外国人労働者は、日本の労働関係法令等に関する知識が十分でない場合も少なくなく、そのこともあって、労働条件等に関する問題が生じやすいといえる。

そのため、労働基準監督署等の関係機関において、外国人を雇用する事業主に対する指導や相談支援を更に推進するなど、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保に努めていく必要がある。

【具体的施策】

○ 労働基準監督署において、体制を強化し、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知を行うとともに、法令違反が認められた場合には厳正な対処を徹底する。また、ハローワークにおいても、事業主に対し、外国人の雇用状況届出制度や雇用管理指針の周知・啓発、適正な雇用管理のための相談・指導等に取り組む。さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。【平成 31 年度予算 9 億円】〔厚生労働省〕《施策番号 82》

○ とりわけ、技能実習制度における管理監督体制を強化し、技能実習生のより一層適正な労働条件と雇用管理の確保のため、外国人技能実習機構の体制強化を図る。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 83》

○ 我が国の安全衛生対策に関する知識が乏しく、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者が少なくないことに鑑み、外国人労働者向けの外国語による安全衛生教材や外国人労働者を雇用する事業主向けの教材の開発を進めるとともに、関係省庁、業界団体等に対してその活用方法等を周知するほか、視聴覚教材等を用いて外国人労働者に理解できる安全衛生教育を実施するよう事業主を指導・支援するなど、外国人労働者の労働災害の防止対策を充実・強化する。また、外国人労働者についても、労働災害が発生した場合には迅速・公正な保険給付を行う。【平成 31 年度予算 6 億円】〔厚生労働省〕《施策番号 84》

○ 外国人労働者からの相談については、都道府県労働局及び労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」を、増加する外国人労働者のニーズを踏まえ、外国人の多い地方公共団体を管轄する労働局及び監督署を中心に、増設する。また、対応する言語についても、現行の 6 か国語から 8 か国語に増やす。「外国人労働者向け相談ダイヤル」についても、同様の充実を図る。

また、労働基準監督署閉庁後の相談に対応している「労働条件相談ほっとライン」（平日 17 時～22 時、土日 9 時～21 時）において、外国人労働者からの相談

の多言語対応（８か国語）を進める。【平成 31 年度予算６億円】〔厚生労働省〕《施策番号 85》

② 地域での安定した就労の支援

【現状認識・課題】

在留外国人の増加やその多国籍化・多言語化に伴い、ハローワークにおける相談対応の多言語化を図ることが求められているとともに、それらの外国人について、円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定を図ることが必要とされている。

また、前記のとおり我が国での就職を希望する留学生に対し、より一層の就職支援が必要であるほか、新たな在留資格に基づく外国人の受入れに当たっては、その制度の趣旨に鑑み、人材が不足している地域の状況に配慮し、当該外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中することとならないようにする必要がある。

【具体的施策】

○ 電話通訳を行う多言語コンタクトセンターの運用により、全国のハローワークで多言語対応が可能な相談体制を整備（11 か国語）するとともに、外国人の集住地域を中心に通訳員の効率的な配置を進める。電話通訳サービスについては、我が国に在留する外国人労働者の実態や、ハローワークにおける活用状況等を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うなど、ハローワークの窓口における通訳機能の利便性向上を図る。【平成 31 年度予算４億円】〔厚生労働省〕《施策番号 86》

○ 新たな在留資格による外国人材等の地域での安定した就労が確保されるよう、身近な地域での転職を希望する場合には、地域のハローワークにおいて、多言語対応（11 か国語）により、地元企業の情報提供や外国人が応募しやすい求人の確保を行うなど、できる限り本人の希望に沿った転職が可能となるよう支援を行う。〔厚生労働省〕《施策番号 87》

○ 外国人雇用サービスセンター等の増設を含めた支援体制の強化等を図り、在留外国人と地域の中小企業等との更なるマッチングの推進を図る。〔厚生労働省、経済産業省〕《施策番号 88》

○ 定住外国人を対象に、日本語や労働関係法令・雇用慣行等の基本的知識等を習得するための研修事業の実施地域の拡充等を図るとともに、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進める。【平成 31 年度予算９億円】〔厚生労働省〕《施策番号 89》

○ 人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、その労働者のキャリア形成を促進する。〔厚生労働省〕《施策番号 90》

(7) 社会保険への加入促進等

【現状認識・課題】

外国人が生活する上で、社会保険は重要なセーフティネットであるが、外国人を雇用している事業所の中には、外国人について社会保険への加入手続を行っていないものが一定程度存在していることから、関係機関が連携してその加入促進を進めていく必要がある。

他方、在留外国人による医療保険の利用については、不適切な利用がなされているケースが存在するとの指摘もあることから、その適正な利用の確保に向けた取組を進めていく必要がある。

【具体的施策】

○ 社会保険への加入手続に関し、事業主の呼出し、訪問指導、立入検査等による計画的な事業所指導を実施するなど、外国人を雇用する事業所や雇用されている外国人に対する社会保険への加入促進の取組を重点的に推進する。あわせて、国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進する。〔厚生労働省〕《施策番号 91》

○ 外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用に対し、特別調整交付金の仕組みにより財政支援を行うなど、地方公共団体における外国人の国民健康保険制度への加入促進のための取組を支援する。〔厚生労働省〕《施策番号 92》

○ 地方入国管理官署における外国人の在留資格変更・在留期間更新時や、ハローワークにおける求人受理時等において、関係行政機関が連携を図ることにより、外国人雇用事業所や外国人の社会保険への加入促進に取り組む。

このため、新たな在留資格による外国人について、特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり、社会保険制度上の義務の履行状況などを確認することとし、過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした受入れ機関については受入れを認めないこととする。また、上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項や所属機関の情報及びその帯同家族の情報を法務省から厚生労働省等に提供し、関係機関において、当該情報を活用しながら所要の確認や適用、必要に応じた加入指導等を行うことにより、社会保険の加入促進に取り組む。加えて、国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。上記の新たな在留資格における法務省から厚生労働省等への情報提供等や在留期間更新許可申請等に係る取組については、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 93》

○ 医療保険の適正な利用の確保のため、健康保険の被扶養者や国民年金第３号被保

険者の認定において、原則として国内に居住しているという要件を導入する。ただし、留学生や海外赴任に同行する家族など一時的に国外に居住し、国内に生活の本拠がないとまではいえないケースなど、一定の例外を設ける。その際、いわゆる「医療滞在ビザ」で来日して国内に居住する者については、国民健康保険と同様に健康保険の対象としないこととする。なお、制度改正が実施されるまでの間については、平成 30 年３月から実施している被扶養者の認定方法を公的書類等による認定に統一化する取組のフォローアップを行いつつ、引き続き厳格な認定を行う。

また、国民健康保険については、市町村において、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に法務省に通知する枠組みを試行的に創設したが、高額療養費の現物支給化に必要な限度額認定証の申請時においてのみ通知する仕組みであることから、更なる連携強化を図るため、海外療養費や出産育児一時金の支給申請時など、通知対象を拡大する。また、市町村が関係者に報告を求めること等ができる対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報を追加し、市町村における調査対象として明確化する。

さらに、海外での出産の事実自体を偽装した出産育児一時金の不正受給を防止する観点から、これまでに実施した海外療養費における対策を踏まえ、出産育児一時金の請求に必要となる書類の統一化を図り、審査の厳格化を行う。なお、海外療養費における不正受給対策についても、引き続きその周知や実施の促進を図る。

加えて、他人の被保険者証を流用するいわゆる「なりすまし」に対しては、医療機関が必要と判断する場合には、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることができるよう、必要な対応を行う。その際、本人確認書類が提示されないことのみをもって保険給付を否定する取扱いとはしないこととする。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 94》

○　地方入国管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないこととするとともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。

また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うこととするほか、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。〔法務省（国税庁、総務省）〕《施策番号 95》

○　受入れ機関は、特定技能１号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時までに、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずることとし、出入国在留管理庁（平成 31 年４月発足）は、受入れ機関が納税に係る支援を的確

に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。〔法務省〕《施策番号 96》

○　個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。

地方税に関しては、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度を「生活・就労ガイドブック（仮）」に記載すること等を通じて、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。〔総務省〕《施策番号 97》

○　国外居住親族に係る扶養控除等の適用については、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられており、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの課題があることを踏まえ、所得の少ない親族の扶養による担税力の低下を調整するという扶養控除等の制度趣旨や執行可能性、諸外国の制度とのバランス等に留意しつつ、更なる適正化について検討を行う。〔財務省〕《施策番号 98》

3　外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

【現状認識・課題】

有為な外国人材が安心して我が国を訪れて生活・就労することができるようにするためには、来日しようとする外国人から保証金や違約金を徴収する等の悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在を防止するための措置を講ずることが必要である。

また、職業紹介事業者が外国人に転職を繰り返させることにより、転職先の雇用主からの謝礼金を繰り返し受け取ることも懸念されることから、適切な国内対策を進める必要がある。

【具体的施策】

○　技能実習の在留資格について、不適切な送出し機関の関与の排除等を目的とした二国間取決めの作成に至っていない送出し国のうち中国・インドネシア・タイについて、平成 31 年 4 月を目途として同取決めを作成することを目指す。〔法務省、厚生労働省、外務省〕《施策番号 99》

○　新たな在留資格について、平成 31 年から外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する 9 か国（ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）との間で、同年 3 月までに、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに、同年 4 月以降の制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行うほか、上記国以

外の国であって送出しが想定されるものとの間で、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁〕《施策番号 100》

○　技能実習及び特定技能以外の在留資格に基づく外国人の受入れについても、既に政府間文書を交わしている国との間では、相手国において悪質な仲介事業者等に対して厳正な対処がなされるよう、相手国政府への積極的な申入れや平素からの情報交換等を行うほか、文書を交わしていない国との間では、必要に応じてその作成に努める。〔外務省、法務省、厚生労働省、文部科学省〕《施策番号 101》

○　留学生について、国内外の悪質な仲介事業者等を排除するため、我が国において把握した外国の悪質な仲介事業者等を当該国の政府に通知するとともに、外国政府において帰国した学生等から悪質な日本語教育機関の存在を把握した場合には我が国においてその通知を受ける仕組みの構築に向けた取組等を進める。さらに、在留資格認定証明書交付申請書に新たに「仲介事業者名」に係る欄を設け、悪質な仲介事業者等の把握・通知に活用する。〔法務省〕《施策番号 102》

○　法務省、厚生労働省、警察、文部科学省及び外務省は、必要に応じ、技能実習生・特定技能外国人等からの聴取、関係団体からの報告、実習実施者・受入れ機関等に対する立入検査、送出し国政府からの情報提供等を通じて国内外の悪質な仲介事業者等の存在を把握したときは、その情報を相互に提供するとともに、外国人技能実習機構に提供する。〔法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省、外務省〕《施策番号 103》

○　法務省、厚生労働省、警察、文部科学省、外務省及び外国人技能実習機構は、技能実習生、特定技能外国人、留学生等の受入れに係る外国の悪質な仲介事業者等に関する情報を把握したときは、必要に応じ、当該国の政府に対し、その情報を提供し、当該仲介事業者等に対し厳正な処分がなされるべきことについて申入れ等を行うとともに、その情報を相互に提供する。

　法務省、厚生労働省及び外務省は、国内外の悪質な仲介事業者等に関する情報提供を得たときは、当該仲介事業者等を排除するため、当該情報を所管法令に基づく調査や査証審査に活用する。また、法務省及び厚生労働省において、技能実習生については関係する監理団体等に対し、特定技能外国人等については国内にいる当該仲介事業者等又はその関係者に対し、それぞれ、悪質な場合は法令に基づいて適正に行政処分を行う。さらに、必要に応じ、捜査機関において犯罪捜査を行うなど適切に対処するとともに、これらの取組の状況等を白書等により定期的に公表する。〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省〕《施策番号 104》

○　法務省においては、技能実習生・特定技能外国人等の入国前に、在留資格認定証明書について厳格な審査を実施し、悪質な仲介事業者等の関与が認められた場

合には当該技能実習生・特定技能外国人等の入国を許可しないなどの措置を講ずる。〔法務省〕《施策番号 105》

○　職業紹介事業者がその職業紹介により就職した外国人に対して早期の転職を勧奨する等の不適切な行為を防止するため、職業安定法に基づく指針の周知・啓発を行うとともに、違反が認められた場合には厳正に指導する。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 106》

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等

【現状認識・課題】

外国人材に対する需要が高まる中、各国において日本語能力を有する有為な人材が持続的に輩出されるようにするためには、現地における日本語教育の充実を図ることが必要であり、日本語能力を適切に測ることのできる試験の導入、適切なカリキュラムと教材の開発、日本語教師の育成と現地への専門家派遣等を通じた体制整備を進める必要がある。

また、外国人材の受入れを拡大するための新たな在留資格の創設について、適切な情報を国外において広報する必要がある。

【具体的施策】

○　日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認することのできる能力判定テストを導入する。また、国際交流基金において、日本語能力試験の開発・実施で培った知見を活用して、外国人の日本語能力（特に、日本での生活・就労の場面におけるコミュニケーションに必要な能力）を、生活・就労に必要なレベルに応じて適切に、かつ頻度を高めて測ることができるようＣＢＴ（Computer Based Testing）形式を導入し、人材受入れのニーズが高い国（平成 31 年度は９か国。ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）で実施する。〔外務省〕《施策番号 107》

○　新たな在留資格に基づく外国人材の受入れに当たって必要となる日本語教育を現地で効果的に行えるようにするため、国際交流基金が作成した、言語教育・評価の国際標準に準拠した「ＪＦ日本語教育スタンダード」を活用しつつ、成人教育を念頭においたカリキュラムと教材の開発及び普及を進める。〔外務省〕《施策番号 108》

○　現地語を使いながら日本語を教えることができる現地教師の確保・拡大が不可欠であることから、日本からの日本語教育の専門家の派遣を拡大し、前記のカリキュラムと教材を活用しつつ、その国から受け入れる外国人材の規模に見合うだけの現地語による日本語教育が可能な現地教師の育成を進める。〔外務省〕《施策番号 109》

○　各国において外国人が日本語を学べる場を増やすことを目的として、現地の日本語教育機関の活動に対する支援（教材調達、教師の確保等）を拡充するとともに、現地教師の日本語の会話能力の向上をサポートし、日本語教育の質を上げるため、日本人支援要員を養成し教育機関に派遣する。〔外務省〕《施策番号 110》

○　日本への入国・在留者が増加している東南アジア諸国に加え、他の国々においても、将来にわたって、我が国における生活・就労を希望する外国人材が輩出されるよう、国際交流基金の日本語教育事業を通じて、より多くの国で日本語教育基盤の強化を図る。【平成 30 年度補正（２号）予算につき施策番号 107 から 110 までの合計 24 億円、平成 31 年度予算につき施策番号 107 から 111 までの合計 10 億円】〔外務省〕《施策番号 111》

○　新たな在留資格による外国人材の受入れ制度の円滑な運用のため、平成 31 年度に外国人材の送出しが想定される９か国（ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）を対象に在外公館のホームページのコンテンツ、パンフレット及び広報用動画を作成するなどし、送出し国の政府及び関係機関、本件制度利用希望者に対し、正確かつ効果的な広報を行う。〔外務省、厚生労働省〕《施策番号 112》

4　新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

【現状認識・課題】

我が国における中長期在留者の増加に伴い、地方入国管理官署の窓口が混雑し、在留諸申請のための待ち時間が長時間に及んでいる。また、在留諸申請の増加に伴い、地方入国管理官署においては各種問合せへの対応や申請書類の管理等の業務が増加し、円滑かつ迅速な在留資格手続に支障を来している上、新たな在留資格の創設に伴い、我が国での就労を希望する外国人が増加することも見込まれる。

こうしたことから、在留外国人が地方入国管理官署の窓口において在留諸申請の受付のために長時間待つことのないよう、外国人の負担軽減を図るとともに、在留資格手続の円滑化・迅速化を図るため、申請手続の合理化を進める必要がある。

【具体的施策】

○　外国人を適正に雇用し、かつ、外国人雇用状況届出を履行している等の一定の要件を満たす所属機関を対象として、外国人本人に代わって手続を行うことを可能とする在留資格手続上のオンライン申請手続の一部を平成 30 年度中に開始する。また、電子政府を推進する中で、新たな在留資格による外国人を対象として、その在留状況（就職・離職の状況等）を正確に把握するとともに届出手続上の負担軽減を図るため、新たな在留資格による外国人の所属機関が行う雇用契約の終了等に関する出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシ

ステムの整備について検討を行うなど、在留管理の電子化を進める。【平成 31 年度予算 12 億円】〔法務省〕《施策番号 113》

○　在留カード番号等の各種識別番号の活用を通じた行政機関相互の情報連携により、外国人の在留状況（就労状況、身分の変動等）を正確かつ確実に把握することによって、在留資格手続の際に提出を求めている各種証明書等の提出を不要とするなど、申請手続上の更なる負担軽減を図る。〔法務省（関係省庁）〕《施策番号 114》

○　地方入国管理官署における在留諸申請について、出入国在留管理庁の創設による在留管理体制の強化等を踏まえ、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の標準処理期間（２週間から１か月）内の処理を励行する。特に、新たな在留資格により我が国に在留する外国人の転職については、当該受入れが、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化に対応するためのものであり、地域における人材不足への対応が課題となっている中で、速やかに地域において次の稼働先での就労を開始できることが望ましいこと等に鑑み、外国人が転職しようとする場合に円滑な転職が可能となるよう、在留できる期間の上限が設けられている特定技能１号外国人の転職について迅速な処理を行う。〔法務省〕《施策番号 115》

(2) 在留管理基盤の強化

【現状認識・課題】

今後、外国人材の受入れはますます拡大し、その活動も多岐にわたっていくと考えられることから、外国人の在留状況・就労状況等を正確かつ確実に把握し、的確な在留管理を行うことがこれまで以上に重要になると考えられる。

また、現状では、いずれの省庁の統計においても、どの業種・職種に外国人がどの程度受け入れられているかを正確に把握することができない状況にあるが、外国人材の受入れの効果測定等を的確に行うためには、それらを統計上把握できるようにする仕組みが必要である。

あわせて、きめ細かく、かつ、機能的な在留管理等を実施するため、法務省の体制を整備することも求められている。

【具体的施策】

○　法務省が把握する外国人に関する情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案等について、両省間で情報共有を行い、雇用主に対して届出義務を着実に履行させるための取組を推進する。また、外国人雇用状況届出事項として在留カード番号を追加し、同番号を含めた外国人雇用状況届出情報を両省間で情報共有し、法務省の有する情報と突合を行うこと等により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図ることとし、平成 31 年度中に所要の措置を講ずることを目指す。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 116》

○　在留資格変更許可申請書・在留期間更新許可申請書等の記載事項を見直すなど、在留外国人について業種別・職種別・在留資格別・地域別等の就労状況を正確に把握する仕組みを構築し、外国人雇用状況届出情報とともに、外国人の就職状況をシームレスに把握し外国人の就労に関する統計の充実・活用を図る。〔法務省〕《施策番号 117》

○　就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握することができるよう統計の見直し等を行い、平成 31 年度中の実施を目指す。【平成 31 年度予算 2 億円】〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 118》

○　円滑な入国審査と厳格な入国管理を高度な次元で両立させ、併せて機能的な在留管理等を実施するため、出入国在留管理庁を創設するとともに、外国人の円滑な受入れやその受入れ環境の整備に関する業務を適切に遂行することができるようにするため、その職員に対する研修の充実や必要な出入国管理システムの改修を含め人的・物的体制の整備を図ることとする。【システム改修経費等関連予算として平成 30 年度補正（2 号）予算 14 億円、平成 31 年度予算 4 億円。施策番号 7 及び 113 と合わせて 50 億円】〔法務省〕《施策番号 119》

(3) 不法滞在者等への対策強化

【現状認識・課題】

我が国には依然として多数の不法滞在者が存在し、その多くが不法就労に及んでいるとみられる上、近年、その手口は悪質・巧妙化し、悪質な仲介事業者等が関与する事案も後を断たない状況にある。さらに、主たる在留目的が就労にあるにもかかわらず、留学目的と偽って就労をする者も少なからず見受けられるとの指摘もなされている。今後、外国人の受入れがますます拡大していく見込みであることも踏まえ、不法滞在・不法就労等の撲滅に向けた取締り等の一層の強化を図る必要がある。

また、技能実習制度については、低賃金等の劣悪な実習環境の問題が指摘されているところ、平成 29 年 11 月から、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の下で新たな制度が施行され、適正化に向けた取組が進められていることから、その運用も見守りつつ、技能実習制度における不正な行為に対して厳正に対処していく必要がある。

【具体的施策】

○　不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りの推進のため、地方入国管理官署が警察等の関係機関との協力関係を強化し、緊密な情報共有を行うとともに、収集した情報の分析を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発の推進に努める。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯及び不法就労助長事犯に関与する仲介事業者及び雇用主を積極的に摘発するなど、悪質な仲介事業者及び雇用主に対して厳格

な対応を行う。さらに、不法就労等の防止、不法滞在者の地方入国管理官署への自主的な出頭の促進等に向けた広報・啓発活動及び指導を積極的に実施する。【平成31年度予算5億円】〔法務省、警察庁、厚生労働省〕《施策番号120》

○　退去強制令書が発付されているものの、送還を忌避し、あるいは諸般の事情により仮放免されている外国人については、その動静を適切に把握するほか、帰国用臨時旅券の職権発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わない国については、外務省を通じるなどして、帰国用臨時旅券又はこれに代わる身分証を発給するとともに身柄の引取りに協力するよう交渉を進めていくなど、送還の支障となっている事由の解決・解消に努め、可能な限り早期に退去強制令書を執行する。〔法務省、外務省〕《施策番号121》

○　技能実習に関し、外国人技能実習機構における実地検査要員の拡充及び実地検査に関するマニュアル等の整備による実地検査能力の強化を進めるとともに、外国人技能実習機構が行う実習実施者等に対する検査に関し、その結果を必要に応じ的確に法務省に通報させ、法務省において追加調査・外国人技能実習機構との合同調査等を行い、技能実習生の保護等を図る。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号122》

○　法務省による技能実習における失踪者に係る情報等の収集・分析の結果、実習実施者について賃金不払等の労働関係法令違反が認められた場合には、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構が連携の上、更なる調査を進め、実習実施者・監理団体等に対する指導助言、立入検査、改善命令等の措置を講ずるほか、悪質な場合は、実習実施者及び監理団体に対し、許可の取消し等の処分を行う。労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。加えて、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、必要に応じ、関係行政機関に対して情報提供や告発等を行い、関係行政機関においては、法令に基づいて適切に対処する。こうした取組の状況等については、白書等を通じて定期的に公表する。〔法務省、厚生労働省、警察庁〕《施策番号123》

○　法務省に設置した「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」において、平成29年及び平成30年に行った失踪した技能実習生からの聴取結果について、聴取票の記載から明らかに違法又は不正な行為を行っていないと認められる場合を除き、全ての実習実施者等及び調査可能な技能実習生に対して調査を行い、その調査結果について平成31年3月末までに公表する。〔法務省〕《施策番号124》

○　矯正施設等において、更に通訳・翻訳体制の充実を進めるなど、外国人被収容者処遇等の充実を図る。【平成31年度予算4億円】〔法務省〕《施策番号125》

○　平成 30 年１月から実施している「難民認定制度の運用の更なる見直し」の実施状況を踏まえて、就労等を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請への更なる対策を講じ、真の難民の迅速な保護を図る。〔法務省〕《施策番号 126》

別紙

総合的対応策関連予算

○　生活者としての外国人に対する支援
- 暮らしやすい地域社会づくり　３０億円
  （「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」の整備等）
- 生活サービス環境の改善等　２５億円
  （医療通訳の配置・院内案内図の多言語化支援等）
- 円滑なコミュニケーションの実現　８億円
  （日本語教育の充実等）
- 外国人児童生徒の教育等の充実　５億円
  （地方公共団体が行う体制整備への支援等）
- 留学生の就職等の支援　３２億円
  （就職支援プログラム認定、介護人材確保のための支援等）
- 適正な労働環境等の確保　３４億円
  （労働基準監督署・ハローワークの機能強化等）

○　外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組　３５億円
（日本語能力判定テストの実施、海外における日本語教育基盤強化等）

○　新たな在留管理体制の構築　４２億円
（在留資格手続のオンライン申請導入、在留管理基盤強化等）

合計　２１１億円

（うち平成30年度補正(２号)予算　６１億円）
（うち平成31年度予算　１５０億円）
（内数を除く。）

※　以上のほか、関連予算として以下のものなどがある。
- 地方創生推進交付金　１，０００億円の内数
- 独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金　１３１億円の内数
  （留学生の就職等支援関連）
- 人材開発支援助成金　５７１億円の内数
  （地域での安定した就労の支援関連）
- 不法滞在者対策等　１５７億円

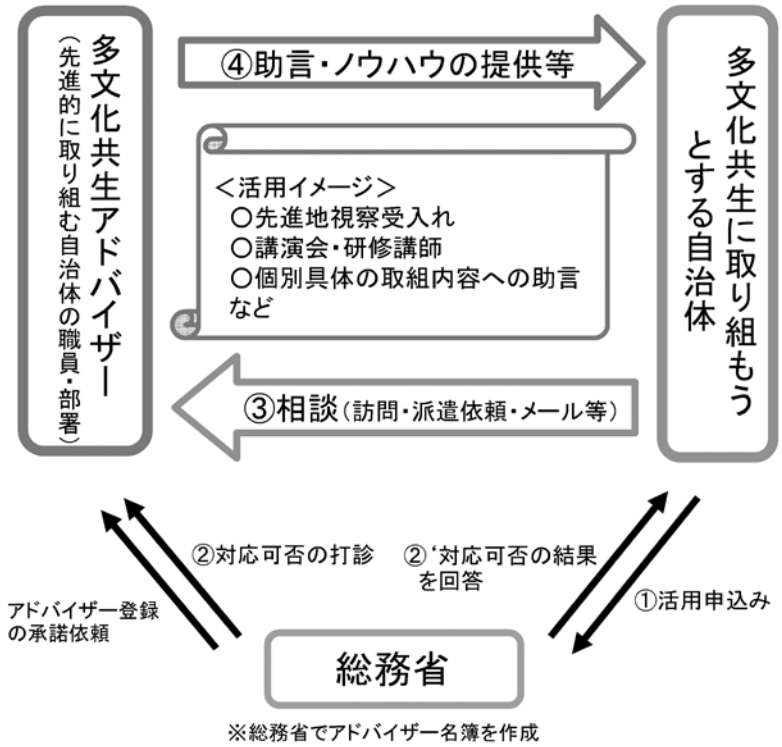
等

以　上

新たな「多文化共生にかかる優良な取組の共有手法」について

○　外国人住民の更なる増加に加え、多国籍化や高齢化等も引き続き進展し、地域における多文化共生の取組が重要な課題。
○　先進的な自治体の取組事例を横展開し、全国的に市町村レベルでの取組を加速させるため、以下の施策等により、地域における多文化共生施策を更に推進する。

多文化共生アドバイザー制度

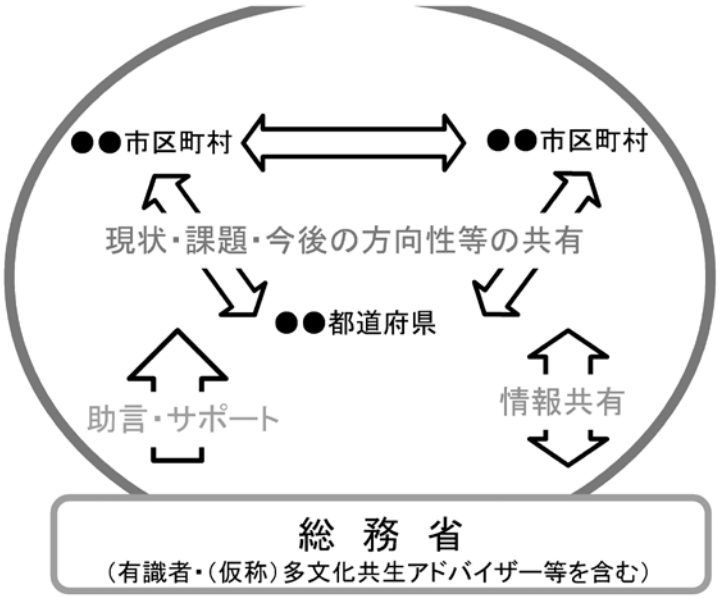


※総務省でアドバイザー名簿を作成

多文化共生地域会議

※全体で年間5～6回程度の開催を想定

都道府県単位（市区町村も参加・地域ブロック単位等での開催も可）で開催



災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修について

背景・経緯

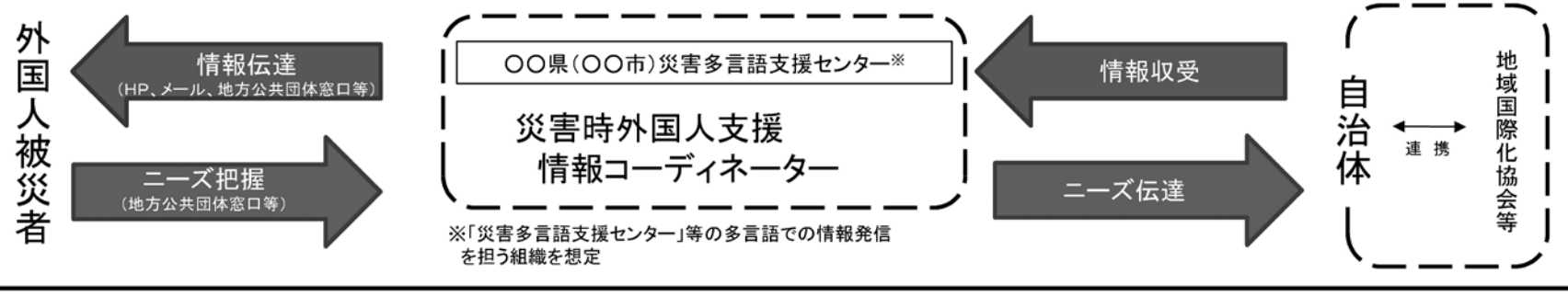
○　平成28年に総務省において「情報難民ゼロプロジェクト」を開催し、同アクションプラン（平成28年12月）で、平成32年の目指す姿の一つとして、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援するコーディネーターの配置が提示。
○　「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」（平成29年度）において議論。
○　上記検討会での議論を踏まえ、平成32 年を目途に、まずは都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、「災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修」を平成30 年度から実施することとした。

平成30年度研修概要

日程：平成31年2月21日（木）～22日（金）
場所：総務省自治大学校
対象：地方公共団体、地域国際化協会、市区町村の国際交流協会の職員等で、以下のいずれかの要件を満たす者
- 災害時に外国人支援にかかる対応を行った経験を有する者
- 「災害時における外国人への支援セミナー」（全国市町村国際文化研修所(JIAM)・一般財団法人自治体国際化協会共催）を修了した者

受講経費：無料（ただし、旅費、宿泊費、食費は自己負担）
参加予定者数：約60名の自治体職員等

[参考]コーディネーターの主な役割（イメージ）



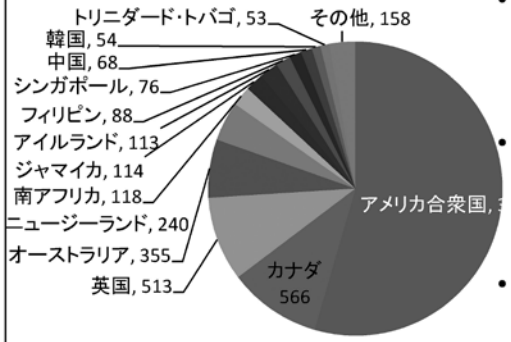
※「災害多言語支援センター」等の多言語での情報発信を担う組織を想定

ＪＥＴプログラムについて　*"The Japan Exchange and Teaching Programme"*

JETプログラム：外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際業務に活用するプログラム
⇒平成30年で**設立32年**：累計で世界73か国から約68,570人の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**
⇒**小学校での英語教育早期化やオリンピック・パラリンピック向けの国際交流（ホストタウン等）などに有為な人材を供給**

（1）平成30年度の状況

◆ 招致国別の内訳

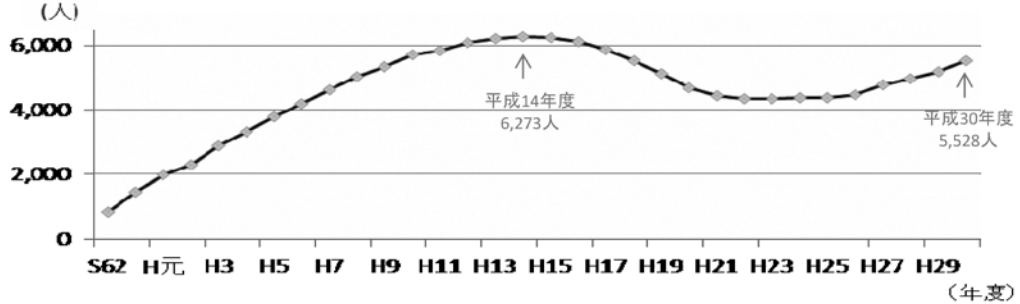


（総数5,528人）

◆ 職種別内訳

- ALT（Assistant Language Teacher：外国語指導助手）　：5,044人
  ⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- CIR（Coordinator for International Relations：国際交流員）　：472人
  ⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- SEA（Sports Exchange Advisor：スポーツ国際交流員）　：12人
  ⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

◆ 招致人数の推移



※平成30年度招致人数は、「平成30年度語学指導等を行う外国青年招致事業」の参加者数（H30.7.1時点）

（2）地方財政措置

（金額はH30年度）

◆ 都道府県

・地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）について、普通交付税措置※1
（標準団体（人口170万人）の場合、約2億4千万円（JETプログラムコーディネーター※2に係る経費の地方交付税措置含む。））

・私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置
（算定：地方単独事業で一人上限590万円×0.5）

◆ 市町村

・地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置※1
（標準団体（人口10万人）の場合、
118万円＋JET参加者数×472万円）

・JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置
（算定：地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5）

※1 H31年度より、JET参加者の任用に要する経費（一人当たり）に係る普通交付税措置額について増額予定

※2 プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。

＜業務内容例＞
・JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
・緊急事態（病気、事故等）への対応支援
・JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

ＪＥＴプログラムの一層の活用について（平成３０年８月２９日付け事務連絡）

CIR（国際交流員）について

・高い日本語能力（N2以上）を有する人材を選考し、近年では、インバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務に従事するなど、地域の国際交流の幅広い分野で活躍（平成30年度：257自治体等が任用、39か国、472人）

・「主に国際経済交流分野で外国人材を活用したい地方公共団体」と「その分野の業務に関心がある応募者」とのマッチングに配慮したあっせん対応を今年度から開始するなど、
インバウンドや海外販路開拓等に従事するCIRの活用を促進



外国人観光客を案内するフランス人CIR
（群馬県富岡市）

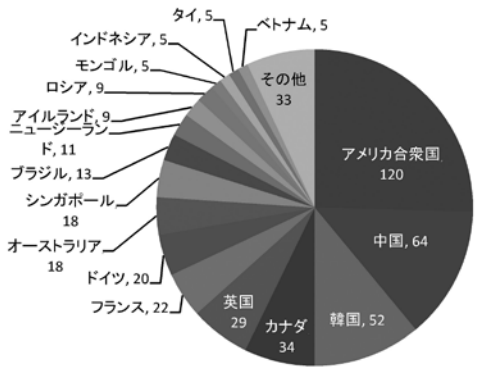


海外の旅行会社との商談会に臨むカナダ人CIR
（兵庫県豊岡市）



窓口で外国人住民へ説明するアメリカ人CIR
（広島県福山市）

＜JET－CIRの国別参加状況（H30）＞



SEA（スポーツ国際交流員）について

・スポーツを通じた国際交流活動に従事するSEAについて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に係るホストタウン事業での活用を促進

（平成30年度：秋田県−フィジー（ラグビー）、山形県長井市−タンザニア（陸上）、滋賀県米原市−ニュージーランド（フィールドホッケー）、京都府京丹波町−ニュージーランド（フィールドホッケー）、佐賀県−フィジー（ラグビー）、大分県−ニュージーランド（フィールドホッケー））

ALT（外国語指導助手）について

・小学校・中学校・高等学校の外国語活動や外国語科の授業等で活躍（平成30年度：993自治体等が任用、30か国、5,044人）

・新学習指導要領の実施（小学校は平成32年度より、中学校は平成33年度より全面実施。高等学校は平成34年度より年次進行で実施。）を踏まえ、JET－ALTの更なる活用を促進

文部科学省

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に関する文部科学省の取組概要について

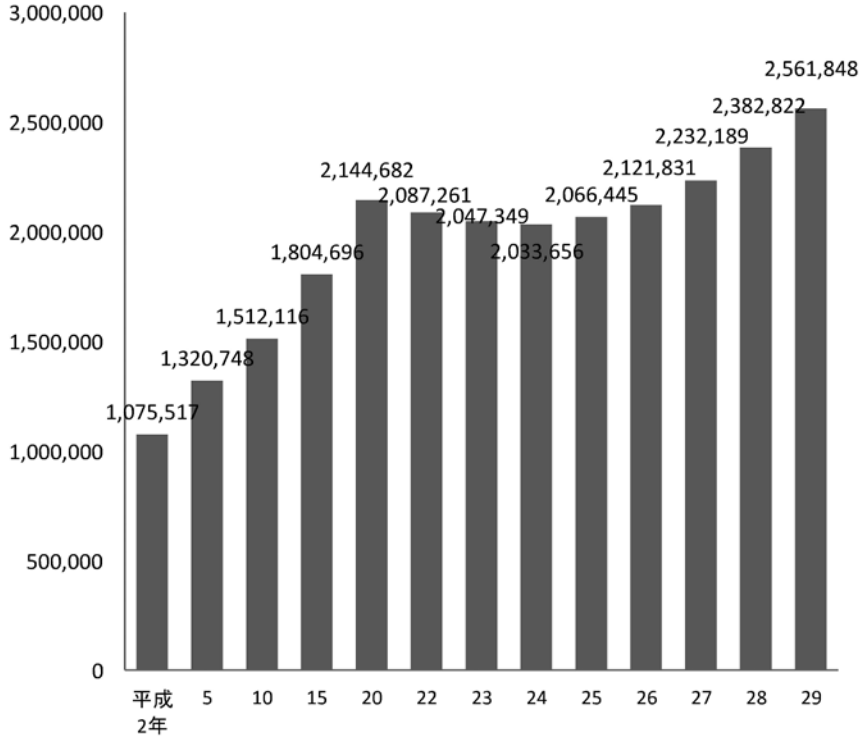
2019年１月
文部科学省

１．文部科学省に関する外国人受入れに係る現状

（1）国内の日本語学習者数等の推移

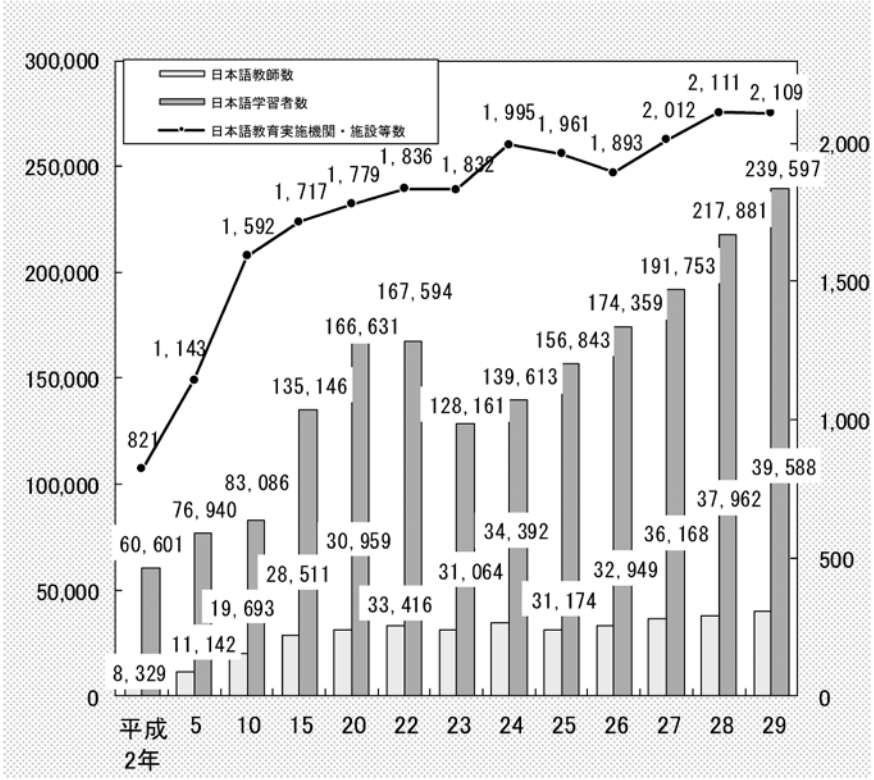
○平成29年末現在で，在留外国人数は約256万人となり，我が国人口の約2.0%を占める。
○国内の日本語学習者数は，長期的には増加傾向にある。平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの，平成29年には約24万人で過去最高。

在留外国人数の推移



※平成23年までは外国人登録者数，平成24年以降は在留外国人数。いずれも法務省（各年末現在）
なお，平成30年6月末現在の在留外国人数は約264万人。

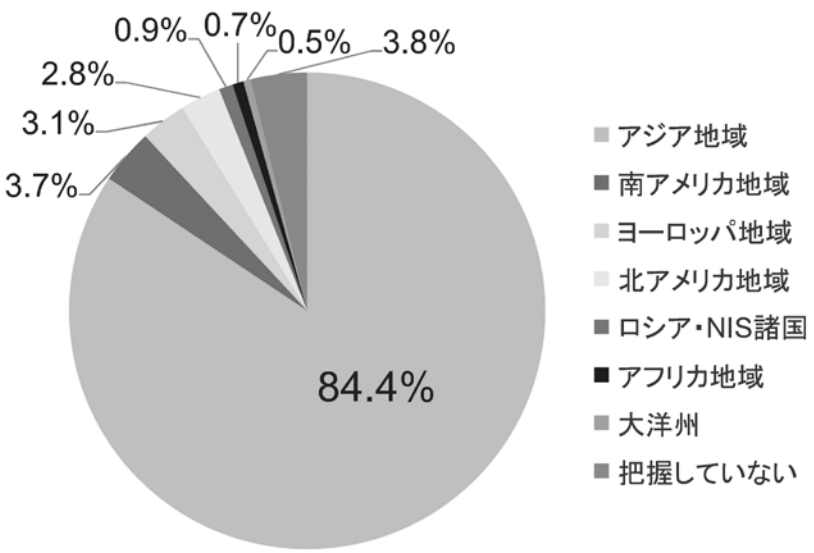
国内の日本語学習者数等の推移



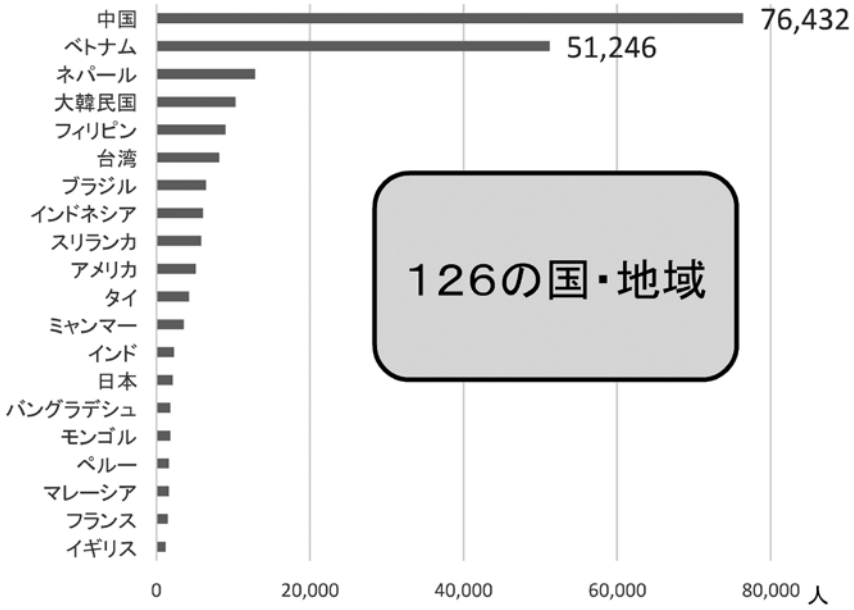
※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」　（各年11月1日現在）

○国内の日本語学習者数約24万人のうち，約8割をアジア地域の出身者が占める。
○国・地域別では，中華人民共和国が約7万6千人と最も多く，ベトナム，ネパールと続く。

出身地域別の日本語学習者数の割合



国・地域別の日本語学習者数（上位20か国・地域）



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」平成29年11月1日現在

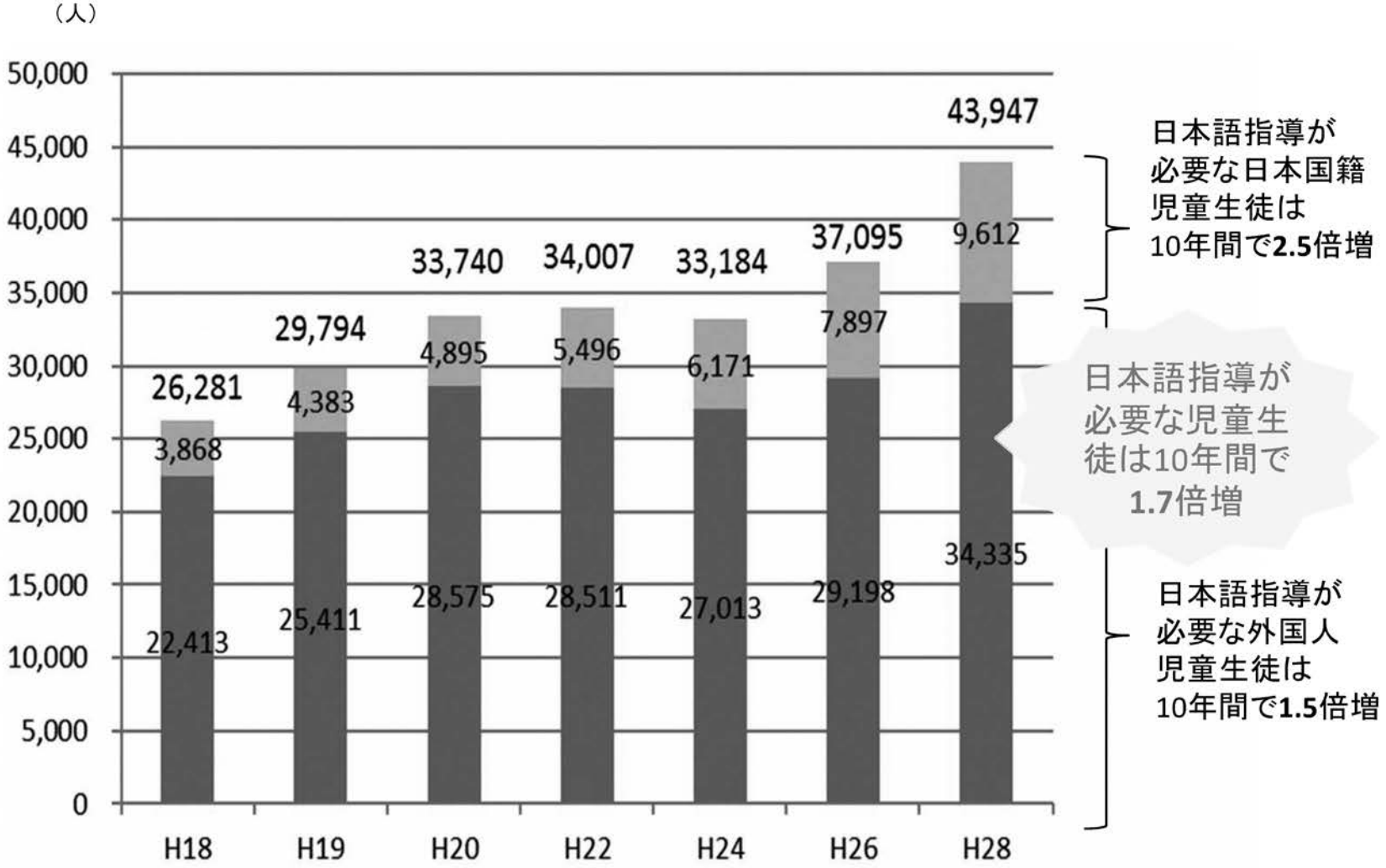
日本語教室空白地域の現状

	日本語教室 あり	日本語教室 なし	合計
市区町村数	772 (40.72%)	1,124 (59.28%)	1,896
在留外国人数	2,107,739 (82.27%)	454,109 (17.73%)	2,561,848

※　全国の市区町村のうち，外国人が居住していない市区町村は４つ。
※　出典：在留外国人数は，法務省調べ（平成２９年１２月末現在），日本語教室の有無は，文化庁「国内の日本語教育の概要（平成２９年１１月１日現在）」より

（2）公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校）



（出典）文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成28年度）」

5

外国人児童生徒等における特別支援教育等の状況に関する調査結果

【調査時点において外国人集住都市会議に加入する25市町の公立義務教育諸学校の状況　H28.5.1現在】

	（A）児童生徒数	（a） (A)のうち、特別支援学級に在籍する児童生徒数	（b） (A)のうち、通級による指導を受ける児童生徒数	特別支援学級在籍児童生徒の割合 ((a)／(A))	通級による指導を受ける児童生徒数の割合 ((b)／(A))
全児童生徒の状況　※1	347,573	7,940	2,902	**2.28%**	**0.83%**
① 外国籍の児童生徒の状況	9,529	497	62	**5.22%**	**0.65%**
② 外国につながる児童生徒の状況 ※2	3,053	134	36	**4.39%**	**1.18%**
③ ①又は②のうち、日本語指導（「特別の教育課程」又はそれ以外）を受けている児童生徒の状況	6,531	223	55	**3.41%**	**0.84%**
外国人児童生徒等に占める日本語指導を受けている者の割合（③／(①+②)）	51.91%	35.34%	56.12%		

※1 「全児童生徒」には、①外国籍の児童生徒、②外国につながる児童生徒も含まれる。
※2 「外国につながる児童生徒」：両親の片方が日本人である等、日本国籍を有するが、言語的・文化的に外国の影響のある生活歴を有する児童生徒

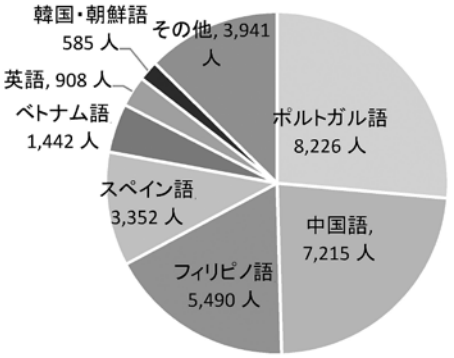
＜参考＞
　調査を実施した市町の一部に対し、外国人児童生徒等の特別支援学級の在籍割合が、全児童生徒数に占める割合に比べて高いことについて聞き取りを行ったところ、障害のある外国人児童生徒等の場合は、障害による困難さと言葉の問題が相まってさらに学習上の困難さが増し、個別指導が適しているという判断になる場合が多いことや、特別支援学級での指導に理解を示す保護者が比較的多いこと等が挙げられた。

（3）帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

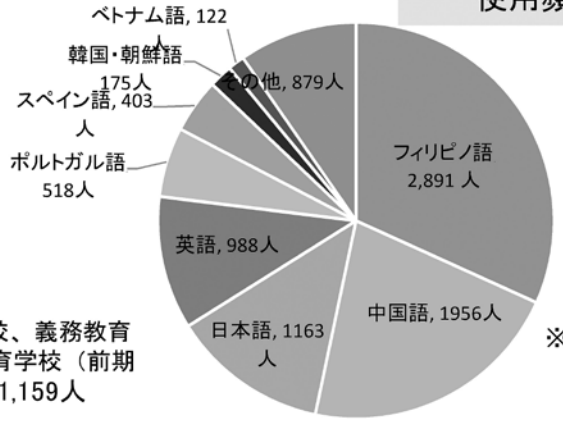
※H28調査結果より

外国籍児童生徒の母語



※公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程） 31,159人

日本国籍児童生徒の比較的使用頻度の高い言語



「その他」の言語
インドネシア語、ウルドゥー語、
タイ語、ネパール語
ベンガル語、モンゴル語
ロシア語、アラビア語
ペルシャ語、マレー語　等

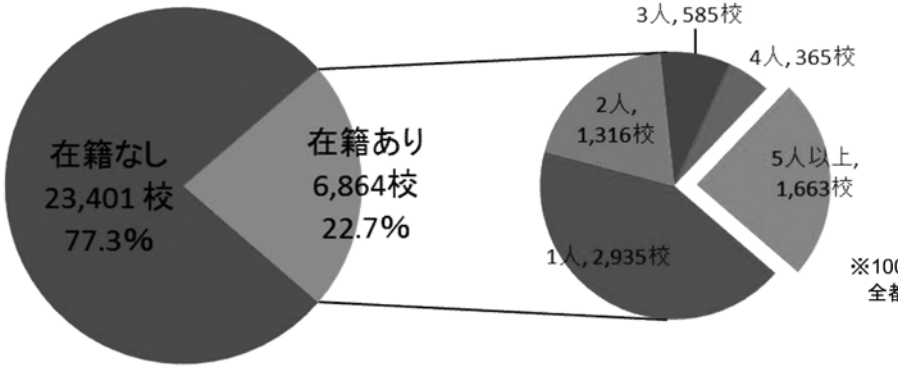
※公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程） 7,485人

② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

（公立小・中学校　30,265校）

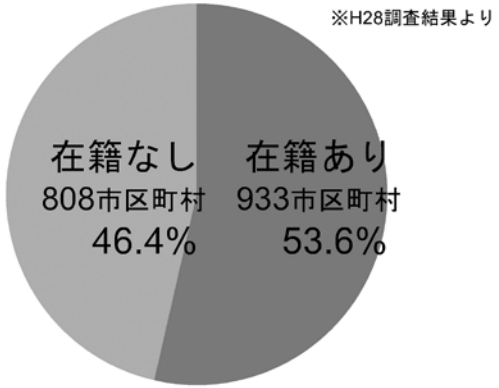
※H26調査結果より



※100人以上は全都道府県で7校

公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数

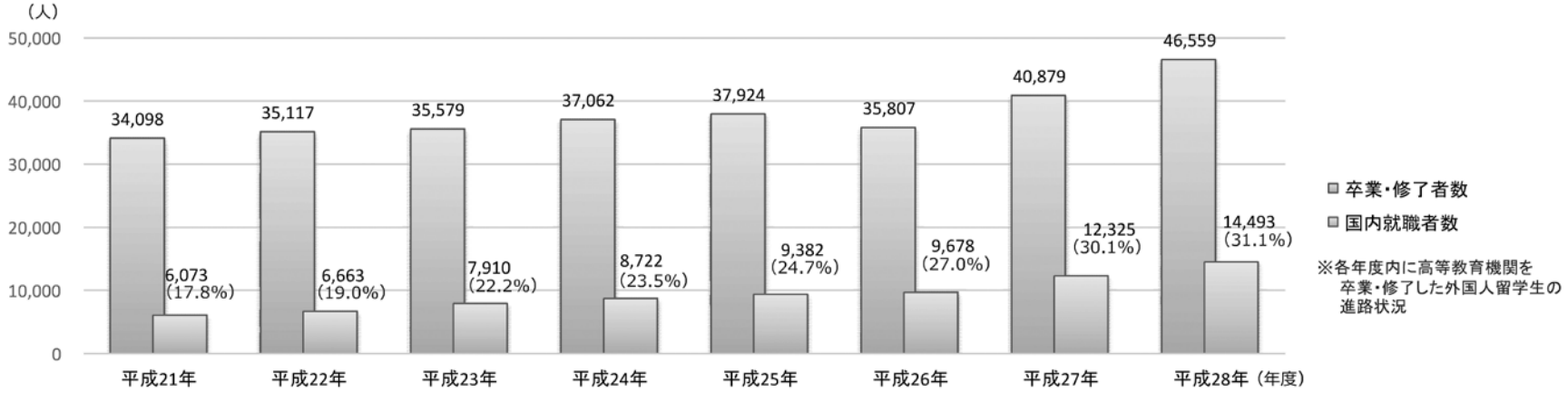
※H28調査結果より



「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果より

（4）留学生の日本国内における就職の現状

○高等教育段階における外国人留学生の卒業・修了及び国内就職の推移



（出典）「平成28年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」(平成30年２月(独)日本学生支援機構)

○大学（学部・院）を卒業・修了した外国人留学生の進路状況

平成２８年度に高等教育機関を卒業・修了し、国内就職した者の割合

大学・大学院　：23,946人中 8,610人（36.0%）
短期大学　　：　449人中　221人（49.2%）
専修学校　　：19,727人中 5,532人（28.0%）

全体	大学院（博士）	大学院（修士）	大学（学部）	短期大学	専修学校
31.1%	19.4%	34.2%	41.8%	49.2%	28.0%

※　全体には、専門職大学院課程、高等専門学校、準備教育課程等を含む
（出典）「平成28年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」(平成30年２月(独)日本学生支援機構)

○日本における就職を希望する外国人留学生の状況

日本における就職を希望する外国人留学生は全体の約64%を占める。

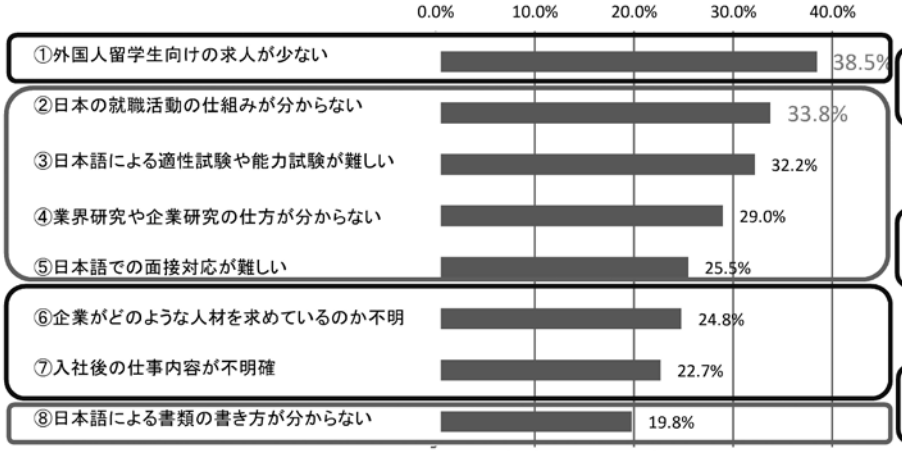
全体	大学院（博士）	大学院（修士）	大学（学部）	短期大学	専修学校
63.6%	51.6%	67.7%	69.9%	64.8%	74.8%

※　全体には、専門職大学院課程、準備教育課程、日本語教育機関等を含む
（出典）「平成27年度私費外国人留学生生活実態調査」(平成28年9月(独)日本学生支援機構)

外国人留学生の就職に係る課題

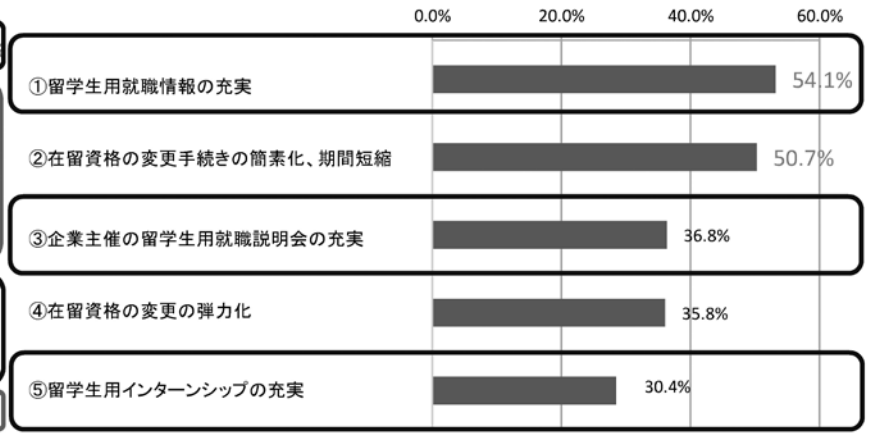
外国人留学生や高度外国人材へのアンケート調査（複数回答可）によると、就職活動上の課題として、
①日本式の就職方法指導や日本語の修得のための支援、②企業による留学生採用枠の拡大や採用枠の明示
③留学生向けの就職情報の充実等が挙げられている。

◆外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果



出典：「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果」
2015年3月新日本有限責任監査法人（経済産業省委託事業）

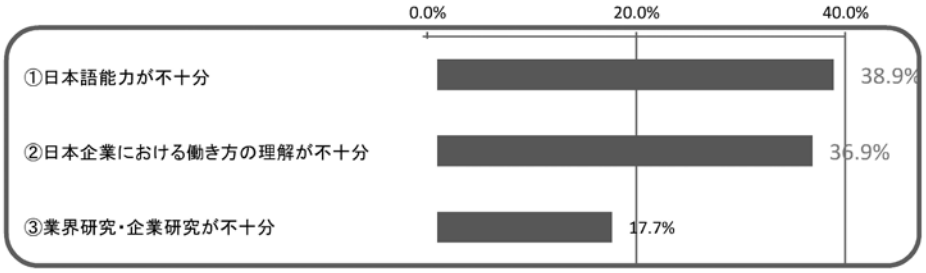
◆平成27年度私費外国人留学生生活実態調査



出典：「平成27年度私費外国人留学生生活実態調査」2016年9月（独）日本学生支援機構

一方、企業から見て、外国人留学生が就職活動で改善してほしい点は以下の通り。

◆外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果



出典：「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果」
2015年3月新日本有限責任監査法人（経済産業省委託事業）

企業側で努力が必要な事項

大学も協力ができる事項

２．外国人受入れ拡大と現状を踏まえた文部科学省の取組

外国人受入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実

2019年度予算額(案)　1,353百万円
(前年度予算額　486百万円)

文部科学省　文化庁

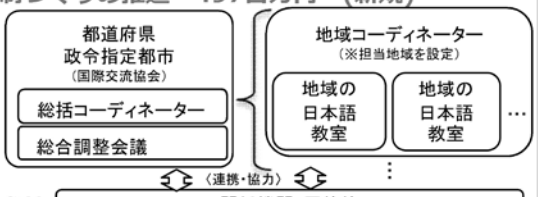
■この10年で、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数（2016年:4.4万人(1.8万人増)）及びそれ以外の国内の日本語学習者数（2017年:24万人(7.6万人増)）は大幅に増加。
■こうした状況に加えて、深刻な人手不足を踏まえ、入管法等が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設（2019年４月施行）。
■外国人の受入れ拡大に向け、外国人が教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションできる環境を整備するため、日本語教育・外国人児童生徒等に向けた教育の充実を図る。

Ⅰ.生活者としての外国人に対する日本語教育の充実

2019年度予算額(案) 804百万円（前年度予算額 221百万円）

（１）外国人に対する日本語教育機会の提供

○地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進　497百万円　（新規）
・都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進する。



○日本語教室空白地域解消の推進等　140百万円（50百万円）
・日本語教室の開設されていない市区町村に住む外国人のため、日本語教育のノウハウを有していない自治体を対象としたアドバイザーの派遣、インターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）の開発等を実施。

○日本語教育の先進的取組に対する支援等　90百万円（128百万円）
・NPO法人や公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施。


（文化庁委託事業による地域の日本語教室の例）

（２）日本語教育人材の確保等

○日本語教育人材の質の向上　63百万円（28百万円）
・文化審議会国語分科会がとりまとめた「日本語教育人材の養成・研修における教育内容」等の普及のため、大学や日本語教育機関等の行う養成・研修カリキュラムの開発等を支援。

○日本語教育のための基盤的取組の充実　14百万円（15百万円）
・①日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用、②日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等の開催、③調査研究の実施。

Ⅱ.外国人児童生徒等への教育の充実

2019年度予算額(案) 549百万円（前年度予算額 265百万円）

（１）共生社会の実現に向けた外国人児童生徒の教育の充実

○日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実　289百万円（168百万円）
・日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築など、自治体が公立学校で行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を行う。

○多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実　20百万円（新規）
・きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援を行う。

○教員等の資質能力の向上　12百万円（12百万円）
・外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るために、教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」を開発・普及する。

○外国人高校生等に対するキャリア教育等の充実　100百万円（新規）
・高校やNPO等が中心となり、企業やボランティアなどの地域の関係団体等と連携し、外国人の高校生等に対する包括的な支援を行う取組を支援。

（２）外国人に向けた漏れのない教育機会の提供

○定住外国人の子供の就学促進事業　80百万円（43百万円）
・日本語の基礎的な学習機会等を提供し、公立学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助。

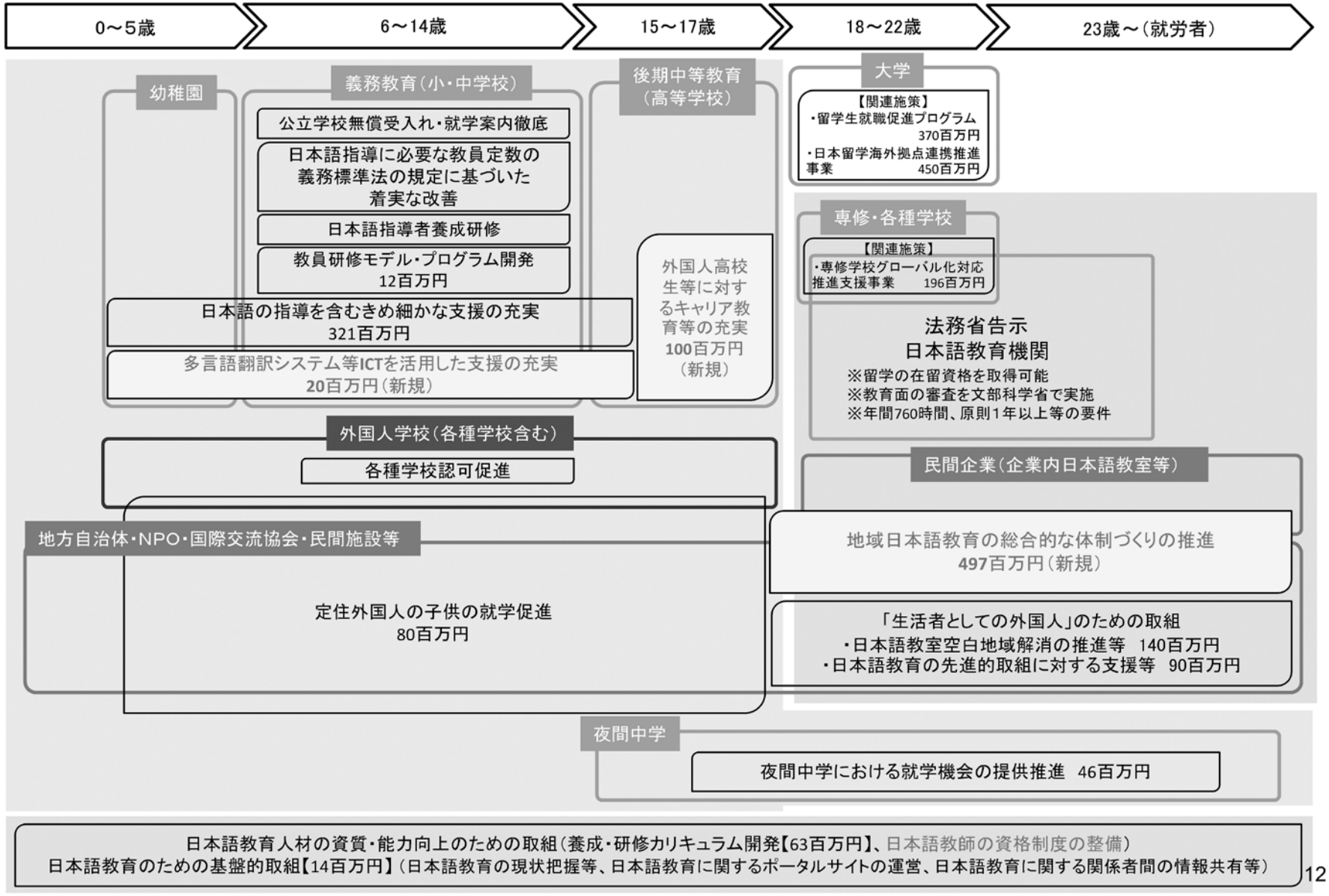


○夜間中学における就学機会の提供推進　46百万円（36百万円）
・夜間中学に通う生徒の約８割が外国籍の者であること等を踏まえ、夜間中学の設置促進と、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るための調査研究等を行う。

【関連施策】 外国人留学生の国内就職支援
・留学生就職促進プログラム　370百万円（362百万円）
・専修学校グローバル化対応推進支援事業　196百万円（195百万円）
・日本留学海外拠点連携推進事業　450百万円（310百万円）

日本人と外国人が共に暮らし発展する共生社会の実現

外国人受入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実（俯瞰図）



外国人に対する日本語教育の推進

2019年度予算額（案）　804百万円
(前年度予算額　221百万円)

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

・「生活者としての外国人」に対する日本語教育について，下記５点を取りまとめ。
　①「標準的なカリキュラム案」(2010年5月)，②「活用のためのガイドブック」(2011年1月)，③「教材例集」，④「日本語能力評価」(2012年1月)，⑤「日本語指導力評価」(2013年2月)
・「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」(2013年2月)において，日本語教育に関する諸課題について，主な論点を１１項目に分けて整理した。
・2018年3月には，国語分科会において，「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」を取りまとめ。
・現在，「日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備」について検討中（2019年度中に結論を得る予定。）。
・2019年度以降，「日本語教育の標準等の作成（日本版CEFR）」についての審議に着手する予定。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

（2018年度予算額　85百万円）
2019年度予算額（案）　46百万円

○地域日本語教育実践プログラム

NPO法人や公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施
【2018年度実績】39件（地方公共団体，NPO等）

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し，日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施　（毎年20～40名程度）



「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

（2018年度予算額　50百万円）
2019年度予算額（案）　140百万円

○地域日本語教育スタートアッププログラム

日本語教室空白地域であって，日本語教育のノウハウを有していない地方公共団体に対し，アドバイザーの派遣等の支援を実施
【2018年度実績】　18件（主に市町村）

○日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供

日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対し，インターネット等を活用した日本語学習教材（ＩＣＴ教材）を開発・提供
2019年度は，６言語（日・英・中・ｽﾍﾟｲﾝ・ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ・ﾍﾞﾄﾅﾑ）開発予定

○空白地域解消推進協議会

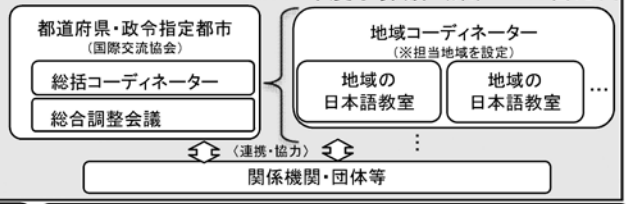
地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業　（新　規）

新たな在留資格の創設等を踏まえ，地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し，日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進。

（新　規）
2019年度予算額（案）　497百万円

○プログラムＡ
・地域の実態調査や実施計画策定のための経費を補助
○プログラムＢ
・地方公共団体における総合的な体制づくりのため，司令塔となる人材や日本語教室運営などの経費を補助

※Ａ，Ｂともに都道府県・政令指定都市への２分の１補助
　Ａ＝30件，Ｂ＝17件程度を採択予定



日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業

（2018年度予算額　28百万円）
2019年度予算額（案）　63百万円

文化審議会国語分科会が示した「日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容」の普及を図るため，以下の事業を実施　（他の機関の見本となる事例を構築する委託事業）

○日本語教師養成プログラムの開発・実施

文化審議会国語分科会が示したモデルカリキュラムに基づく日本語教師の養成プログラムの開発と養成の実施

○現職者研修カリキュラム・プログラムの開発・実施

文化審議会国語分科会が示した教育内容に基づく現職日本語教師研修のカリキュラム・プログラムの開発と研修の実施

【2018年度実績】
・養成…2件（大学，日本語教育機関）
・研修…9件（日本語教育機関，公益法人，地方公共団体等）

日本語教育に関する調査及び調査研究等

（2018年度予算額　15百万円）
2019年度予算額（案）　14百万円

○日本語教育に関する実態調査
○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究
○日本語教育研究協議会
日本語教育関係者を対象に優良事例の紹介等を行うイベント
○日本語教育コンテンツ共有化推進事業
日本語教育に関するポータルサイト「NEWS」を運用
○日本語教育推進会議
関係省庁や日本語教育関係団体が意見交換や情報共有を行う会議

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

（2018年度予算額　43百万円）
2019年度予算額（案）　44百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として日本語教育プログラム等を外部に委託して実施

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

2019年度予算額（案）　497百万円
（新　規）

【目的】　新しい在留資格の創設等の国の政策によって、今後、在留外国人の更なる急増が見込まれる中、外国人を日本社会の一員として受け入れていく（社会包摂）ため、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地方公共団体が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、もって、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。

プログラムA

〈主な目的〉
○　国と地方公共団体が、地域の日本語教育の実態や課題等を把握
○　都道府県・政令指定都市が、日本語教育実施の具体的な計画策定を通じ、今後の対応方針を明確化

〈概要〉
○地域の実態調査
外国人等の現況、市区町村の体制や取組状況、地域コミュニティと外国人との関係、地域の日本語教育の課題等を調査

○実施計画策定
地域の日本語教育実施の具体的な計画を策定

○採択件数：30件程度　（1年間）
○補助率：2分の1
○補助額：1件当たり450万円程度を想定

2年目以降に一部Bに移行

プログラムB

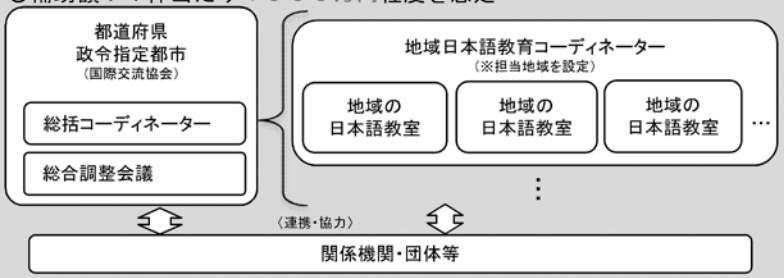
〈主な目的〉
○　都道府県・政令指定都市における体制づくりのための取組を財政的に支援し、全国各地に日本語教育が行き渡ることを目指す。


（文化庁委託事業による地域の日本語教室の例）

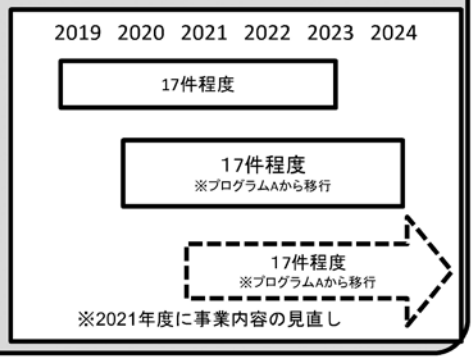
〈概要〉
○総合的な体制づくりのための取組への補助
都道府県・政令指定都市に地域日本語教育の司令塔機能を置くとともに、地域日本語教育コーディネーターが、当該地域や外国人の特性等に対応した教育プログラムを策定し、地域内の日本語教室への指導・助言等を行うような総合的な体制づくりのための取組を財政的に支援。
その際、事業計画が、地域や外国人の実態・特性を十分に踏まえたものとなること、また、大学などの関係機関・団体等との有機的な連携が図られていること等、より実効性の高い計画となることを促進。

○優良事例等の普及
国は、優良事例について、会議やポータルサイト等を通じて、その普及を図る。

○採択件数：１７件程度
○補助率：２分の１
○補助額：１件当たり１９００万円程度を想定



〈年度進行のイメージ〉



○都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議
○日本語教育のポータルサイト（NEWS）
等を通じて、優良事例等の成果を全国に普及

日本全国で外国人に対する
日本語教育体制が確立し、
全国各地に日本語教育が行き渡る

在留資格「留学」に係る日本語教育機関

「日本語教育機関の告示基準」における適正な在留管理に係る主な要件※

※：法務省資料（平成30年9月）から抜粋

○ 設置者及び校長その他の教員の欠格事由を明確に規定
不法就労助長行為を行った者などを欠格事由に規定

○ 入学者の募集
教育課程の種類や入学金等の情報を適切な方法で正確かつ確実に提供

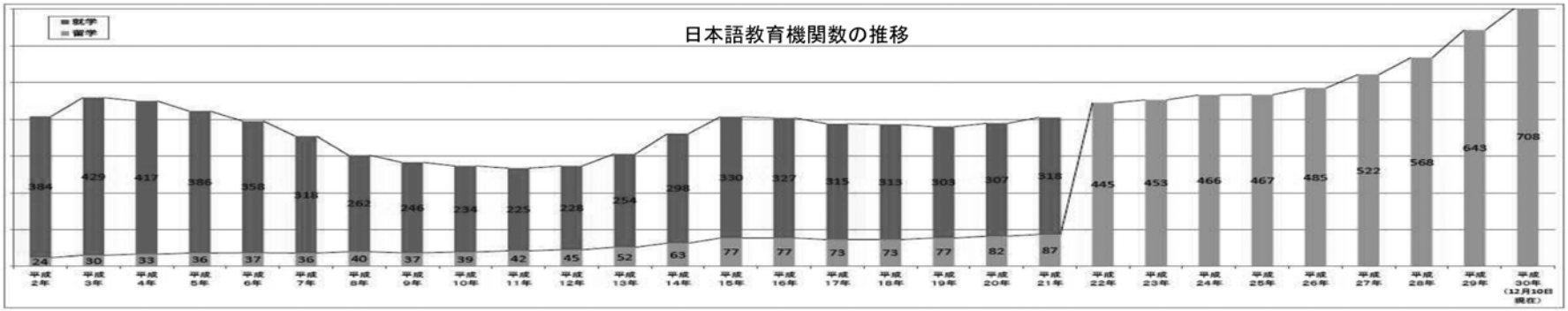
○ 入学希望者の選考
学習意欲や経費支弁能力を適切な方法で確認
仲介者が関与する場合には，仲介者に支払う金額を把握

○ 適切な在籍管理
１か月の出席率が８割を下回る生徒には改善指導
退学した生徒又は出席率が５割を下回る生徒については入管へ報告
資格外活動許可の有無及び内容を把握し，入管法令に違反しないよう適切な助言及び指導

○ 告示後のフォローアップの措置
内容の変更があった場合に地方入管へ報告
地方入管からの求めに応じて基準への適合性等の点検結果を報告

日本語教育機関における在籍管理状況を判断する指標※

○ 在籍者数に占める新規に発生した不法残留者数の割合が５％以下であること。
○ 出入国管理及び難民認定法第１９条の１７による届出等により，当該教育施設に受け入れた外国人の在留状況が確認でき，その状況に問題がないこと。
○ その他，在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。



	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年（12月10日現在）
新たに告示した機関数	409	65	35	34	20	3	11	2	8	8	11	45	61	50	9	6	12	13	20	25	46	8	17	12	23	41	50	77	72
告示から抹消した機関数	1	14	44	62	47	44	63	21	18	14	5	12	6	4	12	22	14	19	11	9	6	0	4	11	5	4	4	2	7
告示されている機関数	408	459	450	422	395	354	302	283	273	267	273	306	361	407	404	388	386	380	389	405	445	453	466	467	485	522	568	643	708
うち「留学」	24	30	33	36	37	36	40	37	39	42	45	52	63	77	77	73	73	77	82	87	445	453	466	467	485	522	568	643	708
うち「就学」	384	429	417	386	358	318	262	246	234	225	228	254	298	330	327	315	313	303	307	318	0	－	－	－	－	－	－	－	－

（注１）「日本語教育機関の告示基準」は，出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の法別表第１の４の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第６号の規定に基づき法務大臣が文部科学大臣の意見を 聴いて告示をもって定める日本語教育機関に係る基準。
（注２）平成２２年７月施行の法改正で「就学」は「留学」に一本化。

法務省告示の日本語教育機関の質の向上・適正な管理

現状

- 入学する生徒に対して在留資格「留学」を付与できる日本語教育機関は、法務省が告示で定めている。
- 上記の告示を行うにあたり、法務省において設置者の経済状況、校地・校舎等のハード面を中心に確認。文部科学省は、法務省からの意見照会に基づき、日本語教育機関の質の維持向上の観点から、有識者委員会を設置し、校長の識見、主任教員の知識・能力、授業時数、授業科目等のソフト面について書面調査及び聞き取り調査を行い、その結果を法務省に回答している。

日本語教育機関の新規開設の確認



課題

- 留学告示に掲載された後は、各日本語教育機関について継続的な確認・評価を行う仕組みがない。

総合的対応策における取組

- 日本語教育機関の質を担保するため、告示後も定期的に日本語教育機関の運営状況を把握する。
  - 定期的な点検及び地方入国管理局に対する報告を日本語教育機関に義務付ける。
  - 日本語教育機関に対し、留学生の日本語能力に係る試験の結果等の公表を義務付け。
- 必要に応じ適格性を欠く日本語教育機関を告示から抹消するなどの措置を講ずる。
  - 引き続き告示しておくことが適当でないと判断した場合は必要な指導を行い、なおも改善がみられない場合等は告示から抹消する。
  - 従前から存在する抹消基準である全生徒の出席率、全生徒に占める不法残留者等の割合等の基準を厳格化。新たな抹消基準として、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による厳格な数値基準を導入。

共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

2019年度予算額(案)　504百万円
(前年度予算額　　229百万円)

文部科学省

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制を充実させることにより、こうした児童生徒が自立できる力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実を図る。

【①指導・支援体制整備】

拡充

日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実
（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
補助対象：65都道府県・指定都市・中核市
補助率：1/3

289百万円　（168百万円）

各自治体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を行う。

定住外国人の子供の就学促進事業
補助対象：30都道府県・市区町村等
補助率：1/3

80百万円　（43百万円）

就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学 校外において実施する自治体を補助

新規

多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実
（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
補助対象：100都道府県・指定都市・中核市
補助率：1/3

20百万円　（新規）

外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組に対する支援を行う。

【②高校生に対する包括支援】

新規

外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業
（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
補助対象：10都道府県・指定都市・中核市
補助率：1/3

100百万円　（新規）

高校等が、企業やボランティアなどの地域の関係団体等と連携して、外国人高校生等に対してキャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う

【教員の指導力向上】

外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業

12百万円　（12百万円）

- モデルプログラム改訂版（最終版）、「養成・研修ガイドブック（仮称）」の作成
- モデルプログラムの普及のためのセミナー・成果普及シンポジウムの開催
- 日本語指導を担う教員等の資質向上のためのウェブコンテンツの開発・公開

【実践交流、情報交換等】

帰国・外国人児童生徒等教育に係る研究協議会等

1百万円　（5百万円）

・帰国・外国人児童生徒等教育や国際理解教育の充実に資するため、都道府県・指定都市・中核市等教育委員会間の連携強化及びネットワークを構築
・必要な施策やその実施に当たっての諸問題、地域における取組等について研究協議、実践交流、情報交換等を実施
・先進地域での実践（プリント教材、動画資料）を集約・普及するポータルサイトの運営

17

①帰国・外国人児童生徒等に対する指導・支援体制整備

2019年度予算額(案)　390百万円
(前年度予算額　　211百万円)

文部科学省

現状の課題と対応

○　日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向（10年間で1．7倍）が続いており、使用言語の多様化が進むとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられるようになっており、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっている。

○　日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導を受けていない児童生徒は近年増加傾向にあり、平成28年度では23．7%。特別な指導を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている生徒は41．8%でありまだなお少ない。

○　外国人児童生徒等の受入れ環境の整備を進めるためには、日本語指導補助者や支援員の一層の充実を図るとともに、ICTの活用など支援・指導体制の工夫を図ることにより、効率的に支援・指導を行うことが必要不可欠。

◆日本語の指導を含むきめ細かな支援
支援の充実　　289百万円（168百万円）
（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

補助対象　：65都道府県・指定都市・中核市
補助率　：1／3

【校内の支援・指導体制の構築】

新規
親子日本語教室の開設

＋

日本語指導補助者、母語支援員、日本語指導コーディネーターの派遣　等
（拡充）

＋

新規
日本人と外国人が共に学ぶ共生授業の実施

効果的・効率的なサポート

◆多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実　　20百万円（新規）
（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

補助対象　：100都道府県・指定都市・中核市
補助率　：1／3

新規

【多言語翻訳システム等の活用】

○新渡日の保護者に対する就学ガイダンスや諸手続きを実施
○児童生徒に対する初期日本語指導における会話補助
○家庭訪問など外国人家庭等とのやりとりに活用　　等

◆定住外国人の子供の就学促進事業
80百万円（43百万円）

補助対象　：30都道府県・市区町村等
補助率　：　1／3

【校外での就学支援の推進】
（自治体、NPO等が実施するもの）

○学校とのコーディネートを通じた就学の促進
○日本語指導、教科指導、母語指導等
○日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流等

■取組事例についての成果と課題を定量的に把握しつつ、帰国・外国人児童生徒等の支援・指導体制のモデル化を図り、各地域への普及を図る。

②外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業

（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

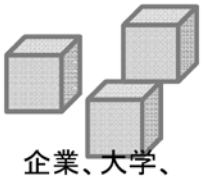
2019年度予算額(案)　100百万円
（ 新　規 ）

文部科学省

現状と課題

○ 日本語指導が必要な外国にルーツを持つ高校生は、この10年で2．6倍に増加。
○ 日本人と共に育つ外国にルーツを持つ若者たちには、母国との架け橋となるグローバル人材としての活躍が期待される。
○ しかしながら、これらの者に対する支援が十分ではないことから、将来有望な若者の芽を摘んでしまっている現状。
○ この現状を打破すべく、NPO法人や高校等が、企業やボランティアなどの関係団体等と連携して、外国にルーツを持つ高校生に対して包括支援を行う取組に対して支援。
○ 今後、外国人労働者の受入れが拡大され家族滞在も増えていく方向であり、こうした支援の必要性は一層高まっていく。

補助対象　：10　都道府県・指定都市・中核市
補助率　：1／3



企業、大学、
関係団体等

連携・協力

高校

連携・協力

NPO
法人等

連携・協力

地方公共団体（福祉窓口、児童相談所、保健センター、ハローワーク等）

地域包括支援スキーム

日本語指導
・学校における日本語指導体制の充実
・日本語教室、母語教室

進学や進路の相談
・将来像やロールモデル提示
・キャリア教育、進路ガイダンス、就職支援（インターンシップ、アルバイト等）
・活躍している外国人材との交流
・保護者への情報提供・支援

日本語ができない

未来が描けない

外国にルーツを持つ高校生

孤立
↓
高校中退
フリーター、ニート
↓
非行、犯罪

相談ができない

友達ができない

生活支援や心理のサポート
・生活相談
・専門家の参画（ユースワーカー、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等）
・奨学金に関する情報提供

放課後や学校内外での居場所づくり
・地域コミュニティへの参加
・部活動への参加

■ 外国にルーツを持つ高校生の自立、自己実現、活躍の促進。各国と日本をつなぐ架け橋となるグローバル人材に成長。
■ 我が国の経済・社会の安定・発展に寄与。多様性を尊重する社会、共生社会の実現。

夜間中学における就学機会の提供推進

2019年度予算額(案)　46百万円
(前年度予算額　36百万円)

文部科学省

背景説明

○ 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加している。
○ 平成28年12月に、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることを義務付ける「教育機会確保法」が成立した。
○ 夜間中学は、義務教育を受ける機会を実質的に保障する場として重要な役割を果たしているが、現在は全国８都府県25市区に31校の設置に止まっている。
※夜間中学の生徒の約８割は外国籍の者が占めている。

目的・目標

教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、
・ 全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置
・ 夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大

第３期教育振興基本計画（H30.6.15閣議決定）

＜設置促進＞

● 都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究

3，968千円（箇所数：8）

教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用を促進するため、都道府県において就学機会提供に係る役割分担の在り方を検証。

● 夜間中学新設準備に係る調査研究

12，490千円（箇所数：5）

夜間中学新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた準備の在り方を都道府県又は市町村において検証。

＜広報活動＞

◆ 教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や、夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

＜教育活動の充実＞

● 夜間中学における教育活動充実に係る調査研究【新規】

16，385千円（箇所数：27）

夜間中学における教育活動を充実するため、生徒の実態等を踏まえた必要な環境整備の在り方を検証。

＜受け入れる生徒の拡大＞

● 夜間中学における教育機会提供拡充に係る調査研究

6，099千円（箇所数：27）

義務教育未修了者に加えて、外国籍の者、入学希望既卒者など多様な生徒の受入れ拡大を図る方策を検証。

◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。

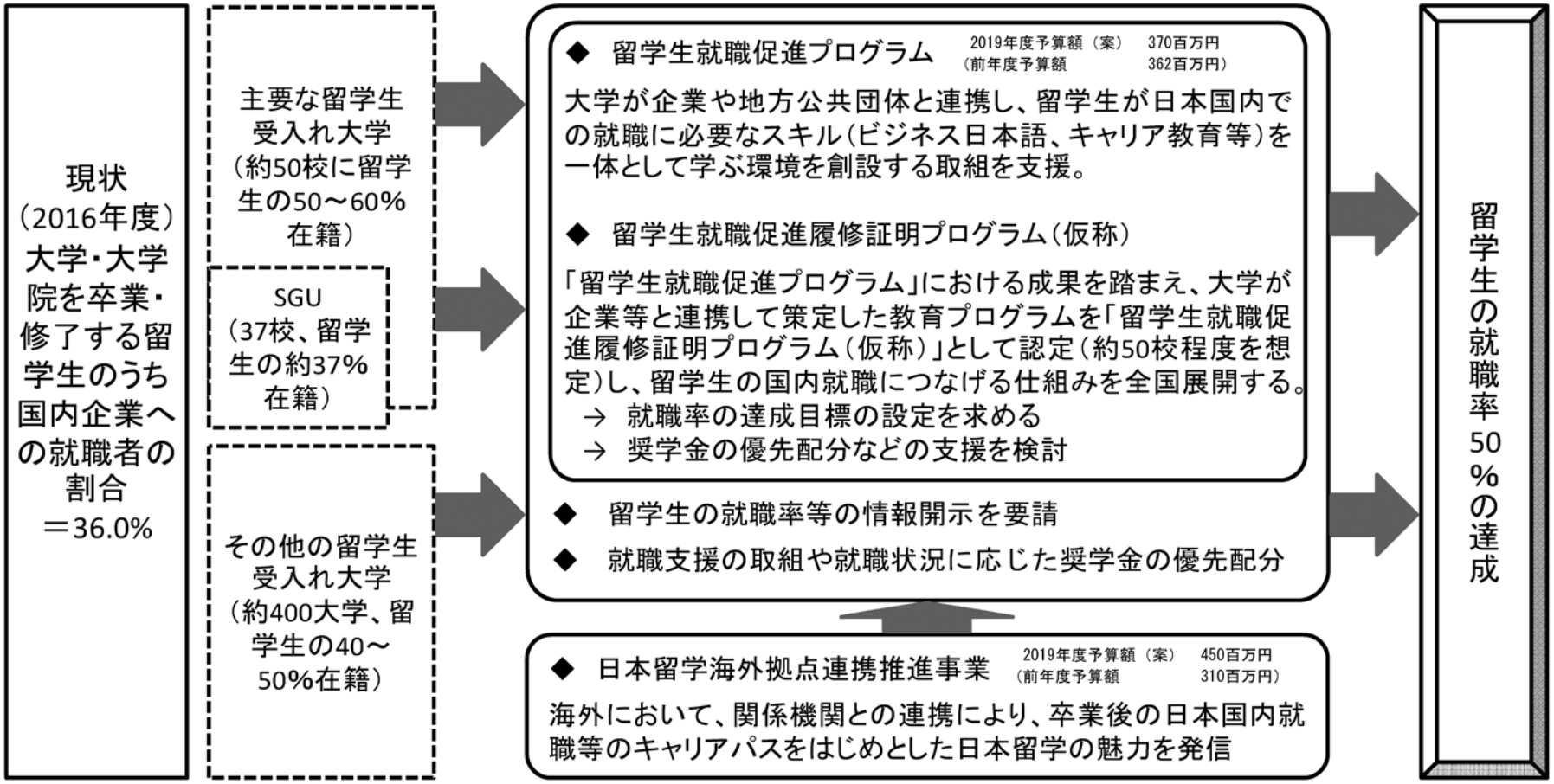
◆は文部科学省が直接執行する予算を表す。

成果、事業を実施して、期待される効果

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる。（教育機会確保法第３条）

外国人留学生の国内就職支援

平成28年6月の「日本再興戦略」において留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指すこととされたが、実際の就職率は36%にとどまっている。留学生の日本国内での就職を支援するため、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内就職につなげる仕組みの構築を促進するとともに、卒業後の日本での就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。



専修学校グローバル化対応推進支援事業

2019年度予定額　１９６百万円
（前年度予算額　１９５百万円）

文部科学省

背景

［日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）］（抜粋）

優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること（「留学生30万人計画」の実現）を目指す。

［未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）］（抜粋）

（略）　専修学校においても専修学校グローバル化対応推進支援事業を通じ国内企業への就職支援を行う。

現状・課題

専修学校（専門課程）の外国人留学生の増加



専修学校（専門課程）の外国人留学生の増加

- 留学生の急増への対応
- 非漢字圏の留学生増加（ﾍﾞﾄﾅﾑ,ﾈﾊﾟｰﾙ等）
- 受入れ分野拡大の可能性（介護分野 等）

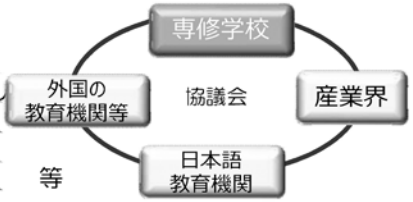
事業内容

Ⅰ 各地域における留学生の戦略的受入れに向けた体制整備

諸外国における日本の専修学校の広報、優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、専修学校に係る入口から出口までの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制を構築。

主な取組

- ◎ 戦略的推進のためのターゲット国・分野特定
- ◎ 諸外国における専修学校の広報・周知・留学生掘り起こし
- ◎ 非漢字圏の留学生の日本語指導と専修学校との接続
- ◎ 国内企業とのマッチング・定着支援
- ◎ 教職員・企業担当者の受入対応能力向上のための研修



Ⅱ 継続的な実態把握等

専修学校の外国人留学生の動向やその後の就職状況、並びに日本人学生の留学状況について、全国的な調査を実施するとともに、広報ツールを更新する。

取組

- ◎留学状況調査実施・分析
- ◎広報ツールの更新・改善

目指す成果

○留学生対応モデルの形成

・海外教育機関との連携協定の締結手法
・日本語学校との連携教育の在り方
・企業連携教育の手法　等を整理・明確化

○留学生受入モデルの活用

各専修学校及び各団体において、開発したモデルを参考にそれぞれ留学生対応に効果的な体制を整備

専修学校と日本語教育機関や企業等との連携を発展させ、優秀な留学生の受入につなげるとともに、我が国又は自国で活躍できる専門職業人を輩出

外国人に対する日本語教育の推進

2019年度予算額（案）　804百万円
(前年度予算額　221百万円)

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

・「生活者としての外国人」に対する日本語教育について，下記５点を取りまとめ。
　①「標準的なカリキュラム案」(2010年5月)，②「活用のためのガイドブック」(2011年1月)，③「教材例集」，④「日本語能力評価」(2012年1月)，⑤「日本語指導力評価」(2013年2月)
・「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」(2013年2月)において，日本語教育に関する諸課題について，主な論点を１１項目に分けて整理した。
・2018年3月には，国語分科会において，「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」を取りまとめ。
・現在，「日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備」について検討中（2019年度中に結論を得る予定。）。
・2019年度以降，「日本語教育の標準等の作成（日本版CEFR）」についての審議に着手する予定。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

（2018年度予算額　85百万円）
2019年度予算額（案）　46百万円

○地域日本語教育実践プログラム

NPO法人や公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施
【2018年度実績】39件（地方公共団体，NPO等）

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し，日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施　（毎年20～40名程度）



「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

（2018年度予算額　50百万円）
2019年度予算額（案）　140百万円

○地域日本語教育スタートアッププログラム

日本語教室空白地域であって，日本語教育のノウハウを有していない地方公共団体に対し，アドバイザーの派遣等の支援を実施
【2018年度実績】　18件（主に市町村）

○日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供

日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対し，インターネット等を活用した日本語学習教材（ＩＣＴ教材）を開発・提供
2019年度は，６言語（日・英・中・ｽﾍﾟｲﾝ・ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ・ﾍﾞﾄﾅﾑ）開発予定

○空白地域解消推進協議会

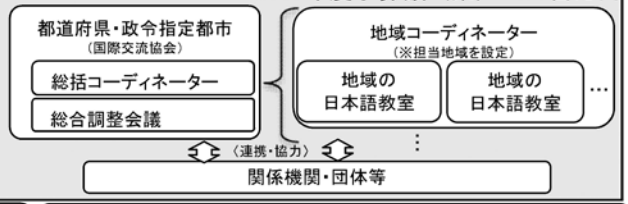
地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業　（新　規）

新たな在留資格の創設等を踏まえ，地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し，日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進。

（新　規）
2019年度予算額（案）　497百万円

○プログラムＡ
・地域の実態調査や実施計画策定のための経費を補助
○プログラムＢ
・地方公共団体における総合的な体制づくりのため，司令塔となる人材や日本語教室運営などの経費を補助

※Ａ，Ｂともに都道府県・政令指定都市への２分の１補助
　Ａ＝30件，Ｂ＝17件程度を採択予定



日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業

（2018年度予算額　28百万円）
2019年度予算額（案）　63百万円

文化審議会国語分科会が示した「日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容」の普及を図るため，以下の事業を実施　（他の機関の見本となる事例を構築する委託事業）

○日本語教師養成プログラムの開発・実施
文化審議会国語分科会が示したモデルカリキュラムに基づく日本語教師の養成プログラムの開発と養成の実施

○現職者研修カリキュラム・プログラムの開発・実施
文化審議会国語分科会が示した教育内容に基づく現職日本語教師研修のカリキュラム・プログラムの開発と研修の実施

【2018年度実績】
・養成…2件（大学，日本語教育機関）
・研修…9件（日本語教育機関，公益法人，地方公共団体等）

日本語教育に関する調査及び調査研究等

（2018年度予算額　15百万円）
2019年度予算額（案）　14百万円

○日本語教育に関する実態調査
○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究
○日本語教育研究協議会
日本語教育関係者を対象に優良事例の紹介等を行うイベント
○日本語教育コンテンツ共有化推進事業
日本語教育に関するポータルサイト「NEWS」を運用
○日本語教育推進会議
関係省庁や日本語教育関係団体が意見交換や情報共有を行う会議

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

（2018年度予算額　43百万円）
2019年度予算額（案）　44百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として日本語教育プログラム等を外部に委託して実施

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

2019年度予算額（案）　497百万円
（新　規）

【目的】　新しい在留資格の創設等の国の政策によって、今後、在留外国人の更なる急増が見込まれる中、外国人を日本社会の一員として受け入れていく（社会包摂）ため、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地方公共団体が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、もって、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。

プログラムA

〈主な目的〉
○　国と地方公共団体が、地域の日本語教育の実態や課題等を把握
○　都道府県・政令指定都市が、日本語教育実施の具体的な計画策定を通じ、今後の対応方針を明確化

〈概要〉
○地域の実態調査
外国人等の現況、市区町村の体制や取組状況、地域コミュニティと外国人との関係、地域の日本語教育の課題等を調査

○実施計画策定
地域の日本語教育実施の具体的な計画を策定

○採択件数：30件程度　（1年間）
○補助率：2分の1
○補助額：1件当たり450万円程度を想定

2年目以降に一部Bに移行

プログラムB

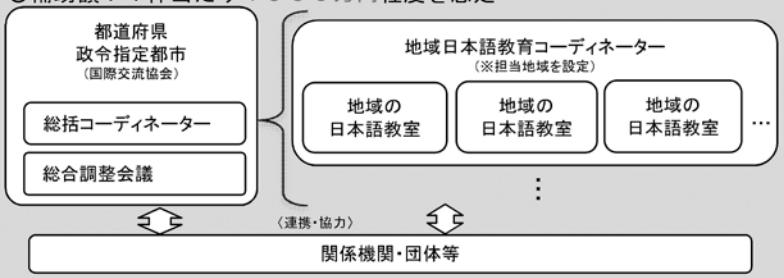
〈主な目的〉
○　都道府県・政令指定都市における体制づくりのための取組を財政的に支援し、全国各地に日本語教育が行き渡ることを目指す。


（文化庁委託事業による地域の日本語教室の例）

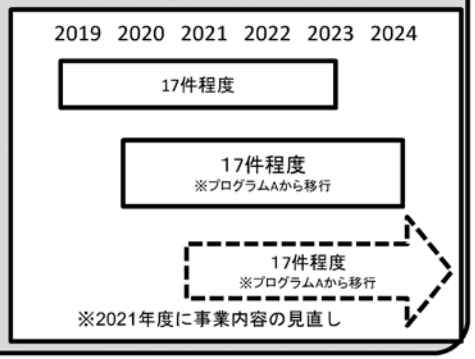
〈概要〉
○総合的な体制づくりのための取組への補助
都道府県・政令指定都市に地域日本語教育の司令塔機能を置くとともに、地域日本語教育コーディネーターが、当該地域や外国人の特性等に対応した教育プログラムを策定し、地域内の日本語教室への指導・助言等を行うような総合的な体制づくりのための取組を財政的に支援。
その際、事業計画が、地域や外国人の実態・特性を十分に踏まえたものとなること、また、大学などの関係機関・団体等との有機的な連携が図られていること等、より実効性の高い計画となることを促進。

○優良事例等の普及
国は、優良事例について、会議やポータルサイト等を通じて、その普及を図る。

○採択件数：１７件程度
○補助率：２分の１
○補助額：１件当たり１９００万円程度を想定



〈年度進行のイメージ〉



○都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議
○日本語教育のポータルサイト（NEWS）
等を通じて、優良事例等の成果を全国に普及

日本全国で外国人に対する
日本語教育体制が確立し、
全国各地に日本語教育が行き渡る

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

（2018年度予算額　　85百万円）
2019年度予算額（案）46百万円

●経済財政運営と改革の基本方針2018　●未来投資戦略2018　　いずれも2018年6月15日閣議決定

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を講じていく必要

地域日本語教育実践プログラム

日本国内に定住している外国人等を対象とし，日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう，各地の優れた取組を支援することにより，地域における日本語教育の拠点が各地に整備され，日本語教育の推進が図られることを目的とする。

≪2018年度委託実績≫ ・採択件数：プログラム（A） 15件　プログラム（B） 24件
・受託団体：地方公共団体，ＮＰＯ法人，公益法人，大学等
・採択金額：約200万円/件

プログラム（A）
「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し，地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

○日本語教育の実施
○人材の育成
○教材の作成

プログラム（B）
地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や，日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

（想定される取組例）
・子育てや防災の取組との連携
・地方公共団体の部局，関係機関・団体，企業等からなる協議会の設置　等

成果の普及

事例の収集，カリキュラム案等の検証・改善

文化庁

審議会報告・成果物の提供
文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。

- 標準的なカリキュラム案
- 教材例集
- 活用のためのガイドブック
- 日本語能力評価について
- 日本語指導力評価について

地域日本語教育コーディネーター研修

地域における日本語教育プログラムの編成や実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者等，地域日本語教育を推進する中核的人材に対する研修を実施。（定員20名）

日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

本事業の範囲

文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

（2018年度予算額　50百万円）
2019年度予算額（案）140百万円

趣旨

日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は現在，約55万人おり，こういった地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために，日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し，アドバイザーを派遣し，日本語教室が開設できるよう支援する。また，日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材（ＩＣＴ教材）を開発・提供する。さらに，日本語教室がない地方公共団体を対象に先進事例等を紹介する「空白地域解消推進協議会」を開催し，日本語教室設置を促す。これらの取組を通して日本語学習環境の格差是正を図り，日本語教育を推進する。

●経済財政運営と改革の基本方針2018　●未来投資戦略2018　いずれも2018年6月15日閣議決定

事業概要

地域日本語教育スタートアッププログラム

（2018年度予算額　36.7百万円）
2019年度予算額（案）　36.7百万円
≪2018年度採択実績≫
・件数：18件・対象：地方公共団体等

アドバイザー派遣のイメージ

専門家チームによる3年サポート

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

指導者養成プログラムの開発，実施に対する支援
カリキュラム・教材の開発に対する支援
教室運営の安定化に向けた支援

日本語教育を行う人材の育成 → 日本語教室の開設（試行） → 日本語教室の運営

地方公共団体による取組

アドバイザーへの謝金・旅費　等（約200万円/件）を委託管理団体を通じて支払

空白地域解消推進協議会

（2018年度予算額　2.7百万円）
2019年度予算額（案）　2.7百万円

【対象】
●地方公共団体
●国際交流協会担当者等
（定員45名）

空白地域解消の実践事例紹介
地域資源活用連携方法等協議



日本語学習教材の開発・提供

（2018年度予算額　11百万円）
2019年度予算額（案）　100.6百万円

日常生活に必要な日本語学習コンテンツの開発
（日本語・英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語・スペイン語等多言語で提供）

日本語学習コンテンツ





登録

必要に応じてサポート

NEWS
（日本語教育コンテンツ共有システム）

インターネット

教室に通えない日本語学習者



期待される効果

○地域に日本語教室が開設される，もしくは日本語学習することにより，日本語を習得する

↓

○近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり外国人が孤立することが少なくなる

↓

○地域住民（日本人・外国人）の地域社会への参画が増える

↓

○地域住民が活躍，外国人の受入れが円滑になる

↓

○地域が活性化する

日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業

（2018年度予算額　28百万円）
2019年度予算額（案）63百万円

事業概要

文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的として，2018年3月に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」で示す「日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容」（以下，「教育内容等」という。）の普及を図るため，これらに基づくプログラム等の開発及び養成・研修の実施を委託事業として実施する。

●経済財政運営と改革の基本方針2018　●未来投資戦略2018　●規制改革実施計画　（左記、いずれも2018年6月15日閣議決定）

背景・趣旨

●外国人の日本語学習者が増加する中，日本語教育の水準を向上するためには，日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。
●このため，文化審議会国語分科会では日本語教育人材の資質・能力の向上を目的として，「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」を2018年3月に取りまとめた。（ただし，現職日本語教師研修の活動分野については，「生活者としての外国人」，「留学生」，「児童生徒等」の３分野のみ）
●2018年度は，現職日本語教師研修において残された課題である３つ（「就労者」，「難民等」，「海外在住の日本語学習者」）の活動分野の教育内容及びモデルカリキュラムについて審議を行っており，年度内に報告を取りまとめる予定。
●上記の審議会報告で提言された養成・研修の「教育内容等」の普及を図るためには，「教育内容等」を実際に養成・研修の現場で適用し，効果的な運用モデルを構築することが必要であり，そのため本事業を2018年度から実施している。
●2019年度については，2018年度からの継続分実施に加え，新しく追加される活動分野について新規採択する予定。

日本語教師養成　対象：これから日本語教師を目指す者

日本語教師養成プログラムの開発・実施

●養成プログラム開発
（人材養成の教育内容及びモデルカリキュラムを参考）



プログラム開発委員会

●養成プログラム実施



養成講座開設・実施

●評価・検証



≪2018年度委託実績≫
・採択件数：2件
・採択金額：約300万円/件
・受託団体：大学等の教育・研修機関

現職日本語教師研修　対象：既に日本語教育に携わる者

現職者研修カリキュラム・プログラムの開発・実施

●研修カリキュラム及びプログラム開発
（現職者研修の教育内容を参考）



カリキュラム・プログラム開発委員会

●現職日本語教師研修実施



研修の実施

●評価・検証



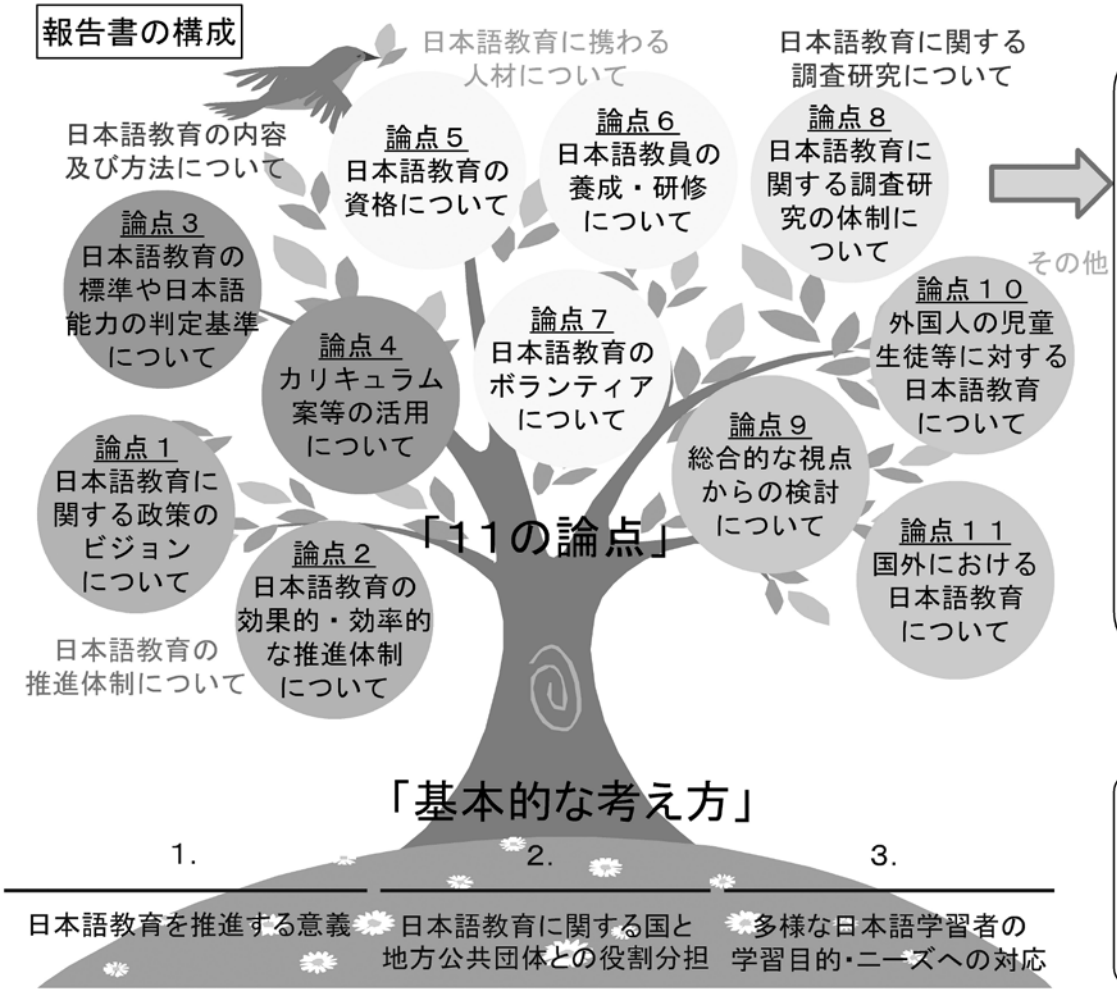
≪2018年度委託実績≫
・採択件数：9件
・採択金額：約230万円/件
・受託団体：地方公共団体，大学等の教育・研修機関
NPO等

日本語教育人材の質の向上・日本語教育機関の教育水準の向上

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（2007年7月設置）では日本語教育を推進する意義等について，再確認するための検討を行い，改めて「基本的な考え方」を整理。
その上で，今後，具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「１１の論点」を整理。

報告書の構成



その他

これまでの検討状況

2014年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」を取りまとめ。

2014年5月から，
論点7「日本語教育のボランティアについて」
論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」審議を行い，
2016年2月29日に「地域における日本語教育の推進に向けて（報告）」を取りまとめ。

2016年5月から，
論点6「日本語教員の養成・研修について」審議を行い，
2018年3月2日に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」を取りまとめ。
（活動分野：「生活者としての外国人」，留学生，児童生徒等）

今期の審議予定

論点6「日本語教員の養成・研修について」
（活動分野：就労を希望する在留外国人，難民等，海外における日本語教育）

論点5「日本語教育の資格について」
検討を行う予定。

定住外国人に対する就労支援

○　平成26年4月に雇用政策基本方針を改正、「定住者（日系人など）、日本人の配偶者等、我が国における活動制限のない外国人の就業を推進するため、企業における雇用管理の改善を促進するほか、日本語能力の改善等を図る研修や職業訓練の実施、社会保険の加入促進等を通じて安定した雇用を確保し、意欲と能力に応じた働き方を実現する。」としている。

○　日系人等の定住外国人については、これらの基本方針を踏まえ、日本語能力が不足していること等、外国人の特性に配慮した職業訓練の機会の提供や、職業相談から訓練、職業紹介、定着支援までの一貫した就労支援の取組みを進めることが、適正かつ安定した就労につなげていく上で重要。

平成30年度における取組

○　労働局が主体となって関係機関（都道府県能力開発主管課、外国人集住地域の市町村、職業訓練機関、外国人就労・定着支援研修委託団体等）との連携を強化し、職業相談から定着支援までの一貫した就労支援に取り組む。

○　各地域のニーズ等を勘案しつつ、日系人等の定住外国人に配慮した職業訓練の機会の確保、外国人就労・定着支援備研修と職業訓練の開催時期を連動させる等の取組みを進め、就職率の向上につなげる。

○通訳・相談員・ワンストップサービスコーナーの設置・配置

①通訳配置所数：　128か所

②外国人専門相談員の配置状況：　91人

③ワンストップサービスコーナー配置状況：　4か所

④多言語コンタクトセンター（全国のHWから利用可能な10言語対応の電話通訳）の設置

○　外国人就労・定着支援研修の実施

（17都府県92都市で実施、4,250名受講予定）

①日本語教育を含む職場でのコミュニケーション能力強化

②日本の労働法令や雇用慣行等の基本的知識の習得

③専門分野（介護現場）において使用する日本語習得

・・・等を目指して受講者の日本語レベルに配慮したコースを設定

外国人就労・定着支援研修事業の概要

事業目的

少子高齢化が進展し労働力人口が減少傾向で推移している中、人手不足産業や成長産業などで人材確保支援に苦慮する状況が生じており、外国人材の活用も含めた支援を行う必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、仕事に就く上での在留資格上に制限のない身分に基づく在留資格で日本に在住する外国人を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした研修を実施することを通じて、円滑な求職活動の促進や安定雇用の促進を図るとともに、人手不足産業や成長産業などでの人材確保を支援する。

研修対象者

定住外国人（離職者に限らず在職者も対象として実施）

研修内容

受講者の既存の日本語能力に合わせ、以下のようなコース等を設定

- 日本語教育も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化
- 日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識
- 専門分野（介護現場）において使用する日本語の習得　　等

研修時間等

- コース当たりの総研修時間は120時間で設定
- 地域の実情や受講者ニーズに合わせ、夜間や土日のコースも設置

実施規模

平成30年度における受講者数及び実施地域数（計画数）は以下のとおり。

実施コース　252 コース（平成29年度実績：265コース）

受講者数　4,250名（平成29年度実績：4,221名）

実施地域数　17都府県92都市（平成29年度実績：18都府県91都市）

日本語講義



就労講義



職場見学





平成30年度実施計画地域
（17都府県92市町村）

発表用資料

＜基調講演＞

外国人集住都市会議
「外国人受入れ新政策ー日本の未来への展望」
2019年1月29 日

（公財）日本国際交流センター
執行理事　毛受敏浩　Toshihiro Menju

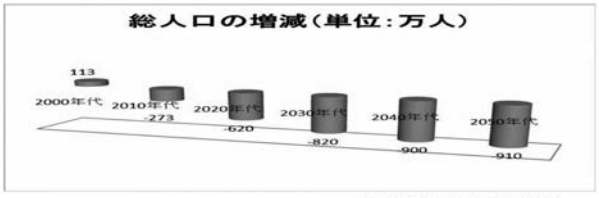
1

内容

1. 終わりのない人口減少
2. 2019年は「移民元年」
3. 30年間の政策空白問題
4. 政府の新政策の評価と課題
5. 外国人集住都市会議に期待すること

2

21世紀は日本にとって人口減少の世



（国立社会保障人口問題研究所、2017年）

2100年には　**5072**万人へ

3

人口減少への歯止めとしての地方創生

2014年　地方創生法（まちひとしごと創生法）
　予算　毎年　1兆円

目標
1. 合計特殊出生率を上げる
2. 地方から東京圏への人口移動を抑制する（2020年に均衡目標）

実績
出生率　2013年　1.43　2017年　1.43
人口移動　2013年　96,524人　2017年　119,779人

4

2019年は「移民元年」

なぜなら
　人口減少は継続悪化し、それとともに外国人受入れの拡大必要

しかし、政府は「移民政策と異なる」と説明

2つの理由
1. 国民感情への配慮 「移民イコール犯罪者予備軍」のイメージ
2. 自民党右派勢力への配慮

→政治的な妥協の産物。しかし、歴史的な転機、前進へ

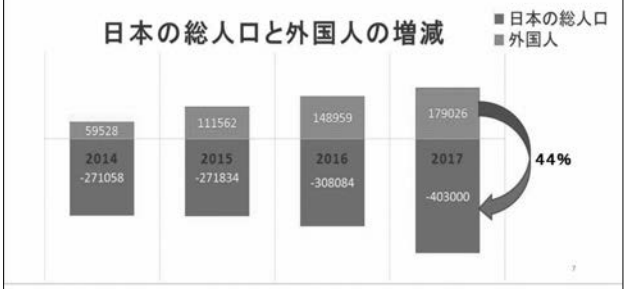
5

なぜ移民政策はタブー視されてきたのか？

1.「移民」に対する誤ったネガティブイメージの流布
　例）犯罪の増加、日本人の職を奪う
2. デリケートな対中関係の影響により中国人増加への懸念
　⇒東南アジアからの受入れを優先する
3. 日本的同質性の維持への固執
　⇒人口減少で伝統文化の急速な喪失
4. 人口減少でも小さな豊かな国を目指すべき
　⇒経済成長なければ国債返せず、国家破たん
5. ヨーロッパでの難民・移民による社会・政治問題
　非合法に入国を求める移民に苦慮、日本が進める外国人受入れとは別次元の問題

6

日本の総人口と外国人の増減



人口増加の都県の人口変動

	平成28年⇒平成30年増減			
	人口（総計）	人口（日本人）	人口（外国人）	人口増加に占める外国人の割合
東京都	221,997	149,537	72,460	32.6%
愛知県	42,204	8,596	33,608	79.6%
埼玉県	39,598	11,939	27,659	69.8%
神奈川県	35,123	11,046	24,077	68.6%
千葉県	33,093	9,971	23,122	69.9%
沖縄県	10,305	7,466	2,839	27.5%
福岡県	8,325	-3,014	11,339	136.2%

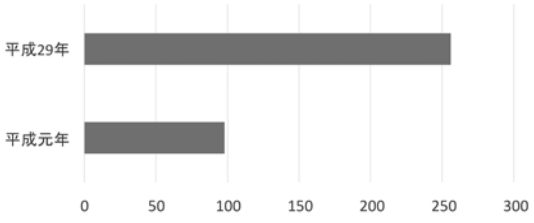
「移民政策がないと移民問題が起こる」

制度の変更ないにもかかわらず、2017年の1年間で18万人増加。

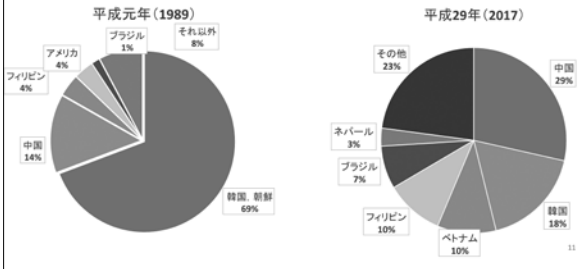
増加の理由⇒「デカセギ留学生」「技能実習生」の急増

⇒労働者であるのに「労働者」として受け入れないと、法の網をくぐるブローカーの暗躍や不法労働に携わる外国人労働者の増加により“移民問題”の深刻化の懸念

平成30年間の在留外国人数の変化



在留外国人の国籍の変化



従来の外国人受入れの課題

日本社会の歪み、課題の本質を解決せずに、外国人受入れによって一時的に痛みを緩和・・・・応急処置的な対応

例）ブルーカラーの労働力不足
- ・デカセギ目的の日系南米人で穴埋め
- ・国際協力のタテマエの技能実習制度で安い労働力確保

→応急処置のもたらす社会の影響への考慮、対応策の欠如

「30年間の政策空白」問題

・政府の不関与のなかで自治体、市民へ丸投げ
・ダブルリミティッド、日本語ができない、未就学子どもたちの増加
・その子どもが成長し、結婚し、子どもを持つ時代に
・日本で十年以上暮らしながら日本語ができない外国人成人

※ドイツでは30年間の政策不在によってトルコ系住民が社会の下層へ、ドイツ人との確執、社会の治安悪化の懸念も
→2004年の新移民法後、統合政策の徹底
600時間のドイツ語学習義務づけ
100時間のドイツ社会についての学習義務づけ

13

「改正出入国法」と新方針のポイント

（1）在留期間の上限を5年とする就労を目的とした新たな在留資格を創設する

（2）滞在中に行う試験の合格者には家族帯同と定住を認める

（3）定住している外国人に対して生活者としての総合的な対応策をとる

14

（1）在留期間の上限を5年とする就労を目的とした新たな在留資格を創生する

→5年間で34万5千人

（課題）
・登録支援団体で適切な運用可能か？（監理団体は許可制）⇒価格競争になりがち、受入れ企業とあわせて客観評価、透明性を
・地方から都会への流出はふせげるか？
・技能実習制度は廃止もしくは大幅縮小か？

15

（2）滞在中に行う試験の合格者には家族帯同と定住を認める

本来、2号への移行こそが、特定技能制度の意義

行なうべきこと
・2号への移行への道筋の明確化⇒2号を目指して来日する人を増やす
・登録支援団体の評価は2号への移行者の数、割合で行なうべき

16

（3）定住している外国人に対して生活者としての総合的な対応策をとる

「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」**2018.12**
・補正及び2019年度予算226億円
・プラス「地方創生推進交付金（1000億円）により積極的に支援」
・日本語教育推進基本法（2019通常国会上程予定）

「**30**年間の政策不在」の検証必要

⇒「在留外国人基本法」の必要性

17

外国人の活躍

1. 世界に向けての情報発信　Fukuoka Now
2. 日本に異文化、価値化、ライフスタイルを紹介
3. 地域イベントやNPOのリーダー　NPOふくかんねっと、ふくしまキムチ村プロジェクト
4. 地域での起業　グローバル愛知
5. 地場産業の働き手
6. 日本文化の担い手
   滋賀県日野まちなみ保存会
7. 地域の防災活動に担い手
   いちょう団地のトライエンジェルス



ラテン文化センターティエンポ

4

多文化パワー

外国人の潜在力を発揮できる環境を作ることで、彼らの活躍が促進されるとともに、日本人も啓発され、両者のウインウイン関係の中から、日本の閉塞感を打破する新たなエネルギー、希望が生まれること

19

今後必要な政策・議論

1.　外国人本格受入れ後の日本の未来像

30年後の日本は？
年間25万人を受入れれば、30年後には現在の在留外国人と合わせるとほぼ1000万人に

究極的には「日本のアイデンティティ」とは何か？
→異文化をテコにイノベーションを起こしてきた歴史

20

今後必要な政策・議論

2. 日本人の意識の醸成
(1)住民の意識をどう変えるか？
一時的な住人ではなく、日本をともに担う仲間としての認識を
・ドイツ　ウエルカムセンター
・韓国 「世界人の日」(在韓外国人処遇基本法)
(2)企業の意識をどう変えるか？
技能実習制度により「期限付きの安い労働者」認識の定着
日本人と同待遇、企業を担う人材の認識を
政府及び自治体の役割重要

21

外国人集住都市会議に期待すること

1.　30年間の政策空白の検証と政府への提起

2. 外国人集住都市会議の発展・拡大
全国の自治体に集住都市の経験、ノウハウ、ビジョンの共有

3.「外国人と作る日本の未来」ビジョンの構想を
多文化パワーの理念をもとに多文化共生2.0の推進を

22

日本国際交流センター
外国人受入れに関する円卓会議

外国人の望ましい受入れのあり方や定住への対応、さらには将来の日本のビジョンについて国民的な議論が必要とされている。
　円卓会議は、社会各層を代表する方々が発起人となり、中長期な視野に立って、多面的、包括的な議論を自由闊達に行い、日本の将来に向けての方向性を社会に示していく。

23

外国人材の受入れに関する円卓会議のメンバー

共同座長
大河原　昭夫　　(公財)日本国際交流センター理事長
国松　孝次　　元警察庁長官、未来を創る財団会長

事務局長
毛受　敏浩　　新宿区多文化共生まちづくり会議会長
(日本国際交流センター執行理事)

政治家、企業、自治体(浜松市長)、学者、NPO、外国人など25名で構成
→「在留外国人基本法骨子案」検討中

24

参考資料

『限界国家ー人口減少で日本が迫られる最終選択』(朝日新書、2017)

『自治体がひらく日本の移民政策ー人口減少時代の多文化共生への挑戦』(明石書店、2016)

『人口激減　日本に移民は必要である』(新潮新書、2011)



25

＜セッション１＞

セッション 1

「新たな外国人材の受入れについて」

【外国人集住都市会議おおた２０１８】

セッション1

新たな外国人材の受入れについて



静岡県浜松市長
鈴木　康友
Yasutomo Suzuki

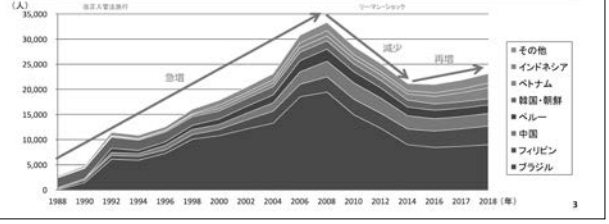
2

外国人市民数の推移 ①

浜松市 HAMAMATSU CITY

※各年4月1日現在 （人）

	1988	1990	1992	1994	1996	1998	2000	2002	2004	2006	2008	2010	2012	2014	2016	2017	2018
ブラジル	28	1,457	6,132	5,920	7,279	10,086	10,789	12,111	13,270	18,548	19,461	14,959	12,268	9,017	8,447	8,667	9,007
フィリピン	157	470	797	749	699	912	1,264	1,780	2,415	2,460	3,034	3,081	3,013	3,090	3,265	3,485	3,699
中国	245	284	519	568	909	1,028	968	1,322	1,654	2,474	3,091	3,242	3,010	2,657	2,443	2,443	2,499
ペルー	2	17	836	639	705	827	1,095	1,382	1,576	2,226	2,421	2,226	2,035	1,717	1,679	1,684	1,713
韓国・朝鮮	1,973	2,040	2,213	2,001	1,930	1,720	1,623	1,585	1,629	1,701	1,660	1,574	1,489	1,385	1,264	1,261	1,250
ベトナム	106	136	199	233	315	402	524	609	744	906	969	1,041	1,074	1,210	1,505	1,809	2,155
インドネシア	32	39	127	75	72	159	589	514	655	941	1,025	808	667	654	700	745	929
その他	194	305	633	676	645	898	997	1,092	1,206	1,516	1,665	1,594	1,582	1,427	1,681	1,748	1,893
合　計	2,737	4,748	11,456	10,861	12,554	16,032	17,849	20,395	23,149	30,772	33,326	28,525	25,138	21,157	20,984	21,842	23,145



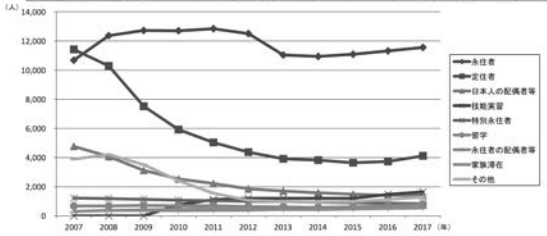
3

外国人市民数の推移 ②

浜松市 HAMAMATSU CITY

※各年12月末現在 （人）

主な在留資格	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
永住者	10,676	12,366	12,715	12,698	12,840	12,504	11,036	10,939	11,083	11,314	11,554
定住者	11,420	10,285	7,523	5,920	5,040	4,372	3,915	3,826	3,651	3,733	4,120
日本人の配偶者等	4,773	4,071	3,126	2,535	2,219	1,856	1,707	1,587	1,484	1,411	1,414
技能実習	-	-	-	764	1,115	1,210	1,205	1,214	1,207	1,476	1,650
特別永住者	1,217	1,186	1,140	1,083	1,043	1,006	983	938	897	870	841
留学	678	684	717	699	693	629	611	580	618	700	815
永住者の配偶者等	305	376	382	365	383	397	443	484	529	529	582



4

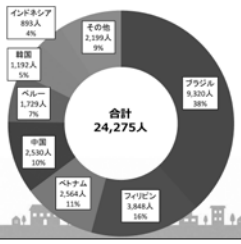
外国人市民の状況

浜松市 HAMAMATSU CITY

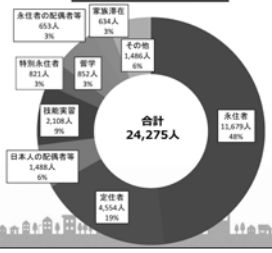
- 市には2万4千人を超える外国人市民が居住
- 特にブラジル人は9千人を超え、全国の都市で最多
- 日本で3番目の総領事館が設置
- 永住者等の長期滞在が可能な在留資格が約8割

※2018年12月1日現在

国籍別内訳



在留資格別内訳



国における外国人材の受入れ拡大

浜松市 HAMAMATSU CITY

≪改正入管難民法に基づく外国人労働者受入れ拡大≫

『基本的には賛成』

外国人労働者を正面から受け入れることは評価

【理由】

- ●既に労働力不足解消のための移民（あるいは移民と認識できる外国人）の受入れは、日系の資格や技能実習制度などで行われている。
- ●今後の構造的な人手不足を考えれば、このまま放置しても、技能実習制度などでさらに外国人は増えていく。
- ●完全とは言えないが、幅広く外国人労働者受入れを制度化することは画期的。

外国人材の受入れと社会統合(多文化共生)政策①

浜松市 HAMAMATSU CITY

≪国への投げかけ事項≫

外国人材を受け入れていくには

1 将来を見据えた明確な受入れ方針と、その方針に基づいた受入れ基準やルールが必要

■受け入れる外国人労働者は、ロボットではなく、血の通った人間
■外国人労働者であるとともに、地域における生活者である

2 受入れ状況を踏まえた、社会保障や教育などの社会統合政策の充実を図らなければならない

外国人材の受入れと社会統合(多文化共生)政策②

浜松市 HAMAMATSU CITY

≪国への投げかけ事項≫

社会統合政策を充実させていくには

1 内閣府に「(仮称)外国人庁」を設置し、出入国管理と社会統合を総合的に調整、推進する

■消費者庁の設置で、消費者行政が飛躍的に進んだように、専門の組織の設置により、外国人施策も飛躍的に進む

2 国と地方自治体の役割と責任を明確にする

■外国人を脅威として捉えるのではなく、その能力や多様性を活かしていくという積極的な考え方が必要

群馬・静岡ブロック



群馬県大泉町長
村山 俊明
Toshiaki Murayama

9

1. 現状

10

群馬県で一番小さな町 大泉町



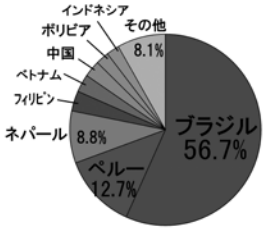
面積
18.03Km²

東西 4.9km
南北 6.3km

11

国籍別人口数と割合

総人口(人)	内外国人(人)	比率(%)
41,785	7,623	18.24

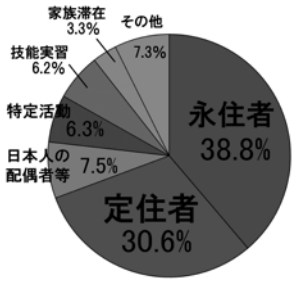


国籍	人数(人)
ブラジル	4,324
ペルー	965
ネパール	671
フィリピン	260
ベトナム	230
中国	213
ボリビア	170
インドネシア	166
その他	624
計	7,623

⇒南米系外国人が約7割を占める (大泉町 2018. 12. 31現在)

12

外国人の在留資格



在留資格	人数(人)
永住者	2,956
定住者	2,330
日本人の配偶者等	569
特定活動	484
技能実習	477
家族滞在	249
その他	558
計	7,623

（大泉町　平成30年12月31日現在）

13

共生へ向けた取組と顔の見える関係づくり



2. 課題

15

課題　全て町単独支出の外国人対応経費


外国人相談窓口


翻訳物

その他経費を含めると
約1億円
（H29決算ベース）


日本語指導助手

16

課題　限られた通訳対応

■ 国籍数　　最大82か国（浜松市）　※ 大泉町：44か国

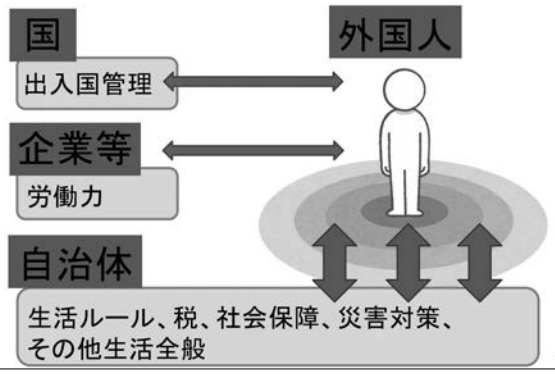
■ 通訳対応状況

言語	通訳対応都市数	通訳対応都市割合	大泉町
ポルトガル語	15	100%	○
英語	12	80.0%	
スペイン語	11	73.3%	○
中国語	7	46.7%	
タガログ語	2	13.3%	

（外国人集住都市会議　平成30年4月1日現在）

17

課題　自治体だけでは限界



18

3. 課題解決のために

19

■ 財政支援

外国人住民にかかる経費は、国が直接的に財政支援を行う

■ 効果的な情報発信

「やさしい日本語」も含めた多言語対応を行う
外国人が情報にアクセスできるよう発信・周知を行う

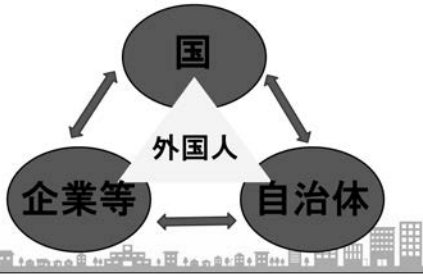
■ 支援体制の構築

国・企業等・地方自治体が、それぞれ責任を担い、
外国人を支援する体制を構築する

20

支援体制の構築

それぞれが責任を担い
連携して外国人を支援する



21

三重・岡山ブロック



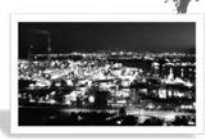
三重県四日市市長
森　智広
Tomohiro MORI

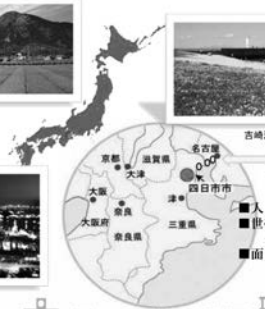
22

四日市市の紹介


鈴鹿山脈と茶畑


古崎海岸とハマヒルガオ


コンビナート夜景



西へ30km

■人　口　:312，190人
■世帯数　:138，527 世帯
（平成30年12月末現在）
■面　積　:206．44㎢

東海エリアの西の拠点・四日市市

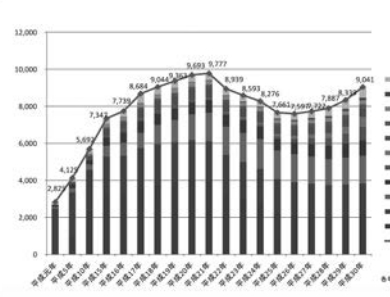


31万人元気都市・四日市市

2027年リニア中央新幹線　東京ー名古屋間開通



本市における外国人市民の現状



外国人市民数(人)	
ブラジル	2,258
中国	1,537
韓国	1,524
ベトナム	985
フィリピン	815
ネパール	635
ペルー	481
タイ	246
ボリビア	231
インドネシア	147
その他	743
計	9,602

(平成30年12月末現在)

本市の多文化共生モデル地区





『外国人市民も日本社会に適応し、地域の構成員として参画するまちづくり』

本市の多文化共生に係る取り組み


地域の防災訓練


笹川子ども教室


戸別訪問による参加促進


地域づくりサポーター養成講座
（防犯パトロール参加）

出入国管理及び難民認定法　改正（平成30年12月）

○一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れ

↓

新たな在留資格

「特定技能1号」　「特定技能2号」

条件

↑

ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力

『外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策』（平成30年12月25日閣議決定）

「外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から排除されること等がないようにするためには、（中略）日本語を習得できるようにすることが極めて重要」

- ➢『日本語教育の標準的なカリキュラム』等の活用促進
- ➢地方公共団体の総合的な取り組みの支援
- ➢先進的な取り組みを行うNPO等への支援
- ➢日本語教室空白地域の地方公共団体へのアドバイザー派遣

↓ ・・・126の施策

国の役割 ＝ 地方公共団体やNPOなどの後方支援？

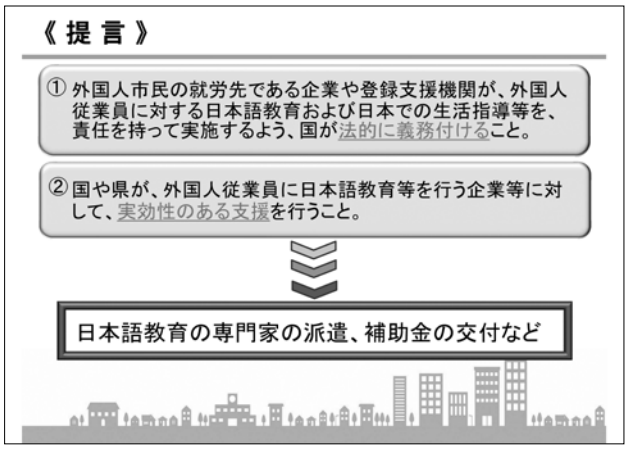
地域ボランティアによる日本語教室における課題

- ○現状でも教室が満杯
- ○ボランティアの動機・経験・技量などがまちまち
- ○仕事のために日本語教室に通えない外国人市民も多い

⇒質・量とも受け入れには限界がある






《提言》
① 外国人市民の就労先である企業や登録支援機関が、外国人従業員に対する日本語教育および日本での生活指導等を、責任を持って実施するよう、国が法的に義務付けること。
② 国や県が、外国人従業員に日本語教育等を行う企業等に対して、実効性のある支援を行うこと。
日本語教育の専門家の派遣、補助金の交付など

＜セッション２＞

セッション 2

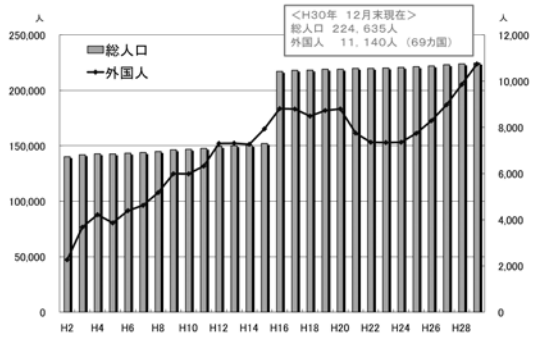
「外国人住民が多様性を生かし活躍できる環境の整備について
～日本語教育を中心として～」

セッション 2



群馬県太田市長
清水 聖義
Masayoshi SHIMIZU

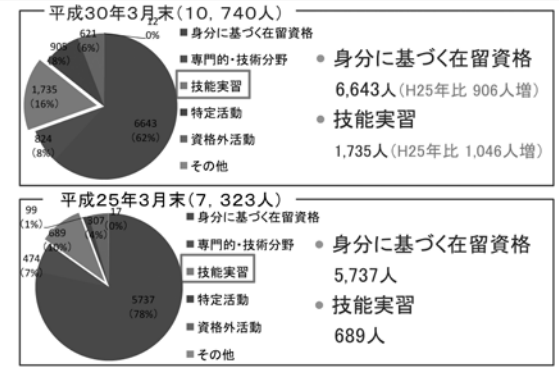
太田市の外国人住民数の推移



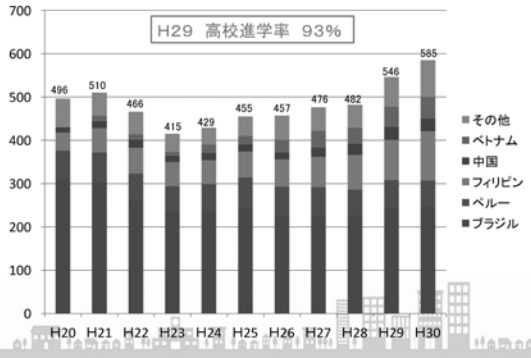
国籍別

順位	国籍	25年12月	30年12月	増減（人）
1	ブラジル	2,683	3,056	373
2	フィリピン	1,133	1,655	522
3	ベトナム	542	1,464	922
4	中国・台湾	996	1,291	295
5	ペルー	551	658	107
6	ネパール	128	488	360
7	韓国・朝鮮	483	415	▲68
8	インドネシア	201	397	196
9	インド	71	347	276
10	バングラデシュ	110	231	121
	合 計	7,624	11,140	3,516
	市人口に占める比率	3.4%	4.9%	1.5%増

在留資格別



外国籍児童生徒（小・中学校）推移



現状と課題（子ども）

現状
- 外国人児童生徒の増加
- 外国人児童生徒の多国籍化

課題
- ■きめ細やかな指導の充実
  - ・指導教員の不足
  - ・指導教員の研修（指導要領等）の充実
  - ・発達支援の有無の判断　など
- ■高校における受入体制整備の不足

太田市の取り組み

◎外国人児童生徒教育ブロック別集中校システム

＜集中校（国際教室設置校）＞
取り出し指導（日本語）
入り込み指導（各教科等）
（小学校11校／26校中）
（中学校6校／17校中）

＜非集中校＞
国際教室・訪問指導なし

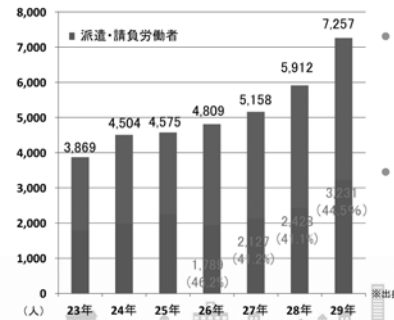
在籍学級と連携

バイリンガル教員7名
（ポ6、ス1）
日本語指導助手14名
（ポ5、ス2、タ3、ペ2、中2）

きめ細かな指導

＜初期指導教室（40日間）＞
アドバイザー1名（日）
指導員3名（ポ1、タ1、ス1）

太田市における外国人労働者数の推移



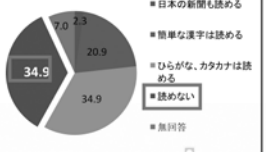
- 労働者数　7,257人
  （前年比22.8%増）
  事業所数　627人
  （前年比13.4%増）
- 派遣・請負労働者
  3,231人／7,257人
  【比率　44.5%】
  ※29年10月末現在

※出典「厚生労働省群馬労働局発表」

現状と課題（大人）

現状
- ・派遣や請負等の不安定な雇用形態
- ・日本語習得機会が少ない

◆日本語は読めますか？



外国人住民対象アンケート調査より抜粋（太田市分）

課題
- ■日本語習得の機会の確保
- ■講師の高齢化、人材確保

太田市の取り組み

◎ボランティア団体と連携した日本語指導教室



◎日本語講師養成

投げかけ事項

- ・外国人児童生徒への日本語教育の充実
  - －日本語指導担当教員の指導充実
  - －夜間中学等の学び直し機会の充実
- ・日本語教育を所管する部署の設置
  - －大人における日本語教育を専門とした文部科学省内の部署の設置（文化庁管轄からの移行）
- ・大人における日本語学習の体制整備の強化
  - －法整備による安定した就労に向けた日本語学習
  - －地域における日本語教室へのサポート



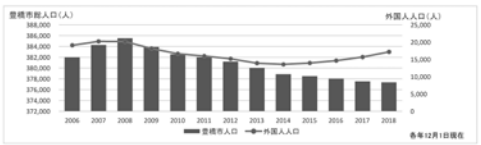


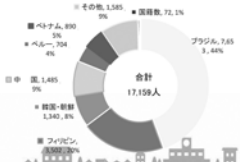
愛知県豊橋市長
佐原　光一
Koichi SAHARA

1

「外国人住民が多様性を生かし活躍できる環境の整備について」

豊橋市の人口動向





総人口　377,362人
外国人人口　17,159人
外国人比率　4.5%

（H30.12.1現在）

2

「外国人住民が多様性を生かし活躍できる環境の整備について」

国への提言

★ 外国人の視点からの環境整備

1. 日本語学習制度の構築

2. 日本語だけでなく英語による日本人と同等の教育環境の整備

3

1.日本語学習制度の構築

豊橋市の取り組み①

1. にほんごきょうしつ・豊橋ふれあい日本語教室

日本語指導ボランティアの運営による日本語講座



にほんごきょうしつの風景



豊橋ふれあい日本語教室の風景

4

1. 日本語学習制度の構築

言語学習制度

	日本語	ドイツ語	フランス語	韓国語
公的学習制度の有無	無	有（滞在法）	有	有（在韓外国人処遇基本法）
制度の財政負担者	―	国	国	市町村
運営主体	―	国民学校、民間語学学校、教会、NPO など	各学校	大学、NGO、福祉法人など
標準的な学習時間	―	600 時間	400 時間	36 時間
言語以外の市民教育	―	60 時間	1 日	有（プログラムにより異なる）

出典：自治体国際化フォーラム Jun2012　※韓国はソウル特別市の場合

5

1. 日本語学習制度の構築

課題①

★外国人市民の日本語能力不足の懸念

・地方自治体、民間団体等の取り組み任せ

・言語学習機会の不足

1. 日本語学習制度の構築

6

2. 日本語だけでなく英語による日本人と同等の教育環境の整備

豊橋市の取り組み②

2. 外国人児童サマースクール

学校、地域住民、保護者等が連携して夏休みを活用し、日本語学習や教科学習を支援



7

2. 日本語だけでなく英語による日本人と同等の教育環境の整備

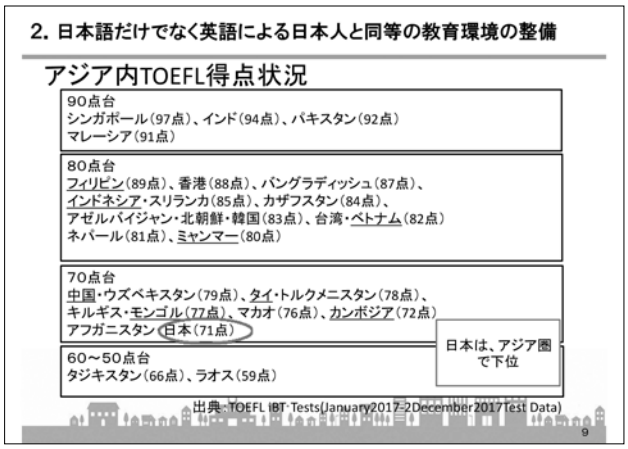
豊橋市の取り組み③

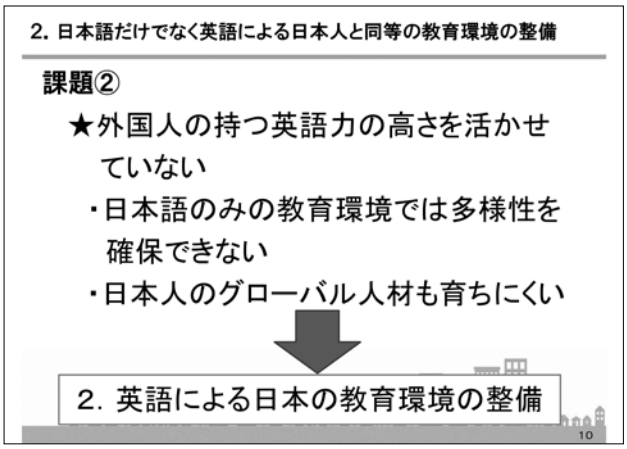
3. 日本語初期支援校「みらい」

来日間もない外国籍の中学生の生徒に集中的に日本語を指導



8


2. 日本語だけでなく英語による日本人と同等の教育環境の整備
アジア内TOEFL得点状況
90点台
シンガポール（97点）、インド（94点）、パキスタン（92点）
マレーシア（91点）
80点台
フィリピン（89点）、香港（88点）、バングラディッシュ（87点）、
インドネシア・スリランカ（85点）、カザフスタン（84点）、
アゼルバイジャン・北朝鮮・韓国（83点）、台湾・ベトナム（82点）
ネパール（81点）、ミャンマー（80点）
70点台
中国・ウズベキスタン（79点）、タイ・トルクメニスタン（78点）、
キルギス・モンゴル（77点）、マカオ（76点）、カンボジア（72点）
アフガニスタン（日本（71点）
日本は、アジア圏で下位
60～50点台
タジキスタン（66点）、ラオス（59点）
出典：TOEFL iBT Tests(January2017-2December2017Test Data)
9


2. 日本語だけでなく英語による日本人と同等の教育環境の整備
課題②
★外国人の持つ英語力の高さを活かせていない
・日本語のみの教育環境では多様性を確保できない
・日本人のグローバル人材も育ちにくい
2. 英語による日本の教育環境の整備
10

＜事例発表＞

事例発表

「外国人児童生徒の教育支援」

NPO法人 Gコミュニティ
代表理事　本堂晴生
Haruo Hondo

1. 教育支援の取り組みの考え方

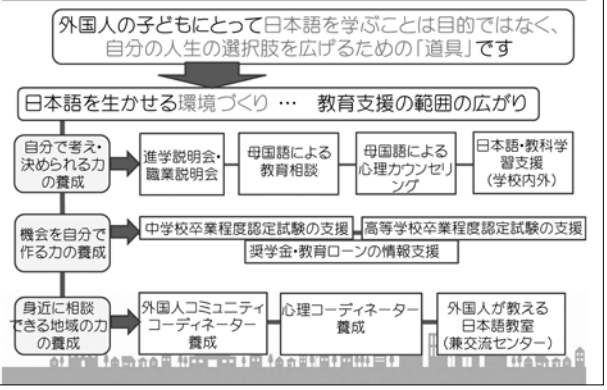
1-1　教育支援の取り組みの考え方

考え方(1)：　外国人の将来の選択肢を広げる環境を作る

考え方(2)：　問題が起きる前に、もしくは深刻化する前に防ぐ

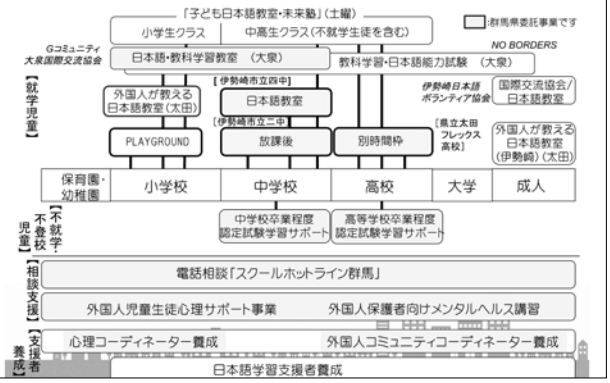
考え方(3)：　地域に支援のネットワークを作る

1-2　人生の選択肢を広げる環境作り



2. 実施活動の事例

2-1　NPOなどによる教育支援の主な取り組み



2-2 学校内での学習支援(2012年度～現在7年目)

… 外国人生徒が特に多く在籍する学校での支援
… 教育委員会(県、市)と校長先生のご理解、ご協力を得て実施

伊勢崎市立第二中学校 放課後	週2～3回 各回1時間半	延べ44名
伊勢崎市立第四中学校 日本語教室	週2～3回 各回1校時	延べ59名
群馬県立太田フレックス高校 別時間枠	週1回 各回3時間枠	延べ60名

【課題】支援者の確保(平日のため難しさあり)

【成果】高校進学、資格取得(日本語能力試験、英検)に寄与

2-3 母国語による教育相談、心理カウンセリング

(2015年度～現在4年目)

… 母国語(ポルトガル語、スペイン語、英語)対応による支援
… 教育委員会、学校、発達支援センターとの連携
… 母国語対応できるコーディネーターによる円滑な支援

母国語による教育相談 延べ175名
(スクールホットライン群馬)

- 電話相談
  (月)～(土)夜9時まで可能
- 面談 ・訪問同行 ・メール

主な相談内容
- 日本語・教科学習
- 進学・受験 ・教育資金
- 入学・編入 ・不就学・不登校

母国語による心理カウンセリング 延べ93名

- 毎月各1回
  ① スペイン語、英語、日本語
  ② ポルトガル語
- 1回で終わることはなく、中長期にわたる

主な相談内容
- 不登校 ・学校・家庭内で暴力・不適応
- 自閉症 ・発達障害 ・離婚が児童へ影響
- 親子コミュニケーション

2-4 地域のコーディネーター養成

(2015年度～現在4年目)

… 近くで最初に相談できる
どこに相談したらよいかわからず深刻化するのを防ぐ
… 受講者の中から地域のキーパーソンを見出す

外国人コミュニティコーディネーター 延べ79名

- 養成講座
  8回講義のシリーズを毎年1回
- 質疑応答を重視
- 有志が「外国人が教える日本語教室」

今までの主な講義テーマ
- 社会制度(学校、税金、健保、年金)
- 病院 ・住居 ・日本語指導法 ・介護
- 民生委員 ・少年院 ・児童相談所

心理コーディネーター 延べ127名

- 養成講座
  5回～7回講義のシリーズを年1回
- 講師: 大学の専門家
- 受講者は外国人及び日本人

今までの主な講義テーマ
- 発達障害 ・病の見分け方と支援
- 家族の心理支援 ・ケーススタディ
- 支援者のメンタルヘルス

3. 実施上の課題

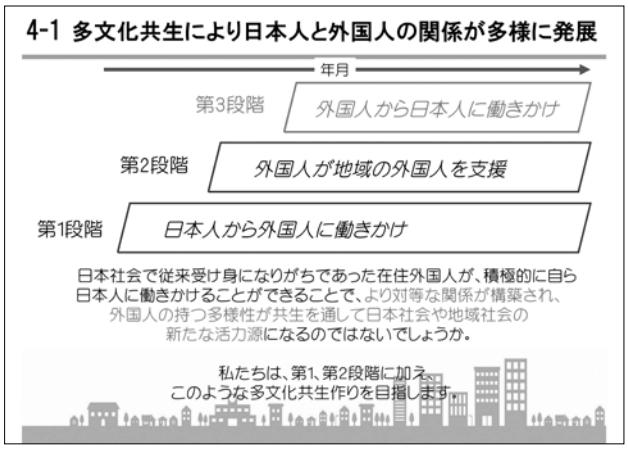
3-1 実施上の課題

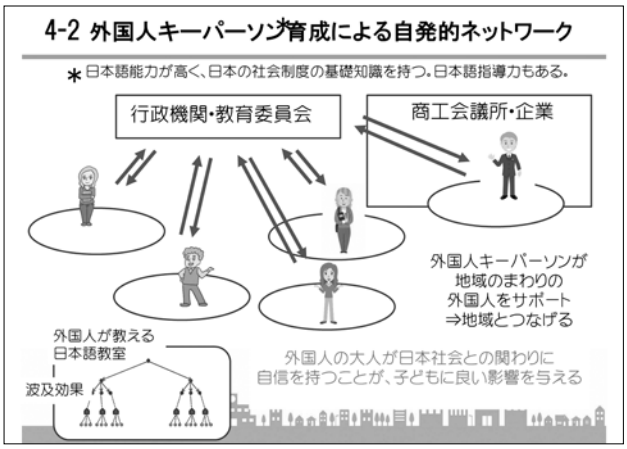
(1) 支援者の確保
… 支援活動が平日であることが多いため確保に困難

(2)地域の日本語学習・教科学習拠点の不足

(3)制度のはざまで起きる問題の対処
例: 義務教育の学齢主義⇒ 下学年編入、学齢超過入学

4. 次の段階の活動(模索)


4-1 多文化共生により日本人と外国人の関係が多様に発展
年月
第3段階
外国人から日本人に働きかけ
第2段階
外国人が地域の外国人を支援
第1段階
日本人から外国人に働きかけ
日本社会で従来受け身になりがちであった在住外国人が、積極的に自ら
日本人に働きかけることができることで、より対等な関係が構築され、
外国人の持つ多様性が共生を通して日本社会や地域社会の
新たな活力源になるのではないでしょうか。
私たちは、第1、第2段階に加え、
このような多文化共生作りを目指します。


4-2 外国人キーパーソン育成による自発的ネットワーク
＊日本語能力が高く、日本の社会制度の基礎知識を持つ。日本語指導力もある。
行政機関・教育委員会
商工会議所・企業
外国人キーパーソンが
地域のまわりの
外国人をサポート
⇒地域とつなげる
外国人が教える
日本語教室
波及効果
外国人の大人が日本社会との関わりに
自信を持つことが、子どもに良い影響を与える

外国人集住都市会議　おおた２０１８　報告書

2019年（平成31年）4月発行

編集・発行　外国人集住都市会議
http://www.syujutoshi.jp/

事　務　局　太田市　企画部　交流推進課

電　　話　0276-47-1908